

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
99

2024.7

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 卷頭言

1 - 14年ぶりに動き出した時計 -

法務総合研究所国際協力部長 建元 亮太

#### 外国法制・実務

5	【ラオス】ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要	JICAラオス長期派遣専門家	阿讚坊明孝
18	【ラオス】ラオス 判決執行の実務上の問題点	JICAラオス長期派遣専門家	阿讚坊明孝
32	【カンボジア】不動産登記法令起草支援の現状（概要）	国際協力部調査員・弁護士	内藤裕二郎
38	【インドネシア】インドネシアにおける知的財産法に関する研修の実施状況について	JICAインドネシア長期派遣専門家	國井 陽平
50	【インドネシア】日本・インドネシア双方の観点によるインドネシアの法令案起草・審査手続の問題点及びその改善策	前JICAインドネシア長期派遣専門家（現福島地方検察庁検事）	及川 裕美
93	【ラオス】ラオス改正企業法（2022年）の概要	元JICAラオス法整備支援長期派遣専門家 JICA法制度整備支援アドバイザー 弁護士	入江 克典
110	【ネパール】ネパールの民法支援に関する現地の活動	国際協力部調査員・弁護士	磯井 美葉
124	【ケニア】ケニア「コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト」の開始について	JICA長期派遣専門家	枝川 充志
		JICA長期派遣専門家	橋場 美奈

#### 活動報告

##### 【会合】

130	【ベトナム】ベトナム・ハイレベルフォーラムの開催	JICAベトナム長期派遣専門家	茅根 航一
139	法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」	国際協力部教官	大谷 洋史

##### 【国際研修・共同研究】

144	【ベトナム】2023年度ベトナム（最高人民裁判所）現地セミナー及び本邦研修	国際協力部教官	原 彰一
-----	---------------------------------------	---------	------

##### 【海外出張】

155	【ネパール】ネパール出張の報告～現地ワークショップの実施と今後の支援の方向性～	国際協力部教官	原 彰一
161	【モンゴル】モンゴル出張報告～現地ワークショップの開催と今後の支援の方向性～	国際協力部教官	後藤 圭介

169	【ラオス】ラオス：現行プロジェクトに関する現地セミナー及び民事訴訟法改正セミナーの実施	前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）	坂本 達也
176	【東ティモール】東ティモール出張報告～現地セミナー（戸籍法、商業登記法）と関係機関訪問～	前国際協力部教官（現法務省人権擁護局調査救済課補佐官）	荒川 豊

##### 【講義・講演】

181		総務企画部国際事務部門国際専門官	矢口 昌宏
-----	--	------------------	-------

##### 【研修等実施履歴】

182		総務企画部国際事務部門国際専門官	矢口 昌宏
-----	--	------------------	-------

##### 【活動予定】

183		総務企画部国際事務部門国際専門官	矢口 昌宏
-----	--	------------------	-------

#### 各国の法制度整備支援の現場から

185	JICAベトナム長期派遣専門家	茅根 航一
	JICAカンボジア長期派遣専門家	戸部 友希
	JICAラオス長期派遣専門家	矢尾板 隼
	JICAインドネシア長期派遣専門家	菊地英理子
	JICAバングラデシュ長期派遣専門家	藤岡 拓郎

#### 編集後記

187	総務企画部国際事務部門国際専門官	矢口 昌宏
-----	------------------	-------

## 卷頭言

### －14年ぶりに動き出した時計－

法務総合研究所国際協力部長

建元亮太

令和6年4月1日付けで法務総合研究所国際協力部長に就任しました建元亮太です。どこかで聞いたことがある名前だなあと思われた方がいらっしゃるかもしれません、国際協力部（ICD）の勤務は今回が2回目となります。2008年から2010年頃にかけての「ICD News」には、ちらほらと私の名前や私が執筆した記事が載っています。それ以降、ほぼ一貫して検察の現場で仕事をしてきましたが、今回14年ぶりに法整備支援の世界に戻ってまいりました。すっかりご無沙汰しておりましたが、改めましてよろしくお願ひいたします。

#### 法整備支援との出会い

私と法整備支援の出会いは、2007年8月、ICD教官となったことがきっかけでした。当時は、検察における法整備支援の認知度はそれほど高くなく、私自身も法整備支援という仕事があることをほとんど知りませんでした。そのため、私にとって、ICD教官の内示はまさに寝耳に水でした。東京地検の検事だった私は、当時の上司から突然「来月から大阪にある法総研の国際協力部に行ってもらうから。この話には続きがあって、来年にはカンボジアかラオスかベトナムに行ってもらうことになるから。」と告げられたのです。思わず「どの国に行くことになるのかも分からぬのですか。」と聞き返してしまいました。その後まもなく、行き先がカンボジアであることが判明し、2008年4月、カンボジアの首都プノンペンに派遣されました。

#### 裁判官検察官養成校（RSJP）民事教育改善プロジェクト

カンボジアでは、2年間にわたり、裁判官検察官養成校（RSJP）の民事教育の改善を支援するJICAプロジェクトの現地専門家として活動しました。当時のカンボジアでは、日本の法整備支援によって新しい民法と民事訴訟法が成立していたものの、ポルポト政権下の知識層に対する迫害の影響で、法曹人材が圧倒的に不足していたため、それら新法の適切な運用が困難な状況にありました。そこで、法曹人材の養成機関であるRSJPの民事教育改善を通じて、それら新法の適切な運用を目指したのです。具体的には、カリキュラム作成、教材作成、模擬裁判の実施などを支援したのですが、特に力を入れていたのが教官人材の育成でした。「教官候補生」として選抜した優秀な若手裁判官に対して集中的にインプットを行い、将来の教官人材を育成するというもので、毎週金曜日の午後に「教官候補生」を集めて行うワーキンググループがその活動の中心でした。

## 「教官候補生」WG（ワーキンググループ）

私が現地に赴任した当時、新しい民法は未だ適用（施行）されていませんでしたが、新しい民事訴訟法は既に適用が開始され、待ったなしの状況でした。新しい民事訴訟法のうち、一審訴訟手続に関しては、既にいくつかの教材が完成し、カンボジアの裁判官等の理解もある程度進んでいたのですが、民事執行・保全については、教材も全くなく、実務の現場も混乱していました。そこで、民事執行・保全に関するインプットと教材作成が喫緊の課題となり、ワーキンググループでもこれに取り組むことになりました。民事執行・保全の実務経験を持たない検事出身の私にとって、これはかなり困難なテーマでした。加えて、ワーキンググループ活動は、英語を話せるカンボジア人スタッフを通訳にして進めていたので、英語が得意とは言えない私にとっては言語という面でも大変でした。私の説明を教官候補生に正しく伝えるためには、通訳を務めるカンボジア人スタッフが私の説明を正確に理解していることが大前提となるのですが、カンボジア人スタッフは、法学部を卒業しているとは言え、法律専門家でもない普通の若者でした。そこで、ワーキンググループに先立ち、まず通訳のカンボジア人スタッフを相手にインプットをする必要もあり、ワーキンググループ1コマの準備に多大な時間を費やさなければなりませんでした。

「教官候補生」ワーキンググループの光景は、14年経った今でも鮮明に目に浮かんできます。日本では、若手検事や司法修習生等を相手に講義をする場合、こちらから一方通行の説明をして、最後に少しだけ質疑応答をするという流れが一般的ですが、「教官候補生」ワーキンググループでは、毎回「教官候補生」から山のような質問が出て、活気にあふれていました。そのため、質問への回答で大半の時間を使ってしまい、あらかじめ準備していたテーマを終えられないということも度々ありましたが、こちらが新たな気づきを得られるような質問も多くありましたし、また、質問を通じて「教官候補生」の理解の進み具合が分かるので、手応えを感じることができました。何よりも、雨あられのように寄せられる質問に、彼ら（彼女ら）の向上心や熱意をひしひしと感じたことが懐かしく思い出されます。今思えば、彼ら（彼女ら）の向上心に応えたいという思いが、私のモチベーションになっていました。

## 教官不足問題の解消に向けて

R S J P の民事担当教官はいずれも非常勤教官であり、現職幹部裁判官や司法省幹部等の要職を兼ねていました。そのため、R S J Pにおいては、教官の多忙を理由とする欠講が相次いでおり、こうした教官不足を解消する切り札が「教官候補生」でした。ただ、私が赴任した当初、R S J P側は、彼ら（彼女ら）の経験不足等を理由にその活用に消極的であり、私に教官の代替として講義してほしいと求めてくることもありました。しかし、私がR S J Pの教壇に立ってしまえば、R S J Pの自立を阻害しかねませんし、せっかく育成した「教官候補生」が文字通り「教官候補生」のままで終わってしまい、教官に登用されないのではないかとの懸念もありました。そこで、私は「私自身はR S J Pの教壇には立たない。『教官候補生』が教壇に立つのであれば、こちらも『教官候補生』を全面的

にサポートする。」とのスタンスで臨み、R S J Pに対して「教官候補生」の積極的な活用を促しました。その結果、私の任期2年目である2009年度には、R S J Pの民事科目のうち、約1割が従来の教官単独による講義、約3割が従来の教官と「教官候補生」の合同による講義、残りの約6割が「教官候補生」単独による講義となり、「教官候補生」の活用がかなり進みました。教壇に立つ機会が増えた教官候補生からは、講義の準備に当たり、日々様々な質問が寄せられるようになり、その副産物として、これらの質疑に対する回答を整理・集約した頻出質問集（いわゆるFAQ）を出版することができました。このように、私がカンボジアを離任する頃には、「教官候補生」がR S J Pの教壇に立つ機会も増えてきており、私個人としては、自己満足かもしれませんのが、それなりの達成感を感じていました。

## 帰国

他方で、私が離任したときには、まだ新しい民法が適用されるに至っておらず、そのため、民事訴訟法に比べると、カンボジアの裁判官等の民法に対する理解も、民法教材の作成もあまり進んでいませんでした。また、新しい民法・民事訴訟法が適切に運用されるためには、裁判官だけでなく、書記官、執行官、公証人等においても、新しい民法・民事訴訟法をきちんと理解していることが不可欠です。私が離任するときには、R S J Pのほか、書記官養成校が開校され、近い将来、執行官養成校や公証人養成校も開校される見込みとなっていましたが、これら新しい学校はプロジェクトの直接の支援対象ではありませんでした。達成感の一方で、この先R S J Pはどうなるのか、カンボジアの司法はどうなるのか、カンボジアそのものはどうなるのか、その5年後、10年後の姿を見てみたいという思いを心の片隅に残したまま、2010年4月、カンボジアから帰国しました。

## 14年が経過して（今）

それから14年、私は、検察の現場に戻り、法整備支援とは無縁の仕事をしてきました。あえて避けていたということではないのですが、目の前の仕事に忙殺されるうちに、カンボジアの5年後、10年後の姿を見てみたいという思いは次第に薄れ、私の中で法整備支援はすっかり過去のものとなり、カンボジアでの2年間は古き良き思い出となっていました。

今回、国際協力部長に就任し、私の中で止まっていた法整備支援の時計が再び動き出しました。ICDに復帰して1か月余りが経ち、懐かしい方々との再会もありました。近いうちにカンボジアに出張し、あのときから14年経ったカンボジアの姿を見てみたいですし、「教官候補生」をはじめとするカンボジアの人たちとの再会も楽しみです。

ただ、今の私が強く感じているのは、懐かしい場所に戻ってきたというよりも、目の前に全く新しい景色が広がっているような感覚です。一教官、一現地専門家として自分が担当するカンボジアだけを見ていた14年前とは立場も変わりましたし、この14年間で、法整備支援の対象国も増えました。従前から継続して支援している国についても、その支

援の内容が変化（進化）していますし、法整備支援そのものの存在感が14年前に比べて大きくなっていると感じました。私の中で法整備支援の時計が止まっていた間も、多くの関係者の方々が活動を継続されてきたからこそ、14年ぶりに戻ってきた私には、新しい景色が広がっているように感じられたのだと思います。

法整備支援の世界に戻ってきた今、私は、更に新しい景色が見られることを期待しています。そして、素晴らしい景色が見られるように、国際協力部長として、力を尽くしていきたいと思っています。

~~~~~

本巻頭言脱稿後、名古屋大学名誉教授森嶌昭夫先生御逝去の訃報に接しました。森嶌先生は法整備支援の第一人者として、長年にわたり、我が国の法整備支援を牽引されてきました。本年4月にハノイで開催されたベトナム法整備支援プロジェクトの「ハイレベルフォーラム」にもオンラインで御参加くださり、叱咤激励を含む貴重なコメントを頂戴するなど、最後の最後まで御指導をいただきました。森嶌先生の御指導を胸に、我が国の法整備支援の更なる充実に尽力したいと思います。森嶌先生の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

## 外国法制・実務

### ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要

JICAラオス長期派遣専門家

阿讚坊 明 孝

#### (目次)

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1  | ラオスにおける判決執行法（改正）とは     | 5  |
| 第2  | 執行機関と執行の対象             | 6  |
| 1   | 判決執行機関                 | 6  |
| 2   | 判決執行官                  | 7  |
| 3   | 判決執行の対象                | 7  |
| 4   | 費用負担                   | 8  |
| 第3  | 民事執行手続（手続の順序）          | 8  |
| 1   | 確定判決の送付                | 8  |
| 2   | 任意執行                   | 9  |
| 3   | 強制執行（判決執行命令の発布）        | 9  |
| 4   | 判決執行準備・当事者呼出・執行の案内及び勧告 | 9  |
| 5   | 履行・不履行                 | 9  |
| 6   | 資産の調査・資産目録の作成          | 11 |
| 7   | 資産の評価手続                | 11 |
| 8   | 資産の売却・譲渡及び退去命令         | 12 |
| 9   | 民事執行手続の終了ないし執行停止       | 13 |
| 第4  | 刑事執行手続                 | 14 |
| 1   | 判決執行法の対象となる刑事執行        | 14 |
| 2   | 刑事執行の刑種ごとの手続           | 15 |
| (1) | 自由剥奪刑の執行               | 15 |
| (2) | 自由剥奪刑以外の執行             | 15 |
| 第5  | 判決執行の停止（民事及び刑事執行共通）    | 16 |

#### 第1 ラオスにおける判決執行法（改正）とは

ラオスにおける判決執行に関する法律（改正）は、2021年11月17日に国民議会により承認され、2022年3月31日に官報掲載、その15日間の掲載の後である2022年4月16日以降ラオス国内で施行されている。当該法律は2008年の旧法

成立以来10年以上を経ての改正法である（2021年判決執行法。以下、単に「判決執行法」と言う）。<sup>1</sup>

ラオスにおける執行機関は、民事判決のみならず、刑事の罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決、損害賠償の執行をも担っており（自由剥奪刑は治安維持機関が担い、刑事訴訟法に従う）、判決執行法がラオス国内における民事と刑事の執行関係全体を包括的に規定している。<sup>2</sup>

判決執行は、判決等で定められた内容を実現する重要な手段である。適切・迅速に判決執行手続が遂行されること（またはそれが担保されていること）により、判決等が求める内容が確実に実現されることとなるため、紛争解決手段としての裁判手続等は判決執行手続に支えられていると言える。そのため、判決執行法及びその実務への理解は、ラオスの法制度や法の支配を理解する上で欠かせない。

そこで、本稿においては、ラオスにおける判決執行制度の概要を把握するという観点から、ラオスの判決執行法の全体構造を整理した。<sup>3 4</sup>

なお、この判決執行に関する実務上の問題点については、次稿にまとめたのでそちらを参照されたい（阿讚坊明孝「ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要」ICD NEWS 第99号（2024.7））。

## 第2 執行機関と執行の対象

### 1 判決執行機関

ラオスにおける判決執行機関は、日本とは異なり司法省に属する機関である。裁判所における判決等がなされると、当該判決執行機関が、確定した民事判決や刑事の罰金刑などの執行実務を担当する。

判決執行機関については、以下のとおり各種組織が構成されている。司法省に属する判決執行管理局が執行業務全体の監督・監査・促進を担い、そこに属する各県・首都の判決執行支部がその担当下の判決執行業務の管理を実施する。そして、その各支部に属する郡、特別区、特別市の判決執行室がその担当下の判決執行業務の管理を実施する。<sup>5</sup> この執行機関の組織構成の序列を整理すると以下のとおりである。

<sup>1</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）115条。なお、旧法は「2008年7月25日付判決執行法第04号／国民議会」である。なお、判決執行法の条文については、下記参照。

独立行政法人国際協力機構「ラオス六法」([https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six\\_codes.html](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six_codes.html), 2024年2月27日最終閲覧)

<sup>2</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）1条、刑事執行については第4編64条以下参照。

<sup>3</sup> 阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4ボリカムサイ）」ICD NEWS 第98号63頁（2024.3）(<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>, 2024年7月10日最終閲覧)

<sup>4</sup> また、本稿にて引用している法令については原文のラオス語からの翻訳であり、この翻訳を基に検討を行っている。また、法令の記載ぶりが必ずしも明確ではない部分もあり、その場合にはもっとも合理的だと考える内容にて整理した。掲載された「法令」の翻訳内容の正確性については保証されておらず、筆者も当該翻訳に基づく本稿の記載については責任を負いかねることを付記しておく。そのため、具体的問題に関し民事執行手続を検討するに当たっては、法令のラオス語原文を参照して頂く必要がある。

<sup>5</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）78条「判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する」、同79条

## (判決執行機関の組織構成)

- 1 判決執行管理局（司法省の官房）
- 2 判決執行支部（判決執行管理局の官房）：県及び首都レベル
- 3 判決執行室（判決執行支部の官房）：郡、特別区、特別市レベル

また、各機関の権限や職務については、詳細に法定されている。<sup>6</sup>

## 2 判決執行官<sup>7</sup>

上記判決執行管理局、判決執行支部、判決執行室に所属している判決執行官には第1級から第3級までの序列があり、各等級の執行官試験に合格する必要があり、また司法大臣に任命される必要がある。

第1級は司法分野の実務経験3年以上、第2級は第1級執行官経験5年以上、第3級は第2級執行官経験5年以上という条件が付されており、少なくとも第3級執行官は合計10年以上の執行官経験（及び3年以上の司法分野の実務経験）を有する者が担当していることとなる（なお、3級や2級執行官が判決執行支部や判決執行室の長や次長となる）。<sup>8</sup>

判決執行官は、訴訟当事者と親戚関係や利害関係などがある場合、判決執行を回避することが可能である。また、当事者も同様に忌避の申立てが可能であり、それらの手続が規定されている。<sup>9</sup>

## 3 判決執行の対象

判決執行法による執行対象となるものの範囲については、以下のとおり規定されている。<sup>10</sup>

### 判決執行法 第9条（改正） 執行する判決

執行する判決は次のとおり。

1. 確定した第一審及び上訴審の民事判決。
2. 民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑に関する確定の刑事の第一審及び上訴審判決。
3. 下級裁判所に差し戻さない最高裁判所の民事事件の決定及び判決（カムピパクサー）。
4. 下級裁判所に差し戻さない最高裁判所の民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑に関する刑事案件の決定及

<sup>6</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）101－105条

<sup>7</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）83、84条

<sup>8</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）81条

<sup>9</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）12条

<sup>10</sup> その他2012年民事訴訟法（13号／国民議会）308条参照。

び判決（カムピパクサー）。

5. 仮執行の第一審判決又は上訴審判決。
6. 裁判所による調停調書の執行命令。
7. 経済紛争解決機関の調停調書及び仲裁判断の執行に関する決定。
8. 外国判決の承認に関する第一審判決又は上訴審判決。
9. 外国又は国際仲裁委員会の仲裁判断の認証に関する第一審判決又は上訴審判決。

以上のように、民事判決のみならず、自由剥奪刑以外の刑事の罰金刑なども判決執行法による執行対象である。またそれ以外にも、裁判所の調停調書、紛争解決機関（経済紛争解決センター）の調停調書や仲裁判断など、裁判外の紛争解決手段も判決執行法の執行対象となることが着目される。<sup>11 12</sup>

#### 民事訴訟法 第201条（新設） 裁判所における調停の効果

裁判所は、調停調書を作成した日から5日以内に、裁判所における調停の結果を執行する命令を出さなければならない。

当該執行命令は裁判所の確定した判決と同じ強制力を有する。

#### 経済紛争解決法 第51条 判決執行機関による執行

判決執行機関は、本法52条に規定された人民裁判所の決定に従って、経済紛争解決の結果の執行を強制する役割を有する。

## 4 費用負担

なお、判決に定められた裁判費用や判決執行費用は、原則として判決執行債務者側の負担である。<sup>13</sup>

## 第3 民事執行手続（手続の順序）

判決執行法における民事執行の手続は、以下の項目の順を追って進められていく。各手続には、それぞれ法定の処理期間が定められている。

### 1 確定判決の送付

裁判所で民事事件の確定判決がなされると、裁判所は判決確定日から30日以内

<sup>11</sup> 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）195条、201条

<sup>12</sup> 2018年経済紛争解決法（51号／国民議会）51条-52条

<sup>13</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）42条

に、判決執行機関及び検察院に、確定判決を送付しなければならない。<sup>14 15</sup>

## 2 任意執行<sup>16</sup>

判決執行機関は、確定判決を受領した日から平日5日間以内に当事者を呼び出し任意による執行を行うように勧告を行う。すなち、当事者間で合意により執行方法や執行期限などを取り決め、執行を進めるというものである。

この点、判決執行法4条3項では、「国家は当事者の任意による判決執行を奨励する」と規定されている。その目的について特段の記載はないが、国家機関の行う強制的な手続のみによらず、簡易迅速に執行処理がなされ国家機関及び当事者の負担を軽減することを目指すものであると考えられる。

## 3 強制執行（判決執行命令の発布）<sup>17</sup>

任意執行が行われない場合（または合意した任意執行の内容が履行されない場合）、<sup>18</sup> その日から平日5日間以内に、判決執行機関の局長、支部長、執行室の長は、判決執行命令を発付する。

## 4 判決執行準備・当事者呼出・執行の案内及び勧告<sup>19</sup>

上記命令発付後平日10日間以内に、判決執行官は判決を研究し執行準備を行う。

その後、研究終了日から平日5日間以内に、当事者を呼び出して執行の通知を行い、執行（判決等の内容を履行）するように勧める通知を行う。

なお、判決執行債務者が呼び出しに応じず、または住所に居住していない場合には、判決執行官はその住所に赴き一定の親族に通知を実施するなど、例外的な通知の手続が定められている。

## 5 履行・不履行<sup>20</sup>

### （1）履行手続

上記の執行案内及び勧告を受け、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従った義務を履行しなければならない（完全に履行すれば執行終

<sup>14</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条。この条文に関しては刑事判決に関する下記第4の2項(2)の記載も参照。

この点、当該条文のラオス語表記を形式的に読むと、刑事判決については、執行機関と検察院と治安維持支部へ30日以内に送付すべきであり、民事判決については何も述べられていないように読める。しかしながら、当該条文の記載方法はやや特殊であり、ラオス語の表現としては以下のようにも読めるとのことである。

すなち、当該条文は民事判決についても定められている第2編に規定されており民事の定めでもあるはずであるというように考えると、民事判決は判決執行機関と検察院、刑事判決についてはそれらに加えて治安維持機関にも送付すべきであると読めることである。極めて難解な条文であり本稿は合理的だと思われるこの最後の考え方方に拠っているが、実務運用との同一性を保証するものではない。

<sup>15</sup> 阿讚坊・前掲注3) 70頁

<sup>16</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）16、18、19条

<sup>17</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）20条

<sup>18</sup> 任意執行で定められた執行期限を、履行なく経過した場合であろうか。

<sup>19</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）21-22条

<sup>20</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）23条

了)。ここでも判決執行債務者には、任意での履行の機会が与えられている。

## (2) 不履行の場合

判決執行債務者が当該期間内に履行せず、または不完全な履行の場合、資産押収や差押など、判決執行法53条に規定されている特定の判決執行措置が適用可能となる。<sup>21</sup> また、期間中に意図的に履行しない場合についても、一定の措置の実施が可能である旨規定されている。

### 判決執行法 第53条（新）判決執行の措置

判決執行の措置は次のとおりである。

1. 連行。
2. 資産押収。
3. 資産差押。
4. 判決執行債務者の預金口座からの控除。
5. 判決執行債務者の収入からの金員の徴収。
6. 判決執行債務者の事業活動からの収益の徴収。
7. 他人が保管する金銭の引渡し又は債権の譲渡。
8. 緊急措置。
9. その他の措置。

なお、このような特定の措置を実施する場合において、押収・差押が禁止となる資産の範囲は以下のとおりである。

### 判決執行法 第57条（改正）押収又は差し押さえ禁止の資産

債務返済を目的とした押収や差し押さえのない資産は次のとおりである。

1. 判決執行債務者の崇拝物であり、一個当たりが百万キープを超えない物。<sup>22</sup>
2. 判決執行債務者の日常食料品及び治療薬。
3. 衣料品、寝具、台所用品、子供用玩具等、判決執行債務者個人又はその扶養する者のそれぞれ一人に5百万キープを超えない日用品及び個人所有物。
4. 判決執行債務者の職業上に必要な仕事道具であり、5百万キープを超えない物。

また、収入からの徴収は原則として毎月の全体収入の30%を超えてはならず、事業活動等の収益からの徴収については純利益から最大60%を徴収するように命

<sup>21</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）53-62条

<sup>22</sup> 100万キープとは、日本円にして7200円程度である（2024年1月22日現在）。

令が発せられる。<sup>23</sup>

## 6 資産の調査・資産目録の作成<sup>24</sup>

判決執行債務者が判決に従って履行しない又は不完全な履行の場合、<sup>25</sup> 判決執行官が、債務者の家、金融機関、資産があると思われる場所や口座を調査し、発見した資産の調書を作成する。そして、必要な場合はその発見した資産の差押又は押収命令の発付がなされる。

## 7 資産の評価手続<sup>26</sup>

### (1) 評価方法

調査した資産について、以下の手続で評価を実施する。

#### ① 当事者間の合意による価格決定

判決執行機関が当事者を呼び出し、価格協議を実施する。

#### ② 専門家等による資産の評価

上記①の価格合意ができない場合、判決執行機関は、評価のための専門家等による価格評価実施決定を行う。

#### ③ (評価に関する) 委員会による価格評価<sup>27</sup>

上記①の価格合意ができない場合、または②の手続を取らない場合、判決執行機関は価格評価のための委員会を選任し、委員会は評価を実施する。委員は、判決執行官、政府等の機関の代表者、当該分野の専門家、村長などから構成される。評価手続には原告、被告、第三者、資産所有者等も参加するよう招待される。

なお、③の価格評価を実施する際には、当該資産評価に先立ち、判決執行機関は判決執行債務者又は資産所有者に対し、30日以内に自分で資産を売却するように通知するという手続が実施される。<sup>28</sup> ここでも当事者に任意に手続を進めるよう促す規定が存在する。

### (2) 評価後の通知・売却広告

判決執行機関は、上記の資産評価実施後平日3日以内に、原告、被告、第三者、資産所有者に評価結果を通知する。<sup>29</sup> 当該評価価格については、不服申立手続が規定されている。<sup>30</sup>

<sup>23</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）59-60条

<sup>24</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）24条

<sup>25</sup> ここまで手続にて適切な履行がなされない場合のことであると思われる。

<sup>26</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）25-32条

<sup>27</sup> 2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）7条-10条、16条-17条

<sup>28</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）35条1項

<sup>29</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）31条

<sup>30</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）32条

また、評価手続後、判決執行機関は資産所有者に対し、平日10日以内に、自ら資産売却をするよう通知し、その通知日から45日以内に売却広告してもらうようになることとなる。<sup>31</sup> 決定された評価額を基に、当事者において任意に資産の換価を進めもらう規定である。

上記期間内に買受人が見つからない場合又は売却できなかった場合、判決執行機関は、通知日から30日以内に新聞テレビなどを通じ、一般向けに売却の広告を行う。<sup>32 33</sup>

## 8 資産の売却・譲渡及び退去命令

評価された資産については、下記の手続により換価が進められる。

### (1) 売却

上記評価手続後、資産の売却手続を実施する。<sup>34</sup> 資産の売却には、以下の二つの方法がある。<sup>35</sup>

- ① 資産所有者による売却
- ② 判決執行機関による売却（狭範囲の売却・競売）

資産売却広告により買受人が見つかったが、判決執行債務者や資産所有者が売却しない場合、判決執行機関が資産売却命令（売却又は競売）を発する。

### (2) 譲渡<sup>36</sup>

また、評価され、競売に掛けられたが買受人が見つからなかった担保資産や、判決執行債務者の所有資産などについては、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡するという手段がある。

### (3) 退去命令<sup>37</sup>

上記売却（競売含む）や譲渡などの場合、当該資産に居住者がいた場合、判決執行機関は退去命令を発する。居住者は、命令を受けた日から90日以内に退去しなければならない。

退去期間を経過した場合、退去説得のために訪問が実施され、また退去計画が策定される。退去者に住む場所がない場合には、債権者は合理的な住居を探してあげるかレンタルしなければならない（1年間を超えない期間について）。

退去期間経過後にも退去しなかった場合には、判決執行支部や判決執行室は、村の行政機関らと協力し、説得を行う。さらに時間を与えたが退去しなかった場合に

<sup>31</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）35条2項

<sup>32</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）35条3項、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）18-20条

<sup>33</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）35条2項3項は、同条1項とは異なり、③以外の評価手続にも適用されると思われる。

<sup>34</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）34条

<sup>35</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）36条

<sup>36</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）37-38条、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）25条

<sup>37</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）33条

は、関係期間や村行政機関と連携して現場を訪問し、退去させる。退去妨害については、職員の業務妨害の罪に問われる。<sup>38</sup> 退去者に対して、できる限り任意での退去を進めていくようする配慮が、規定上設けられている。

## 9 民事執行手続の終了ないし執行停止

### (1) 判決執行の終了

判決執行手続は以下の場合に終了する旨定められている。この場合、判決執行の終了命令が発布され、平日5日間以内に、当事者、県の検察院、国民議会（関係する地方の行政機関）に通知を送付する。<sup>39</sup>

判決執行法 第48条（改正）判決執行の終了

判決執行は次の場合において終了する。

1. 判決執行が完了した場合
2. 任意執行において裁判費用の執行が完了した場合
3. 債権者が権利を放棄した場合又は債権者が令状を3回受け取りながら理由なく判決執行官の所に出頭しない場合も権利放棄とみなされる。  
債務者が債務の一部を履行したところ、債権者が権利を放棄した場合又は法律上権利が消滅した場合、執行から残った資産は債務者に返還される。また、債務者が権利を放棄した場合は国家に帰属する。
4. 当事者間で判決履行を放棄する合意があり、その合意が国家、個人、法人又は他の組織の利益に抵触しない場合。
5. 判決執行債務者が資産のないままで死亡し、法律上他人に相続する権利を有さない場合。
6. 債権者が死亡し、判決に定められる同人の権利及び利益が相続人に相続できない又は相続人がいない場合。
7. 当事者に債権がなくなったことにより、第一審判決（カムタッシン）及び上訴審判決（カムピパクサー）が変更・取り消し・取り下げられた場合。
8. 裁判費用、罰金及び／又は没収金について判決執行の義務を取消す判決が下された場合。

### (2) 執行停止

また、その他以下の場合には判決執行が停止される旨規定されている。執行対象資産が明らかに不存在である場合である。

なお、この場合には、判決債務者が資力を回復した場合などには執行手続の再開

<sup>38</sup> 2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）21-22条

<sup>39</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）50条

が可能であり、執行事件としては終了しておらず、未解決のまま手続が停止されているという状態である。

#### 判決執行法 第43条（新）執行条件の欠く判決

執行条件の欠く判決は次のとおりである。

1. 判決執行債務者が資産又は収入がない者、自分の生活上の分しかない低収入者である場合。
2. 判決義務者が母国に帰国し、ラオスに財産がない、そして当該国はラオスが加盟している国際条約に加盟していない場合。

執行できない条件については関係機関からの認証が必要である。

判決執行の途中で執行債務者が1号及び2号に定められる執行条件がないと認められた場合、判決執行機関は、判決執行の停止命令を発付し、発付日から平日7日間以内に当事者、同級の検察院に通知しなければならない。

相手方当事者は、判決執行債務者に執行条件を満たすとき、執行を再開するように申立てることができる。

### 第4 刑事執行手続

#### 1 判決執行法の対象となる刑事執行

判決執行法において、刑事執行については下記のとおり規定されている。

#### 判決執行法 第64条（新）刑事判決の執行

刑事判決の執行とは、自由剥奪刑、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償に関する執行手続である。

自由剥奪刑の執行は、治安維持機関の責任の下で実施される。自由剥奪刑の判決執行に関する原則、規則、方法及び措置については刑事訴訟法に従って行う。

罰金刑、財産没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償の執行については判決執行機関の責任の下で実施される。

判決執行法1条記載のとおり、ラオスにおける執行機関は、民事判決のみならず、刑事の「(民事) 損害賠償、罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決の執行」をも担っており、判決執行法の対象となる。

これに対し、「自由剥奪刑」は治安維持機関が担い、刑事訴訟法に従って執行される。

以下、刑の種類に分けて記載する。

## 2 刑事執行の刑種ごとの手続

### (1) 自由剥奪刑の執行<sup>40</sup>

「自由剥奪刑」については治安維持機関の責任の下で実施され、判決執行法の対象外である。自由剥奪刑の判決執行に関する原則、規則、方法及び措置については2017年刑事訴訟法（第37号／国民議会・第11編235条以下参照）に従つて行われる。

なお、判決の送付については下記のように定められている。

#### 刑事訴訟法 第236条3項 裁判所裁判の執行手続

裁判所の判決執行命令及び判決文を複写し、裁判所の判決執行機関、受刑者及び裁判所の判決執行機関と同級の検察庁へ送付しなければならない。

この点、刑事裁判に関する判決執行機関は、以下のとおり定められている。

#### 刑事訴訟法 第237条（改正）裁判所裁判の執行機関

裁判所裁判の執行機関は、以下のとおりである。

1. 県・都の警察本部の刑事施設及び公安省に属する拘置・矯正警察局は、自由刑に関する裁判所の判決を実施する。
2. 軍事裁判所の判決執行事務所は、確定した軍事裁判所の命令、処分、（第一審及び上訴審の）判決を実施する。
3. 村行政機関は、軟禁される者又は執行猶予を受けた者に対し、保護観察、改善指導に関し実施する。
4. 県・都の司法局に属する裁判所判決執行部及び郡・市の司法事務所に属する裁判所判決執行係は、損害賠償、罰金、財産の没収及び刑事事件においての自由刑にならない矯正の刑罰に関し実施する。

### (2) 自由剥奪刑以外の執行

これに対し、刑事判決に示された刑罰のうち、「罰金刑、財産没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償の執行」については、判決執行法の対象であり、判決執行機関の責任の下で実施される。<sup>41</sup> これら刑罰については、民事上の請求権等と同様の処理ができるという理由に基づくと思われる。

裁判所で確定判決がなされると、裁判所は確定日から30日以内に、執行機関、検察院のみならず治安維持機関に確定判決を送付しなければならない。<sup>42 43</sup>

<sup>40</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）64条2項

<sup>41</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）64条3項

<sup>42</sup> 阿讚坊・前掲注3）70頁

<sup>43</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条

## 判決執行法第11条（改正）判決の送付<sup>44 45</sup>

管轄する裁判所は、確定判決を判決執行機関、検察院、そして刑事事件の場合は治安維持機関に、判決をその確定日から30日以内に送付しなければならない。

その後の手続については、刑の類型ごとに以下のように規定されている。

### ① 罰金刑、民事損害賠償の執行<sup>46</sup>

これらの執行対象は金銭であり、判決執行法20条から63条が適用され、民事判決の執行と同様に処理されることとなる（民事執行に関する手続である、上記第3の3「強制執行」以下の手続と同様）。刑事訴訟法237条4号参照。

### ② 財産没収刑、物品没収刑<sup>47</sup>

判決執行機関は、判決を受け取った日から15日以内に、判決で定められた没収対象財産や物品の目録等を財務機関に送付し国有資産として登録する。刑事訴訟法237条4号参照。

### ③ 自由剥奪がない矯正刑<sup>48</sup>

この点に関しては、判決執行法67条を参照。判決執行官は、当該判決を判決執行債務者の所属先機関へ報告し、賃金の控除を行い、国庫に納入する。刑事訴訟法237条4号参照。

### ④ 財産又は物品の返還判決<sup>49</sup>

この点に関しては、判決執行法68条を参照。

## 第5 判決執行の停止（民事及び刑事執行共通）

最後に、民事刑事執行に共通する、判決執行の停止事由は以下のとおりである。

## 判決執行法 第71条（改正）判決執行の停止<sup>50</sup>

判決の執行は次の場合において停止される。

1. 法律上の事件の再審手続に該当する場合において、最高検察院による書面の停止申立てがなされた場合。

<sup>44</sup> 当該判決執行法11条のラオス語表記については、上記注14参照。

<sup>45</sup> 「治安維持機関」に関するラオス語表現としては、特定の部署ではなく、治安維持省の関係当局という広い趣旨を示すようである。

<sup>46</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）65、69条

<sup>47</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）66条

<sup>48</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）67条

<sup>49</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）68条

<sup>50</sup> 条文構成上（第5編という独立の編を構成）、下記判決執行の停止は、民事・刑事執行のいずれについても共通に適用されると思われ、本稿はその考え方を拠っているが、実務運用との同一性を保証するものではない。

2. 判決執行債務者が精神疾患である又は権限のある機関より、重病等、健康上の問題があると診断された場合。
  3. 判決執行債務者が転居し、権限のある機関により居住場所が確認できないと認証された場合。
  4. 判決執行債務者は死亡したが資産が残っている場合。
  5. 判決が事実と異なることにより執行不可能となるとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。
  6. 裁判所の判決が明確でないとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。
  7. 判決執行債務者に執行条件を欠く、本法第43条と74条に定められる裁判費用、罰金又は没収金を支払いできない場合。
  8. 判決執行債務者が破産事件手続に遂行されている場合。
  9. 債権者が、判決執行債務者による判決の執行停止について同意する場合。
- 判決執行の停止要因が解決された場合、執行が継続される。

# ラオス 判決執行の実務上の問題点

JICA ラオス長期派遣専門家

阿讚坊 明 孝

## (目次)

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1 判決執行の現状把握の必要性 | 18 |
| 第2 執行事件数（2022年）  | 19 |
| 第3 判決執行の問題点と評価   | 20 |
| 1 手続遅滞           | 20 |
| 2 人員数            | 21 |
| 3 研修及び執行技術       | 22 |
| 4 予算             | 23 |
| 5 判決文の明確性        | 23 |
| 6 関係者の協力         | 24 |
| 7 執行債務者の資力       | 25 |
| 8 情報等管理体制        | 27 |
| 9 執行法を含む法制度      | 28 |
| 10 その他の指摘        | 30 |
| 第4 終わりに          | 31 |

## 第1 判決執行の現状把握の必要性

ラオスにおける判決執行に関しては、前稿「阿讚坊明孝「ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要」においてその法律の概要を示したとおり、同法がラオスにおける民事判決及び一部の刑事判決の執行を含め、執行関係全体を包括的に規定している。<sup>1,2</sup>

判決執行の手続は、司法省に属する判決執行機関によって実施されるが、<sup>3</sup>裁判所の判決（民事のみならず刑事含む）や調停、経済紛争解決センターの調停や仲裁など、国家

<sup>1</sup> ラオスの判決執行法に関する筆者関連文献については以下の通りであり、本稿において部分的に引用している。

(1) 阿讚坊明孝「ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要」ICD NEWS 第99号（2024.7）  
(2) 阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4 ボリカムサイ）」ICD NEWS 第98号63頁（2024.3）  
(<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>, 2024年4月8日最終閲覧)

<sup>2</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）の条文については、以下を参照されたい。  
JICA「ラオス六法」([https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six\\_codes.html](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six_codes.html), 2024年4月8日最終閲覧)

<sup>3</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）78条「判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する」、同79条

機関での紛争解決結果を最終的に実現する手段であり、<sup>4</sup> 国家の法制度として非常に重要なである。

この点、判決執行手続については各種問題点も指摘されており、今後、法制度や執行機関の実務の改善を進めていくことが求められる分野でもある。そのためには、具体的にいかなる事項が問題として挙げられているのか、どのような点の改善可能性があるのか、今後の方向性を探るために必要な現状把握をしておく必要がある。しかしながら、このような問題点は各所で語られることがあっても、その概要は明確にまとめられたりしておらず、特に日本語文献で現状を把握することは難しい。

そこで本稿では、ラオスの判決執行制度の現状把握に資するべく、近年指摘されている問題点を整理した。この点、本稿はあくまで一部の情報に基づいた報告であり、現状指摘されている（または指摘されうる）問題点の一部にしか過ぎないということを留意されたい。

なお、本稿における記載事項の引用元に関しては、同一会議等の多数箇所の引用による表記の煩雑化を避けるため、引用文献名や会議における発言者の属する県名を示す表記を、脚注の通りの方法に従って該当箇所に付すこととするので、参照されたい。<sup>5</sup>

## 第2 執行事件数（2022年）

はじめに、ラオスにおける判決執行数の概要について把握するためには、以下の統計情報が参考になる。

(司法省報告書) 2021年1月から2022年3月までのラオス全土の統計  
執行事件 44,033件（民事9,367件、刑事34,666件）  
・上記件数のうち、手続中 40,447件、執行不能 3,586件（民事550件、刑事3,036件）

<sup>4</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）9条

<sup>5</sup> 下記左側の「表記」を付記した場合、引用元情報は下記右側記載のとおりである。

(1) 県名その他表記（「ザイエンチャン県」、「サワンナケート県」「司法省会議参加者（発言者不詳）」など）：下記会議における記載の県からの報告

*The Meeting to Solve the Pending Issues for the Judgement Enforcement.* Ministry of Justice. (8-9 June 2024)  
A F D (JuSTICE Project) 支援によるラオス司法省主催の上記会議（判決執行の問題点を把握するためのもので、司法省職員、ラオス国内の判決執行機関及び国際機関が参加）における、当該県の判決執行機関からの報告

(2) 「司法省報告書」：上記(1)会議にて配布の下記資料

*Draft Summary, Pending Issues for the Judgement Enforcement and Resolution.* Ministry of Justice. (June 2022)

(3) 「ボリカムサイインタビュー」：下記文献（脚注1(2)と同じ）記載の筆者によるボリカムサイ県調査時のインタビュー結果の報告

阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4 ボリカムサイ）」ICD NEWS 第98号63頁（2024.3）  
(<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>, 2024年4月8日最終閲覧)

(4) 「国内調査」：下記文献記載のラオス国内における調査結果

S.Phampixay,Bounta. Syhapanya,Vixay. Yangkongjee,Samly. Phanthavong,Vilayphone. Vongphachan,Chandavone. *The Delays in Implementation of Civil Judgements, Case Study in Xayyaboury Province, Vientiane Capital, and Savannakhet Province.* National Institute of Justice, Ministry of Justice. (2020) p. V

- ・上記刑事事件 34,666 件のうち、一般刑事事件 14,058 件（執行不能 1,800 件）、薬物刑事事件 20,608 件（執行不能 1,236 件）
- ・同期間中、新規判決の 26.21%、総判決数<sup>6</sup> の 4.65% が執行された。この執行割合からすれば、毎年執行手続を要する事件数が増加し続けることが明らかである。

また、一例として、上記 2022 年を含む時期における一部の県の統計情報を挙げる（会議における口頭発表情報であるため、統計表記は整っていない）。

（ヴィエンチャンキャピタル） 2018 - 2022 年の統計

民事執行事件 新件 2,030 件（執行可能は 484 件）

刑事執行事件 新件 10,800 件（執行可能は 2 %）

（ポンサリー県） 2018 - 2022 年の統計

民事・刑事執行事件 新件 258 件（執行可能は 90 件・民事 9 件、刑事 81 件）

（ウドムサイ県） 2018 - 2022 年の統計

民事・刑事執行事件 新件 262 件・残件数 862 件

### 第 3 判決執行の問題点と評価

判決執行の問題点については、司法省に属する判決執行機関職員が参加する関連会議での発言や、視察時などにおける職員個人へのインタビューからもたらされることがある。そのような各種会議や視察等で得られた情報のうち、とりわけ発言内容が明確に執行関係の問題点を指摘しているもの、または意見について抽出し、指摘内容を以下通り項目ごとにまとめ、それに対する評価を簡単に記載した。そのため、以下の各項目を概観すれば問題点の全体像が概ね理解できるようにしてある。

なお、各問題点の解決方法についてはそれぞれの項目ごとに極めて深い検討が必要であるため、本稿ではその概要のみの指摘にとどめる。

#### 1 手続遅滞

##### (1) 指摘事項

執行手続の遅滞による長期化・停滞はそれ単体の問題ではなく、全ての問題に関連することであり、各種問題の積み重ねの結果として発生するものであるが、例としてボリカムサイでの聴取事項から下記のとおり引用する。

---

<sup>6</sup> その意図する内容は不明確であるが、当該時点において執行を要する全判決の総数という趣旨であると思われる。

(ボリカムサイインタビュー)

執行手続は、法律上、裁判所からの記録送付後執行までの処理期間が規定されているが、<sup>7</sup> 時々 1 ヶ月程度の遅れも生じている。

その後、判決執行債務者が 30 日以内に履行する必要があるが、<sup>8</sup> 現実にはその期間内には処理が終了しないことが通常である。法定処理期間で執行手続を進めていくことは困難であると感じている。

(司法省会議参加者（発言者不詳）)

いくつかのケースでは執行に 7、8 年を要しているものも存在する。

## (2) 評価

法定の処理期間を実態に合わせるべきとの現場の意見も耳にするが、それは根本的解決となっておらず、長期化の実態を認めるだけである。上述の通り、下記各種問題点を検討し遅滞解消を進めることが重要であると考える。

## 2 人員数

### (1) 指摘事項

各地において、執行件数や業務量と比較し、執行機関職員の人員不足が指摘されている。一例として、ラオス全体及び県レベルでの人員規模は以下の通りである（なお、県の人員については、脚注 5(1)記載の会議の口頭発表によるものであり、筆者が把握できた一部の県のみを挙げる）。

下記人員で、上記「第 2 執行事件数」記載の件数を処理していることとなる。

(司法省報告書)

ラオス全体における行政官と執行官の数 全 472 人（うち行政官 17 人）

そのうち、司法省の判決執行部門 28 人、県レベルの判決執行部門 193 人、郡レベルの判決執行室 251 人

（ヴィエンチャンキャピタル） 28 人

（ボケオ県） 各ディストリクトから 5 人

（ポンサリー県） 8 人

（ウドムサイ県） 6 人

<sup>7</sup> 2021 年判決執行法（12 号／国民議会）18 条（5 日）、20 条（5 日）、21 条（10 日）、22 条（5 日）記載の手続期間合計 25 日間の趣旨だと思われる。

<sup>8</sup> 2021 年判決執行法（12 号／国民議会）23 条 1 項「本法第 22 条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から 30 日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない」

## (2) 評価

人員増加が実現できるならばそれに越したことはないが、本項目は、究極的には下記予算の項目の問題となる。

### 3 研修及び執行技術

#### (1) 指摘事項

執行機関の職員の経験不足やトレーニング不足により、執行機関が判決内容を確認しても執行手続を進めることができない、現実に生じる執行手続上の問題に対応できない、執行手続中に困難点を発見すると手続を止めてしまう、金融に関して知見のある職員がおらず該当事案に対応できない、執行手続の遂行に時間を要するなどという事態が生じているようである（ポンサリー県、ルアンナムター県、ウドムサイ県、ファパン県、サイニヤブリ県、サワンナケート県）。

（ボリカムサイインタビュー）なお、ボリカムサイでは毎年1回、司法省が県や地区の司法局を招待し、1週間程度の研修が実施されているとのことであり、民法典や関連法などの法律研修のほか、関連する資料、執行実務も研修内容に含まれている。同県から参加できるのは3人の職員のみである。この司法省からの研修を県司法局職員が受講した後、地区レベルへ当該内容を伝える研修を実施したいと思っているが、予算不足で実施が難しいとのことである。

この点、30年間県司法局で勤務している副所長によると、司法省での研修は意見交換が主であり、それのみでは執行現場の職員が執行実務を遂行するための専門的な研修としては足りないと考えている。

また、執行機関担当者の所感としても、執行手続は重要であり、せっかく判決があっても適切に執行事件が処理されないと、裁判手続が無意味となってしまうと考えている。しかしながら、ラオスではボリカムサイ県も含め、執行に特化した専門家がない。

執行実務についての知識経験が不足しており、民事・刑事共に、執行実務の研修を受ける機会が必要であると考えている。

#### (2) 評価

この点は、研修実施、特に地方への実施は予算（会場費、中央の職員及び県内遠方からの参加者の出張費、宿泊費、資料の印刷費など）が必要となるため、究極的には下記予算の問題となる。

その他、執行技術の点については、外国からの専門的技術や知見の提供の必要性も指摘されている（ボリカムサイインタビュー）。日本ないし諸外国の立場からは、ラオスの執行現場を調査・把握の上、その実情に基づき現地において問題となっている事項や実務上の困難点、必要とされている執行実務における専門的技術や知見を共有すること、ないしは執行官教育全体を支援することは、非常に有益で

あると思われる。

#### 4 予算

##### (1) 指摘事項

執行機関が業務を遂行するに当たり、各地や現場に赴くための車両や予算が十分ないということが各地から指摘されている（ボケオ県、ウドムサイ県、ファパン県、サワンナケート県）。そのため、執行現場の現況が確認できない、職員個人の車を使用しているという事態が生じている。

なお、詳細は不明であるが、一部では市民からの寄付や、国家から支給されたファンダがあり、執行機関で使用が可能との報告がなされている（ウドムサイ県）。

その他、執行財産の保存に対しても予算を要するが、執行の完了まで長期間保管しておき維持する必要性も指摘されている（司法省会議参加者（発言者不詳））。

##### (2) 評価

執行手続を進めるに当たっては深刻な問題であるが、予算不足は諸外国など外部からの支援等がない限りは、国家の予算配分の問題である。

#### 5 判決文の明確性

##### (1) 指摘事項

裁判所の判決文が不明確ゆえに執行業務が困難であるという事例が報告されている（ヴィエンチャン県）。

また、執行対象資産の評価をする際、例えば「牛」との記載が判決にあったとしても、牛のサイズなどを含む牛の特定に関する情報が不明確であり、実際に評価するときに実務上困難となっている（司法省会議参加者（発言者不詳））。

##### (2) 評価

裁判所において作成される判決文が不明確であったり執行手続とうまく連動しないなかつたりして、その結果として執行手続が困難であることは、裁判所の判決作成技術が影響しうる（裁判所と執行機関の共同関係や執行実務自体の問題点も有り得る）。

この点、ラオスにおけるJICA法の支配発展促進プロジェクト（フェーズI・2018～2023）では、判決執行に対する直接の支援ではないものの、現在及び将来における裁判官の判決書作成技術の向上を支援するため、2023年に民事判決書マニュアルが改訂されており、将来における実務改善が期待される。<sup>9</sup> 判決執行との関係では、一般的な判決書作成技術の向上に加え、判決主文の表示ルールの統一や執行対象財産の特定など、判決執行を意識した適切な判決書が作成される

<sup>9</sup> *Written Judgement Handbook Court of First Instance in Civil Cases (revised edn)*. The Project for Promoting Development and Strengthening of the Rule of Law in the Legal Sector. (2023) <[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos\\_icsFiles/afieldfile/2023/10/13/17\\_manual\\_judgment.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos_icsFiles/afieldfile/2023/10/13/17_manual_judgment.pdf)> accessed 8 April 2024

ことが重要である。

## 6 関係者の協力

### (1) 指摘事項1（当事者に関して）

外国人事件で当事者が海外逃亡したり、そうでなくとも当事者の釈放時に海外逃亡してしまったりすることがあり、執行手続を進めることができないという問題がある（ウドムサイ県、ヴィエンチャン県）。

また、例えばベトナムなど外国の判決がラオスに送られてくることがあるが、執行対象者が違う地域に移動してしまい執行困難となる（フアパン県）。

その他、執行事件がハイランクオフィサーに關係している場合、当該人物に対する執行が現実的に難しいという問題がある（司法省会議参加者（発言者不詳））。

（ボリカムサイインタビュー）抵当不動産の所有者が執行制度を理解せず手続が進まず、事件が滞留することもある。離婚事件では、子供の養育費について支払う判決があるものの、夫側が支払を拒み滞留するケースがある。

### (2) 指摘事項2（弁護士に関して）

ラオスにおいては、弁護士の役割や利点は、市民のみならず司法関係者にも未だ十分に認識されているとはいはず、弁護士について否定的な意見がなされることがある。批判の当否はともあれ、一面としてこの点も把握しておくべき事項である。

（ボリカムサイインタビュー）

執行事件に関し、弁護士が関与する事例はかなり少ないと認識であり、まれに当事者を代理して関与する弁護士がいる程度である。

県司法局として考える弁護士関与の良い点は、弁護士が当事者の権利保護に熱心な場合に適切に執行手続に対処してくれることである。逆に、悪い点は、当事者を助けるためという目的から、適切な執行を防ぐために色々と活動したり、執行部門として対応不能なことを要求したりしてくる場合である。司法局担当者が解決のために当事者へと話しかけて問題点を把握しようとしても、それを弁護士が妨げることがあるなどの現実の問題点がある。

### (3) 指摘事項3（関係機関に関して）

関連機関同士の連携、例えば、銀行、村長や村落機関が、執行機関の役割や責任を認識しておらず、適切に協力しないという点が指摘されている（ヴィエンチャンキャピタル、サイヤブリ県、サワンナケート県）。

また、もし執行不能となれば検察官に報告する必要あるものの、その手続が適切に機能していないと指摘されている（ヴィエンチャンキャピタル）。

### (4) 評価

本件については、訴訟当事者、弁護士、ハイランク職員、銀行等を含む関係機関など執行手続に関わる者と、執行機関との間の関係の問題である。

このような点に関して「国内調査」においては、非協力者に対する厳しい手段を

とることや、関係者の協力向上・執行手順の簡易化等の必要性が指摘されている。

私見としては、執行制度の問題として、当事者の逃亡、不出頭や非協力といった事態が発生したとしても、手続遅滞を避け執行手続を進められる方策を検討することが考えられる。この点、判決執行法上、当事者の出頭や協力を求める手続が以下の通り数多く規定されており、当事者に対しては手厚い丁寧な制度であると評価できる反面、手続の煩雑化や長期化、関係者の非協力時の対応という問題に対処する必要性が避けられないと考える。

(当事者出頭・協力を求める判決執行法上の条文の例)

- ・判決の任意執行<sup>10</sup>
- ・当事者呼出と執行の案内及び勧告<sup>11</sup>
- ・判決執行債務者による義務の任意的履行<sup>12</sup>
- ・資産の評価協議のための当事者召喚及び価格合意<sup>13</sup>
- ・委員会による資産評価の場合の、当事者による事前売却<sup>14</sup>
- ・資産評価完了後の、資産所有者による売却広告と売却の実施<sup>15</sup>

## 7 執行債務者の資力

### (1) 指摘事項

判決執行債務者に資産がなく執行対象財産がないという問題である。そのような場合に執行不能ないし回収困難となるのは当然のことではあるが、当事者の資力不足により執行が滞留してしまい、執行機関が困難に直面しているという意見が、数多くなされている現状がある。

(ポンサリー県) 貧困の市民に執行ができない。

(ヴィエンチャン県、セコン県、サワンナケート県) 特に薬物事件など、仕事や定住地がなく貧困のため執行困難。

(ボケオ県) 囚人への執行は困難（資力がないためであると思われる）。

<sup>10</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）18条「判決執行機関は、判決の内容を通知するために当事者を呼び出し、確定判決を受けた日から平日5日間以内に任意による執行を行うように勧告する。」

<sup>11</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）22条

<sup>12</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）23条1項「本法第22条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない。」

<sup>13</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条1項1号「資産の評価は次の方法で実施しなければならない。」

1. 当事者間の合意による価格決定

判決執行機関は、担保資産又は発見された資産の価格決定について協議するために当事者を召喚しなければならない。そして合意内容を調書に作成する上、その価格を法律上の手続きにおける販売価格にする。  
当事者は資産の価格決定について、執行期間中にいつでも協議することができる。」

<sup>14</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）35条1項「委員会による資産評価が行われる前に、判決執行機関は、判決執行債務者又は資産所有者を召喚し、同人に30日間の期間で自分で資産を売却するように知らせなければならない。」

<sup>15</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）35条2項「資産評価手続きが完了し、不服がない又はその不服に対する解決ができた場合、判決執行機関は、平日10日間以内に、資産所有者に対し、自らで資産の売却を広告するよう通知し、その通知を受けた日から45日間以内に売却広告してもらわなければならない。」

(ヴィエンチャン県) また、執行手続が長期化し、訴訟当事者がコストを支払えない。

(サイヤブリ県) 貧困者は村からの証明が必要だが協力しない、または貧困者だと主張するが証明できない。

(ボリカムサイインタビュー) 執行対象者である受刑者が長期間刑務所へと収容されている場合、所持金がなく罰金の支払いが困難である。刑務所から受刑者が釈放後、多くの場合にそのまま行方不明になり、または仕事を見つけることも難しく罰金を支払うことができず、執行は困難となってしまう。貧困のため、1,000万KIPの罰金ですら高額となり逃亡してしまうという状況である。<sup>16 17</sup>

## (2) 評価

この点、ラオスでは日本とは異なり、裁判所による判決等の全件が司法省による執行手続に付されることから、<sup>18</sup> 執行手続開始時において、回収可能性の観点からの事件の選別（執行手続に付すべきか否か）が行われていない。その結果、執行債務者の資産不足による回収不能の事態が頻繁に発生することはやむを得ない。しかしながら、ラオスにおける国家の後見的姿勢からか、なんとか執行手続を遂行して執行債権者のために回収してあげようという意向が執行機関から強く感じられる。

しかしながら、それでも回収不能の場合には、滞留事件が徒に増加することを避けるため、執行手続終了を検討しなければならない。債務者の状況を理由とした判決執行の停止については脚注にて指摘の下線部分のとおり法定されているが、これらは執行再開の可能性を含むものであり、執行終了とは異なる。<sup>19 20</sup> これとは別に執行終了についても規定されているが、<sup>21</sup> 執行債務者の無資力のみの場合は規定さ

<sup>16</sup> 1,000万Kipは、およそ7万4,000円相当である（2023年7月11日現在）。

<sup>17</sup> JETRO「ラオス 概況・基本統計」([https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic_01.html), 2024年4月8日最終閲覧)によると、ラオス全国における一人当たりの推計GDPは2,047USDである（2022年）。

<sup>18</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条

<sup>19</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）43条

「執行条件の欠く判決は次のとおりである。

1. 判決執行債務者が資産又は収入がない者、自分の生活上の分しかない低収入者である場合。

2. 判決義務者が母国に帰国し、ラオスに財産がない、そして当該国はラオスが加盟している国際条約に加盟していない場合。

執行できない条件については関係機関からの認証が必要である。

判決執行の途中で執行債務者が1号及び2号に定められる執行条件がないと認められた場合、判決執行機関は、判決執行の停止命令を発付し、発付日から平日7日間以内に当事者、同級の検察院に通知しなければならない。

相手方当事者は、判決執行債務者に執行条件を満たすとき、執行を再開するように申立てができる。」

<sup>20</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）71条

「判決の執行は次の場合において停止される。

1. 法律上の事件の再審手続に該当する場合において、最高検察院による書面の停止申立てがなされた場合。

2. 判決執行債務者が精神疾患である又は権限のある機関より、重病等、健康上の問題があると診断された場合。

3. 判決執行債務者が転居し、権限のある機関により居住場所が確認できないと認証された場合。

4. 判決執行債務者は死亡したが資産が残っている場合。

5. 判決が事実と異なることにより執行不可能となるとして判決執行機関が裁判所に解説するよう要請している場合。

6. 裁判所の判決が明確でないとして判決執行機関が裁判所に解説するよう要請している場合。

7. 判決執行債務者に執行条件を欠く、本法第43条と74条に定められる裁判費用、罰金又は没収金を支払いできない場合。

8. 判決執行債務者が破産事件手続に遂行されている場合。

9. 債権者が、判決執行債務者による判決の執行停止について同意する場合。

判決執行の停止要因が解決された場合、執行が継続される。」

<sup>21</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）48条

れていない。

このような事情のためか、執行手続が終了できず継続しているのではないかと疑われるが、この点のさらなる実態調査により、いかなる案件が残存しているのか（債務者の無資力により終了すべき案件がペンディング状態となっていないか）、法制度の整理で回収不能案件として手続を整理することができるのかなど、検討の余地があると思われる。

その他、無資力に関連しては、当該問題のみならず、上記サイヤブリ県からは、貧困者であり無資力である点についての証明に困難があるという技術的問題も指摘されている。執行現場が判断しやすく、負担の少ない方法を検討すべきであるという課題がある。

## 8 情報等管理体制

### (1) 指摘事項

判決執行に関する情報や回収された資産が適切に管理されていないという問題点である。

（司法省会議参加者（発言者不詳））判決執行に関与する各機関による情報アクセスに関する共通のシステムがなく、執行案件の共有が困難となっている。執行した財産の種類、金額等のリストを作成して関係者でシェアすることが必要。

（司法省会議参加者（発言者不詳））罰金は国家に納金される必要があるが、いくつかの県では、県が回収した金銭を保持したまま国家へと送っていないという問題がある。

（司法省会議参加者（発言者不詳））どのように執行手続をフォローアップするかレンジスハンドブックを作成する必要がある。

（ボリカムサイインタビュー）

執行した対象金額の記録化については、執行手続において債務者から支払われた金額の領収書を記録に添付し、当該領収書写しを金銭管理担当の司法局官房へ提出する。そのようにして同官房が毎月、執行済金額をフォローしていくという流れである。

コンピューターデータベースとしては、支払われた金額など要約のみを記録する執行チェックシステムがある。司法省により設置されたものであるが、ボリカムサイ県では未だ同データベースが使用されていないという実情がある。当該システムの使用方法については研修が実施され、1台のPCが各県へ提供されているが、時々当該PC機器のトラブルが発生していることから、未だ当地では当該データベースを利用開始できていない。このデータベースは、司法省や司法局職員など関係者がアクセス可能であり、使用の開始ができれば非常に効率的だとは考えている。

## (2) 評価

「ボリカムサイインタビュー」指摘のコンピューター上での情報共有システムを含め、情報整理システムのさらなる整備及び利用向上や、紙媒体であっても記録や証拠の管理方法を含め実務改善の余地がある。執行手続の経過、判決書、執行記録、執行対象財産、金銭の流れなどが明確に記録化され関係者に共有されることが執行の大前提である。

## 9 執行法を含む法制度

### (1) 指摘事項

執行法自体の内容や強制力、執行実務に問題があるという点である。上記の関係者の協力・執行債務者の資力もこれに関連する事項を指摘したが、ここではそれ以外の項目を指摘する。

#### ア 資産への執行時の困難性

(セコン県) 資産の所有権者特定が難しいという問題がある。また、土地の所有者と建物の所有者が異なっていたりするため執行が困難となる。

(サワンナケート県) 執行対象者が、当該資産は親戚所有などと他人所有を主張し執行を拒否する事案がある。

(ボリカムサイインタビュー) 例えば銀行が債権者で、資産の所有者と被告である債務者が異なり、資産を売却したいができないというケースがある。

(サイヤブリ県) 判決において財産の没収を求めているものの、当該財産が存在していないという事例が存在する。

#### イ 国家機関の権限不明確

(司法省会議参加者(発言者不詳)) 執行制度上、県レベルと郡レベルの責任役割を明記する必要があり、郡レベルが県へ確認することなく進められるようすべきである。

#### ウ 資産評価や売却の困難性

(チャンパサック県、ウドムサイ県) 執行対象資産の評価について、地区ごとに基準が異なるので、現実の時価や基準を明確化する必要がある。

(シェンクワン県) 当事者が評価に関与せず、後日受け入れ拒否をする事案がある。

(ボケオ県) 訴訟当事者が不動産価格の評価を受け入れず、現実の土地価格を提示しても当事者が拒否するなどし、手続きが遅延するとの点が指摘されている。

(司法省会議参加者(発言者不詳)) 価格評価に関しどのように市場価値を評価するか、明確なガイドラインを作成する必要性がある。

### (ボリカムサイインタビュー)

担保資産については支払困難な場合には売却を実施する必要があるが、所有者が売却したくない場合、資産の価値に合意できない場合などにはその手続遂行が困難となる。<sup>22</sup>

この点、不動産売却を進めていくとしても、執行不動産を購入したいという人がそもそもいないという問題がある。<sup>23</sup> 執行対象不動産に住んでいる人が退去を拒むなどの問題がある為である。民事執行法において退去の強制力はあり、<sup>24</sup> 執行手続時に警察などと協力し、執行対象不動産の居住者が他の場所に移り住む手助けをすることがある。

執行困難事案については、県知事主導で委員会が組成され対処されることがあるが、<sup>25</sup> その数は総数の10%以下、年間1件程度である。

### (2) 評価

この点、執行手続の強制力、執行対象財産の保全・特定・転売等防止など、執行手続を円滑に進める法制度に関しては、判決執行法のみならずラオスの民事訴訟法上の（仮）差押や行為の禁止など請求を保全するための強制措置<sup>26</sup>の検討が必要である（日本の民事保全に相当する制度は、ラオスでは判決執行法に規定されておらず、民事訴訟法の121条以下に規定されている）。ラオスにおける制度や法理論、実務の運用状況などにつき、日本など諸外国の民事執行法・民事保全法や実務の例に照らして検討することが可能である。

また、資産の所有者特定に関しては、不動産や動産の登記・登録制度などの実態や改善の可能性も把握する必要がある。

さらに、上記のとおり、資産評価上の問題点については数多くの指摘がなされており、全国の執行機関において非常に大きな関心事項であるようである。「国内調査」においては、判決執行の前に当事者が資産評価をし、当該ケースが執行可能であるか検討する評価手続を入れることが必要であると指摘している。その他、資産

<sup>22</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条

「資産の評価は次の方法で実施しなければならない。

1. 当事者間の合意による価格決定（略）
2. 当事者の申立てに基づく専門家又は法人による資産の評価（略）
3. 【評価】委員会による価格評価（略）」、

同36条「資産の売却は次の二つの方法で実施することができる。

1. 資産所有者による売却（略）
2. 判決執行機関による売却（略）」

指摘されている困難性の具体的な内容が不明確だが、資産の価値評価や売却手続について、複雑かつ手間を要する手続（26条2号3号 専門家や委員会による価格評価や、36条2号 判決執行機関による売却）を踏む必要が出てくるという趣旨か。

<sup>23</sup> 競売で売却できなかった場合、2021年判決執行法（12号／国民議会）37条、38条による処理が規定されている。

同37条「資産譲渡とは、評価され、競売に掛けられたが買受人が見つからなかつた担保資産、債務者若しくは判決執行債務者の所有資産又は所有者から権利を取得した資産を、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡することである。」

<sup>24</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）33条「退去」

<sup>25</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条3号、27条（評価委員会）、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）7条～10条（資産の評価・競売委員会）。

<sup>26</sup> 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）121条

の評価については技術的な事柄であるが、価格評価の客観的基準がないために問題となっているように窺われる。

## 10 その他の指摘

以上のように、判決執行上の問題点は多岐にのぼるが、同一の問題点について複数の地域から指摘されていることも多く、概ね各地において類似の問題点を抱えていることが読み取れる。

また、重複する点もあり冗長になるため簡潔な指摘にとどめるが、上記指摘事項以外にも下記のとおり他の報告からも問題点が把握できる。

### (1) 「国内調査」<sup>27</sup>

ラオス国内で行われた民事判決執行の遅延に関する研究調査（国内調査）においても、概ね上記同様の問題点が、執行手続遅延の主な理由として挙げられている（被告側の逃亡や不出頭、無資力、当事者の非協力、執行機関の職員の経験不足、車両・予算不足、他者からの妨害、執行機関の職員不足、執行機関の職員の一部の反倫理性、活動計画の欠如、民事判決数の増加や判決の不明確など）。

### (2) 「司法省報告書」<sup>28</sup>

同様の点は司法省作成の報告書においても表れている。指摘事項は多岐に及ぶが、その一部を要約すると以下のとおりである。

- ・関係機関の協働の不足
- ・判決文の不明確等により執行不能
- ・判決記載の財産が存在しない、担保財産ゆえ執行手続で売却不能、執行時に既に債務者の財産が売却され他人所有となっている、同じ土地が複数の判決執行で売却に出されている、無事に執行手続が終えられたが上のレベルの裁判再開で覆ったなど
- ・執行手続に関する社会への普及不足
- ・執行機関職員へのトレーニング不足（ないしはトレーニング内容が現実の弱点の解決方法と関係していない）
- ・インフラ（建物など）と備品不足
- ・執行手続の終結が司法省のルールに従い進められていない
- ・金銭や資産の受領管理、土地評価が適切に法令や規則等に従って行われていない
- ・事件記録の管理保管が不適切（損傷や紛失が生じる）
- ・結果に不満足な当事者による訴訟の再開や執行手続中断の求め、呼び出しや執

<sup>27</sup> S.Phapmixay,Bounta. Syhapanya,Vixay. Yangkongjee,Samly. Phanthavong,Vilayphone. Vongphachan, Chandavone. *The Delays in Implementation of Civil Judgements, Case Study in Xayaboury Province, Vientiane Capital, and Savannakhet Province*. National Institute of Justice, Ministry of Justice. (2020) p. V : (脚注5(2)に同じ)

<sup>28</sup> *Draft Summary, Pending Issues for the Judgement Enforcement and Resolution*. Ministry of Justice. (June 2022) : (脚注5(4)に同じ)

- 行手続に参加せず逃亡することがある
- ・事件の証拠物が適切に所有者へ返還されない

#### 第4 終わりに

判決執行は、国家の紛争解決機関による判決等で定められた内容を実現する重要な手段であるが、上記の通り数多くの問題点が指摘されており、その項目は多岐に及ぶ。問題点の評価は簡潔な指摘にとどめたが、判決執行制度の全体像とそれに関する問題点の概要はラオスにおける法制度の理解をする上で欠かせない分野であり、その全体状況の理解の一端を提供したいと考え本稿を執筆したものである。

司法制度が充実するためには、民法典等の実体法の理論及び実務の発展と、実体法規定の内容を実現する執行制度の発展が共に達成されることが必要である。本稿引用文献に登場する者のような、現在熱意をもって問題点を探究し指摘しているラオス司法省と判決執行機関その他の関係者らに敬意を表し、今後、ラオスにおける判決執行実務が向上していくことを一人の法律実務家として期待している。

以上

# 不動産登記法令起草支援の現状（概要）

国際協力部調査員・弁護士

内 藤 裕二郎

## 1 はじめに

カンボジア王国の権利に関する不動産登記実務は、現在、民法<sup>1</sup> 関連不動産登記共同省令（以下「民法関連共同省令」という。）及び民事訴訟法関連不動産登記共同省令（以下「民訴法関連共同省令」という。）という2つの共同省令<sup>2</sup>（以下「両共同省令」という。）に基づいて行われている<sup>3</sup>。もっとも、不動産登記手続は、国民の権利義務に深くかかわるものであることから、省令ではなく法律の根拠に基づく運営がなされるべきとの声がカンボジア王国の内外から聞こえていた。このような状況の下で、今般、独立行政法人国際協力機構（JICA）が支援した不動産登記規定案が完成し、改正予定の土地法案に組み込まれることとなった。

本稿では、権利に関する不動産登記の根拠法令が省令から法律へ格上げされるに至る経緯及び今後の見通しについて、支援主体であるJICAが行ってきたこと、それを引き継ぎ国際協力部（ICD）が行っていることに分けて、その概要を説明したい。

## 2 JICAプロジェクトによる土地法案中の不動産登記規定起草支援

(1) カンボジア王国において、民事訴訟法に続き民法の適用が開始された2011年当時、民法及び民事訴訟法が規定する不動産登記制度を実現するための手続法である不動産登記法令の起草が急務とされていた。

しかし、当時の司法省及び国土管理土地計画建設省（以下「国土省」という。）には、関係各省庁からの批判に耐えうる精緻な内容の法案を起草し、国会での審議可決まで多くのハードルを越える必要がある立法作業を完了するほどのマンパワーが不足しているなどの問題があった。そこで、当時の司法省及び国土省としては、差し当たって不動産登記実務を回していくために必要な手続を法律よりも迅速に制定できる共同省令として制定し、その共同省令に基づく登記手続の運用状況も加味して、数年後に共同省令の上位の法律の起草を目指すことになったと聞いている。

(2) その後、数年が経過した2017年から5年間のJICAプロジェクトフェーズ5（以下「フェーズ5」という。）において、両共同省令を正式に法律に格上げすべく、

<sup>1</sup> 本稿において、単に民法と称する場合はカンボジア王国の民法を指す。また、特に指定のない一般名称（国会や省庁名）はすべてカンボジア王国のものを指す。

<sup>2</sup> 「共同」省令というのは、司法省と国土省が共同で制定した省令という趣旨である。民法及び民事訴訟法は司法省が起草担当した法律であるが、カンボジア王国における不動産登記の管轄は国土省にあるため、民法及び民事訴訟法を実現するための不動産登記手続法令は共同で制定することになっている。

<sup>3</sup> ただし、両共同省令が規定しているのは、後続登記（日本の不動産登記法における権利に関する登記）のみで、初期登記（表題登記や保存登記）については別の法令による。民法適用開始前からの不動産登記制度の概要や同制度に対する各国の支援状況については、磯井美葉「～外国法令紹介～カンボジアの不動産登記について」ICD NEWS第60号（2014.9）p.33等を参照されたい。

司法省及び国土省による法案の起草作業をJICAが支援することになった。

しかし、この起草作業は当初の予想よりも大幅に遅れ、フェーズ5の5年間<sup>4</sup>で、現行の民法・民事訴訟法を適切に反映する充実した内容とすることことができなかった。

その理由は複数挙げられるが、主な理由は以下の3点である。

1点目として、プロジェクト計画段階の想定よりも多くの作業量が必要となったことが挙げられる。プロジェクト計画段階では、従前のJICAプロジェクトの支援により成立した両共同省令が既に存在することから、基本的には両共同省令をそのまま法律に格上げする形で起草し、それほど膨大な起草作業にはならないものと見込まれていたようである。しかし、実際に起草作業が進むと、新たに検討するべき法的論点が次々に浮上し、不動産登記アドバイザリーグループ会合（以下「不動産登記AG」という。）及び民事訴訟法作業部会（以下「民訴部会」という。）<sup>5</sup>を2年間で30回近くも開催しなければ論点を消化できないほど、新たに追加・修正するべき項目が増加した。

2点目として、プロジェクトの前半で、約1年間プロジェクト活動が事実上停止してしまったことが挙げられる。

3点目として、2点目記載の約1年間の活動停滞後も、司法省及び国土省において、不動産登記規定の起草作業の進め方に関する調整作業が難航した上、国土省側の法案起草メンバーが多忙を理由に司法省との会合に欠席し続けたことで起草活動を円滑に進めることができなかつたことも挙げることができる。

(3) このような経過を経たことから、プロジェクト期間内に起草する不動産登記規定案は、権利に関する不動産登記手続の重要部分に絞り、残るいくつかの規定は、不動産登記規定案の完成後に改正される予定の両共同省令に追加することになった。その結果、2022年10月末にJICAプロジェクト（フェーズ5）が終了するまでに、司法省及び国土省の起草担当者が共同して起草した不動産登記規定案は何とか完成まで漕ぎつけることができ、土地法を所管する国土省大臣に提出された。

### 3 ICDが引き継いだ両共同省令起草支援

(1) カンボジア王国におけるJICA法整備支援プロジェクトは、2024年7月現在でもフェーズ6として継続しているものの、現行プロジェクトであるフェーズ6では、法令起草支援から法曹養成支援（裁判官・検察官養成校支援）に軸足を大きく移しており、フェーズ6では不動産登記規定を含む民事関連重要基本法令の起草支援を継続しないこととなった<sup>6</sup>。

しかし、前記のとおり、日本が支援した民法・民事訴訟法を適切に反映する不動産

<sup>4</sup> 同プロジェクトは7か月間延長されたため、正確な起草期間は5年7か月に及んだ。

<sup>5</sup> 不動産登記AG及び民訴部会は、民法・民事訴訟法を起草した当時にご尽力いただいた日本の著名な研究者、不動産登記法制に明るい研究者や実務家で構成された組織である。

<sup>6</sup> このような方針変更は、司法大臣から、今後は法曹実務家に対する能力強化支援を行ってほしい旨の要請があり、これ以上の起草支援を望まない趣旨のコメントがなされたことも影響しているように思われる。いずれにせよ、要請主義の帰結であり、国際協力分野においては、ある意味当然の方針変更ともいえる。

登記規定の完成までには、まだいくつかの規定を両共同省令に追加する必要があった。また、土地法に格上げされた後も両共同省令に残されたままとなっている諸規定を整理して、登記実務の運用に必要な細かい諸規定を追加する改正作業も終わっていなかった。このように不十分な法整備状況にあることは、地籍管理所（登記所）における登記実務を担当している国土省の実務担当者らも承知しており、同人らからは、日本の支援なしに不動産登記関連規定の改正作業をすることにまだ不安があり、両共同省令の改正作業について、日本に支援してほしいとの要望があった。

(2) ICDは、以上のような要望に応える形で、JICAによる起草支援を引き継いで、土地法に組み込まれる不動産登記手続の根拠規定を具体化する両共同省令の改正作業を支援することになった。

#### 4 両共同省令の改正作業

以上のような経緯で始まった両共同省令の改正作業の内容のうち、いくつかの重要な制度に関する起草内容を概観したい。

(1) 夫婦の共有財産に関する登記手続のための諸規定の追加について

カンボジア王国は、日本が夫婦別産制を採用しているのと異なり、夫婦共有財産制を採用している（民法973条等）。そして、この夫婦共有財産とは、日本でもおなじみの通常の共有財産とは異なる「夫婦の共有財産」（以下、通常の共有財産と区別する目的で「夫婦共通財産」という。）という、日本にはない財産に関する所有形態を認めている。

例えば、ある不動産が夫婦共通財産名義である場合、当該不動産を購入したい買主が登記名義の移転を受けるためには、売主となる夫婦双方と売買契約をしなければならない（民法976条1項）。つまり、買主は、夫または妻のみとの売買契約では当該不動産の登記名義を取得できないことになる<sup>7</sup>。その意味で、ある不動産が夫婦共通財産であることは、不動産の権利変動にあたって重大な制約となるため、不動産が夫婦共通財産名義となる場合には、夫婦共通財産であることが不動産登記簿に登記されなければならないはずである。

当然ながら、カンボジア王国の登記実務では、権利の移転登記などが申請される際に、必ず登記権利者から独身証明書もしくは婚姻証明書を提出させており、その登記権利者が既婚者である場合には、夫婦共通財産であること<sup>8</sup>を登記簿に記載する運用となっているとのことである。もっとも、現状の両共同省令には、夫婦共通財産であることが登記事項<sup>9</sup>として明記されていないため、夫婦共通財産であることが登記事項であるという明確な根拠を欠く状態が続いている。

<sup>7</sup> 通常の共有の場合、一方の共有者からその共有持分のみを譲り受けすることはできるが、夫婦共通財産の場合は、持分を観念できない共有形態と考えられており、持分譲渡も許されない。

<sup>8</sup> 具体的には、登記簿に「○○の夫」とか「○○の妻」と記載されているが、そのような記載が相当なのかについては、別途問題となり得る。

<sup>9</sup> 日本では用語法によって複数の意味に取り得るが、本稿では、登記しなければならない事項（絶対的記載事項）という意味で用いている。

このような状況を改善するため、今般起草された不動産登記規定案では、夫婦共通財産を登記事項として明示した。もっとも、土地法に組み込まれる予定の同規定案には、夫婦共通財産名義の登記手続（移転登記のみならず変更登記なども含む。）について、それほど詳細な規定は置いていないし、前述のとおり詳細な規定を起草する時間的余裕はなかったため、これらの規定を両共同省令に追加しなければならない。

なお、フェーズ5においては、夫婦財産契約（民法969条1項）がなされた場合の登記手続の規律や、夫婦共通財産を有する夫婦が離婚した場合に夫婦共通財産名義を解消する（例えば夫婦の一方の単独名義に変更する）際の登記手続の規律、夫婦の一方に相続が発生した場合に夫婦共通財産名義を解消する（例えば生存配偶者と子の通常共有とする<sup>10)</sup>）際の登記手続きの規律についても詳細に定めたが、このような精緻な規律が国土省や国会で受け入れられるかは、現状では未知数である。

## (2) 登記簿の閲覧謄写制度

ご存じのとおり、日本では基本的に誰でも登記簿の閲覧謄写ができるところから、日本は登記情報を原則公開する制度設計となっている。カンボジア王国でも、民法関連共同省令を起草する際に、日本の制度設計を踏襲して、原則として誰でも登記情報を閲覧謄写できるように読める表現となっている（民法関連共同省令138条及び139条<sup>11)</sup>）。もっとも、同各条は、地籍管理所（登記所）が必ず登記情報の閲覧謄写を認める義務があると明確に規定しているわけでもないため、登記情報の閲覧謄写を原則認めるか否かについて、各地の地籍管理所（登記所）ごとに異なる運用となっているようである<sup>12)</sup>。

登記情報を原則公開とするか否かについては、各国様々な制度設計となっているようであり<sup>13)</sup>、必ずしもどちらが良いということにはならない。もっとも、現状の民法関連共同省令138条及び139条のような曖昧な規定ぶりのままにすれば、国内での運用のばらつきを改善できないことから、不動産登記規定案では、日本と同様に原則公開とする制度を採用して、国内での運用の統一を図ることになった<sup>14)</sup>。

もっとも、上記のような登記情報の原則公開を実務に反映させるためには、登記簿

<sup>10)</sup> この一方配偶者に相続が生じた際の法律関係には、死亡による婚姻関係の解消を原因として夫婦共通財産が通常の共有となる段階（死亡配偶者と生存配偶者の共有状態になる段階）と、通常の共有者となった死亡配偶者から相続を受けた法定相続人と生存配偶との共有となる段階（通常、妻は法定相続人としての共有持分と生存配偶者としての共有持分の双方を有することになる）が觀念できるため、この2段階の法律関係の適切な規律は何かについて、不動産登記AGでも大いに議論になった。

<sup>11)</sup> 内山淳「カンボジア「民法関連の不動産登記に関する共同省令、民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令（2の1）」ICD NEWS第65号（2015.12）p.127

<sup>12)</sup> 当職がフェーズ5において複数地方の地籍管理所で聴取した限り、原則非公開の運用が多いようである。このような運用をしている地籍管理所では、登記情報の提供希望者が権利証を呈示した場合のみ登記情報の提供をしているとのことだった。通常、権利証を保持しているのは登記権利者であるから、登記権利者にしか閲覧謄写を認めないとということになる。

<sup>13)</sup> 当職がカンボジア王国に長期専門家として赴任していた当時に調べた限りでは、日本でも謄写閲覧を原則とする制度設計を見直す方向での議論もあったようであり（最終的には見直さなかった）、ドイツやフランスでは、程度の差こそあれ、閲覧謄写できる者の範囲を限定しているようである。

<sup>14)</sup> 登記情報を原則公開とすべきという趣旨ではなく、フェーズ5において司法省と国土省の起草メンバーで議論した結果として、原則公開とする方針となったということである。つまり、今後の議論状況によっては、国会での審議可決までに変更される可能性もある。

等の閲覧や登記情報証明書の交付のための詳細な手続きについて、両共同省令の改正作業の中で追加する必要があるため、これも残された課題となっている。

### (3) 登記手続きを行う順序の受付番号

カンボジア王国においても、日本と同様に、登記手続の申請がなされたら受付番号が付される。そして、登記手続を行う順序は、この受付番号の順序でなされることになっている（民法関連共同省令7条<sup>15</sup>）。もっとも、カンボジア王国では、ここ数年で行政窓口のワンストップ化を企図した各種申請の総合受付窓口<sup>16</sup>ができたことから、この総合窓口での受付とその後の地籍管理所での受付の間に相当日数のタイムラグが生じることがあるとのことである。このような場合、どの時点での受付を基準に受付番号を付し、どの受付番号に従って登記手続きを進めるかについて、既存の法令では明らかでなくなってしまっている。

そこで、どの窓口で申請を受け付けた時点で受付番号を付するのかを法令上明確になるように民法関連共同省令を改正する必要がある。

### (4) 嘴託による登記の嘴託書記載事項

嘴託による登記は、裁判所からの嘴託書の記載にしたがって行われるが、地籍管理所及び同所を管轄する国土省職員からの情報では、この嘴託書の記載が統一されておらず、嘴託書によっては抽象的であったり趣旨が明瞭でなかったりして、どのような登記をすればよいのか判断ができないとのことだった。

このような状況は、嘴託書の記載事項や各嘴託書の書式作成が進んでいないことから生じることだと思われるため、まずは民訴法関連共同省令中の嘴託書記載事項を整理して補充する必要がある。

### (5) 仮処分に関する登記

仮処分に関する登記手続は、民事訴訟法<sup>17</sup>を適切に反映する登記制度を作るためには必須のものである。もっとも、現行の両共同省令には、仮処分の登記に後れる登記の抹消登記手続が規定されていなかった。

そこで、今般JICA支援により起草した不動産登記規定案では、仮処分の登記に後れる登記の抹消登記を単独申請できる旨の規定を追加している。

しかし、不動産登記規定案には、仮処分の登記に後れる登記の抹消登記手続を具体的に行うための細則が規定されていないため、これを両共同省令に追加する必要がある。

---

<sup>15</sup> 前掲注11内山p.57

<sup>16</sup> 国土省管轄の申請受付のみではなく、全省庁に対する各種申請を全て一つの窓口で受け付けるという制度である。

<sup>17</sup> カンボジア王国の民事訴訟法は、日本でいうところの民事執行法及び民事保全法が含まれている。

#### (6) その他の未解決事項に関する法令整備

上記(1)から(5)までの登記手続規定に加えて、民法及び民事訴訟法の改正も視野に入れつつ、登記手続の前後で一般承継が生じた場合の登記手続や、民事訴訟法中の民事執行手続規定と整合的な不動産登記を行うための手続規定など、両共同省令の改正作業はまだこれからの段階である。

### 5 改正支援の現状及び今後の予定

- (1) 現在は、毎月1～2回の割合で、国土省の次官等で構成されるWGに、当職やICD教官のほか、元JICA長期専門家の坂野一生氏が出席して、両共同省令の改正作業を行っている。
- (2) 今後の予定としては、今年度中に両共同省令のうち民法関連不動産登記共同省令の改正案の検討を終えることを目標としており、今後も可能な範囲で支援していく予定である。

# インドネシアにおける知的財産法に関する研修の実施状況について

J I C A インドネシア長期派遣専門家

國 井 陽 平

## 第1 はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）においては、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（実施期間は、2021年10月から2025年9月まで。以下「現行プロジェクト」という。）が実施されているところ、カウンターパートの一つである同国最高裁判所（以下「最高裁」という。）との関係では、知的財産に関する事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上することがプロジェクト目標とされている。そして、PDM上の成果は、①裁判官に対して、知的財産に関する事件を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施されること、②知的財産に関する事件を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及されることとされている。また、現行プロジェクトに先立ち実施されていた「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（実施期間は、2015年12月から2021年9月まで。以下「前プロジェクト」という。）における最高裁関係でのPDM上の成果は、知的財産に関する事件処理の予見性が向上することであり、そのための活動として、知的財産に関する事件を担当する裁判官の研修カリキュラム・教材の作成及び人材育成、知的財産に関する判決集の作成・公開等が挙げられ、現に、研修の実施や執務参考資料の作成等が行われていた<sup>1</sup>。

このように、現行プロジェクトのうち最高裁をカウンターパートとする部分は、内容の観点からみても前プロジェクトとの連続性を有しており、前プロジェクトをも含めると、相当の期間にわたり知的財産に関する紛争についてのプロジェクト活動が実施されてきたということができる。執務参考資料の関係では、前プロジェクト及び現行プロジェクトにおいて作成された判決集について、既に本誌で紹介されている<sup>2</sup>。本稿では、プロジェクトにおけるもう一つの柱である裁判官に対する知的財産法の研修に関する現

<sup>1</sup> 各プロジェクトの詳細については、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICD NEWS 第67号51頁、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS 第89号81頁参照。

<sup>2</sup> 石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」ICD NEWS 第74号82頁、西尾信員「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)」ICD NEWS 第94号71頁・「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)」ICD NEWS 第95号73頁参照。

地<sup>3</sup>の状況について、前プロジェクトを含めた実績、研修のスキームのほか、筆者が関与した2つの研修の状況等を踏まえて、ご紹介させていただきたい<sup>4</sup>。なお、本稿のうち意見にわたる部分は、筆者の個人的見解にすぎない。

## 第2 知的財産法に関する研修の仕組みについて<sup>5</sup>

インドネシアにおける裁判官に対する知的財産法の研修の仕組みとしては、大別すると、①JICAのプロジェクトに関し最高裁に設置されたワーキンググループ（以下「WG」という。）によるもの（「ショートコース」と呼ばれており、以下このように呼称する。）、②裁判官その他裁判所職員に対する研修の実施機関である Pusdiklat Teknis Peradilan（以下「司法研修所」という。）<sup>6</sup>によるものがあり、後者には複数の種類が存在する。

前プロジェクト及び現行プロジェクトは、ショートコースに全面的に関与するとともに、司法研修所による研修にも協力してきた。

## 第3 ショートコースについて

### 1 概要

ショートコースは、前プロジェクトにおいてその枠組みが形成され、その後発展してきたものであり、前プロジェクト及び現行プロジェクトにおける中心的な活動の一つに挙げられる。

ショートコースは、前プロジェクトにおいて、多くの裁判官を対象に知的財産権に関する知識の底上げを図る必要があること<sup>7</sup>を念頭に置き、①講師はプロジェクトの長期専門家又は日本の法律家が主となり、司法研修所の教官等がコメンテーターとして同席する、②参加者は裁判所関係者、③場所は司法研修所や各地の裁判所等、④頻度は2、3か月に1回程度、⑤内容は知的財産権に関する基本事項から始め、参加者の習熟度に応じて発展的なものを取り扱う、といった枠組みでの実施が企画されたようである。

ショートコースの実績は、別添ショートコース実施状況のとおりであり、前プロ

<sup>3</sup> 最高裁に関する本邦研修については、石田正範「第1回インドネシア法整備支援本邦研修」ICD NEWS 第69号153頁、湯川亮「第2回インドネシア法整備支援本邦研修」ICD NEWS 第70号140頁、下道良太「インドネシア法整備支援第1回本邦研修」ICD NEWS 第81号141頁・「インドネシア法整備支援第13回本邦研修」ICD NEWS 第83号144頁、坂本達也「インドネシア法整備支援第15回本邦研修」ICD NEWS 第97号139頁参照。なお、最高裁関係では、第7回及び第9回の本邦研修も実施されている。

<sup>4</sup> 本稿は、2024年5月に執筆した。

インドネシアにおける司法制度や知的財産権に関する事件の法令上・実務上の問題点等について、長期派遣専門家（以下「長期専門家」という。）が記したものとして、間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(1)」ICD NEWS 第69号90頁・「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」ICD NEWS 第72号92頁、西尾信員「インドネシアにおけるペースライン調査について(1)」ICD NEWS 第96号103頁・「インドネシアにおけるペースライン調査について(2)」ICD NEWS 第97号19頁があり、後者によるものには、研修の実施状況に関する記載もある。

<sup>5</sup> 知的財産法に関するセミナー等も実施されているが、本稿では割愛する。

<sup>6</sup> 組織上の位置付けについては、前掲ICD NEWS 第96号107頁以下参照。本稿における「司法研修所」という用語は、本文記載の研修実施機関のほか、同機関の研修施設（ボゴール所在）を指すものとしても用いる。

<sup>7</sup> 知的財産権に関する民事事件の多くは、中央ジャカルタ地裁、スラバヤ地裁、メダン地裁、スマラン地裁及びマカッサル地裁に設置された商事裁判所のみが管轄を有するが、知的財産権に関する刑事事件は、全国の裁判所が管轄を有する。

ジェクト及び現行プロジェクトは、その全ての企画及び実施に関与している。長期専門家は、研修の時期・場所・内容・スケジュールの決定や講師の選定等についてWGのメンバーと協議するなど、研修全体に関与するとともに、講師を務めたり、インドネシア側の講義に対し日本の実情をコメントするなどしてきた。

ショートコースは、初期には商事裁判所が設置された裁判所が所在する地域（実施順に、ジャカルタ、スマラン、マカッサル、メダン、スラバヤ）で実施された後、その他の地域でも実施されている。実施を重ねるにつれて、研修の日数や取り扱う分野が増加したほか、事例検討のコマが設けられるようになるなど、その規模は拡大した。また、ショートコースは、知的財産法に関する講師の養成（TOT）の機会としても活用されるようになり、インドネシアの裁判官が講師を務めることが増加した<sup>8</sup>。

## 2 研修のスキーム

### (1) 対象者

原則として商事裁判官の資格を有しない判事を対象とする。

### (2) 講師

長期専門家のほか、WGのメンバーが講師を務めることが多く、具体的には、最高裁判事、特別民事事件担当次席書記官（Panitera Muda Perdata Khusus）、特別民事事件担当の最高裁調査官（Pemilah Perkara Perdata Khusus）、高等裁判所判事、商事事件担当の書記官代行（Panitera Pengganti Perkara Perdata Niaga）、最高裁判事付補佐判事等<sup>9</sup>が担当してきた<sup>10</sup>。

### (3) 教材等

講義内容は、知的財産法の基礎的事項を取り扱うものであるところ、教材（講義資料）は、担当講師各自において作成する。

### (4) 場所

各地の裁判所所在地域で実施してきた。

なお、原則として、研修前後に近隣の高等裁判所や地方裁判所を表敬訪問し、日本の司法制度について説明したり、現地の裁判官と意見交換を実施するなどしてきた。

### (5) 研修の流れ

各科目の講義を行い、その後事例検討を実施するのが一般的な流れである。なお、インドネシア側が講義を担当する場合であっても、長期専門家が日本における実情等を補足的に紹介することも多くあったようである。

<sup>8</sup> 別添ショートコース実施状況のうち、各ショートコースのアジェンダにおいてインドネシアの裁判官が講師とされたもの（日本側の講師と共同のものを含む。）に下線を付すなどした。

<sup>9</sup> いずれも裁判官の資格を有する者が充てられている。各ポストについては、前掲 I C D N E W S 第 9 6 号 1 0 7 頁参照。

<sup>10</sup> 前プロジェクト期間中には、刑事関係について法務人権省法規総局派遣の長期専門家（検察官出身）が講師を務めたほか、I C D 教官、J I C A 国際協力専門員、法務人権省知的財産総局の職員が単発的に講師となることもあったようである。

近年は、参加者の発言内容・参加態度等を考慮し、成績優秀者数名を表彰するとともに、成績優秀者について最高裁長官に報告するなどもされていた<sup>11</sup>。

研修実施後、WG内において、研修の評価会議が行われていた。

### 3 実施例 - タンゲランにおけるショートコース -<sup>12</sup>

#### (1) バンテン高等裁判所への表敬訪問（2023年12月5日）

研修実施に先立ち、バンテン高等裁判所を表敬訪問した。

筆者から日本の司法制度について説明をした。また、現地の裁判官から管内における知的財産事件の処理状況等の説明を受け、意見交換を実施するなどした。

#### (2) 研修1日目（2023年12月6日）

オープニングセレモニーが行われた後、以下のとおり、講義が行われた。

① 09：30 - 12：00 知財概説 担当：Rahmi Mulyati 最高裁判事<sup>13</sup>

② 13：30 - 15：30 特許 担当：Gusrizal バンジャルマシン高等裁判所所長、筆者

③ 16：00 - 17：30 意匠 担当：Arifin リアウ高等裁判所副所長

#### (3) 研修2日目（2023年12月7日）

以下のとおり、講義・質疑応答が行われた。

① 08：00 - 09：30 営業秘密 担当：Arief Sapto Nugroho 判事・書記官代行

② 10：00 - 12：00 商標 担当：Rahmi Mulyati 最高裁判事

③ 13：30 - 15：30 著作権 担当：Agus Subroto 判事・特別民事事件担当次席書記官

④ 16：00 - 17：30 植物品種保護 担当：Titik Tejaningsih 判事・最高裁調査官

⑤ 19：30 - 21：00 質疑応答

#### (4) 研修3日目（2023年12月8日）

以下のとおり、事例検討<sup>14</sup>、質疑応答を経て、クロージングとなった。

① 08：00 - 10：00 事例検討 担当：Rafmiwan Murianeti 判事・最高裁調査官、筆者

② 10：30 - 11：30 質疑応答

③ 11：30 - 12：00 クロージング

<sup>11</sup> 前掲 ICD NEWS 第97号49頁参照。

<sup>12</sup> 筆者は、研修1日目の特許の際に、日本の特許法について説明し、研修2日目の商標の際に、いわゆる新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩商標、音商標、位置商標）の日本における登録状況や、商標の類否に関する日本の裁判例を紹介し、植物品種保護の際に、日本の裁判例を紹介したほか、研修3日目の事例検討を担当した。

<sup>13</sup> 肩書は当時のもの。以下同じ。

<sup>14</sup> 実施回によって、分野や事例は異なる。今回は、著作権と商標につき、日本側及びインドネシア側からそれぞれ事例を提供することとなった。筆者は、著作権につき複製又は翻案の成否が問題となる事例を、商標につき商標の類否が問題となる事例を、それぞれ提供した。

## 4 2024年以降のショートコースについて

上記のとおり、ショートコースは、前プロジェクト及び現行プロジェクトを通じて多くの地域で実施されてきたが、最高裁の判断により、2024年以降における地方での知的財産法の研修は、司法研修所によるもの（2020年に開始した知財短期研修。後記第4参照）に一元化すると整理され、上記枠組みでのショートコースは実施されないこととなり、現行プロジェクトは司法研修所による地方研修に関与していくこととなった。これまでのショートコースの経験を司法研修所による研修に生かすことが課題である。

## 第4 司法研修所の研修について

### 1 概要

本稿執筆時において、司法研修所が実施し、又は実施を検討している研修は、① Pelatihan Singkat HKI（以下「知財短期研修」という。）、② Pelatihan Teknis Yudisial HKI（以下「知財技術研修」という。）<sup>15</sup>、③ Pelatihan Sertifikasi Niaga – HKI（以下「商事裁判官資格付与研修」という。）<sup>16</sup>、及び④ Advanced HKI（以下「アドバンストコース」という。）である。上記各研修は、段階的に高度・発展的な内容を取り扱うものであり、司法研修所によれば、各研修における成績等を考慮して、次の段階の研修参加者を選別すること等が想定されているようである<sup>17</sup>。

各研修の概要は、以下のとおりである。

#### (1) 知財短期研修

ア 定 員 最大40名

イ 対象者 特定の高等裁判所の所在する地域に所在する地方裁判所に配置された3B – 4Aのランク<sup>18</sup>の判事

ウ 趣 旨 商事裁判官の資格付与前の予備訓練として実施

エ 科目等 意匠、著作権、商標、地理的表示、営業秘密を取り扱うほか、知的財産権入門、知的財産権に関する刑事事件、ケースディスカッションの

<sup>15</sup> 2020年までは、「Pelatihan Teknis Fungsional HKI」と呼ばれていたようである。また、実質的に同内容である「Pelatihan Teknis Fungsional HKI」及び「Pelatihan Teknis Yudisial HKI」を指して、「エレメンタリーコース」と呼ぶこともあったようである。本稿では、これらを併せて説明する。これらの研修は、前プロジェクトの実施期間中、知的財産法に関する初級研修の開設が企画され、前プロジェクトからカリキュラムに関する意見が述べられるなどし、2018年に実施されるに至ったものである。その後、2020年にオンライン形式で前プロジェクトが関与したほか、司法研修所によれば2021年にも同研修が実施されたようである。同研修企画段階の一場面として、東尾和幸「インドネシア現地ワークショップ」ICD NEWS 第71号217頁参照。

<sup>16</sup> 商事裁判官資格付与研修には、知的財産法に関するものと倒産法に関するものがあるが、本稿では、知的財産法に関する部分を紹介する。同研修は、前プロジェクト開始時に既に存在していたが、長期専門家は、2018年から知的財産権に関する国際条約の講義を担当するようになった。2023年には特許、商標及び地理的表示の講義も担当するようになったほか、2022年からは法務人権省知的財産総局派遣の長期専門家とも連携している。

<sup>17</sup> もっとも、これまでアドバンストコースが実施されたことはない。また、後記2のとおり、知財技術研修が2022年から実施されていない一方で、2020年に始まった知財短期研修については、新型コロナウイルスの影響で実施できなかつたとされる2021年を除き毎年実施されていること等から、商事裁判官資格付与前の研修としては、知財短期研修に力が置かれつつあるようである。このように、司法研修所における各研修は、必ずしも予定されているとおりに実施されているわけではない。

<sup>18</sup> インドネシアにおいては、勤務年数や人事評価等に応じて、裁判官のランクが上がっていく。裁判官のランクについては、前掲ICD NEWS 第96号111頁参照。

## コマを設ける

オ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階として高等裁判所の所在地域等（地方）において対面で実施

### (2) 知財技術研修

ア 定 員 最大40名

イ 対象者 全国の地方裁判所に配置された3C以上のランクの判事

ウ 趣 旨 商事裁判官の資格付与前の予備訓練として実施

エ 科目等 特許、植物品種保護、意匠、著作権、商標、地理的表示、営業秘密及び集積回路配置設計を取り扱うほか、知的財産権概説、知的財産権に関する刑事事件、インスピレーションクラスのコマを設ける<sup>19</sup>

オ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階としてオンライン又は対面で実施

### (3) 商事裁判官資格付与研修

ア 定 員 最大80名（2クラス）

イ 対象者 全国の地方裁判所に配置された4A以上のランクの判事

ウ 趣 旨 商事裁判官候補者の能力向上

エ 科目等 特許（特許、特許クレームの読み方）、植物品種保護、意匠、著作権、商標、地理的表示、営業秘密及び集積回路配置設計を取り扱うほか、知的財産権概説、知的財産権に関する刑事事件、知的財産権に関する国際条約、インスピレーションクラスのコマを設ける<sup>20</sup>

オ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階としてオンライン、第三段階として対面で実施

### (4) アドバンストコース

ア 定 員 最大40名

イ 対象者 商事裁判所で執務中の商事裁判官

ウ 科目等 特許、意匠、著作権、商標について発展的内容を取り扱うほか、ケースディスカッションのコマを設ける<sup>21</sup>

エ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階として司法研修所又は予算に応じて指定された場所において対面で実施

<sup>19</sup> 2018年・2020年の各研修では、知的財産権概説、特許、植物品種保護、意匠、著作権、商標及び地理的表示、集積回路配置設計、営業秘密、知的財産権に関する刑事事件、裁判官倫理のコマが設けられていた。

<sup>20</sup> 2022年・2023年の各研修に共通して、知的財産権概説、知的財産権に関する国際条約、特許、特許クレームの読み方、特許要件としての新規性・進歩性（法務人権省知的財産総局派遣の長期専門家によるインスピレーションクラス）、植物品種保護、意匠、著作権、商標及び地理的表示、営業秘密、集積回路配置設計、知的財産権相互の関係、一時差止め（Penangguhan Sementara）、知的財産権に関する刑事事件、仮決定、事例検討、筆記試験、面接等のコマが設けられていた。また、2022年には知的財産権保護の思想と歴史及びその発展（オーストラリア連邦裁判所の裁判官によるインスピレーションクラス）のコマが、2023年には法務人権省知的財産総局又は法律事務所への訪問のコマが、それぞれ設けられていた。

<sup>21</sup> ①特許に関しては、新規性の判断、特許クレームの読み方、②意匠に関しては、新規性の判断、③著作権に関しては、著作者や著作権者等の認定、ソーシャルメディアにおける情報技術によって促進される権利侵害についての検討、④商標に関しては、悪意や周知商標の保護についての判断を、それぞれ取り上げることとされている。

## 2 近年の実施状況

司法研修所によると、近年における各研修の実施状況（実施回数及び修了者数）は、以下のとおりである<sup>22</sup>。

なお、脚注17のとおり、これまでアドバンストコースが実施されたことはない。

|       | 知財短期研修                                                  | 知財技術研修 | 商事裁判官<br>資格付与研修 |  |
|-------|---------------------------------------------------------|--------|-----------------|--|
| 2020年 | 3回<br>メダン 31人<br>マカッサル 36人<br>スラバヤ 36人                  | 1回 50人 | 1回 41人          |  |
|       | なし                                                      | 1回 41人 | 1回 50人          |  |
|       | 4回<br>マカッサル 30人<br>パレンバン 26人<br>マラン 27人<br>バンジャルマシン 29人 | なし     | 1回 52人          |  |
| 2023年 | 1回<br>スラバヤ 40人                                          | なし     | 1回 80人          |  |
| 2024年 | 3回（予定）<br>ジョグジャカルタ 30人<br>パル（予定）<br>パダン（予定）             | 未定     | 未定              |  |

## 3 研修のスキーム

### (1) 対象者

前記1のとおり、研修の種類によって、対象者は異なる。

### (2) 講師

知財短期研修においては、長期専門家のほか、司法研修所教官、特別民事事件担当の最高裁調査官、高等裁判所判事等が講師を務めることが多い。

他方、知財技術研修及び商事裁判官資格付与研修においては、上記に加え、最高裁判事、法務人権省知的財産総局の職員、税関の職員、大学教授、弁護士等が講師を務めることもある。

### (3) 教材等

司法研修所における研修には、シラバスが存在しており、講義の概要、講義の獲得目標及びその指標、テーマ、時間、講義の進め方、参考文献等が定められている。

<sup>22</sup> このうち、前プロジェクト及び現行プロジェクトが関与し、又は関与する予定のものは、①2022年のマカッサル、2024年のジョグジャカルタ、パル（予定）及びパダン（予定）における知財短期研修、②2020年の知財技術研修、並びに③2021年、2022年及び2023年の商事裁判官資格付与研修である。

例えば、知財技術研修における「知的財産権概説」に関するいと、講義の概要は、「この講義は、e ラーニングとクラスルームでの学習（オンライン又はオフライン）によって実施される。」、「この講義では、参加者は、インドネシアにおける知的財産権の歴史、知的財産権の理念・原理、インドネシアにおける知的財産権の種類、知的財産権に関する条約に関する知識を習得する。」などとされ、獲得目標は、「この講義後、参加者は知的財産権の歴史と理念、知的財産権の原則、知的財産権の種類、関連する条約について説明することができる。」などとされ、テーマは、「1 インドネシアにおける知的財産権の歴史、2 知的財産権の理念、3 知的財産権の原則、4 インドネシアにおける知的財産権の種類、5 知的財産権に関する条約」などとされ、更にサブテーマ<sup>23</sup>が設定されている。また、時間は、「2 J P L」（1 J P L は 45 分間）、講義の進め方は、「講義及びディスカッション」とされ、参考文献として法務人権省知的財産総局作成の文献や弁護士の論考等が挙げられている。

上記シラバスに基づき、担当講師各自において教材（自主学習用資料、講義資料及びポップクイズ）を作成する。

#### (4) 場所

知財短期研修は、各地の裁判所所在地域で実施されている。

その他の研修は、基本的に、司法研修所において実施されるものである。

#### (5) 研修の流れ

前記 1 のとおり、各研修においては、e ラーニングでの自主学習の後に、対面での講義等を実施するなど、段階的な研修が予定されている。また、研修実施前後にプレテスト・ポストテスト<sup>24</sup>が、各科目の講義後にポップクイズが、研修の最後に試験が、それぞれ用意されている。

研修実施後、研修参加者のポップクイズ・試験の結果のほか、発言内容や参加態度等の平常点を踏まえて、各参加者の点数を算出しており、点数が基準点を超えることが、研修修了の要件とされている。また、参加者の成績（点数）は記録・管理されており、以降の研修参加者の選別等にも用いることが想定されているようである。

他方で、研修参加者による講師への評価（教材の質、講義の進め方、説明の分かりやすさ等）やモレーティーへの評価（ディスカッションや質疑応答を整理する能力等）等も集計・記録されており、以降の研修実施に活用されているようである。

研修実施後、研修の評価会議が行われるとともに、研修全体の評価、参加者の評

<sup>23</sup> 例えば、「1 インドネシアにおける知的財産権の歴史」のサブテーマとして、「1.1 独立前の知的財産権、1.2 インドネシア独立後の知的財産権、1.3 インドネシアにおける知的財産権の近代化と TIM KEPPRES 34/1986」と記載されている。また、「4 インドネシアにおける知的財産権の種類、5 知的財産権に関する条約」のサブテーマとして、知的財産権の種類や関連する条約が箇条書きされている。

<sup>24</sup> プレテスト及びポストテストの結果は、研修全体の効果の評価に活用しているようである。

例えば、後記 4 のジョグジャカルタにおける知財短期研修の評価書においては、研修前後を通じてテストの点数が同じであった 1 人を除くいずれの参加者についても、ポストテストの点数がプレテストの点数を上回ったなどと分析されている。

価、講師及びモデレーターの評価等をとりまとめた報告書が作成されている。

#### 4 実施例 - ジョグジャカルタにおける知財短期研修 -<sup>25</sup>

##### (1) e ラーニング 1 日目 (2024 年 2 月 26 日)

オリエンテーションに引き続き、プレテストが実施された。

その後は、知的財産権入門及び著作権についての自主学習の時間となる。

##### (2) e ラーニング 2 日目 (2024 年 2 月 27 日)

意匠及び商標についての自主学習の時間となる。

##### (3) e ラーニング 3 日目 (2024 年 2 月 28 日)

営業秘密及び知財刑事事件についての自主学習の時間となる。

##### (4) 研修 1 日目 (2024 年 3 月 4 日)

研修の第二段階である対面での研修開始となる。

オープニングセレモニーの後、Building Learning Commitment と呼ばれるプログラム<sup>26</sup> が実施された。

##### (5) 研修 2 日目 (2024 年 3 月 5 日)

以下のとおり、講義が行われ、各講義後にはポップクイズが実施された。

① 08:00 - 10:00 知的財産権入門 担当：筆者

② 10:45 - 12:00 著作権 担当：Elyta Ras Ginting メダン高等裁判所判事

13:00 - 13:45

③ 14:00 - 16:30 意匠 担当：Arifin リアウ高等裁判所副所長

##### (6) 研修 3 日目 (2024 年 3 月 6 日)

以下のとおり、講義が行われ、各講義後にはポップクイズが実施された。

① 08:00 - 11:15 商標 担当：Sriti Hesti Astiti 判事・司法研修所教官、筆者

② 13:00 - 15:00 営業秘密 担当：Frensita Lesuma Twinsani 判事・司法研修所教官

③ 15:45 - 17:45 知財刑事事件 担当：Frensita Lesuma Twinsani 判事・司法研修所教官、Sriti Hesti Astiti 判事・司法研修所教官

##### (7) 研修 4 日目 (2024 年 3 月 7 日)

以下のとおり、グループディスカッション・プレゼンテーション<sup>27</sup>、質疑応答、総合試験、ポストテストを経て、クロージングとなった。

<sup>25</sup> 筆者は、研修 1 日目の知的財産権入門の講義、研修 3 日目の商標の講義のうちの一部（商標の類否判断）のほか、研修 4 日目のグループディスカッション・プレゼンテーションのうち営業秘密の事例を担当した。

<sup>26</sup> アイスブレイクも兼ねたオリエンテーションのようなものであり、研修に向けての心構え等を醸成する趣旨と思われる。

<sup>27</sup> 参加者を 4 つのグループに分け、意匠、著作権、商標、営業秘密のいずれかの事例をグループで検討してもらい、全体の場で発表してもらうなどした。

- ① 08：00 – 12：00 グループディスカッション・プレゼンテーション  
担当：各講師
- ② 13：00 – 13：45 質疑応答
- ③ 13：45 – 14：30 総合試験
- ④ 15：00 – 15：30 ポストテスト
- ⑤ 16：00 – 17：30 クロージング

## 第5 おわりに

以上のとおり、インドネシアにおける裁判官に対する知的財産法の研修状況について説明させていただいた。筆者は、数多く実施されてきた研修の中で2種類（各1回）に関与したにすぎないが、現状では、以下の点に課題があると考えている。

- ・ショートコースの経験（講師、教材、スキーム等）を司法研修所の研修に生かすこと
- ・司法研修所において予定されている研修を計画的・安定的に実施すること<sup>28</sup>
- ・研修の講師を若手に担当してもらうなどして、講師の養成を継続すること

本稿の執筆に当たり、前プロジェクト及び現行プロジェクトの活動記録等を確認したことろ、そこからは様々な試行錯誤の過程をうかがい知ることができた。筆者も、インドネシアにおける研修をよりよいものにしていくために、微力ながら尽力してまいりたい。

---

<sup>28</sup> 従前から、司法研修所の研修については、予算や他の研修の繁忙状況等から、計画的・安定的に研修が実施できないことがあるなどの問題があったようである。また、脚注17のとおり、予定されているとおりに段階的な研修が実施できているとはいい難い。

(別添) ショートコース実施状況（前プロジェクト）

|   | 実施時期・日数<br>実施場所<br>参加人数              | 科目                                                     |  | 実施時期・日数<br>実施場所<br>参加人数 | 科目                               |                                                           |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|--|-------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1 | 201611・0.5 日×3回<br>ジャカルタ<br>各回約 60 人 | 知財概説<br>商標<br>日本の知財・司法制度                               |  | 10                      | 201810・1.5 日<br>バンドン<br>59 人     | 知財概説<br>商標<br><u>事例検討</u>                                 |
| 2 | 201708・1 日<br>スマラン<br>58 人           | <u>知財概説</u><br>商標                                      |  | 11                      | 201811・2 日<br>マナド<br>37 人        | 知財概説<br>特許<br>意匠<br><u>著作権</u><br>商標                      |
| 3 | 201708・1 日<br>マカッサル<br>52 人          | 同上                                                     |  | 12                      | 201812・1 日<br>ブキティンギ<br>42 人     | 知財概説<br>商標<br><u>事例検討</u>                                 |
| 4 | 201712・1 日<br>メダン<br>55 人            | <u>知財概説</u><br>商標<br>日本の刑事手続・知財犯罪                      |  | 13                      | 201902・1.5 日<br>スラバヤ<br>48 人     | 知財概説<br>特許<br>著作権<br>商標<br><u>営業秘密</u><br>日本の司法制度<br>事例検討 |
| 5 | 201801・1 日<br>スラバヤ<br>57 人           | <u>知財概説</u><br>意匠<br>商標<br>日本の刑事手続・知財犯罪                |  | 14                      | 201904・1.5 日<br>アンボン<br>30 人     | 知財概説<br>著作権<br>商標<br><u>営業秘密</u><br>事例検討                  |
| 6 | 201801・1 日<br>デンパサール<br>37 人         | 同上                                                     |  | 15                      | 201910・1.5 日<br>ジョグジャカルタ<br>30 人 | 知財概説<br>商標<br><u>営業秘密</u><br>日本の刑事手続・知財犯罪                 |
| 7 | 201803・1 日<br>ブカンバール<br>37 人         | <u>知財概説</u><br><u>商標</u><br>日本の司法制度・商標<br>日本の刑事手続・知財犯罪 |  | 16                      | 202003・1.5 日<br>バンダアチエ<br>22 人   | 知財概説<br>著作権<br>商標<br><u>事例検討</u>                          |
| 8 | 201804・1.5 日<br>サマリンダ<br>35 人        | <u>知財概説</u><br>著作権<br>商標<br>日本の刑事手続・知財犯罪               |  |                         |                                  |                                                           |
| 9 | 201809・1 日<br>パレンバン<br>30 人          | <u>知財概説</u><br>商標                                      |  |                         |                                  |                                                           |

(別添) ショートコース実施状況（現行プロジェクト）

|   | 実施時期・日数<br>実施場所<br>参加人数         | 科目                                                                                                     |    | 実施時期・日数<br>実施場所<br>参加人数         | 科目                                                                                  |
|---|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 202201・1.5 日<br>マタラム<br>30人     | <u>知財概説</u><br>著作権<br>商標<br><u>知財刑事事件</u><br>日本の知財・司法制度                                                | 5  | 202210・2.5 日<br>バタム<br>30人      | 同上                                                                                  |
| 2 | 202203・1.5 日<br>クパン<br>32人      | 知財概説<br><u>著作権</u><br><u>商標及び地理的表示</u><br><u>知財刑事事件・水際措置</u><br><u>及び一時差止め</u><br>日本の知財・司法制度           | 6  | 202212・2.5 日<br>ゴロンタロ<br>28人    | 同上<br>※                                                                             |
| 3 | 202206・2.5 日<br>ポンティアナック<br>39人 | <u>知財概説</u><br>特許<br>意匠<br><u>著作権</u><br>商標<br><u>営業秘密</u><br><u>水際措置及び一時差止め</u><br>日本の知財・司法制度<br>事例検討 | 7  | 202304・2.5 日<br>ジャヤプラ<br>30人    | 同上                                                                                  |
| 4 | 202208・2.5 日<br>ケンダリ<br>38人     | <u>知財概説</u><br>特許<br>意匠<br><u>著作権</u><br>商標<br><u>営業秘密</u><br>日本の知財・司法制度<br>事例検討                       | 8  | 202306・2.5 日<br>ジャンビ<br>30人     | 同上                                                                                  |
|   |                                 |                                                                                                        | 9  | 202307・2.5 日<br>バンジャルマシン<br>30人 | <u>知財概説</u><br>特許<br><u>植物品種保護</u><br>意匠<br><u>著作権</u><br>商標<br><u>営業秘密</u><br>事例検討 |
|   |                                 |                                                                                                        | 10 | 202309・2.5 日<br>タンジュンカラン<br>30人 | 同上<br>※                                                                             |
|   |                                 |                                                                                                        | 11 | 202312・2.5 日<br>タンゲラン<br>25人    | 同上<br>※                                                                             |

注) 前プロジェクト及び現行プロジェクトを通じ、インドネシアの裁判官が講師を務めたものに下線を付した。

また、※を付した回の特許については、インドネシアの裁判官が講師を務めた。

# 日本・インドネシア双方の観点による インドネシアの法令案起草・審査手続の問題点及びその改善策

前 JICA インドネシア長期派遣専門家

(現福島地方検察庁検事)

及川 裕美

## 第1 はじめに

### 1 本稿の趣旨・目的

インドネシアの経済発展のためには海外からの投資が重要であり、投資を呼び込むためにはビジネス環境において法的予見可能性・法的安定性が確保されていることが重要である。

このような現状を踏まえ、独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency、以下「JICA」という。) は、2015年12月からインドネシアの法的予見可能性・法的安定性を向上するためのプロジェクトを実施している。具体的には、2015年12月から2021年9月まで、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を実施し、同年10月から2025年9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。) を実施している<sup>1</sup>。

本プロジェクトのうちインドネシアの法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）をカウンターパートとする案件のプロジェクト目標は、法令の整合性確保に関する法令ドラフター<sup>2</sup>（以下「ドラフター」という。）の能力が向上することであり、具体的な活動としては、「法令案起草・審査手続の現状を分析し、法令の不整合が生じる原因を特定する。」、「特定された法令の整合性が生じる原因を踏まえて、法令の整合性を向上させるために必要なドラフター研修のシラバス（研修内容、研修方法等）を作成する。」、「研修のシラバスにそってドラフター研修を実施する。」といった活動が予定されている。

このように、本プロジェクトでは法令案起草・審査手続<sup>3</sup>の現状の分析及び法令の不整合が生じる原因を特定することが予定されているところ、この活動の一環とし

<sup>1</sup> 本プロジェクトの概要については、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS 89号（2021年12月号）を参照。<https://www.moj.go.jp/content/001362401.pdf>

<sup>2</sup> 「法令制定におけるドラフターの参加及びその育成に関する政令2015年59号」1条1号によれば、法令ドラフター（Perancang Peraturan Perundang-undangan）とは、任命権者から、法令の制定及びその他の法的文書を策定する活動を行うための完全な任務、責任、権限及び権利を与えられ、法令ドラフター専門職として任命された文民公務員（Pegawai Negeri Sipil: PNS）のことである。法令ドラフター制度の概要については、及川裕美「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」ICD NEWS 97号（2023年12月号）を参照。<https://www.moj.go.jp/content/001409089.pdf>

<sup>3</sup> インドネシアにおける法令制定過程については、島田弦「法務総合研究所委託調査報告書 法令間の不整合と法令制定プロセスとの関係について・インドネシアの事例から」（2023年）を参照。<https://www.moj.go.jp/content/001407963.pdf>

て、法規総局はワーキンググループ<sup>4</sup>を結成し、筆者は、同ワーキンググループメンバーの協力を得ながら、①日本の実務家に対するヒアリング及びその内容を踏まえた法令の不整合に関する具体的な事例の特定、②インドネシアの有識者に対するヒアリング、③インドネシアの関係機関及び法規総局に対するヒアリング<sup>5</sup>、④法規総局の同ワーキンググループとのディスカッション、⑤関連法令の精査及び文献調査等の調査を実施した。



ワーキンググループのディスカッションの様子



法務人権人材開発庁に対するヒアリングの様子

## 2 結論

上記の調査を実施したところ、インドネシアの法令案起草・審査手続の問題として

- ①大臣令制定範囲及び法令のヒエラルキーに関する問題
- ②省庁間の調整に関する問題
- ③資源（人的資源・情報資源・基準）に関する問題
- ④法令の規定の明確性に関する問題
- ⑤法令の施行日に関する問題

が挙げられ、これらの問題によって法令の不整合が生じているのではないかと考えられた。

そこで、本稿では、①から⑤ごとに、その問題点を具体的に提示し、その改善策について私見を述べる。

なお、法令の不整合は、1つの法令の内容と他の関連する法令の内容が矛盾する場合（この場合を以後「狭義の法令の不整合」という。）が典型ではあるが、上記の調査を実施したところ、インドネシアの法令の不整合の問題は狭義の不整合にとどまらず、その内容を以下のように分類することが可能である。

- ⑦狭義の法令の不整合と思われる事例
  - ①上位法令で制定すべき内容を下位法令又は内部規則で制定していると思われる事例（⑦の事例と一部重複）
  - ⑦不明確な法令の規定であると思われる事例
  - ⑨法令の内容に問題はないと思われるものの、法令を適用する際に担当者の裁量の範囲又は権限濫用が問題となる事例（例：警察による賄賂の要求）

<sup>4</sup> ワーキンググループの主なメンバーは、法規総局内に所属し、法令案の起草・ハーモナイゼーション又はドラフターの育成を担当するドラフター等である。ハーモナイゼーションについては第2.1.(2)記載。

<sup>5</sup> ①から③のヒアリングの対象者及びヒアリング実施日は別紙のとおりである。

⑦⑧⑨の事例のいずれも、一般市民や海外投資家はもとより、法令を適用する法律家、許認可等を行う行政庁の担当者にとっても、どのように法令を解釈適用すればよいのか一義的ではない上、⑦⑧⑨の事例の法令の解釈に疑義が生じている結果、起草担当者がその法令に関連する法令を起草する際に、⑦⑧⑨の事例の法令と矛盾する法令を起草してしまう可能性がある。そのため、①及び⑨の事例においても法令の不整合の原因となり得ると考え、本稿において、⑦の事例に限らず、①及び⑨の事例も広義の法令の不整合の事例として紹介する。

ただし、⑨の事例は、法令案起草・審査の問題ではなく、本プロジェクトの目的であるドラフターの能力向上と関連性が薄いと思われたため、本稿では取り上げないこととする。

### 3 留意事項

- 本稿においては中央レベルの法令案起草・審査に焦点を当てる。しかし、中央レベルの問題は地方レベルについても概ね該当する。
- 本稿では、法令のみならず中央省庁が定める内部規則についても分析の対象としている。
- 本プロジェクトがインドネシアのビジネス環境改善を目的としているため、本稿で扱う法令の多くが経済分野の法令である。
- 本稿はJICA専門家が作成したものである。作成過程において、法規総局、元法規総局長で現在ベテランジャカルタ国家開発大学法学部教授のWicipto Setiadi氏及びインドネシアの各省庁の法務部の意見を踏まえたが、本稿の内容はJICA専門家個人に帰するものであり、法規総局はその内容について一切の責任を負うものではない。
- 本稿に記載されている内容は、別途記載のない限り2023年11月末日時点のものであるが、ヒアリング及びディスカッション時の発言内容については当該実施日のものである。
- 本稿は、最初に法令を引用する場合にのみ法令のタイトルを記載し、2回目以降に法令を引用する際は法令のタイトルを省略し法令の番号のみを記載する。

## 第2 大臣令制定範囲及び法令のヒエラルキー

### 1 インドネシアの中央法令の種類及び起草・審査の主体

#### (1) 中央法令の種類

インドネシアの法令の種類は「法律の制定に関する法律2011年12号」に規定されており、中央法令としては、同7条1項で憲法、国民協議会決定、法律、法律代行政令、政令、大統領令が規定されており、同8条1項によって、国民協議会、国会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、司法委員会、インドネシア銀行、大臣、庁、機関並びに法律又は法律の命により政府によって設置された同等の

委員会が定める規則も法令に含まれている。

## (2) 法令案の審査

法律は大統領又は国会が提案することができる。大統領により発案される法律案、政令案及び大統領令案については、所管省庁が起草し、法規総局のドラフターが主体となってハーモナイゼーションが実施される<sup>6</sup>。ハーモナイゼーションとは、法令案が、パンチャシラ（建国5原則）、1945年憲法前文、1945年憲法等といったより上位又は同等レベルの法令と矛盾のないように調整することなどをいう。

法律2011年12号制定時は、大臣令、非省政府機関令及び非構造機関令<sup>7</sup>（以下「大臣令等」という。）についてはハーモナイゼーションの対象外であったが、大臣令等の整合性確保のために、「ドラフターによる大臣令、非省政府機関令案、非構造機関令案の整合性に関する法務人権大臣令2018年23号」が制定され、大臣令等もハーモナイゼーションの対象となった。大臣令等に対して所管省庁以外の審査がある点において、日本より厳格な手続が採用されているといえる。

## 2 大臣が定める法令

### (1) 日本の府省令数及びインドネシアの大臣令数の比較

日本の府省令とインドネシアの大臣令数の比較から、インドネシアの大臣に広い大臣令制定権限が認められていることがうかがえる。

|                         | 日本<br>(2023/12/21時点の<br>e-GOV <sup>8</sup> 掲載数) | インドネシア<br>(2023/12/21時点の<br>Peraturan.go.id <sup>9</sup> 掲載数) |
|-------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 憲法                      | 1                                               | 1                                                             |
| 法律                      | 2,123                                           | 1,534                                                         |
| 政令                      | 2,374<br>(勅令を含む)                                | 4,440<br>(法律代行政令を含む)                                          |
| 大統領令                    |                                                 | 2,245                                                         |
| 府省令（日本）／<br>大臣令（インドネシア） | 4,182                                           | 16,939                                                        |

<sup>6</sup> 法律2011年12号47条3項、54条2項、55条2項

<sup>7</sup> 非省政府機関とは、大統領からの特定の行政任務を実施するために設立された中央政府機関であり、非省政府機関として国家開発計画省（Bappenas）、気象庁等がある。非構造機関とは、法律、政令及び大統領令によって設立された省または非省政府機関以外でその費用が国家予算で賄われるものであり、非構造機関として総選挙管理委員会、汚職撲滅委員会等がある。

<sup>8</sup> 内閣に設けられたデジタル庁が運営する法令検索サイト。<https://elaws.e-gov.go.jp/>

<sup>9</sup> 法規総局が運営する法令検索サイト。<https://peraturan.go.id/>

## (2) インドネシアの大臣令の制定範囲等

### ア 大臣令の制定範囲

インドネシアの大臣令は、法律2011年12号8条2項により、上位の法令により命じられている（Diperintahkan oleh Peraturan Perundang-Undangan）、又は権限（Kewenangan）に基づいて立法されている限りにおいて法的効力を有する。

### イ 委任命令の問題点

委任については、法律2011年12号の付属書類Ⅱ210において、「権限の委任（Pendekasan Kewenangan）を定めるにあたり、白紙委任があつてはならない。」と規定され、同付属書類Ⅱ211において、「権限の委任は、法律から、大臣、非省政府機関の代表者又は大臣と同等の高官に対して行われるが、事務手続的な性格の規定に限られる。」と規定され、一定の制限がある。しかしながら、白紙委任のような委任規定や、「事務手続的な性格」の範囲を超えた大臣令等が問題となっている。例えば、「建設サービスに関する法律2017年2号」<sup>10</sup>（以下「建設業法」という。）37条1項は、「全ての建設サービス事業体は持続的事業開発を実施しなければならない。」と規定し、同37条4項は、「1項に規定の持続的事業開発に関する詳細規定は大臣令で定める。」と規定しているところ、この委任規定では大臣令で定める範囲が不明確であり、大臣令が広く制定される事態をもたらしている。

### ウ 権限に基づく大臣令の問題点

法律2011年12号8条2項の権限に関しては、法律2011年12号注釈において、「権限に基づいてとは、法令の規定に基づく行政の特定事務の実施のことである。」と規定されている。この「法令の規定に基づく行政の特定事務」は、各省に関する大統領令<sup>11</sup>に定められた各省の任務及び機能に関する事務、つまり所管事項のことを指すと実務では考えられているようである<sup>12</sup>。仮にこの見解によれば、権限に基づく大臣令は、日本と異なり執行命令に限定されておらず、また、大臣令は公に拘束力を有する法令である<sup>13</sup>から、所管事項に関することであれば各省の内部規定に留まらず、公に拘束力を有する内容も上位法令の委任なく大臣令で広く制定できると解釈でき、法律2011年12号8条2項の権限に基づく大臣令の肥大化や法令の不整合の原因になっていると考えられる。

### エ 大臣令のハーモナイゼーションの問題点

前記のとおり、大臣令についても法規総局のハーモナイゼーションの対象であり、委任又は権限に基づかない大臣令やその範囲を逸脱した大臣令が制定されることを防ぐために、当該法令案の委任又は権限の有無、委任又は権限の範囲を逸

<sup>10</sup> 雇用創出に関する法律2020年11号により改正

<sup>11</sup> 各省の所掌事務について、各省に関してそれぞれ大統領令が制定されている。例えば、法務人権省であれば、「法務人権省に関する大統領令2023年18号」である。

<sup>12</sup> 2023年11月に法規総局及びJICAが共同で実施したドラフター技術研修の場においても、複数の省の起草・審査担当者からその旨聴取

<sup>13</sup> 法律2011年12号8条1項、同1条2項

脱していないかという点等も意識した確認が行われていることである。さらに、ドラフターを対象とした研修において、委任及び権限に関する講義を設けるなどして、ドラフターの委任及び権限に関する知識の習得を実現している。

ただし、特に権限の審査には法制執務に関する知見に加え法令案の内容についての専門的知見も求められており、その点課題となっている。

### 3 インドネシアの法令のヒエラルキー

#### (1) ヒエラルキーの法定

中央法令のヒエラルキーについては、法律2011年12号7条1項に規定されている憲法、国民協議会決定、法律、法律代行政令、政令、大統領令の順番であることが法定されている<sup>14</sup>が、同8条1項に規定されている大臣令等のヒエラルキーは定められていない。

#### (2) インドネシアの問題点

法規総局の起草・審査担当者とのディスカッション等及び日本の実務家からのヒアリングにより、インドネシアでは、法令のヒエラルキーが遵守されず、上位法令で制定すべき内容を下位法令もしくは内部規則で定めることが大きな問題となっていることが判明した。以下、問題点を具体的に適示する。

##### ア ディスカッション等における法規総局の起草・審査担当者の発言<sup>15</sup>

###### (ア) 大臣令に対する発言

###### ⑦発言①

法令のヒエラルキーをバイパスする場合がある。本来であれば、法律、政令、大統領令という順番であるが、例えば、大統領がある大臣に対して、ある事項に関する迅速な対応を命じ、(省庁において)迅速に対応しなければいけない場合が頻繁に生じる。この場合に、不整合をどのようにできる限り防止すべきかが問題となる。一例を挙げると、公務員に関する法律及び政令では規定されていない内容(の法令制定)を大統領から求められたことがある。具体例としては、Inpassing<sup>16</sup>等の制度がある。

この場合にどのように調整するかということはなかなか難しいところがある。法規総局だけの問題ではない。ヒエラルキーを逸脱することもあり、ハーモナイゼーションという法的観点からは認められない。しかし、大統領から命じられて最初に大臣令が制定され、その後、逆流して下から上に行く、例えば、(大臣令制定後に)政令を改正するということになる。

大臣令のハーモナイゼーションは、拡大解釈で凌ぐということしかできな

<sup>14</sup> 法律2011年12号7条2項

<sup>15</sup> 発言者個人の意見であり、法規総局総意のものではない。また、発言の内容をできる限り正確に伝えるために、発言内容をできる限り省略せずに引用する。

<sup>16</sup> Penyesuaian/Inpassingとは、「調整(Penyesuaian/Inpassing)を通じたドラフター専門職としての公務員の条件、手順及び任命に関する法務人権大臣令2020年4号」1条11号によれば、法令の規定に基づき特定の時期において組織の需要を満たすために公務員を専門職に任命する手続のことである。

い。

我々はこういった問題については、必ず大統領に一番近い国家官房または内閣官房に相談して調整し、なるべく不整合が起きないようにしているがなかなか難しい。

やはり、（ヒエラルキーを）バイパスする場合の手続を法令で定めなければいけない。例えば、「緊急性があるため、〇〇の条件を満たした時には次の手続で制定できる。」旨法定しなければいけない。なかなか難しいことではあるが、国として政府として早く進めたい政策は当然存在するために仕方がないことだと思う。我々法務人権省としては政府の方針を止めることはない。大学教授、専門家等の外部の意見も聞きつつ、（緊急性を要する場合の法令制定手続を）変えていくしかないと思う。

#### ①発言②

所管省庁の起草担当者がより良い大臣令の制定を念頭に置いていることが理由かもしれないが、特に大臣令案のハーモナイゼーションの際に、上位の法律又は法令によって省庁に与えられた権限を広く解釈して大臣令案が起草されていることに気づくことがある。

これに対して、我々ハーモナイゼーション担当者が所管省庁の担当者（以下「省庁担当者」という。）に対し、「これはここに従わないといけないからちょっと狭めてください。」と言うと、「いやいや、もうちょっとフレキシブルにならないですか？」というような反応をされる。すなわち、法規総局のハーモナイゼーション担当者は、省庁担当者から「法規総局のハーモナイゼーションはもうちょっとフレキシブルにならないの？」というようによく思われている。

要するに、省庁担当者は、多分良かれという考えがあって委任の範囲又は権限を拡大して大臣令を起草し、法規総局にハーモナイゼーションを求める。省庁担当者は、「現場で抱えている問題を解決するために、少し柔軟に（委任の範囲又は権限を）拡大した上で大臣令を定めないと対応できない。」として起草する。しかし、法規総局としては、法令にはヒエラルキーがあり、上位法令と照らし合わせて大臣令が上位法令に反しているかなどを判断するため、省庁担当者から「柔軟で」、「もうちょっと理解を」等言われても、（大臣令の制定過程が）正しいか正しくないかで判断する。法規総局としては、省庁担当者に対して、「やはり法律上は権限を超えてはいけない、法令のヒエラルキー（の観点）からこういうふうにハーモナイズします。だからこれで受け入れてください。」と必ず指摘する。この指摘に対して、省庁担当者は、「しょうがない。じゃあそれでやりましょう。」と返答するのが通常である。ただ、「ただし」が続く。「ただし、大臣決定（Surat Keputusan）や回状（Surat Edaran）で定めます。」と言ってくる。大臣決定及び回状は法規総局のハーモナイゼーションの対象外であり、法規総局の手の届かないところに行ってしまう。このように

「本当はよろしくない。」ということがいつもどうしても残ってしまう。このような問題を現場では抱えている。

#### (イ) 決定 (Surat Keputusan) 及び通達 (Surat Edaran) に対する発言

法律で定められているヒエラルキーに入っていない決定 (Surat Keputusan) は、中央でいえば大臣決定、地方でいえば州知事決定がある。決定及び通達は法令に含まれず、例えば手続的内容等を定める程度のものである。しかし、決定及び通達において国民や他の機関を拘束する内容を定め、社会においてその内容を遵守しなければいけないケースがある。決定及び通達は法令ではないため、法規総局から「決定や通達で定める内容ではないので、大臣令で規定してください。」と進言したことがある。このように、決定及び通達で非常に強い内容を定めてしまうケースが散見される。

決定及び通達は、他の省庁がその内容を知ることができない点でも問題である。

#### (ウ) 規則に対する発言

例えば、最高裁判所規則及び国民代表議会規則は内部規則を定めたものであってハーモナイゼーション手続の対象外である<sup>17</sup>。しかし、最高裁判所規則や国民代表議会規則も国民の権利に関わってくる内容があるため、ハーモナイゼーションが必要となる場合もあると思う<sup>18</sup>。

### イ 日本の実務家が直面してきた、上位法令で制定すべき内容を下位法令又は内部規則で制定している事例<sup>19</sup>

#### (ア) 法律と矛盾する内容を回状で規定

インドネシアの特許制度には年金納付というものがあり、これは、特許権を維持するために一定の期間毎に納付する特許料のことである。

「特許に関する法律 2016 年 13 号」(以下「特許法」という。)<sup>20</sup>によれば、年金が期限内に支払われない場合、特許は失効する<sup>21</sup>。

一方、法務人権省知的財産総局(以下「知財総局」という。)が発行した「失効した特許の年金に関する回状」の末尾には、年金の納付期限を経過しても同納付期限から 6 か月以内であれば年金の支払を認める旨の記載がある<sup>22</sup>。

このように、特許法の内容と本回状の内容が整合していないように思われ

<sup>17</sup> ハーモナイゼーション手続の対象外であるものの、法律 2011 年 12 号 8 条 1 項においては、最高裁判所規則や国民代表議会規則は、公に拘束力を有する「法令」(同 1 条 2 項)に該当するとされている。

<sup>18</sup> インドネシアの政治・法務・治安担当調整大臣府が 2023 年 9 月に公表した「法改革加速化優先課題に関する提言」73 頁及び 89 頁において、本来法律で定めるべき事項が最高裁判所規則及び憲法裁判所規則において定められており、それらの事項等を法律で定めることが提言されている。

<sup>19</sup> [https://polkam.go.id/konten/unggahan/2023/09/Laporan-Final-Tim-Percepatan-Reformasi\\_-14-September-2023\\_1-spasi.pdf](https://polkam.go.id/konten/unggahan/2023/09/Laporan-Final-Tim-Percepatan-Reformasi_-14-September-2023_1-spasi.pdf)

<sup>20</sup> 以下、ヒアリング対象者である日本の実務家の発言内容である。

<sup>21</sup> 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号により改正

<sup>22</sup> 特許法 128 条 1 項

<sup>22</sup> Circular Letter Number: Hki.Ki.05.04-01 on Payment for Lapsed Patent Annual Fee (インドネシア語ではなく英語で規定) "Having regards the above matters and considering the intention of patent holders to fulfill the payment of patent annual fee that has lapsed its deadline, we hereby allow patent holders to make payment on the annual fee that has been lapsed its deadline not later than 6 (six) months as from specified deadline of payment."

る。

この点に関して日系企業から問合せがあり、知財総局の担当者に実際の運用について問合せをしたところ、年金納付期限経過後であっても年金を納付する意思が示されれば年金納付の猶予期間（Grace Period）を設けることについて柔軟に対応するとの回答であり、担当者の裁量<sup>23</sup>が認められる運用をしていると思われる。

本回状が策定された背景についての私見<sup>24</sup>であるが、年金納付期限終了後も年金納付を認めることで、特許権者にとって特許が無効にならないというメリットがある上、特許法を改正するには時間がかかることなどを踏まえ、本回状を策定したのではないかと推察する。

#### (イ) 法律と矛盾する内容を技術指針で規定

新薬を発明した場合、特許はその発明に対して付与される。同じ薬であっても新しい用途を発見すること（例：別の病気に対する効用を発見）を「第2医薬用途発明」と呼び、同発見に対しても特許を付与するというのが世界の一般的な傾向である。

ところが、インドネシアの特許法及び同法の注釈（Penjelasan）によれば、第2医薬用途発明は特許法4条(f)に規定する「発見」に該当するように解釈できる<sup>25</sup>ことから、特許法上、第2医薬用途発明は特許権付与の対象に含まれないと解釈するのが一般的である。

一方、2019年特許実態審査技術指針によれば、第2医薬用途発明は請求項の記載次第で特許が付与され得る「発明」であるとみなされる。

この点で、特許法の内容と同技術指針の内容が整合していないように思われる。

実務上は第2医薬用途発明にも特許権を付与する運用がなされているが、仮に特許取消訴訟が提起された場合、裁判所がどのような判断をするかは不明である。

<sup>23</sup> 元法規総局長のWicipo氏は、「本事例について「実際に裁量が認められる条件は、それを規定する法律がない場合である。国民に負担を強いいるようなことは裁量で解決すべきではない。したがって、法律を改正するのが最善の方法である。」旨指摘する。

<sup>24</sup> ヒアリング対象者の私見

<sup>25</sup> 特許法3条1項

「2条a号における特許は、新規であって進歩性を有し、かつ、産業上利用できる発明に対して与えられる。」

特許法4条

「発明には以下のものを含まない（f以外省略）

f 以下の場合：

1 既存の及び／又は既知の製品の新規用法；及び／又は

2 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」

特許法4条注釈2

「『有意な』とは一般的に医薬品の分野で用いられ、関連する化合物の化学構造の違いをいう。例えば、抗生剤の発明、即ち、ペニシリン型、アンピシリン（制酸薬）型及びアモキシル（抗生素質）型。違いの1つとして、アンピシリンにおける水素基及びアモキシルにおける水酸基であって、アモキシルはアンピシリンと比較して広く且つより高い安定性を有する抗菌スペクトルと共に細菌撲滅の効能を生み出し、その結果、アモキシルはアンピシリンと比較して有意な効能が認められるといえる。」

私見<sup>26</sup>であるが、医薬品の新しい用途の発見に特許を付与することは世界的な潮流である上、特許法を改正するには時間がかかる<sup>27</sup>ことなどを踏まえ、同技術指針に上記の内容が規定されたのではないかと推察する<sup>28</sup>。

#### (ウ) 大統領令の要件を大臣令で加重

「投資に関する法律2007年25号」<sup>29</sup>及び2020年11月に公布・施行された「雇用創出に関する法律2020年11号」(以下「2020年雇用創出法」という。)<sup>30</sup>の施行規則として「投資事業分野に関する大統領令2021年10号」<sup>31</sup>が2021年2月2日に公布、同年3月4日に施行され、同大統領令付属書類IからIIIの事業分野リスト(以下「事業分野リスト」という。)に規定されていない事業に関しては、基本的には外資出資比率規制はなく外資が100パーセント出資できるとされた<sup>32</sup>。事業分野リストにおいてディストリビューター業は規定されておらず、ディストリビューター業は100パーセント外資が参入できる業種であると思われた。

一方、2021年4月1日に公布、同年5月1日に施行された「ディストリビューターもしくは代理店による物品のディストリビューション契約に関する商業大臣令2021年24号」によれば、外資のディストリビューター業者がインドネシア国内でディストリビューター業を行う場合には、直接ディストリビューター業者から小売業者に対して販売することが認められておらず、その間に内資企業を介在させなければならない<sup>33</sup>。

この規制内容に対しては、大統領令2021年10号でディストリビューター業を100パーセント外資に開放した意味が実質的ではないのではないかと

<sup>26</sup> ヒアリング対象者の私見

<sup>27</sup> 2023年11月時点において、特許法の改正案が国民代表議会に提出されており、同改正案では同法4条f号を削除しているようであるが、国民代表議会のウェブサイトによれば、同月時点での改正案に対する審議は始まっていない。<https://www.dpr.go.id/uu/detail/id/428>

<sup>28</sup> 元法規総局長のWicipro氏は、本事例について、「技術指針の内容は法律と矛盾してはならない。どのような理由であれ、法律は技術指針（ポリシールール）によって改正されるべきではない。法律は、少なくとも同レベルかそれ以上の法律によって改正・改定されなければならない。」と指摘する。

<sup>29</sup> 雇用創出に関する法律2020年11号により改正

<sup>30</sup> 2020年11月2日に公布及び施行された2020年雇用創出法は、2022年12月30日に公布及び施行された「雇用創出に関する法律代行政令2022年2号」185条によって廃止されているところ、実務家に対するヒアリングは2020年雇用創出法が有効であった2022年6月から同年9月にかけて実施されたものであるため、本稿の内容も2020年雇用創出法に基づくものである。なお、雇用創出法の概要、同法による法制度の変更等については、藏田知彦「『インドネシア共和国におけるビジネス関連の法令、裁判例及び法制度の運用の実態』に関する調査研究報告書（第二次改訂版）」（2023年）を参照されたい。<https://www.moj.go.jp/content/001396177.pdf>

<sup>31</sup> 大統領令2021年49号により改正

<sup>32</sup> 大統領令2021年10号3条

〔1〕2条1項に規定の開放されている事業分野は下記から構成される。

a 優先事業分野

b 協同組合及び零細中小事業に割り当てられている又は協同組合及び零細中小事業とのパートナーシップに基づく事業分野

c 特定の条件に基づく事業分野

d a、b、c に含まれない事業分野

〔2〕1項dに規定の事業分野は、すべての投資家による事業が可能である。」

同3条1項aからcの事業分野については同大統領令の付属書類IからIIIの事業分野リストでそれぞれ規定されている。

<sup>33</sup> 商業大臣令2021年24号4条1項

「3条1項cに規定の外資企業（訳注：ディストリビューターとして商業分野の事業を行う外資企業のこと）は、ディストリビューター、独占ディストリビューター、代理店又は総代理店として内資企業を指名しなければならない。」

いう意見がある。商業大臣令の規制の趣旨をロジカルに説明することができない。

|                                                |                                                                                                                      |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資事業分野に関する大統領令2021年10号                         | ディストリビューターもしくは代理店による物品のディストリビューション契約に関する商業大臣令2021年24号                                                                |
| ディストリビューター業の外資出資比率について上限なし<br>→外資は100パーセント出資可能 | 外資のディストリビューター業者がインドネシア国内でディストリビューター業を行う場合には、直接ディストリビューター業者から小売業者に対して販売することが認められておらず、その間に内資のディストリビューター業者を介在させなければならない |

## (I) 政令の不備を回状で補完<sup>34</sup>

インドネシアでは、2020年雇用創出法により、リスクベース事業許認可制度を採用した。インドネシアで行われる各事業活動はインドネシア標準産業分類（KBLI）の番号に基づき4つのリスクレベル（低リスク、中低リスク、中高リスク、高リスク）に分類され<sup>35</sup>、各リスクレベルに応じて事業許認可（Perizinan Berusaha）の内容が異なることとなった。しかしながら、2020年雇用創出法の施行規則であり2021年2月2日に公布及び施行された「リスクベース事業許認可の運営に関する政令2021年5号」付属書類Iにおいて標準産業分類ごとにリスクレベルが記載されているが、合計1702件ある標準産業分類の番号中353件が政令2021年5号付属書類Iから漏れていた。

その後、オンライン許認可集約システム（OSS）のバージョンアップを通知する「OSSシステムを通じたリスクベース事業許認可への事業許認可実施の移行に関する投資省／投資調整庁回状2021年17号」が2021年7月27日に発出され、上記の353件のリスクレベルを規定するリストが添付された。また、「投資省／投資調整庁回状2021年17号の改正に関する投

<sup>34</sup> 元法規総局長のWicipro氏は、本事例について「回状は法令を実施するものであり、法令で全く規定されていないような、より広範、狭く、あるいは新たな規定を設けることはできない。」と指摘する。

<sup>35</sup> 2020年雇用創出法7条7項

「3項、4項及び5項規定のリスクレベル評価並びに6項規定のリスク発生の可能性評価に基づき、事業活動のリスクレベル及び事業規模ランクを決定する。

a リスクの程度が低い事業活動  
b 中リスクの事業活動又は  
c 高リスク事業活動」

同9条1項

「7条7項bに規定する中リスクの事業活動の事業許認可は下記から構成される。

a 中低リスクの事業活動及び  
b 中高リスクの事業活動」

資省／投資調整庁回状2021年18号」が同月29日に発出され、上記の353件のリスクレベルを規定するリストが差し替えられた。

差し替えられたリストの突合せ確認は行っていないが、何らかの人的ミスが判明したことによる差し替えの可能性が疑われる。政令における不完全な点を、投資省の回状による規定で補完することにつき疑問を感じる。

#### (オ) 証拠書類を無効とみなす規定を法律ではなく政令で規定

「管理権、地権、高層住宅ユニット及び土地の登記に関する政令2021年18号」(以下「2021年土地登記政令」という。)によれば、慣習法に基づく個人の土地所有権に関する証拠書面(例:固定資産税を支払った旨の書面)は、本政令の施行日から5年以内に登記されなければならず<sup>36</sup>、この期間経過後は、証拠書面は無効とみなされ、土地に係る権利の証拠としては認められず、土地登記の際の裏付けとしてのみ認められる<sup>37</sup>。

証拠書類を無効とする事項を民事訴訟法のような法律ではなく政令で定めることはできないと思われ<sup>38</sup>、同96条で上記の規定を定めていることは問題と思われる。

## 4 改善策

### (1) 既存の大臣令の検証

インドネシアと同様にJICAが法制度整備支援を実施しているベトナムにおいては、2020年2月に、首相決定により、法令等の精査(矛盾・重複し、また、現実に合っておらず不適切な法の規定を特定し、その改正・補足等を提言すること)に係る計画が公布され、各省庁がその所管分野における法令等の精査を行い、司法省が取りまとめて政府に報告の上、国会に提出することとされた。その後、法令等の精査のための首相ワーキンググループ(司法大臣が長であり、関係省庁、ベトナム商工会議所等が参加)が設立され、各関係機関から情報提供を求めるなどし、同年10月1日付で、報告書が政府から国会に提出された。その後も、毎年、同ワーキンググループにおいて法令等の精査に係る実施計画が策定され、それに基づき司法省を中心に精査業務が実施されているようである。

インドネシアにおいても、政府全体において、既存の法令の重複、不整合等について検証し、重複または整合していない法令については簡素化することができないか検討する必要があると思われる。

<sup>36</sup> 2021年土地登記政令96条1項

「個人によって所有されている旧慣習地の証拠書面は本政令の施行から最長5年以内に登記することが義務づけられる。」

<sup>37</sup> 2021年土地登記政令96条2項

「1項に規定する期間が終了した場合、旧慣習地の証拠書面は無効とみなされ、土地の権利の証拠として使用することはできず、土地登記の際の裏付けとしてのみ使用することができる。」

<sup>38</sup> 2021年土地登記政令は、2020年雇用創出法142条の「管理権(Hak Pengelolaan)に関する詳細規定は政令で定める。」との委任規定によって制定されたものである(同政令考慮事項。なお、考慮事項は法令の前文に相当する)。このような包括的委任の方法や、管理権に関する委任命令によって証拠書類の有効性を規定することについて、筆者としても疑問なしとしない。

## (2) 委任、権限及び法令のヒエラルキーに関する基礎知識の徹底教育

白紙委任の禁止、委任又は権限の範囲の遵守、ヒエラルキー遵守、内部規則で定めることができない事項の遵守等は、ドラフターのみならず法制執務を担当している中央省庁の法務局、法務部の起草・審査担当者にとって最初に習得しなければならない事項の1つであり、この点に関する徹底した教育が必要である。

## (3) ヒエラルキー、法定事項等の共通見解の構築

ヒエラルキーが定められていない中央法令の優劣関係、最高裁判所規則等で定めることができる事項、同規則案に対する審査方法等、今一度丁寧に研究・分析し、法制執務担当者及び関係者における共通見解を構築する必要があると思われる。

## (4) 権限に関する執務資料の作成

法令案の起草・審査のためには、大臣令制定権限の根拠となる法律2011年12号8条2項の各省庁についての権限の有無・範囲に関する共通理解が必要である。権限に関する基本的事項及びこれまでに問題となった権限に関する留意事項を省庁の権限ごとに整理し一元化して起草・審査担当者間で共有することによって、起草・審査が容易になるとともに起草・審査の内容の均一化及び起草・審査担当者の能力向上に資すると思われる。そのため、権限に関する執務資料の作成を検討することが考えられる。

## (5) 委任命令の活用

事情変更に応じて機動的な対応を求められる事案においてやむなく委任又は権限の範囲を逸脱するという場合であるが、日本においては、機動的な対応を求められる事案においても、憲法、法律、政令、省令というヒエラルキーは遵守されている。インドネシアにおいても活用されている手法であるが、機動的な対応が求められる場合には、法律においてあらかじめ政省令はもちろんのことそれよりも下の通達等の形式の内部規則に委任をすることで新しい事態にも柔軟に対処できるのでさらに活用されたい。

## (6) 法律2011年12号の改正<sup>39</sup>

### ア 大臣令制定権限の範囲を限定する

#### (ア) インドネシアの有識者の見解

インドネシアの有識者の見解であるが、憲法17条1項において「大統領は国務大臣の補佐を受ける。」と規定され、同2項において「国務大臣は、大統領がこれを任命及び罷免する。」と規定されていることから、大臣は大統領の補佐役として大統領から与えられた任務を遂行し、本来大統領の権限である行政を委任されるものである。大臣令は大統領の補佐役としての大蔵の立場に沿って大統領の権限を執行するために制定されるものであり、大臣令は政令や大統領令よりも運用を重視した執行命令(Uitvoeringsbepalingen)としてのみ

<sup>39</sup> 元法規総局長のWicipo氏は、「2度改正されている法律2011年12号の全面改正として、(訳注:一部の)改正ではなく包括的に規制を行う新たな法律が必要である。」旨進言する。

機能すべきと主張する見解がある<sup>40</sup>。

また、インドネシア大学の Fitriani Ahlan Sjarif 講師によれば、法令を制定する権限は憲法又は法律によって明確に法令制定権限を与えられた場合に認められるものであり、大臣は所管事項に関する内容だからといって必ずしも法令を制定できるということにはならない。にもかかわらず所管事項に関する理由に大臣令が制定されるために法令の肥大化が生じており、法律2011年12号8条2項の権限は法令の肥大化の一因であるため、権限を「法令制定権限」と改正すべきである<sup>41</sup>とする見解もある。

他にも、現憲法裁判所副長官である Saldi Isra 氏は、大臣令の肥大化、大臣令と他の法令との不整合等を理由に、法律2011年12号8条2項の権限に基づく大臣令制定の廃止を提案する<sup>42</sup>。

#### (イ) 筆者の意見

憲法1条3項においてインドネシアは法治国家であると規定されているところ、所管事項に関する内容であれば公に拘束力を有する大臣令を自由に制定できるということになれば、法治国家としての根幹を揺るがしかねない。このような解釈を可能とし得る法律2011年12号8条2項については問題なしとは言い難く、日本のように、法令の規定をもって、大臣令が制定できる範囲を現状より明確かつ限定することは、大いに検討の余地がある。

現在、インドネシアでは法律の数を削減する手法としてオムニバス手法により雇用創出法、保健法等が制定されているが、法令の肥大化が最も問題となっているのは、その数から分かるとおり法律よりも大臣令である。また、仮に大臣令を削減したとしても大臣に広い大臣令制定権限が認められているままでは法令の肥大化の根本的な解決とはならない。そのため、法令の不整合及び肥大化を抑制するためには、大臣令で制定できる範囲を限定することが効果的な方策であると考えられる。

#### イ 大臣令等のハーモナイゼーション手続を法律2011年12号へ明記<sup>43</sup>

大臣令等をハーモナイゼーションの対象とする法務人権大臣令2018年23号の制定目的は大臣令等の整合性確保にあり、その目的に何らの問題はないものの、法律2011年12号は大臣令等をハーモナイゼーションの対象としていたため、法務人権大臣令2018年23号は法律2011年12号に矛盾するとの指摘があり<sup>44</sup>、同指摘内容等を理由として法務人権大臣令2018年23号に

<sup>40</sup> M. Yasin Al Arif 「行政における帰属権限に基づく大臣令の施行について」 (Mulawarman Law Review Volume 8 Issue 1・2023年6月)

<sup>41</sup> 2022年10月14日に実施した、筆者の同人に対するヒアリング

<sup>42</sup> Saldi Isra 「規制のスリム化」コンパス（インドネシアを代表する日刊紙）のウェブ記事（2017年3月13日）<https://www.kompas.id/baca/opini/2017/03/13/merampingkan-regulasi>（2023年11月閲覧）

<sup>43</sup> 元法規総局長の Wicipo 氏は、本稿のレビューにおいて、「大臣令等のハーモナイゼーション手続を明確化するだけでなく、ハーモナイゼーションを行う省庁の法務局の強化を行うことも必要である。」旨指摘した。

<sup>44</sup> 2018年11月1日に開催されたセミナーにおける元法規総局長 Wicipo 氏による指摘 <https://www.hukumonline.com/berita/a/permekumham-harmonisasi-peraturan-dinilai-konflik-dengan-uu-lt5bdc39c5d3a98/?page=1>（2023年11月閲覧）

についての司法審査が最高裁判所に申し立てられた<sup>45</sup>。同申立ては原告適格がないという理由で退けられたものの、法律2011年12号において大臣令等がハーモナイゼーションの対象となることを明記することを検討する余地はある。

#### ウ 法令のヒエラルキーに関する規定の改正

法律2011年12号7条2項において法令のヒエラルキーが一部の法令にしか定められていない点につき、改正する必要があるか否か検討する必要があると思われる。

### 第3 省庁間の調整

#### 1 法令案起草・審査手続における省庁間の調整

##### (1) インドネシアの取組

本プロジェクトの活動に関して法令の不整合の原因として必ずといって挙げられる事項が、省庁間の権限争い、すなわちセクターエゴである<sup>46</sup>。

セクターエゴと前記記載の大臣の広い法令制定権限が相まって、他の省庁の法令と重複するような大臣令が制定されることが法令の不整合の原因の1つとなっていると考えられる。また、法令の整合性確保よりもセクターエゴを優先させることで、他機関との調整不足やハーモナイゼーション結果の軽視にもつながり、これも法令の整合性確保に悪影響を生じさせる一因となっていると思われる。

これまで、法務人権省は、「法令案のハーモナイゼーション手順及び手続に関する法務人権大臣令2015年20号<sup>47</sup>」を制定してハーモナイゼーションに関する統一的な内容を定め、また、2018年に大臣令等をハーモナイゼーションの対象とするなど、セクターエゴによって法令の不整合が生じる事態に対処してきた。さらに、「省庁及び地方政府における法改革指標評価に関する法務人権大臣令2022年17号」を制定し、法令のハーモナイゼーションを実施するための法務人権省の調整の強化等4つの指標を定めて、省庁及び地方政府の法改革を評価している。

法務人権省以外でも、セクターエゴ等が顕出しない大臣令等を制定するために、「大臣令／機関の長令案に対する大統領の承認付与に関する大統領令2021年68号」が制定され、法務人権省のハーモナイゼーションを終了した大臣令等について、大統領の承認を得る手續が新設された<sup>48</sup>。さらに、法令の肥大化の対策として、オムニバス手法によって関連法令を一括改正する手法も採用してきた。

<sup>45</sup> 最高裁判所 PUTUSAN Nomor 15/P/HUM/2019

<sup>46</sup> Eko Prasojo 氏は、ヒアリングにおいて、「インドネシアの省庁は、自分たちの権限を維持しようというセクターエゴが非常に強く、他の省庁の権限と衝突する。この衝突は、ほぼ全てのセクターで生じている。」と指摘した。

<sup>47</sup> 法務人権大臣令2016年40号により改正

<sup>48</sup> 同大統領令3条1項。同大統領令の問題点を掲げるものとして、Antoni Putra 「法令制定における大統領承認の問題」 テンポ（インドネシアを代表する雑誌）のウェブ記事（2021年9月9日）

<https://koran.tempo.co/read/opini/467788/mengapa-kewajiban-persetujuan-presiden-dalam-pembentukan-peraturan-bermasalah> (2023年11月閲覧)

## (2) インドネシアの問題点

### ア 現状

大統領により発案される法律案、政令案及び大統領令案については、その起草段階において、所管省庁が他の省庁と協議する省庁間委員会（Panitia Antar Kementerian）を開催する<sup>49</sup>。省庁間委員会委員全員による法令案の内容の承認が、法務人権大臣に対し所管省庁がハーモナイゼーションを申請する際の条件とされる<sup>50</sup>。しかし、現状は、省庁間委員会を主催する所管省庁は協議で挙げられた意見を拒絶することも可能であり、省庁間委員会の意思決定は所管省庁寄りになり、全関係者を満足させない可能性がある<sup>51</sup>。省庁間委員会は当該法令案の専門的知見を有する所管省庁が開催するものであり、法令案を協議する格好の機会であるが、現状の省庁間委員会は、そのような実益がある調整を図ることが困難な場合もあるようである。

また、ハーモナイゼーション会議は、法規総局が主催し、所管省庁を始めとする関係機関等と法令案の整合性等を協議するものであるが、法規総局の起草・審査担当者とのディスカッション等では、ハーモナイゼーション会議の問題点が複数挙げられた。以下、省庁間の調整に関する問題点を具体的に適示する。

### イ ディスカッション等における法規総局の起草・審査担当者の発言

#### （ア）セクターエゴの具体例

##### ⑦セクターエゴの具体例①

省庁間の権限争いが原因でハーモナイゼーションがきちんと行われていない。権限争いを解消するのに非常に時間がかかる。例えば、海洋に関連する権限を有している機関はいくつかあり、海軍、海上保安庁、運輸省、場合によっては法務人権省入国管理総局もある。いくつもの機関が海洋に関連して何らかの権限を有しているために権限の争いや衝突が起こる。「インドネシアの沿岸警備（Coast Guard）についてはどこの省庁が権限を有しているか」ということで権限争いが起こったりする。「この機関も一定の権限を主張し、別の機関も一定の権限を主張する。」というようなことで混乱が起こる。現在、簡素化に取り組んでおり、「司令官というポストを1つ設けて、その下で沿岸警備を実施する。」旨の協議が始まっている。

##### ⑧セクターエゴの具体例②<sup>52</sup>

税外収入に関する海底砂の権限の所在について海洋水産省とエネルギー鉱物

<sup>49</sup> 法律2011年12号47条2項、54条1項、55条1項

<sup>50</sup> 「法律2011年12号の実施規則に関する大統領令2014年87号」（大統領令2021年76号により改正）51条2項d

<sup>51</sup> 法規総局・JICA「法制執務Q&A中央編」（2019年）問48参照

<sup>52</sup> セクターエゴの具体例として、地方法令案の審査手続として、法務人権省のハーモナイゼーション手続と内務省のファシリテーション手続の2つの手続があることが挙げられる場合もある。Antoni Putra「法令制定における大統領承認の問題」テンポ（インドネシアを代表する雑誌）のウェブ記事（2021年9月9日）

<https://koran.tempo.co/read/opini/467788/mengapa-kewajiban-persetujuan-presiden-dalam-pembentukan-peraturan-bermasalah>（2023年11月閲覧）

資源省の間で争いになった。省庁間委員会及びハーモナイゼーション会議の段階ではエネルギー鉱物資源省の権限ということで合意したが、当時の海洋・投資担当調整大臣がその権限は海洋水産省にある旨述べたため、我々が協議した結果（である権限の所在）が変わってしまい、すでにある法令案を修正する必要が生じた。

#### (イ) ハーモナイゼーションにおけるセクターエゴの課題

所管省庁が定める大臣令等が他の省庁の法令と重複するような部分がある。それはやはり省庁がより多くの強い権限を持ちたいというセクターエゴだと思うので、その点をどういうふうにハーモナイゼーションしていかなければいけないのかという問題がある。私の経験では、省庁間で権限争いが生じたときには、基本的にはどのように Win-Win で省庁間合意を取り付けるかを検討してもらうことになる。セクターエゴは出てしまうが、エゴを前面にあまり出すことなく、国のためにという観点から協力の精神で権限を分け合うというか調整し合うしかない。このような課題を抱えている。

#### (ウ) ドラフターが関連法令を精査する十分な時間がない

上位法令を改正するに当たり、所管省庁の起草担当者が法規総局に対し、法令案のハーモナイゼーションを短い期間で終えるよう求めてくるので、上位法令の施行規則としてどのようなものがあるのか、その施行規則が上位法令の改正に当たって影響を受けたり矛盾しうる内容となるのかということを踏み込んで精査する時間をなかなか得ることができない。

#### (エ) ハーモナイゼーション手続に申請される法令案が問題を含んでいる

法規総局としては、ハーモナイゼーション手続に申請される法令案の内容は、すでにセクターエゴが解消され、できる限り不整合がない内容であることを期待しているが、実際には、それほど遠いような法令案が申請される。

#### (オ) ハーモナイゼーション手続の出席者の問題

関係機関から派遣される代表者はしばしば交代し、決定権を持たないため、代表者によって意見が一貫せず、協議の妨げになる<sup>53</sup>。また、出席者が決定に関するコンピテンシーを有していない場合があるといった問題もあるようである。

#### (カ) 上司の意向等の問題

法令案の内容に不整合があると分かっているものの、上司の意向や大きな大義名分があって当該法令案を修正できないということが実際にある<sup>54</sup>。

<sup>53</sup> 法規総局のウェブサイト上の「法令の質向上させるためのハーモナイゼーションプロセス」というタイトルの記事においても、ハーモナイゼーションの問題点の1つとして、「関係機関から派遣される代表者はしばしば交代し、決定権を持たないため、代表者によって意見が一貫せず、協議の妨げになる。」点が挙げられている。

[https://ditjenpp.kemenkumham.go.id/index.php?option=com\\_content&view=article&id=232:proses-pengharmonisasian-sebagai-upaya-meningkatkan-kualitas-peraturan-perundang-undangan&catid=100&Itemid=180&lang=en](https://ditjenpp.kemenkumham.go.id/index.php?option=com_content&view=article&id=232:proses-pengharmonisasian-sebagai-upaya-meningkatkan-kualitas-peraturan-perundang-undangan&catid=100&Itemid=180&lang=en) (2023年11月閲覧)

<sup>54</sup> 法規総局のウェブサイト上の「法令の質向上させるためのハーモナイゼーションプロセス」というタイトルの記事においても、ハーモナイゼーションの問題点の1つとして、「上司の意見には、ある種の利害関係が絡んでいることが多い」点が挙げられている。

[https://ditjenpp.kemenkumham.go.id/index.php?option=com\\_content&view=article&id=232:proses-pengharmonisasian-sebagai-upaya-meningkatkan-kualitas-peraturan-perundang-undangan&catid=100&Itemid=180&lang=en](https://ditjenpp.kemenkumham.go.id/index.php?option=com_content&view=article&id=232:proses-pengharmonisasian-sebagai-upaya-meningkatkan-kualitas-peraturan-perundang-undangan&catid=100&Itemid=180&lang=en) (2023年11月閲覧)

#### (キ) ハーモナイゼーションにおいて合意できなかった場合の課題

省庁等がそれぞれ有する権限を固持し続けることにより最終的な決定をすることができないことがあり、その場合はドラフターより上の地位のレベルの幹部による協議になる。そのため、ドラフターが全ての段階で法令案の内容に関与できるというものではない。ドラフターの業務を超越したところで問題が発生しているということも法令の不整合の原因として指摘できると思う。

#### (ケ) ハーモナイゼーションの結果と異なる法令案の存在

法令案にハーモナイゼーションの結果が反映されない、又は、ハーモナイゼーションの結果とは異なる内容になってしまうことがある<sup>55</sup>。

### ウ 日本の実務家が直面してきた省庁間の調整に関する事例

#### (ア) 建設業の外資出資比率に関する事例<sup>56</sup>

第2.3(2)イ(ウ)記載のとおり、2021年2月2日に公布された大統領令2021年10号付属書類の「事業分野リスト」に規定されていない事業に関しては、基本的には外資出資比率規制はなく外資が100パーセント出資できるとされた。そして、事業分野リストにおいて建設業は規定されていなかったため、建設業は100パーセント外資が参入できる業種であると思われた。

一方、2021年2月2日に公布及び施行された政令2021年5号は許認可制度に関するものであり、外資出資比率規制を定めるものでなかったものの、リスクベース事業許認可の要件及び義務を定めた同政令付属書類IIにおいて、建設業について外資出資比率の上限が67パーセントと規定されている<sup>57</sup>。

その結果、大統領令2021年10号によれば建設業について外資に開放されているにもかかわらず、政令2021年5号によれば外資出資比率規制が規定されており、両者の内容は矛盾しているように思われる。

政令が大統領令より優先されるため、政令2021年5号が優先するということで、建設業の外資出資比率の上限は67パーセントであることが実務上定着しており、監督官庁も同様の解釈をしている<sup>58</sup>。

<sup>55</sup> 当発言者は、具体的に述べるのは申し訳ないということで、この点についてそれ以上の具体的なコメントはしなかった。なお、国民代表議会の審議の段階において議員ではなく政府主導で法律案が変更されることがあり、その問題点については、Mukhamim, Dwi Prasetyo Santoso「法律案の審議」(2020年)(30頁以下)を参照。同文献は法務人権省法務人権人材開発庁(以下「人材開発庁」という)が法務人権省の職員に対するベストプラクティスのモジュールとして作成したものである。

<sup>56</sup> 本事例についてはヒアリング対象者6名が指摘しており、ビジネス環境への影響が大きかった事例といえる。また、本事例は政令と大統領令の公布日が同日であるにもかかわらず両者の内容が本文記載のとおり矛盾しているため、調整不足の問題として分類した。

<sup>57</sup> 政令2021年5号付属書類II.8A.67

「備考※※」

外資建設サービス事業体(BUJK)及び外国建設サービス事業体(BUJKA)駐在員事務所の特別追加義務  
a 外資建設サービス事業体は下記の義務を負う。

(1) 下記の資本構成を充足すること

・アセアン外の外国建設サービス事業体は最大67パーセント  
・アセアン内の外国建設サービス事業体は最大70パーセント

(2) 略)

<sup>58</sup> ヒアリング対象者の中には、「政令が大統領令に優先するものの、外資出資比率については事業分野リストで一律に規定することが想定されている。政令2021年5号は事業許認可に関する枠組みを定めるものであって外資出資比率を規制することは目的ではないため、各法令の趣旨からは、建設業の外資出資比率に関しては大統領令が優先すべきであると考えられる。」との見解を有する方もいた。

#### (イ) 鉄鋼等の輸入承認書取得申請時の技術判断書の提出に関する事例

商業省と工業省の間で調整がとれておらず、法令の不整合が問題となることがある。例えば、鉄鋼製品の多くはインドネシアへの輸入にあたり事前に商業省の輸入承認書（S P I）の取得が必要であるところ、「鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣令2018年110号」において輸入承認書取得申請時の技術判断書（P E R T E K）の提出が義務化された<sup>59</sup>。その後、「鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入技術判断書に関する工業大臣令2019年1号の改正に関する工業大臣令2019年32号」<sup>60</sup>において、製造輸入業者番号（A P I – P）保有会社においては輸入承認書取得申請時の技術判断書の提出は不要となった<sup>61</sup>。

しかし、技術判断書の提出を義務づけている商業大臣令2018年110号が工業大臣令2019年32号と同時期に改正されなかったことから、工業大臣令2019年32号によって技術判断書の提出が不要となった後も、商業省が商業大臣令2018年110号を根拠として技術判断書の提出を求め、技術判断書の提出がないことを理由に製造輸入業者番号（A P I – P）保有会社の輸入承認書取得申請を受理しないケースが数か月続いた。

この不整合は、「商業大臣令2018年110号の改正に関する商業大臣令2020年3号」によって商業大臣令2018年110号が改正され、製造輸入業者番号（A P I – P）保有会社が輸入承認書取得申請を行う場合に技術判断書の提出が不要となったことにより解消した。

|                                                 |                                                           |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣令2018年110号            | 鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入技術判断書に関する工業大臣令2019年1号の改正に関する工業大臣令2019年32号 |
| 製造輸入業者番号（A P I – P）保有会社の輸入承認書取得申請時に、技術判断書の提出が必要 | 製造輸入業者番号（A P I – P）保有会社の輸入承認書取得申請時に、技術判断書の提出が不要           |

<sup>59</sup> 商業大臣令2018年110号3条1項

「2条に規定の鉄鋼、合金鋼及びその派生品は、一般輸入業者番号（A P I – U）として有効な事業基本番号（N I B）保有会社及び製造輸入業者番号（A P I – P）保有会社であって、大臣からの輸入承認書を取得済みの者に限り輸入が可能である。」

同大臣令5条1項

「3条1項に規定の輸入承認書を取得するために、会社は下記の原本のスキャン書類を添付した上で総局長に電子申請を行う。」

a (略)

b インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ（I N S W）（筆者注：インドネシア財務省が運営する統合通関システム）ポータルから電子的に取得した工業大臣又は指名を受けた官吏からの技術判断書

c (以下略)」

<sup>60</sup> 工業大臣令2021年4号により改正

<sup>61</sup> 工業大臣令2019年32号2条

「(1) 本大臣令と不可分一体の附属書類Iに記載の鉄鋼、合金鋼及びその派生品は、輸入承認書を取得済みの輸入業者番号保有会社に限り輸入が可能である。」

「(2) 一般輸入業者番号（A P I – U）保有会社向けの1項に規定の輸入承認書は、総局長の技術判断書に基づき発行される。」

## 2 改善策

### (1) 早い段階の協議

法令の不整合の原因に関するワーキンググループのディスカッションにおいて、ハーモナイゼーション前の段階である省庁間委員会等で協議を進めておくことによってハーモナイゼーションがスムーズに進行する旨の発言があった。また、Eko Prasojo 氏は、「不整合が生じている法令案が完成した段階で他省庁と意見交換をしても、それぞれのエゴが衝突するだけである。また、頑張って法令案を完成させた後に他の省庁からマイナスの意見を言われることは、『せっかく作ったのに…』という思いになり、精神的にも辛い。そのため、法令案完成後に省庁間で意見交換をするのではなく、法令起草という最初の段階から不調和の可能性があるかどうかという視点で考えるのが良いと思う。」と指摘する。

ハーモナイゼーション手続前の早い段階から協議を進めることで省庁間の協議が進んで相互理解が実現し、セクターエゴを緩和できる可能性があると思われる。

### (2) 議事録の作成及び公開

省庁間委員会及びハーモナイゼーション会議がコミュニケーションや調整の場として十分に機能することができれば、相互理解が進み、セクターエゴが軽減するようにも思われる。その方策として、省庁間委員会及びハーモナイゼーション会議の議事録を作成し、かつ、それを国民に公開することによって省庁間委員会及びハーモナイゼーション会議の内容を検証することができる制度を構築することが考えられる。これにより、省庁間委員会及びハーモナイゼーション会議での協議に重きが置かれ相互理解が進み、セクターエゴ軽減の一助となる可能性があるように思われる。

この方策は、現在、インドネシアにおいて大きなトピックとなっている法令制定段階への国民参加にも通ずるものである。法律2022年13号によって改正された法律2011年12号96条5項において、法令制定者は法令制定について国民に情報提供を行う旨規定され、また、インドネシアの政治・法務・治安担当調整大臣府が2023年9月に公表した「法改革加速化優先課題に関する提言」において、法令制定における全ての審議書類の公開を提案している<sup>62</sup>ことからも、省庁間委員会及びハーモナイゼーション会議の議事録の作成及び公開は検討の余地があるといえる。

### (3) 関連法令の一括改廃の徹底

日本は、適用に疑義が生じないよう関連法令を一括改廃しているが、この方策は、他省庁との調整の機会を創出し、セクターエゴ軽減に有益であると思われる。

### (4) 他の大臣との協議を規定

大臣がその所管事項に関する権限を行使するに当たり他の省庁の所管事項に影響

<sup>62</sup> 「4.3中期的な提言」Ⅱ「ガバナンス－2 法令制定に関する法律の改正・再制定」(88頁)。

を及ぼす場合には、日本のように<sup>63</sup>、法令の制定・改廃の際に他の大臣と協議する旨法律で明記する手法もセクターエゴ軽減に資すると思われる。

#### (5) 大臣の広い法令制定権限を限定する

前記のとおり、大臣の広い法令制定権限を限定することによって、セクターエゴが顕在化する大臣令の制定を回避することが可能である。

#### (6) 法令の整合性確保に関する周知活動

法規総局及びJICAは、本プロジェクトにおいて、中央機関及び地方機関のドラフター等を対象とした法制執務に関するオンラインセミナーを開催してきた。また、インドネシアの各省庁の法務部の職員を招待して本稿案の情報を共有し意見を募るセミナーも開催した。このようなセミナーや他省庁の起草・審査担当者及び政策立案者と接する場において、法的予見可能性及び法的安定性を確保することによってビジネス環境を整備することがインドネシアの国益となるという理解を浸透させ、各省庁が法令の整合性確保を重視して政策立案及び法制執務に従事するという意識改革を実現することがセクターエゴ軽減にとって必須であると思われる。かかる意識改革は、セクターエゴのみならず、法令の不整合に関する多くの問題の改善へつながる可能性がある。法令分野の政策の策定及び任務を所掌する法規総局が主体となって法令の整合性確保に関する周知活動を行うことも有益であると考える。その一環として、法令のハーモナイゼーションを含む法令制定における認識を統一するため、各省庁の法務局が集中的に調整を行うフォーラムの開催も有益であると思われる。

#### (7) 法令制定に関する統一的な機関の設立

法令制定において、セクターを超えた意思決定ができるように、法令制定に関する統一的な機関の設立も検討の余地がある<sup>64</sup>。

### 第4 資源

#### 1 人的資源

##### (1) インドネシアの起草・審査担当者的人材育成方法

インドネシアには、法令案やその他の法的文書を準備、処理、策定する職務を担う国家専門職としてドラフターが存在する。

ドラフターは上記職務を実施するに当たりハーモナイゼーションも担当する<sup>65</sup>。

「ドラフター専門研修カリキュラムに関する法務人権大臣令2022年1号」<sup>66</sup>においてドラフターの階層ごとの研修カリキュラム等が規定され、人材開発庁が主体と

<sup>63</sup> 日本では、法律において他機関との協議を明示する規定を設ける場合もある。

例：「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第十四節 法務大臣との協議

第二百四十条 内閣総理大臣は、被勾留者及び受刑者の処遇の齊一を図るために、被勾留者である被留置者及び被留置受刑者の処遇に關し内閣府令を制定し、又は改廃するに當たっては、法務大臣と協議するものとする。

<sup>64</sup> 前掲「法改革加速化優先課題に関する提言」77頁においても、大統領直属の独立した法令制定機関の設立が想定されている。

<sup>65</sup> 政令2015年59号3条

<sup>66</sup> 法務人権大臣令2023年18号により改正

なってドラフター専門研修を実施している。日本の法務省及び内閣法制局においては、法制執務に関する研修が定期的に実施されることはなく、On the Job Trainingによって人材が育成されていることからすれば、起草・審査担当者の人材育成という点は、日本より制度が確立している印象である。

また、法規総局とJICAは、本プロジェクトにおいて、上記のドラフター専門研修とは別に、独自に、中央機関及び地方機関のドラフター等を対象としたオンラインセミナー、地方機関のドラフター等を対象とした対面での地方セミナー、行政官職から専門職への同等任命等特定の任用手続によって任命されたドラフターを対象とした技術指導（Bimbingan Teknis）、法規総局所属のドラフター等を日本に招いて法制執務の知見等を提供する本邦研修等を実施し、ドラフターの能力向上に努めてきた。

さらに、法規総局は、2022年、特定の法令等について専門家がオンラインで説明し、全国のドラフターがその場で質問をする「Opera」<sup>67</sup>という活動を開始し、その動画をYouTubeで配信している<sup>68</sup>。このように、法規総局は起草・審査担当者が法制執務に関する知識を得る場を複数設け、ドラフターの能力向上に取り組んでいる。

## （2）インドネシアの法令案の審査担当者に要求される事項

インドネシアでは、法規総局に所属するドラフターが全省庁の法令案のハーモナイゼーションを担当し、法令案の審査及びハーモナイゼーション会議による省庁間の調整等を行うとともに、下記(3)イのように政策面な判断も求められる。日本の内閣法制局の審査は、法令案について、法律的、立法技術的にあらゆる角度からなされるが、政策面については立ち入らず、省庁間の調整も所管省庁が行うことと比較すると、インドネシアのハーモナイゼーション担当者の負担は大きい。

## （3）インドネシアの問題点

起草・審査担当者的人材育成に関する問題点を、以下、法規総局の起草・審査担当者とのディスカッションでの発言を引用して適示する。

### ア 基本的なコンピテンシーを備えていないドラフターがいる

#### （ア）発言①

ドラフターのコンピテンシーが画一化しておらず、優秀なドラフターもいれば、学ぶ意欲に欠けコンピテンシーがあまりないドラフターがいるということも不整合の原因の1つだと思う。中央レベルのドラフターは地方のドラフターと比較すると信頼できるレベルに達しているが、特に地方レベルのドラフターのコンピテンシーが問題である。ドラフターには色々な資質が必要とされていて、起草の技術的なコンピテンシーだけではなく、管理コンピテンシー、社会

<sup>67</sup> Operaは「Obrolan Perancang：ドラフターのおしゃべり」の略である。

<sup>68</sup> 第13回の「法令制定における大臣の権限」の動画は以下参照

[https://www.youtube.com/watch?v=X0IV5aGa\\_VE](https://www.youtube.com/watch?v=X0IV5aGa_VE) (2023年11月閲覧)

文化コンピテンシー等様々なコンピテンシーが必要とされているが、ドラフターの中には、知識の獲得を面倒くさいと思う人がおり、また、もともとドラフターになりたくなかったものの、ドラフターにならざるを得なかつた人も存在<sup>69</sup>し、そのような人はコンピテンシーが伸びていかない。

#### (イ) 発言②

実際に調査したところ、法律2011年12号をきちんと読んだことがない、つまり、法令制定のメカニズム等についてきちんと把握していないドラフターが存在する。研修の履修・修了状況もドラフターによって区別である。

### イ ドラフターには専門的知見が要求される

#### (ア) 発言①

ドラフターは、日々、色々な分野、例えば今日は森林関係、明日はホテル関係等を担当しなければならず、そのような状況下でコンピテンシーを向上していかなければいけないということが課題となっていると思う。それぞれの分野の細かい内容について知識を増やすには時間がかかる。ドラフターの育成機関としては、この点は大きな課題だと思う。

#### (イ) 発言②

一番疲れる大変な点は、例えば、新首都に関する税制優遇措置について議論をする際に税制優遇措置の実現可能性まで見極める必要があり、そのような点に非常に労力を割いている。

### ウ ドラフターには基本的・専門的知見以外の能力も求められている

#### (ア) 問題解決能力・交渉力

現在のドラフターには、法令案について関係者と協議をする際に問題が生じた場合の解決力及び交渉力も必要である。省庁間でそれが重視するものが異なりセクターエゴが日々生じているので、問題が生じた際の解決力を学ぶ機会が必要だと思う。

#### (イ) コミュニケーション力

ドラフターはそれぞれ利害を有する機関の間に入り、場合によっては妥協させることも必要であり、コミュニケーション力も求められている。

#### (ウ) 議事進行力

ハーモナイゼーション会議において、ドラフターがドラフティングに関して（議論を）リードできていないという声が、他の省庁から挙がっている。

#### (エ) 検索能力

法令の不整合が生じる原因是、上位法優先の原則等の知識や関連法令の検索能力の不足だと思うので、法制執務に関する知識や検索能力を向上させていけば法令の不整合も減少するのではないかと思う。

<sup>69</sup> インドネシアにおいては、中央及び地方の行政の簡素化が実施され、その一環として行政官職から専門職への同等任命（Penyetaraan Jabatan Administrasi ke dalam Jabatan Fungsional）と呼ばれる配置換えが行われた。

#### (オ) 誠実さ

法令の制定において取引的な慣行が起こる可能性を避けるために、ドラフターは誠実であることが必要である。

#### (4) 改善策

##### ア 能力及び分野に応じたきめ細かな研修・セミナー

ドラフターの能力及び専門分野が異なることから、能力及び分野に応じたきめ細かな内容の研修、セミナー等の継続的な実施は、ドラフターの能力向上に寄与すると考えられる。

また、ドラフターに限らず、法制執務に担当している中央省庁の法務局・法務部の職員の能力強化も必要であり、同人らに対する研修、セミナー等の開催も検討の余地がある。

法制執務の基本的な知識を共有するための研修、セミナー等においては、大臣令の委任・権限についてこれまで問題となってきた事例や、後記第5記載の方策等について取り上げることも、法令の不整合に関する起草・審査担当者の能力向上という点で有益であると考える。

##### イ 執務資料の作成及び普及

後記3で言及している執務資料等を作成して起草・審査担当者間で共有し、また、研修やセミナーでそれらを用いることも起草・審査担当者の能力向上に資すると思われる。

さらに、既存のガイドライン及び後記の「法制執務Q&A」のさらなる周知活動が必要と思われる。

##### ウ 最高裁判所及び法務人権省国家法開発庁（BPHN）との意見交換等

法令の整合性について最終的に判断するのは憲法裁判所及び最高裁判所であるところ、本プロジェクトのインドネシア側のカウンターパートは法規総局及び最高裁判所である。そのため、法令の整合性確保に関して、起草・審査担当者と最高裁判所との意見交換の機会を設け、裁判官の視点を知ることも起草・審査担当者の能力向上に有益であると思われる。

また、法務人権省国家法開発庁は、特定の法令について、法令の整合性を含む評価及び分析を行っており、その内容は起草・審査担当者にとっても有益なものである。法令の不整合に焦点を絞った国家法開発庁との意見交換の機会を設けることも検討の余地がある。

##### エ 他省庁又は外部からの出向者受け入れ

日本の内閣法制局では、他省庁から内閣法制局に出向してきた参事官が出向前に所属していた省庁の法令案を審査することになっているため、ある程度専門性を有した立場で法令を審査することができる。

法規総局において、専門的知見を有する他省庁の起草・審査担当者又は専門家をハーモナイゼーション担当者として受け入れることは、専門的知見を有する者

によるハーモナイゼーションを可能とする上、出向者の考えを理解することによって法規総局のドラフターの専門性向上にもつながり得るので、この点も検討する価値があると思われる。

## 2 情報資源

### (1) インドネシアの取組

法規総局は、同局が運営する法令検索サイトである Peraturan.go.id<sup>70</sup> の利便性を向上させるとともに、憲法裁判所の法令審査に関するウェブサイト<sup>71</sup>を開発・運営するなどして、ドラフターの法令検索及び法令審査に関する情報収集に役立つウェブサイトの開発・運営に取り組んできた。

### (2) インドネシアの問題点

#### ア 法令検索サイト

インドネシアでは、複数の省庁・機関が法令検索サイトを開設しており、国が運営する法令検索サイトが統一されていない。法務人権省という1つの省内においても、法規総局の Peraturan.go.id、法務人権省国家法開発庁が運営するサイト<sup>72</sup>等複数の法令検索サイトが存在する上、それぞれの法令検索サイトで公表されている法令数、検索方法、検索結果表示内容等に違いがある<sup>73</sup>。また、国家法開発庁が、法令を含む法文書の国家法文書情報ネットワーク（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Nasional：J D I H N）を運営しているが、法令を検索する際に同ネットワークが広く利用されているといった状況には至っていないようである。

さらに、後記のとおり、現在の法令検索サイトでは、容易に法令の改正及び廃止の内容を把握することが困難である。そのため、法令の起草・審査の際に、法令案と関連する法令を見落とし、既存の法令と矛盾する内容の法令を制定してしまう可能性がある。

#### イ 法令以外の情報

法規総局とのディスカッションにおける、法令以外の情報に関する法規総局の職員の発言は以下のとおりである。

- ・ 起草・審査担当者に、憲法裁判所又は最高裁判所における法令の不整合に関する判決の情報がなかなか入ってこない。法令の不整合を原因として法律の一部を無効にする判決が確定した後に起草担当者がその判決を考慮せず、無効となった法律に沿った内容の法令案を起草し、無効となった法律の内容

<sup>70</sup> <https://peraturan.go.id/> (2023年11月閲覧)

<sup>71</sup> <https://e-litigasi.peraturan.go.id/> (2023年11月閲覧)

<sup>72</sup> <https://bpnh.jdihn.go.id/> (2023年11月閲覧)

<sup>73</sup> 前掲「法改革加速化優先課題に関する提言」76頁において、「公表の媒体や手段という点では、国民がアクセスしやすく理解しやすい、すべての文書を含む单一の統合された媒体がない場合に問題が生じる。現在インドネシアでは、複数の省庁・機関が法令公表サイトを開設しているが、公表されている法令の数で見ても、会計検査院（BPK）のJ D I H（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、法文書情報データネットワーク）は、中央・地方レベルの立法担当省庁である法務人権省や内務省が管理するサイトよりも規則や表示がわかりやすい。」と指摘されている。

が復活してしまうことがあり、これが法令の不整合の原因の1つになってしまっている。裁判所とすれば判決は公開されているので普及を行ったことになっているよう思うが、「こういった点について無効である判決が出ました。」旨直接知らせてもらうシステムがあると非常に助かる。

- ・ 法務人権省国家法開発庁で非常に良い分析をしていて、例えば、農民の保護、食料に関する5つの主な法令を調査して関連法令としてどのようなものがあるかをマッピングしているが、法務人権省内でもシェアされない<sup>74</sup>。

### (3) 改善策

2023年9月14日、法務人権省と韓国国際協力団（K O I C A）は、「インドネシアの法情報システムの確立」と題したプロジェクトの合意議事録（Record of Discussion）に署名し、今後、法規総局において、韓国国際協力団の支援を経て法情報システムが確立される予定である。同プロジェクトにおいて、現状のようにいくつもの法令検索サイトが乱立する状況を脱し、統一的な法令検索サイトが誕生することを期待したい。

統一的な検索サイトにおいては、最新で完全な法令が表示されるとともに、当該法令の裁判所の司法審査の判決も同時に入手でき、かつ、司法審査の判断内容が容易に把握できるような工夫をすることが望ましい。

また、現在、民間企業等においても複数の法令検索サイトが運営されており<sup>75</sup>、省庁、大学、民間企業等が協力して法令検索サイト運営に取り組むことを検討することも、法令検索サイトの統一化の観点から有益であると考える。

## 3 起草・ハーモナイゼーションに関する基準等

### (1) インドネシアの取組

これまで、法務人権省は、法務人権大臣令2015年20号を制定してハーモナイゼーションに関して統一的な内容を定めた。法規総局においても、2021年9月に「法令案ハーモナイゼーション会議のガイドライン」を作成し、法規総局のウェブサイトで公開している<sup>76</sup>。また、2024年3月現在、法規総局が「法令案ハーモナイゼーション標準手順書（SOP）」の策定作業を進めている。

また、法規総局とJICAは共同して、法制執務に関する公式の文献である「法制執務Q&A中央編」及び「法制執務Q&A条例・地方首長規則編<sup>77</sup>」（以下「法制執務Q&A」という。）を2019年及び2022年にそれぞれ作成・完成させた。法制執務Q&Aは、日本の「ワークブック法制執務」のように、起草・審査担当者がよりどころとなる執務資料をインドネシアにおいても作成することを目的と

<sup>74</sup> もっとも、国家法開発庁のウェブサイトにおいて、同庁が実施した法令の分析及び結果は公表されている。[https://www.bphn.go.id/dpage/reports/res\\_anew](https://www.bphn.go.id/dpage/reports/res_anew) (2023年11月閲覧)

<sup>75</sup> 例えば、<https://www.hukumonline.com/>、<https://eclis.id/> (2023年11月閲覧)

<sup>76</sup> <https://ditjenpp.kemenkumham.go.id/index.php?lang=en> (2023年11月閲覧)

<sup>77</sup> 下記にて、両「法制執務Q&A」のインドネシア語版及び日本語版が閲覧可能

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html> (2023年11月閲覧)

するものであって、法令の制定過程、法令策定技術等に関する内容が問答の形式で記載されており、法制執務につき共通見解を有するために有益であると思われる。これまで、関係機関に「法制執務Q & A」を配布するとともに、JICAと法規総局が共同で実施してきたドラフター技術研修、法制執務に関する地方セミナー等の参加者にも「法制執務Q & A」を配布してきた。加えて、法規総局は2022年に「e-helpdesk<sup>78</sup>」というウェブサイトの運営を開始し、全国のドラフターから法制執務に関する質問を受け付けるとともに、「e-helpdesk」に「法制執務Q & A」の内容を掲載している。しかし、現時点では、中央機関・地方機関の起草・審査担当者に「法制執務Q & A」があまねく知られているといった段階には至っていない。



「法制執務Q & A 中央編」及び「法制執務Q & A 条例・地方首長規則編（各インドネシア語版及び日本語版）

## (2) インドネシアの問題点

法規総局の起草・審査担当者とのディスカッションにより、起草・ハーモナイゼーションに関する基準及び統一見解がないために、法令制定権限を拡大解釈して権限の範囲を超えた法令が制定され、また、ハーモナイゼーションの質にばらつきが生じるなどして法令の不整合が生じている可能性があることが判明した。以下、発言を引用する形で問題点を具体的に適示する。

### ア ドラフター間・省庁間の相違

色々な用語、手法等について、ドラフター一人一人が異なる理解を持っている。その原因は、ドラフターごとに能力及び経験が異なるからではないかと思っている。また、法務人権省に所属しているドラフターと法務人権省以外の機関に所属しているドラフターの間で用語の理解の違いがあるということも不整合が発生する原因ではないかと思う。ドラフター間で理解を揃える必要があると思う。

### イ 起草段階の基準及び統一見解

（大臣令等制定の根拠規定である）法律2011年12号8条2項の「権限に基づき」という文言等を根拠に様々な法令を制定していることがまさに不整合を

<sup>78</sup> <https://helpdesk.peraturan.go.id/> (2023年11月閲覧)

招いているのではないかと思われる。きちんとした基準がないため、それぞれの省庁が自分たちのニーズに基づいて法令を制定してしまっていることが法令の不整合の原因であると思っている。

#### ウ 審査段階の基準及び統一見解

##### (ア) 発言①

ハーモナイゼーションにおけるコンセプトを分析する方法が標準化されていない<sup>79</sup>。すなわち、ドラフターは、関係者が参加するハーモナイゼーション会議開催前に、所管省庁から提出された法令案について、その立法のコンセプトを分析しなければいけない。ところが、その分析方法が標準化されていないため、分析結果が区別になっていることも1つの問題である。

##### (イ) 発言②

他の省庁にインタビューをした際によく問題視された点は、ハーモナイゼーションを行う基準がないという点である。非常に細かい点まで整合性の有無を確認する場合もあれば、法令案の表面だけを見て軽く確認する場合もある。一番良い例は、他の法令も絡めて整合性の有無を確認してくれる場合であり、ハーモナイゼーションの内容に非常にばらつきがあるという意見が他省庁からあった。

#### (3) 改善策

##### ア 逐条解説の作成

前記の法律2011年12月8条2項等その解釈について疑義がある規定について、逐条解説を作成・公開することは、起草・審査担当者が法令の起草・審査につき共通見解を有することにつながる。

##### イ ガイドライン等の作成

ハーモナイゼーションの内容が担当者によって区別となることは避けなければならず、ハーモナイゼーションのコンセプト分析等について基準等を設け、法務人権省内外の起草・審査担当者に共有する必要があると思われる。

##### ウ ガイドライン及び「法制執務Q & A」の普及

法規総局に限らず、各省庁に所属する起草・審査担当者が法令の起草・審査につき共通見解を有することが重要であり、既存のガイドライン及び「法制執務Q & A」のさらなる周知活動が必要と思われる。具体的には、省庁間委員会、ハーモナイゼーション会議、省庁間の調整フォーラム等法規総局が他省庁の起草・審査担当者と接する機会に、上記ガイドラインや「法制執務Q & A」を利用し、また、周知することが有益であると考える。

<sup>79</sup> ハーモナイゼーション手続の1つとして、ドラフターが法令案のコンセプトの分析を行うこととなっており、同分析は法令案の実質的内容及び起草技術について行われる。実質的内容の分析は、法令案とその他の法令の整合性、起草権限の根拠等の要素に留意して行われる（法務人権大臣令2015年20号9条5項、10条）。

## 第5 法令の規定の明確性

### 1 法令の改正・廃止範囲の明確性

#### (1) インドネシアの問題点

##### ア インドネシアの現状

インドネシアでは、日本と異なり新旧対照表は作成されず、改正法令の内容が溶け込んだ形式で公表されることもないため、改正後の内容を把握したい場合、改正前の法令と改正法令を比較対象する必要がある。例えば、法律2011年12号のように2回改正されている場合、法律2011年12号、1度目の改正に関する法律2019年15号及び2度目の改正に関する法律2022年13号の3つの法律を見比べなければ法令全体を把握することができず、これは非常に労力を要する作業である。

また、法令検索サイトを用いて検索する場合、当該掲載内容が最新の内容なのか否か把握できない場合もある。例えば、法規総局が運営するPeraturan.go.idにおいて法律2019年15号を検索すると、法律2011年12号が法律2019年15号によって改正された旨は表示されるものの、法律2011年12号が法律2022年13号によって改正された旨は表示されない。そのため、法律2019年15号の改正が法律2011年12号の最終改正と誤解する者もいると思われる<sup>80</sup>。

このように、インドネシアでは、改正・廃止の内容及び範囲を把握することは容易ではなく、既存の法令と矛盾する法令が制定される可能性がある。

#### イ 日本の実務家が直面した法令の改正・廃止範囲に関する事例

日本の実務家のヒアリングにより、日本の実務家は、インドネシアの法令の改正・廃止範囲が不明確である事例に直面してきたことが判明した。以下、事例を紹介する。

なお、以下の内容は、ヒアリング対象者である日本の実務家の発言内容であり、その見解、経験等は、筆者のものではなく同実務家によるものである。

##### (ア) 外資企業の最低払込資本金の改正の遡及適用の有無

「投資許認可及び便宜の指針及び手順に関する投資調整庁令2018年6号」<sup>81</sup>では、外資企業の最低払込資本金は25億ルピアとされていた<sup>82</sup>。

その後、「リスクベースの事業許認可及び投資便宜サービスの指針及び手順に関する投資調整庁令2021年4号」によって、外資企業の最低払込資本金

<sup>80</sup> 2023年11月26日時点の検索結果である。

<sup>81</sup> 投資調整庁令2019年5号により改正

<sup>82</sup> 投資調整庁令2018年6号6条3項

「第1項に規定する外資企業は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資額規定を遵守しなければいけない。」

a (略)

b 引当資本金は払込資本金と同額で25億ルピア以上

c (後略)」

は100億ルピアに増額され<sup>83</sup>、同府令によって投資調整令2018年6号及び投資調整令2019年5号は廃止された<sup>84</sup>。しかし、外資企業の最低払込資本金を100億ルピアに増額した規定が事業許認可を取得済の既存の外資企業に遡及適用されるか否か明記されておらず、その点が問題となっている<sup>85</sup>。

特段の明示がない以上、かかる規定はグランドファーザールール（既得権保護条項）等からも明らかな法令不遡及の一般的な原則によって、事業内容の追加・変更等が投資省／投資調整庁に申請されている場合を除き、既存の外資企業には適用されないのでないかと考えられていたが、現時点<sup>86</sup>の投資省／投資調整庁の運用では、既存の外資企業にも100億ルピアの払込資本金が求められているようである<sup>87</sup>。いずれにせよ、適用範囲が不明確であり問題である。

#### (イ) 「本法律の規定に抵触しない限り有効」との記載

インドネシアでは、法律を改正する際に、「既存の法律の施行規則は改正後の法律の規定に抵触しない限り依然として有効である。」旨規定される場合がある<sup>88</sup>。

この場合、既存の法律の施行規則がどの範囲で有効であるか明確でない場合があり、当局に照会するものの、担当者は上司の判断がないと回答できず、回答をもらえないままの場合もある。

<sup>83</sup> 投資調整令2021年4号12条7項

「6項に規定されている外資企業の最低資本規定は、引受／払込資本金100億ルピア以上である。ただし法令の規定で別の定めがある場合にはこの限りではない。」

<sup>84</sup> 投資調整令2021年4号101条2項

<sup>85</sup> 法規総局のディスカッションにおいて、参加者から、「投資調整令2021年4号97条1項及び99条1項の経過規定によって、グランドファーザールールの概念に従い、外資企業が投資省／投資調整庁に事業内容の変更・追加を申請する場合を除き、既存の外資企業には遡及して適用されないことが規定されている。」との指摘があった。しかし、別の考え方もあり、同97条1項は、取得済みの事業許認可（Perizinan Berusaha）に関する規定であり、既に事業許認可を取得している場合は改正によっても事業許認可の有効性は維持される一方、最低払込資本金は12条に基づき要求される別途の義務であり、最低払込資本金には97条1項が適用されないのではないかという解釈も可能である。2つの解釈が可能である点において、本投資調整令は法令が不明確な事例と考えられる。

投資調整令2021年4号97条1項

「本府令公布前に有効な事業許可を既に保有している事業者は引き続き事業活動に応じて利用が可能である。」

<sup>86</sup> ヒアリングを実施した2022年7月時点

<sup>87</sup> 別のヒアリング対象者によると、「外資企業が既存のインドネシアの会社を買収する場合、この100億ルピアの要件が適用されるかという論点があった。去年（2021年）のオンライン許認可集約システム（OSS）改修の際にOSS当局にこの点を照会したところ、『システムにどのように反映されるかやってみないとわからない。』との回答であり、最悪100億ルピアを追加出資することを覚悟しつつ手続に進んだところ、結局100億ルピアの追加出資は不要であった。法令に『新規設立』と明記されていないため、全ての外資企業に最低払込資本金の改正内容が適用されるとも思われたが、既存会社の買収であれば100億ルピアは不要ということであって、法の曖昧さから生じた論点といえる。」

<sup>88</sup> 例えば、法律2011年12号101条においては、「本法律の施行時には、法令の制定に関する法律2004年10号の施行規則である全ての法令は、本法律の規定に抵触しない限り、依然として有効となることが表明される。」と規定されている。

2022年1月14日に実施した筆者のFitriani Ahlan Sjarif講師に対するヒアリング内容及び法規総局のワーキンググループとのディスカッションによれば、この規定は、法律と施行規則が同時に施行されないインドネシアにおいて、旧法の施行規則が旧法の改正によって根こそぎ廃止されてしまうことがないようにするためのものであり、施行規則の空洞化を避ける趣旨であってポジティブなものである。元法規総局長のWicipo氏は、「本規定にはポジティブな面とネガティブな面がある。ポジティブな面は規制の空洞化を避けられるということである。ネガティブな面はどの規定が矛盾しているか、どの規定が矛盾していないかについて法の確定性がないことである。どの規定が矛盾しているか、どの規定が矛盾していないかを規定するのが理想だが、起草者にとってそれは簡単なことではない。そのため『全てを包括する』規定が使われることが多いのである。」旨指摘する。

## (ウ) 民法上の「物権」の廃止に伴う、建設権の移転時期の問題

「土地基本規則に関する法律 1960号5号」(以下「土地基本法」という。)前文によって、土地、水及びその中に含まれる天然資源に関する限りにおいて、インドネシア民法第2編「物権」(B a r a n g)は廃止された<sup>89</sup>。これにより、土地、水及び天然資源における所有権、地役権等の権利は廃止されて、土地基本法に定められた所有権、建設権等が土地等における権利と認められることとなった。

しかし、第2編「物権」には各権利の内容だけではなく、所有権移転等に関する規定もあり、土地基本法によってこれらの規定がどこまで廃止されたのか法上明らかでない。例えば、民法第2編「物権」の所有権移転に関する規定は廃止されておらず、土地基本法で定められた建設権の移転に関して民法の関連規定が適用されるかが問題となる。

民法の所有権移転に関する規定は次のとおりである。

民法 1459条<sup>90</sup> 売り渡された物品の所有権は、民法 612条、同 613条及び同 616条に従い、引渡しが行われた後でなければ買受人に移転しない。

民法 616条<sup>91</sup> 不動産の引渡し又は譲渡については、同法 620条に規定する方法による証書の公示によって行われる。

民法 620条 先の 3 条に記載の規定により、引き渡すべき不動産の管轄地の抵当権登記所に公正証書又は裁判所による判決の認証された完全な謄本を送達し、この謄本を備え付けの登記簿に記載することによりその公示を行うものとされる。

これらの規定によれば、建設権はその譲渡が登記所で登記されたときに移転すると理解し得る。

一方、土地基本法、「土地登記に関する政令 1997年24号<sup>92</sup>」(以下「1997年土地登記政令」という。)及び2021年土地登記政令には、登記を権利移転の効力発生要件とする規定はなく、「土地登記に関する政令 1997年24号の施行規則に関する国土担当国務大臣／国土庁長官令

<sup>89</sup> 土地基本法前文

「(前略)廃止

(1 - 3 略)

4 土地、水及びその中に含まれる天然資源に関する限りにおいてインドネシア民法第2編。ただし、本法施行時点で有効な抵当権についてはこの限りではない。」

<sup>90</sup> 民法第3編「債権関係」第5章「売買」に規定

<sup>91</sup> 民法 616条及び同 620条は、民法第2編「物権」第3章「所有権」に規定

<sup>92</sup> 2021年土地登記政令より改正

1997年3号の改正に関する国土空間整備大臣／国土庁長官令2012年8号<sup>93</sup>」の付属書類で定められている土地売買公正証書（A J B）書式では「土地売買公正証書の日付で権利が移転する。」旨明確に記載されている<sup>94</sup>。この考え方によれば、インドネシア民法第2編「物権」に規定されている所有権移転に関する規定は廃止されており、公正証書締結時に建設権は買主に移転すると解される。

この論点について、実務では公正証書締結時に建設権が買主に移転するという考えを採用する人が多い。もっとも、インドネシアの現地弁護士が国土庁（B P N）に電話で照会をしたところ、登記時に建設権が移転するという回答がなされたということであり、現在定説はない。

## (2) 改善策

### ア 日本の方策の導入

新旧対照表の作成、改正内容を溶け込ませた規定の公開、法令における適用範囲の明示等、法令の改正・廃止範囲を明確にするための日本の方策をインドネシアにおいて導入することを検討することが望ましい。

### イ 法律と施行規則の同時施行

法律と施行規則の同時施行については後記第6のとおりであるが、旧法の施行規則について「改正後の法律の規定に抵触しない限り依然として有効である。」と定める必要がある理由は、改正後の法律とその施行規則が同時に施行されないために法の空洞化を避ける趣旨であるから、改正後の法令とその施行規則を同時に施行できれば、当該規定を設ける必要はないと思われる。この点においても、法律と施行規則の同時施行を検討することが望ましい。

### ウ 有効な条文の提示

仮に、旧法の施行規則について、「改正後の法律の規定に抵触しない限り依然として有効である。」と定める場合には、改正後も有効な条文を一つ一つ適示することが望ましい。そのためにも、該当する条文の有無を精査するチームの設置、該当する条文を検索できる法令検索システム等の仕組みを導入することが考えられる。

## 2 一般法・特別法の明確性

### (1) インドネシアの問題点

インドネシアにおいても、特別法優先の原則を規定によって明記している場合もある<sup>95</sup>ものの、日本の実務家は、インドネシアの一般法・特別法の関係が不明確であると感じる事例に直面してきた。以下、日本の実務家のヒアリングにおいて挙げ

<sup>93</sup> 國土空間整備大臣／國土庁長官令2021年16号より改正

<sup>94</sup> 土地売買公正証書書式 1条「本日より、この証書に記載された売買目的物は第二当事者の所有物となり…（略）」

<sup>95</sup> 「法制執務Q & A中央編」問63参照

られた事例を紹介する。

#### ア 建設事業体認証の所持義務違反に対する行政処分の事例

建設事業体認証の所持義務違反に対して、下記のように2つの政令で行政処分の内容が異なり、どちらが適用されるか不明である<sup>96</sup>。

|                                                                                                   |                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リスクベースの事業許認可実施に関する政令2021年5号                                                                       | 建設業法の施行規則に関する政令2020年22号 <sup>97</sup>                                                                                                                  |
| 419条1項<br>公共事業分野の政府業務を運営する大臣は、建設事業体認証 <sup>98</sup> の所持義務を果たさない建設サービス事業体に対して、書面による警告及び過料の行政処分を科す  | 156条1項<br>大臣は、41条1項に記載する通りの事業体認定証（訳注：建設サービス事業体が所有を義務付けられている事業体認定証）を所持しない外国建設サービス事業体駐在員事務所及び資本提携により設立されたインドネシア法人格を所持する外国事業体に対して、建設サービス活動の一時停止及び過料の処分を科す |
| 同3項<br>建設サービス事業体が上記1項に記載する通りの書面による警告及び罰金の行政処分を受けてから30日以内に義務を果たさない場合、当該義務が履行されるまで事業活動の一時停止処分が科せられる | 同3項<br>上記1項に記載する通りの建設サービス活動の一時停止及び罰金処分を受けてから30稼働日以内に、外国建設サービス事業体駐在員事務所及び資本提携により設立されたインドネシア法人格を所持する外国事業体が事業体認定証を所持しない、又は罰金を納めない場合、ブラックリストへの掲載処分を科す      |

#### イ 外資のディストリビューター業者に関する事例

日系企業が日本又はインドネシアで製造した製品をインドネシア国内で卸して小売業者に販売するというディストリビューター業を行う場合に、直接小売業者に販売できるか、それとも内資のディストリビューター業者を介在させなければいけないのかという論点がある。

「物品のディストリビューションの一般規制に関する商業大臣令2016年22号を改正する商業大臣令2019年66号」によれば、外資内資問わずディストリビューター業者は直接小売業者に物品を販売することができるよう読みる<sup>99</sup>。

一方、商業大臣令2021年24号によれば、外資のディストリビューター業

<sup>96</sup> 筆者は、本事例を、一般法と外資を対象とする特別法の関係として分類

<sup>97</sup> 政令2021年14号により改正

<sup>98</sup> Sertifikat Badan Usaha (SBU) konstruksi

<sup>99</sup> 商業大臣令2019年66号6条1項a

「ディストリビューターは製造業者、サブディストリビューター、卸売業者、問屋、及び／又は小売業者に対してのみ流通が可能である。」

者がインドネシア国内でディストリビューター業を行う場合には、直接ディストリビューター業者から小売業者に対して販売することが認められておらず、その間に内資企業を介在させなければならない<sup>100</sup>。

実務上は、外資のディストリビューター業者も直接小売業者に製品を販売しているようであるが、商業大臣令2021年24号の規定を遵守しようとすると内資のディストリビューター業者を介在させなければならず負担となる。

一般法と外資に関する特別法を考えると、外資にのみ重い規制を課すこともあり得ると思えるが、この点が法令上からは不明確であり分かりにくい。

#### ウ マルチファイナンス会社がクレジットカード業を営む場合の外資議決権比率の上限に関する事例

一般的なクレジットカード業に対する規制としてインドネシア中央銀行規則があり、「カードを用いた支払手段活動の実施に関するインドネシア中央銀行規則2009年11号」<sup>101</sup>によれば、クレジットカード業は銀行又はノンバンクが行うことができ<sup>102</sup>、「支払サービス提供者に関するインドネシア中央銀行規則2021年23号」によれば、外資出資比率の上限は85%<sup>103</sup>であり、外資議決権比率の上限は49%<sup>104</sup>である。

一方、ノンバンクの中にリース業等を行うマルチファイナンス会社というカテゴリーがあり、マルチファイナンス会社もクレジットカード業を行うことができる<sup>105</sup>。マルチファイナンス会社を監督している金融庁（OJK）規則によれば、

<sup>100</sup> 商業大臣令2021年24号4条1項

「3条1項cに規定の外資企業（訳注：ディストリビューターとして商業分野の事業を行う外資企業のこと）は、ディストリビューター、独占ディストリビューター、代理店又は総代理店として内資企業を指名しなければならない。」

<sup>101</sup> 同銀行規則2012年14号により改正

<sup>102</sup> インドネシア中央銀行規則2009年11号1条8号

「プリンシバルとは、書面の契約に基づく会員との協力によるカードを用いた支払手段取引において、カード発行会社（イシュア）及び／又は加盟店契約会社（アクワイアラ）としての役割を果たすシステム及び／又は会員間ネットワークの管理に責任を負う銀行又はノンバンク機関のことである。」

同2条1項

「プリンシバルとしての活動は銀行又はノンバンク機関が実施することが可能である。」

<sup>103</sup> インドネシア中央銀行規則2021年23号1条4号

「支払サービス提供者とは、サービス利用者に対する支払取引の支援を行うためのサービスを提供する銀行又はノンバンク機関のことであり、以後PJBと略称する。」

同19条

「(1) 支払サービス提供者候補者の保有の形の制度面は、株式保有率及び保有構成から構成される。」

「(2) 1項に規定の保有の形の制度面は、ノンバンク機関形式の支払サービス提供者候補者の場合、下記の通り条件を定める。」

a 下記の者により保有される株式の保有構成は15%以上である。

1 インドネシア国民、及び／又は

2 インドネシア法人」

<sup>104</sup> インドネシア中央銀行規則2021年23号20条1項

「ノンバンク機関形式の支払サービス提供者候補者の支配の形の制度面は、下記の通り条件を定める。」

a 国内側、すなわち下記の者により保有される議決権付株式の保有構成は51%以上である。

1 インドネシア国民、及び／又は

2 インドネシア法人」

<sup>105</sup> 「ファイナンス会社事業実施に関する金融庁規則2018年35号（同金融庁規則2022年7号により改正）」4条3項

「2条1項（訳注：ファイナンス会社の事業活動）cに規定のマルチファイナンスは下記の方法で実施することが義務付けられる。」

a (略)

b 分割払による購入

c 以下(略)」

同条注釈

「分割払による購入は、ファイナンス会社が発行するクレジットカードを用いて債務者が実施することが可能である。」

マルチファイナンス会社の外資出資比率の上限は85%であり<sup>106</sup>、外資議決権比率の上限については規定がないため、その上限は外資出資比率の上限と同じく85%となる。

このように、マルチファイナンス会社がクレジットカード業を営む場合の外資議決権比率の上限について、インドネシア中央銀行規則と金融庁規則で矛盾があるように思われる。

実務上、マルチファイナンス会社がクレジットカード業を行う場合、外資出資比率及び外資議決権比率の上限はいずれも85%と認識されている<sup>107</sup>。

|                                                                                          |                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支払サービス提供者に関するインドネシア<br>中央銀行規則2021年23号                                                    | ファイナンス会社及びシャリアファイナンス会社の事業許認可及び組織に関する金融<br>庁規則2020年47号                                              |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 外資出資比率の上限：85%</li><li>・ 外資議決権比率の上限：49%</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 外資出資比率の上限：85%</li><li>・ 外資議決権比率の上限について規定なし→上限85%</li></ul> |

## (2) 改善策

インドネシアにおいても、特別法優先の原則を規定によって明記している場合もあるものの、法令案を起草する際にはこの点を留意されたい。

また、法制執務担当者に対する研修等において、この点を指導することも重要である。

## 3 法令の文言の明確性

### (1) 使用される用語

#### ア インドネシアの問題点

##### (ア) インドネシアの現状

インドネシア憲法28D条1項<sup>108</sup>は、何人にも公正な法による確実性を求める権利を保障する。そのため、法令が明確であることは憲法上の要請であり、法的不確実性を理由として違憲判決や合憲限定解釈の判決が言い渡されている<sup>109</sup>。

<sup>106</sup> 「ファイナンス会社及びシャリアファイナンス会社の事業許認可及び組織に関する金融庁規則2020年47号」1条1項1号

「会社とはファイナンス会社及びシャリアファイナンス会社をいう。」

同規則9条1項

「直接間接を問わず、会社における外資保有率は会社の払込資本金の85%を超えることが禁じられる。」

<sup>107</sup> 筆者は、本事例を、金融庁規則2020年47号によってマルチファイナンス会社に特別の規制を課した事例として分類

<sup>108</sup> インドネシア憲法28D条1項

「何人も、公正な法による承認、保障、保護及び確実性を求める権利を有する。」

<sup>109</sup> 例えば、「検察庁に関する法律2004年16号22条1項d」において、検事総長の退官事由につき「任期終了」と規定しているところ、憲法裁判所は、「任期終了」という文言では明確といえず、法的不確実性をもたらすものであると判断し、合憲限定解釈の判決を言い渡している。憲法裁判所判決PUTUSAN Nomor 49/PUU-VIII/2010

また、インドネシアにおいても、日本のように担当省庁によるガイドラインが発出されることがある。しかし、インドネシアでは日本と異なり、同じ内容について別の文言が用いられることがある。例えば、条例作成計画について、法律2011年12号では「地方立法計画（Program Legislasi Daerah）」という用語が用いられるのに対し、「地方政府に関する法律2014年23号<sup>110</sup>」では「条例制定計画（Program Pembentukan Perda）」という用語が用いられている<sup>111</sup>。

#### (1) 日本の実務家が直面した法令の改正・廃止範囲に関する事例

日本の実務家のヒアリングにより、日本の実務家は、インドネシアの法令の用語が不明確である事例に直面してきたことが判明した。以下、事例を紹介する。

##### ⑦会社法の「支配権」が不明確

インドネシアでは会社の支配権の移転を伴う株式譲渡は買収に該当<sup>112</sup>し、株式会社に関する法律2007年40号<sup>113</sup>（以下「会社法」という）。において、新聞公告を出す、社内で従業員に通知する等の手続が求められている<sup>114</sup>ものの、会社法では支配権が定義されていない。資本市場法1995年8号に規定されている支配権の定義<sup>115</sup>を参照して会社法上の支配権について理解しているが、会社法上で上記の新聞公告等の手続を規定するのであれば、会社法上に支配権に関する定義規定を設けてもらいたい。

##### ①建設権の延長・更新の順番及び回数が不明確

インドネシアの建設権（HGB）について、2021年土地登記政令において、「国有地及び管理権地の建設権は、最長30年間の供与、最長20年間の延長及び最長30年間の更新がなされる。」と規定されている<sup>116</sup>。

この規定からは、先に20年延長し、その後30年更新するようにも解釈できる。また、上記の規定上は、延長及び更新とも1回のみ認められ、建設権の最長有効期間は80年とも解釈でき、文献等でもその旨記載しているものが見受けられる。

一方、建設権の延長は何回でも可能であるとの見解もあり、当職<sup>117</sup>が所属す

<sup>110</sup> 2020年雇用創出法等により改正

<sup>111</sup> この用語の違いについては、法规総局とJICAが共同で実施している地方セミナーにおいて、地方の起草・審査担当者から必ずといつていい頻度で質問される事項である。

<sup>112</sup> 会社法1条11号

「買収（Pengambilalihan）」とは、当該会社の支配権の移転を伴う会社株式の譲渡を行うための法人又は個人が行う法的行為のことである。」

<sup>113</sup> 2020年雇用創出法により改正

<sup>114</sup> 会社法127条2項

「新設合併、吸収合併又は分割を行う会社の取締役は、株主総会招集30日前までに、1紙以上の新聞に案の概要を公表し、新設合併、吸収合併、買収又は分割を行う予定の会社の社員に対し書面で公表する義務を負う。」

<sup>115</sup> 資本市場法注釈1条d号

「本号における「支配権」とは、直接間接を問わず何らかの方法をもって会社の経営及び／又は政策を決定するための能力のことである。当該企業を直接支配する者との関係の例は下記の通りである（以下略）。」

<sup>116</sup> 2021年土地登記政令37条1項

<sup>117</sup> ヒアリング対象者

る法律事務所が確認した複数の土地公証人もかかる見解によっている。

法令上は建設権の延長回数が明記されておらず、また、更新の前に延長しなければいけないとも明記されていないため、実務上混乱が生じている例といえる。

#### ④インドネシア語と英語の優先関係が不明確

「国旗、国語、国章及び国歌に関する法律2009年24号」（以下「言語法」という。）において、インドネシア人又はインドネシアの機関を当事者とする契約書はインドネシア語で作成されることが義務付けられている<sup>118</sup>。

また、契約書に外国当事者を関与させる場合は、インドネシア語に加えて当該外国語及び／又は英語でも記述され<sup>119</sup>、「言語の利用に関する大統領令2019年63号」によれば、当該外国語又は英語とインドネシア語に相違がある場合、使用される言語は契約書で合意された言語となる<sup>120</sup>。

一方、言語法及び言語の利用に関する大統領令には、「契約当事者双方がインドネシア人又はインドネシア法人の場合にインドネシア語を優先しなければいけない。」旨明文上規定されていないため、その場合にインドネシア語ではなく英語を優先できるかが問題となる。この点、法律事務所でも見解が異なる。比較的大手の法律事務所の顧客は外国企業が多いと思われるが、そのような大手法律事務所の中でも英語を優先させることを許容しておらず、インドネシア語を優先させるべきと解釈する事務所があり、実務で解釈が分かれているところである。

#### ⑤国内・国外に関する表現が不明確

「商業分野に関する政令2021年29号」35条は、以下のとおり規定する。

- (1) 国内の製造業者（Produsen Di Dalam Negeri）は、小売業者へ製品を販売する上で、ディストリビューション事業者をディストリビューターもしくは代理店（エージェント）として指名することができる。
- (2) 上記1項の意図する国内の製造業者以外の製造業者（Selain Produsen Di Dalam Negeri）は、小売業者へ製品を販売する上で、ディストリビューション事業者をディストリビューターもしくは代理店と

<sup>118</sup> 言語法31条1項

「インドネシア語は国家機関、インドネシア共和国政府機関、インドネシア民間機関又はインドネシア人を関与させる覚書又は契約の中で利用が義務付けられる。」

<sup>119</sup> 言語法31条2項

「1項に規定の覚書又は契約は外国側を関与させる場合、当該外国側の国語及び／又は英語でも記述される。」

<sup>120</sup> 「言語の利用に関する大統領令2019年63号」26条3項及び4項

「(3) 2項に規定（訳注：外国側が関与する覚書又は契約）の外国側の国語及び／又は英語は、外国側との覚書又は契約の理解を一致させるためのインドネシア語の相当語又は翻訳として利用される。」

「(4) 3項に規定の相当語又は翻訳の解釈の相違がある場合、利用される言語は覚書又は契約の中で合意した言語である。」

して指名しなければならない。

1項の「国内の製造業者」とは、外資企業も含むインドネシア国内の製造業者であり、2項の「国内の製造業者以外の製造業者」とは、インドネシア国内の製造業者以外の製造業者である。

しかし、「国内の製造業者」を「内資製造業者」と読み違える可能性もある。そのように読み違えると、2項の「国内の製造業者以外の製造業者」を「外資製造業者」と読み違える向きも多いと推察される。

また、Nasional というように大文字で始まる場合は「国営企業」と訳される場合もあるが、小文字で始まる場合は「国内の」という意味になる。この「国内の」という意味についても、インドネシア国内の外資企業を含む場合もあれば、内資100%の企業に限っている場合もあり、いずれであるかを考える必要がある。

これらの文言は、当該法令の適用範囲を不明確にしている文言であり、会社に関する法令でこれらの文言が多々使用されている。そして、関係省庁の担当者レベルが適用範囲に外資企業を含むかどうか等判断してしまっている。

#### ④定義規定が曖昧

インドネシアの法令は全体的な作りこみが甘いという印象がある。基本的なドラフティング能力を十分に有していない結果、例えば、定義規定に、「AはBである。」、「BはAである。」とトートロジーになっている規定があるなど、定義規定が定義規定の体をなしていない法令をよく目にする。その結果、その法令を解釈しようとしても正しい解釈ができず、適用の射程がクリアでないという法令を見かける。それにより、行政の解釈に委ねられる範囲が広くなり、実務家としては、行政の解釈に基づいてアドバイスせざるを得ず、これは法律の予見可能性を低くしている要因の1つであると思われる。10年以上前からインドネシアの法令を見ている<sup>121</sup>が、今に至っても上記のような法令を目の当たりにするので、定義規定の作り方、規定の構造、ドラフティングの仕方等から教育することが望まれる。

### イ 改善策

#### (ア) 研修での講義

憲法上法的確実性が要求されている点を踏まえ、ドラフターの研修において、用語の使用方法等について講義する必要がある。その際は、下記で作成を提案している執務資料を用いることも有益である。

#### (イ) 執務資料作成

これまで法的確実性が認められないとして違憲判決又は合憲限定解釈の判決

<sup>121</sup> ヒアリング対象者

が言い渡された用語等を取りまとめた執務資料を作成して起草・審査担当者に共有することにより、起草・審査担当者の法的確実性に関する知識が増え、能力向上に寄与すると思われる。

文言の解釈が問題となっている法令の逐条解説、ガイドライン等の執務資料を作成することも用語の統一的な利用に資すると思われる。

## (2) 使用される言語

### ア インドネシアの実情

インドネシアにおいては、オランダ占領時代に制定されたオランダ語の法律のうち現在も有効なものがあり、例えば私法の基本法である民法は未だオランダ語で規定され、しかも公的なインドネシア語及び英語の翻訳は存在しない。法律は国民の権利に大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、母国語で制定されておらず、かつ、公的な母国語の翻訳がないことにより、国民が一義的に法律の内容を理解することができず、また、曖昧な解釈とならざるを得ない場合がある。そのため、これらの法律が法的確実性を充足しているとは言い難いと思われる。

### イ 改善策

オランダ語で制定されている法律について、可及的速やかに改正、または公的に翻訳をする必要がある。規定数が膨大な法律については、まずは範囲を決めるなどして段階的に翻訳をするなどの手法も採り得る。例えば、不法行為の使用者責任、工作物責任、物権の移転時期、契約関係等ビジネスで重要な内容だけでも公式に翻訳して公開することが望ましい。

## 第6 法令の施行日

### 1 インドネシアの問題点

#### (1) インドネシアの現状

インドネシアにおいては、「法令は、当該の法令に別途定められている場合を除き、公布日より施行される。」<sup>122</sup>と規定されており、公布日と施行日が同日である場合が多いようである。法律の施行日経過後に施行規則が作成・施行されるのが通常であり、法律の施行日と施行規則の施行日が異なるため、法令の解釈の不整合、施行規則と地方法令の不整合が生じる可能性がある<sup>123</sup>。

#### (2) 日本の実務家が直面した施行日に関する事例

日本の実務家のヒアリングにより、日本の実務家は、インドネシアの施行規則が施行されない事例に直面してきたことが判明した。以下、事例を紹介する。

<sup>122</sup> 法律2011年12号87条

<sup>123</sup> Eko Prasojo氏もヒアリングにおいて、「法律が改正されてもその指針となる下位法令が施行されないために地方政府が動けず、空洞化のようなことが生じてしまう。例えば、法律において『2年以内に施行規則を制定する。』と定めてもその期間内に施行規則が制定されないことがある。そのため、地方で条例を先に制定するが、その後に施行規則が制定されて条例と施行規則が矛盾するということが起きてしまう。投資の競争力の観点でこれは大きな問題であり、法の確実性が図れず、投資は様子見となってしまう。」と指摘した。

### **ア 会社分割に関する施行規則が未制定**

会社法第8章には会社分割について規定があり、同法136条に「分割に関する詳細規定は政令で定める。」旨規定されているが、未だに政令が制定されていない。

インドネシアでは、企業買収の際は株を購入する手法が一般的に採られる。合併制度も多少利用されるが、会社分割はほとんど利用されていない。日本では最近非常に活発に会社分割が利用されているため、日系企業としては会社分割を利用したい場面もある。しかし、インドネシアでは会社分割は利用されていないため、日本企業も会社分割を利用することができず不便を感じているという声は聞くところである。会社分割が利用されない理由の1つに施行規則の未制定もあると思われる。

### **イ 建設業法に関する施行規則が未制定**

建設業法37条1項に、「全ての建設サービス事業体は持続的事業開発を実施しなければならない。」と規定され、同37条4項に、「1項に規定の持続的事業開発に関する詳細規定は大臣令で定める。」と規定されているものの未制定であり、持続的事業開発の内容が不明である。

また、建設業法68条1項及び同条2項には、建設作業員の分類及び資格に関する規定があり、同条4項に「1項及び2項に規定の建設作業員の分類及び資格に関する詳細規定は大臣令で定める。」と規定されているものの未制定である。

## **2 改善策**

### **(1) 法律と施行規則の同時施行**

法律2011年12号87条の規定上は、法令の公布日と施行日を別日に設定することは可能であり、公布日と施行日を別日に設定している法令も実際に見受けられるため、インドネシアにおいて、法律を先に公布し、その後、法律と施行規則を同時に施行することは可能なようと思われる。

したがって、現状において法律の施行日後に施行規則が作成・施行されるのが通常であるものの、法律と施行規則を同時に施行するようにすることが望ましい。

例えば、1つの法律を取り上げ、その法律の施行規則についてのみ、法律と施行規則を同時施行することを試行するなどし、その有益性を実感してもらうのも改善の第一歩として検討する余地がある。

### **(2) 未制定の施行規則の制定**

法令分野の政策の策定及び任務を所掌する法規総局<sup>124</sup>と法令の評価を担当している法務人権省国家法開発庁とが連携し、未だ制定されていない施行規則を特定し、必要があるものをできる限り速やかに制定することも必要である。「法改革加速化

<sup>124</sup> 「法務人権省の組織及び業務手順に関する法務人権大臣令2021年41号」78条

優先課題に関する提言」においても、「まだ制定されていない法律の施行規則を特定する」ことが提言として掲げられている<sup>125</sup>。

また、施行規則が制定されないという実情に対しては、法律で「○○については施行規則で定める。」と規定されている以上これを規定しないことが法律違反であるという自覚を起草・審査担当者にもってもらうことも重要である。

## 第7 おわりに

以上のとおり、日本とインドネシアの双方の視点から、法令の起草・審査の問題点を分析して法令の不整合の原因を特定し、その改善策を私見として提示した。インドネシアの法制執務を批判するものではなく、その改善・発展を目的とするものであることをご理解いただきたい。

これまで検討してきたとおり、法令の不整合は法規総局だけで解決できる問題ではないものの、ドラフターを始めとする起草・審査担当者の能力向上によって改善できる範囲も多いと思われる。

この場を借りて本稿作成に協力していただいた皆様に心より感謝の意を表したい。本稿がインドネシアの法制執務の発展にとって少しでも意義があるものになれば幸いである。

---

<sup>125</sup> 「4.2 短期的な提言」Ⅱガバナンス－11（83頁）

なお、国民代表議会のJ D I H (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum, 法文書情報データネットワーク) のウェブサイトの法令検索機能において1つの法律を検索すると、その法律につき既に施行された施行規則が一覧で表示されることもあり、施行規則を把握する際に有益である。

## 日本の実務家に対するヒアリング

| 番号 | ヒアリング対象者                                                                                 | ヒアリング実施日   |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1  | 日本貿易振興機構（JETRO）ジャカルタ事務所<br>・松田明恭 同事務所次長（経済産業省から出向）<br>・佐々木新平 同事務所シニアディレクター（財務省から出向）      | 2022年6月22日 |
| 2  | 日本商工会議所ジャカルタ事務所<br>・小倉政則 同事務所事務局長                                                        | 2022年7月5日  |
| 3  | 長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス<br>・福井信雄弁護士                                                     | 2022年6月27日 |
| 4  | TMI 総合法律事務所（Frans&Setiawan Law Office 出向）<br>・齋藤英輔弁護士                                    | 2022年7月15日 |
| 5  | 西村あさひ法律事務所<br>・宇野伸太郎弁護士<br>・町田憲昭弁護士<br>・我妻由香莉弁護士                                         | 2022年9月1日  |
| 6  | アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業<br>(H & A Partners 法律事務所と提携)<br>・池田孝宏弁護士                      | 2022年9月9日  |
| 7  | GIT 法律事務所（日本）/LOKA Law Office（インドネシア）<br>・平石努弁護士                                         | 2022年9月14日 |
| 8  | 許認可支援強化事業支援コンサルタント<br>・高岡容子氏<br>・加来文子氏<br>インドネシア投資省投資促進政策アドバイザー（JICA専門家）<br>・本間久美子氏      | 2022年6月29日 |
| 9  | インドネシア法務人権省知的財産総局派遣（JICA専門家）<br>・西山智宏氏（特許庁出身）<br>インドネシア最高裁判所派遣（JICA専門家）<br>・西尾信員氏（裁判官出身） | 2022年8月4日  |
| 10 | スラウェシ地域開発政策アドバイザー（JICA専門家）<br>・新谷直之氏                                                     | 2023年2月17日 |

(肩書はヒアリング実施日当時)

### インドネシアの有識者に対するヒアリング

| 番号 | ヒアリング対象者                                                                                                                                                                                                                                                                             | ヒアリング実施日    |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1  | インドネシア大学法学部長 (eCLIS.id の説明時間のみ同席)<br>Dr. Edmon Makarim, S. Kom., SH., LL. M.<br><br>インドネシア大学法学部副部長<br>Parulian Paidi Aritonang, SH, LL.M., MPP.<br>(九州大学修士課程、東京大学博士課程)<br><br>Prof. MR Andri Gunawan Wibisana, SH, LL.M., Ph.D.<br><br>インドネシア大学ジョコストノ研究センター共同部長<br>Rosewitha Irawaty | 2022年10月12日 |
| 2  | 国家官僚制度改革推進委員会事務局長・インドネシア大学行政科学部教授 (公共政策・政治学・行政改革)<br>Prof.Dr.Eko Prasojo,Mag.rer.publ.                                                                                                                                                                                               | 2022年10月13日 |
| 3  | インドネシア大学法学部講師<br>Dr. Fitriani Ahlan Sjarif, S.H., M.H.                                                                                                                                                                                                                               | 2022年10月14日 |

### インドネシアの関係機関に対するヒアリング

| 番号 | ヒアリング対象者             | ヒアリング実施日    |
|----|----------------------|-------------|
| 1  | 法務人権省法務人権人材開発庁       | 2022年11月1日  |
| 2  | 法務人権省国家法開発庁          | 2022年12月9日  |
| 3  | 国家開発計画省 / 国家開発計画庁法務局 | 2022年12月13日 |
| 4  | 内務省法務局               | 2022年12月14日 |

### 法規総局に対するヒアリング

| 番号 | ヒアリング対象者        | ヒアリング実施日            |
|----|-----------------|---------------------|
| 1  | 整合性第一局          | 2022年10月26日         |
| 2  | 条例立案支援・ドラフター育成局 | 2022年11月9日<br>同月22日 |
| 3  | 起草局             | 2022年11月28日         |

# ラオス改正企業法（2022年）の概要

元 JICA ラオス法整備支援長期派遣専門家

JICA 法制度整備支援アドバイザー

弁護士 入江克典

ラオス企業法（2022年第33号／国民議会）は、先般、約10年ぶりに改正され、2022年12月29日に国民議会により承認、2023年2月10日に公布、同年3月30日に施行された。本稿は、改正前企業法（2013年第46号／国民議会）との比較や、企業法を所管する商工省企業登録管理局からの聴取内容（2023年7月）にも触れながら<sup>1</sup>、株式会社の箇所を中心に、改正企業法の概要を述べるものである。全体像は、末尾の目次をご覧いただきたい。また、ラオス語法文を和訳するにあたり、整理が必要な一定の用語についてはカタカナ表記を付記する。

## 第1 企業の意義

### 1 企業の種類・形態

企業（ウィサハキット）とは、自己の名称、資産、経営管理システム及び事務所を有し、本法に従って登録された事業組織をいう（第2条）。企業の種類として、国有企业、混合企業、民間企業（ウィサハキットエカソン）及び協同企業（ウィサハキットルワンムー）の4種類がある（第11条）<sup>2</sup>。

国有企业（ラットウィサハキット）とは、国家が資本総額の50パーセント以上を保有して設立された企業、又は、国家又は国民議会の承認により他の種類の企業から国有企业に転換して設立された企業である（第189条）。国有企业は、①国家の安全保障など国家にとって重要な事業分野であり、他の経済セクターが活動を行うことができないもの、②公共事業を提供するもの、③財務的に健全、経済的に実行可能で、資本の蓄積の機会を提供するものに関して運営する（第190条）。取締役及び取締役会が設置されるが、株式会社等とは異なる要件、権限などが規定されている（第192条から第198条）。国有企业の株式の売却は、政府の検討、国民議会の審議が必要となり、国家の持分比率が50%を下回る場合、他の種類の企業に転換しなければならない（第200条）。さらに、財務省や政府の検討を経て、国有企业から他の種類の企業に転換できることも新たに規定された（第201条）。

混合企業（ウィサハキットパソム）とは、国家及び／又は国有企业（国営セクター）と他のセクター（国内投資家又は外国投資家）が共同で出資する企業のことを

<sup>1</sup> 入江克典「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（ラオス人民民主共和国）」（法務省大臣官房司法法制部、2024年3月）<[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00239.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00239.html)>（2024年5月21日最終閲覧）別冊1参照。

<sup>2</sup> 協同企業の設立と運営は個別の規則により管理されると規定されるが（第11条第3項）、個別の規則の存在は確認できなかった。

いう（第202条）。他のセクターが50パーセントを超えない割合で国有企業に出資する場合（第202条第2項第1号、第203条）と、国営セクターが他のセクターの企業に出資する場合（第202条第2項第2号）とがあるが、後者の場合、持分割合が50パーセントを超えても必ずしも国有企業になるわけではない（第204条第2項）。

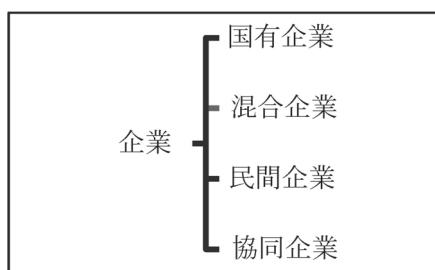
企業<sup>3</sup>には、個人企業（ウイサハキットスワンブッコン）、組合企業（ウイサハキットフンスワン）、会社（ボーリーサット）の3形態がある（第12条）。

個人企業は、文字どおり個人による事業体であり（第31条以下）、一人株式会社の所有が法人又は個人いずれをも想定しているのとは異なる（第172条参照）。他の企業と同様に、企業登録が必要であるが、個人企業は登録によって法人（ニティブッコン）として成立するものではない（第21条第1号）。

組合企業には、普通組合企業及び有限責任組合企業の2種類がある（第13条第1項）。普通組合企業は、対外的に無限に責任を負う組合員（無限責任組合員）によってのみ構成される組合企業である（第52条）。新たな組合員の加入や持分の他の組合員への譲渡は全社員の一致が必要となる（第50条）。全組合員が支配人となる権限を有する（第46条）。これに対して、有限責任組合企業には、無限責任組合員と自己の持分の限度でしか責任を負わない組合員（有限責任組合員）が存在する（第74条）。有限責任組合員は、他の組合員の同意なしに自己の持分を譲渡できるが（第77条）、無限責任組合員から選任されない限り、支配人となることができない（第78条）。そのほか、普通組合企業の企業登録、合併、解散及び清算等に関する規定は、有限責任組合企業にも準用される（第79条）。

会社には、株式会社（ボーリーサットチャムカット）<sup>4</sup>、一人株式会社（ボーリーサットチャムカットプーディアオ）及び公開会社（ボーリーサットマハーソン）の3種類があり（第13条第2項）、それぞれ別の会社として登録し、商号を付し、異なる機関設計が要求される。この点は、株式会社を中心に後述する。

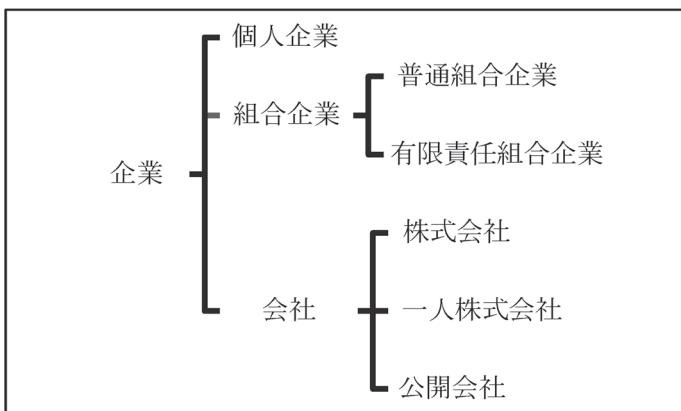
#### （企業の種類）



<sup>3</sup> 条文上は「企業」の形態を規定し、「民間企業」と限定していないが、民間企業に関する定義が本法において規定されていないことも考慮すると、「民間企業」の3形態を意味する可能性がある。

<sup>4</sup> 有限会社との訳の方が端的であるが、便宜上株式会社と訳する。

## (企業の形態)



## 2 企業登録

改正企業法における企業登録に関する規定は、「企業登録に関する決定」(2019年第23号／商工省)を踏まえて内容が刷新されている<sup>5</sup>。企業登録とは、企業の合法的な設立を承認することをいい(第15条第1項)、企業登録の効果として、組合企業及び会社は法人格を取得する一方、個人企業は法人格を取得しない(第21条)。登録申請については、経済特区への投資も含めて商工当局企業登録関連部門への提出が必要とされ(第15条第2項)<sup>6</sup>、経済特区の申請も、計画投資当局ではなく商工当局で実施される点が改正法で明示された<sup>7</sup>。登録申請はオンラインでも可能とされ(第16条)、申請後の検討期間は、改正により10営業日から3営業日に短縮されている(第17条)<sup>8</sup>。

企業登録後については、投資奨励法上の管理リストに含まれる事業(いわゆるネガティブリスト事業)は、計画投資当局に対する投資許可と事業に関連する当局に事業許可を申請する必要がある一方、同リストに含まれていない事業は、関連当局に事業許可を申請すれば足りると整理された(第19条第1項)<sup>9</sup>。計画投資当局・事業関連当局は、投資許可証又は事業許可証の発行より5営業日以内に企業登録当局に当該許可証を提出しなければならない(同条第2項)。企業は、登録後、公安当局に対し、企業登録証明書(ERC)の写しを提出することで印章を申請でき、当局の検討期間は申請から2営業日とされた(第22条。改正前の5営業日から短縮)。その他、企

<sup>5</sup> ただし、商工省企業登録局からの聴取(2023年7月)によれば、今後、改正企業法の内容を受けて改正される予定であることである。

<sup>6</sup> 商工当局の企業登録官に関する規定が新設された(第216条及び第217条)。

<sup>7</sup> J E T R O ビエンチャン事務所「ラオス投資ガイドブック2024年」(2024年2月) <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2024/286e18ef77bc5c1b/rpla-202402.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/286e18ef77bc5c1b/rpla-202402.pdf)> (最終閲覧2024年5月21日) 2頁によれば、2023年12月時点においてまだに計画投資当局に申請される運用が継続しているようである。

<sup>8</sup> ただし、商工省企業登録局からの聴取(2023年7月)によれば、「3営業日以内」の登録は実現できておらず、オンライン申請についてもシステムを整備している最中のことであった。

<sup>9</sup> 国民議会審議でも参照された「2013年企業法改正に関する提案書(2022年3月4日)」にも記載された改正のポイントである。管理リスト(ネガティブルリスト)に記載がない事業のうち、企業登録証の裏面に事業活動が明記され、事業許可を申請する必要のない事業活動は、直ちに、明記された事業に係る事業活動を行うことができる一方(企業登録に関する決定〔2019年第23号／商工省〕第5条第1項第1号)、企業登録証の裏面に事業活動が明記されておらず、事業許可の申請が必要な事業活動は、関連部門の許可証を申請しなければならず、企業登録機関はアドバイスレターを発行する(同第2号)。また、管理リスト及びコンセッションリストに掲載されている事業活動は、投資奨励法を遵守しなければならない(同条第2項)。

業登録証明書の記載事項（第18条）や同証明書の効力の取消事由などの規定が新設された（第25条）。

なお、株式会社の株主は、営業秘密等に関する部分を除き、会社の営業中いつでも当該株式会社の企業登録書類を閲覧・謄写する権利を有する（第158条）。

### 3 商号

商号には、国有企業及び混合企業を除き、企業の形態・種類を含めなければならず（第27条）、禁止されている名称を使用してはならない（第28条）。また、企業は、企業登録証明書に登録された商号の看板を掲げ、企業登録から60日以内に事務所の正面に掲載しなければならない、との規定が新設された（第29条）。商号の看板の詳細は、看板法（2018年第50号／国民議会）及び同法関連規則に規定されるラオス語、内容、背景色、フォント、サイズなどを含めなければならない。

## 第2 株式会社

以下では、企業の中でも、株式会社を中心に詳述することとする。

株式会社とは、2名以上30名以下の株主を有する会社をいう（第3条第7号）。もっとも、30名を超える株主を有する場合も、株主総会特別決議（第147条第3項第8号）を経ることで株式会社の形態を維持することは可能であるとした上で、株式会社の地位を維持する必要がない場合や十分に特別決議を実施できない場合には、公開会社の要件を整えた上で公開会社に企業登録及び商号を変更するか、解散しなければならない（第90条第1項・第2項）。

### 1 設立

株式会社の設立は、以下の手続が必要となる（第91条）。

- (1) 株式会社は、少なくとも2名の発起人が共同で設立契約（サンニヤーサン）を締結し、署名する。設立契約は、会社名、事業の目的、事業所の所在等の記載内容が法定されている（第86条）<sup>10</sup>。
- (2) 発起人において全株式の引受を調整する。発起人以外の株式引受人を募集することもできるが、一般に公然と販売することは禁止されている。
- (3) 法定総会を開催する。法定総会においては、会社の定款（ゴッラビヤップ）、設立契約及び設立中に発起人が締結した外部者との契約、優先株式がある場合にはそれについて承認するとともに、最初の取締役を選任する（第95条）<sup>11</sup>。
- (4) 発起人は、法定総会で選任された会社の取締役にすべての業務を引き継ぐ。
- (5) 取締役は、法定総会が終了した日から30日以内に登録しなければならない。

<sup>10</sup> 「サンニヤーサン」は、名宛人であった発起人が会社との関係から離脱した後も当該会社の自治規則として効力を持つことになるとからすると、契約（サンニヤー）との名称が付いているが規則（ラビヤップ）としての性質を有しており、この用語を「定款」と訳し、ゴッラビヤップを「定款細則」などと訳す方が実態に整合しているかもしれない。

<sup>11</sup> 発起人は、設立中に発起人が締結した外部者との契約が承認されず、承認された場合も企業登録に至らなかった場合は、当該外部者に対し、共同で無制限に責任を負う（第94条）。

企業登録に必要な書類が法定されているが（第97条）、改正法において定款が除外された。30日以内に企業登録がされなかった場合、取締役はその責任を負う（第98条）。

なお、株主は、企業登録後、自己の株式の全額を出資しなければならず（第101条）、登録前に株式引受人として出資の履行が要求されていた点が改正された<sup>12</sup>。

## 2 株式

### (1) 意義等

株式会社の株式は、それぞれ等しい価値を有し、1株当たり2000キープ（約14円<sup>13</sup>）を下回ってはならない（第99条第1項）。1株につき1人の株主が所有する（同条第2項）。

株式会社の株式価値は、設立契約書に記載される（第100条第1項、第86条）。株式会社は、資本金の減少（第115条）を行う場合を除き、2000キープ（約14円）未満の株式を発行することはできない（第100条第2項）。株式価値を増加させるには、資本金の増加（第113条）の規定に従わなければならぬ。

株式会社の取締役は、株主総会の決議に基づき、10日以内に株主が納付すべき期限及び金額を書面で通知することにより、各株主に対し、その保有する株式数に応じて出資の履行を求める（第101条第2項）。これに応じて、株主は、企業登録後、自己の株式の全額を出資しなければならない（第101条第1項）。現物出資も可能である（第99条第2項）。

上記の期限までに出資を履行しなかった株主は、株主総会において、その履行を怠った額に相当する株主総会における議決権を有しない（第102条第1項、第144条第2号）。出資を履行していない株式の譲渡は取締役によって拒否される（第107条第3項）<sup>14</sup>。取締役は、株式の払込期日が到来した日から60日以内に、登録資本金の減少、株主の株式数の変更、株主構成の変更又は解散等による企業登録証明書の内容の変更を届け出なければならない。そのような株主は、登録内容を変更する日以前に未払いとなっている株式の価値について責任を負う（第102条第2項）<sup>15</sup>。出資を怠った株主が取締役である場合、株式会社は定款の定めに従い、当該取締役に対する責任を追及する措置を講じる（第102条第3項、第126条）。

### (2) 種類株式

株式会社は、普通株式と優先株式の2種類の株式を発行できる（第99条第4

<sup>12</sup> 「ラオス投資ガイドブック（2024）」前掲注6によれば、企業登録前は、銀行口座の開設が不可能であるから、実務上、出資の履行が困難であるという問題が指摘されていた、とのことである。

<sup>13</sup> 本稿執筆時点のレートに基づき、1キープ0,007円として換算した（以下同様）。

<sup>14</sup> 出資が未履行にもかかわらず株式が譲渡された場合は、譲渡人は譲渡した株式の未払分について引き続き払込責任を負う（第107条第4項、第112条第1項第1号）。

<sup>15</sup> 株主としての権利を失うという意味と思われる。

項)。優先株式の保有者(優先株主)は、配当、残余財産の分配その他定款に定める事項について優先権を有するとともに、別段の合意がない限り、株式会社に対し株式の買取を求めることができ、株式会社が買取を拒否した場合にも、その他の第三者に株式の買取を求めることができる(第104条第1項・第2項)<sup>16</sup>。もっとも、優先株主は取締役を選任する権利を有しない(第104条第3項。普通株式に関する第103条第1項第9号参照)。

### (3) 株式譲渡

公開会社と異なり、株式会社の株式の譲渡は原則として禁止されており、以下の場面にのみ譲渡することができる(第107条第1項)。株式を第三者に譲渡しようとする場合は、まずは当該株式会社の株主に譲渡するように申し出なければならない(第107条第2項)。

- ① 株式会社の定款に規定されている譲渡制限に関する規定に準拠している。
- ② 法令による株式譲渡制限と矛盾しない。

かかる譲渡制限として、外国人等による特定の業種に関する株式保有の制限、株式会社の資産差押中に関する株式譲渡の制限及び株主名簿閉鎖中にに関する譲渡制限の三点が例示されている(第109条)。

- ③ 法令により株式が譲渡される場合である。

法令による株式譲渡とは、株式引受人の出資未履行により株主構成や株主数に変更が生ずる場合(第102条第2項)、無効な株式譲渡において当該株式の譲受人が株式会社や第三者の異議等なく2年間当該株式を保有し続けた場合(第111条第3項)、株主の死亡、破産その他の事由による譲渡をいう(第108条第1項)。法令により株式の譲渡を受けた者は、譲渡された株式の取得に関する完全かつ有効な証拠を株券とともに当該株式会社に提示し、新たな株券の発行及び当該株式会社の新たな株主の登録を受けなければならない(同条第2項)

- ④ 譲渡人及び譲受人の氏名及び署名に続き、譲渡人及び譲受人の証人の氏名及び署名を記載した書面により行われたものであり、各証人の氏名及び署名は少なくとも1名ずつであること。

- ⑤ すでに譲渡の登録がなされていること

株式の譲渡が以上に定める要件に違反する場合には、その譲渡を無効とすることができます(第111条第1項)。譲渡された株式が無効である場合、少なくとも2年間は譲渡人が株主のままであり、株式会社や第三者等から2年以上にわたり株式譲渡に異議が出なかった場合は、譲受人は当該株式の保有者となる権利を取得する(同条第2項・第3項)。

---

<sup>16</sup> その場合、当該株式は、まず株式会社の株主に対し買取を求める必要がある(第107条第2項)。

#### (4) 株券・株主名簿

取締役は、株式会社の企業登録及び株式の払込みの日から30日以内に、株主に対して株券を発行しなければならない。各株券には取締役が署名し、株式会社の印章を押印する（第105条第1項）。株券の記載事項は法定されている（第106条）。

株主名簿の記載事項は法定されている。株主名簿は、株主が決められた時間に閲覧できるよう、株式会社の事務所に備え置かなければならない（第110条）。なお、改正前は、名簿の写しを企業登録管理当局へ変更のたびに提出し、変更がない場合にも年に一度提出することとされていたが、この規定は削除された。

### 3 機関

#### (1) 機関構成

機関構成として、すべての株式会社は、株式会社の最高機関とされる「株主総会（コンパスマムポートゥーフン）」（第139条）と株式会社の代表者（トワテン）である「取締役（プーアムヌワイガーン）」（第119条）1名を必ず設置しなければならない。取締役の活動は、定款に記載された権利及び義務の範囲内とし、株主総会の監督下に置かれる（同条第4項）。取締役は株主である必要はなく（同条第3項）、所有と経営の分離が確保されている。

取締役を複数置くこともでき、そのうちの1名に对外的な代表権を持たせる場合は、その者を「代表取締役（プーアムヌワイガーンニヤイ）」という（すなわち、代表取締役の設置は任意であり、全ての取締役が代表権を持つ形とすることも可能である）。代表取締役が同時に「取締役会議長」となる場合は、「取締役社長（パターンアムヌワイガーン）」と呼ぶ（第119条第5項から第7項）。

「取締役会（サパーボーリハーン）」と「監査役（プークウォトソープ）」は任意であるが、500億キープ（約3億5000万円）以上の資産を有する株式会社の場合、必ず設置しなければならない（第132条第1項、第157条）。取締役会には「取締役会議長（パターンサパーボーリハーン）」と「取締役会副議長（ホーンパターンサパーボーリハーン）」を置く（第135条）。

そのほか、「支配人」（プーチャガーン）を含む「役員」（パナックガーン）の設置も任意である（第138条）<sup>17</sup>。

#### (2) 株主総会

##### ア 開催

株主総会は、年に1回開催される通常株主総会（開催時期は定款によって定める）と、以下の①から③の場合に開催できる臨時株主総会がある（第139条）。

###### ① 取締役の過半数が開催に同意した場合

<sup>17</sup> 役員は、取締役会設置会社においては取締役会、取締役会非設置会社においては取締役によって選任され（第138条第2項）、株主総会決議により決定された報酬を得る（第152条第5号）。

- ② 株主が裁判所に申立てを行い、裁判所が株式会社に開催を命じた場合
- ③ 発行済株式総数の10パーセント以上の株式を有する株主が開催を請求した場合

この場合、株主は、取締役又は取締役会に対し、株主総会の目的事項を記載した書面を提出しなければならない。取締役又は取締役会は、この書面の受領日から30日以内に臨時株主総会を開催しなければならない。

通常株主総会では、定款と設立契約書の承認、取締役の選解任、監査役の選解任、取締役の報酬決定、役員、監査役の報酬・従業員の賃金の決定、株式会社の事業計画等の承認、配当方法の決定などを行う（第152条第1項）。臨時株主総会は、通常株主総会の開催の間に発生した必要な事項について決議を行う（同条第2項）。

株主総会は、別途の合意又は必要がある場合を除き、株式会社の本店で開催される（第143条第1項）。株主総会報告書は、株式会社の本店に備え置き、株主が閲覧又は検査できるようにしなければならない（第131条第2項）。

#### イ 招集

取締役又は取締役会は、通常株主総会又は臨時株主総会を開催する少なくとも5営業日前までに、株主総会の開催日、開会・閉会時刻及び会場に関する通知を、株主総会に関する全ての必要書類とともに全株主に送付しなければならない（第140条第1項、第147条第1項）。株主総会が延期された場合も同様の開催手続を行う（同条第2項）。招集通知は、通知を直接株主に送付するか、マスメディアの適切な手段を通じて行うことができる（同条第3項）。

#### ウ 議決権

株主は、原則として、1株について1個の議決権を有するが（第146条第2項）、定款に規定がある場合や株主が株式について出資を完了していない場合には、株主の議決権が制限される（第144条）<sup>18</sup>。

議決権の行使について、株主は、自己に代わって株主総会に出席する代理人を指定することができる。代理人は、株主総会の開催前に、委任された株主の氏名や株式数など所定の内容を記載した委任状を作成し、取締役会又は取締役に提出しなければならない（第145条）。

#### エ 議事進行（定足数、決議事項、決議要件、決議方法）

株主総会の議長は、取締役会設置会社の場合は取締役会議長、取締役会非設置会社の場合は株主総会の議長に選任された取締役が務める（第135条第2項・第5項）。議長は、合意された株主総会の議案の順序を守り、これに従わなければならない。議案の順序の変更は、出席株主の過半数の賛成があった場合にのみ行うことができる（第142条第1項）。株主総会は、発行済株式総数の5パー

<sup>18</sup> 改正企業法においては、記名株式と無記名株式の規定が削除されたが（旧企業法第107条及び第108条）、無記名株式の場合は株主の議決権が原則として制限されるとの規定が残っている（第144条第3号）。

セント以上に相当する株式数を有する株主が出席した場合に限り、追加の議案を付議することができる（同条第2項）。株主総会は、審議に時間要する事項がある場合、別途の招集手続を行うことなく、当該事項を延期して追加会議の機会において審議することに同意することができる（同条第3項）。

定足数は、発行済株式総数の過半数を有する株主2名以上であり、定款で別途定足数を定めることができるが、この要件を下回ってはならない。無効な株式譲渡の株式譲受人が株主総会に出席しても、定足数に含めることはできない（第141条）。

定刻を2時間過ぎても定足数に達しない場合、株主総会の議長は、会議の一時中断することができる。新たな総会は、中断の日から15営業日以内に設定されるものとし、定足数の出席の有無にかかわらず開催することができる（第143条第2項・第3項）。

株主総会の決議は、普通決議と特別決議の2種類がある。普通決議は、出席者の議決権の過半数により行う（第146条）。特別決議は、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行い、当該決議が発行済株式総数の80パーセント以上の株式を有する株主によるものである場合に効力を生ずる（第147条第1項・第2項）。特別決議が必要な事項は、定款又は法人設立契約の変更、資本金の増減、株式会社の合併、分割、解散、事業譲渡・譲受、総資産の50パーセントを上限とする資産の売却、株主数が30名を超えた場合に株式会社としての地位を維持することなどである（同条第3項）。

決議の方法は、投票又は公開による決議のいずれも可能である（第148条）。

#### オ 少数株主の保護

取締役の選任について、選任される取締役が2名以上の場合は、累積投票（株主が保有する株式数に当該株主総会において選任される取締役の数を乗じることで、株主は1人のみ又は複数に投票することができるもの）が認められている（第122条第2項）。累積投票制度は、少数株主に対し自己の利益を代表する者を取締役として選任させ、その意思を経営に反映することを可能にするものである。累積投票によって選任された取締役の解任は、当該取締役の選任に投じられた票数と同数の票数がある場合にのみ可能とされる（同条第3項）<sup>19</sup>。

一方、株主又は取締役会は、取締役の選任・解任が本法又は定款に反する場合を除き、当該選解任について、裁判所に訴えを提起することはできないと規定されている（第121条第4項）。

なお、少数株主が反対した株主総会決議によって株主総会に重大な損害を及ぼすと認められる場合には、株式会社は、当該少数株主に対し、その損害を賠償しなければならない（第149条）。

<sup>19</sup> 累積投票によらない普通投票（株式数に応じて1人のみに投票）による取締役の選任の場合も、取締役の解任の場合は、選任されたときと同一の方法（すなわち普通投票）により行われる（第122条第5項）。

## カ 決議の無効

株主又は取締役会は、株主総会決議に以下の瑕疵があった場合、裁判所に対し当該決議の無効とする訴えを提起できる。この訴えは、当該決議の日から60日以内に行わなければならない（第150条、第151条）。

- ① 決議の定款又は設立契約違反
- ② 決議方法の違反
- ③ 総会招集手続の違反（第140条）

## （3）取締役

### ア 要件

取締役となるには、以下の要件（資格）を有する（第120条）。

- ① 法人ではない。
- ② 十分な能力を有する個人である。
- ③ 事業活動を制限される期間が経過していない破産者ではない。
- ④ 詐欺又は横領に関する罪で服役したことがない。

### イ 選任・解任等

株式会社の最初の取締役は、設立時の法定総会によって選任され、その後の取締役は株主総会において選任される（第121条第1項第1号・第2号）。取締役の任期は、株主総会において合意された期間であり（第123条第2項）、改正前の最長2年（更新可能）との定めが改正された。

株主総会の前に取締役の職が（解任、辞任等により）空席となった場合は、取締役会設置会社の場合は、取締役会によって補充的に選任され、取締役会非設置会社においては、定款に定める（第121条第1項第3号）。この場合の取締役の任期は、その選任により交替した取締役の残任期間とする（第123条第3項）。

取締役は、解任されるに十分な理由がある場合は、株主総会決議によっていつでも解任される（第121条第2項・第3項）。

取締役を退任する事由として、①任期満了、②株主総会による解任、③裁判所の決定による解任（第121条第4項：法令定款違反の場合）、④取締役の死亡、破産、無資力、辞任又は要件（資格）を欠くこと（第120条）が列挙されている（第130条第1項）。取締役退任後、新たな取締役が選任された場合、株式会社は、当該選任の日から30営業日以内に、当該変更登録の手続をしなければならない（同条第2項）。かかる登録がなされてはじめて、新たな取締役の選任について第三者に対して効力を生じる（同条第3項）<sup>20</sup>。取締役の辞任は、取締役からの辞任通知を株式会社が受領した日から効力を生じる（同条第4項）。取締役会は、その構成員である取締役全員が退任した場合、新たな取締役会が設

<sup>20</sup> 取締役の登録簿の記載事項は法定されている。登録簿謄本は会社本店に備え置かれる必要がある（第131条）。

置されるまで必要な業務を継続するものとする（同条第5項）。

#### ウ 職務執行とその制限

取締役の職務の遂行は、株式会社の代表としての職務の遂行と、特定の職務の遂行の2種類に分類される（第127条第1項）。前者については、関係法令を遵守しなければならない（同条第2項）。後者については、設立契約、定款又は株主総会決議に基づき、株式会社の業務を適切に運営すること（同条第3項第1号）、株式会社の資本を目的に従って使用・管理すること（同項第3号）など、株式会社の業務執行に関する事項全般である。

他方で、取締役は以下の業務執行が制限されている（第128条）<sup>21</sup>。

- ① 競業避止：株式会社と同一又は類似の事業を営むこと（第1号）。かかる事業を営む普通組合企業の組合員又は有限責任組合企業の無限責任組合員となること（第2号）
- ② 利益相反規制：自己又は第三者の利益のために、株式会社で事業を行うこと（第3号）。自己・家族・近親者が株式会社から資金を借り入れること（第4号）。

#### エ 責任

取締役は、①定款・設立契約に定められた事業目的違反、②定款違反<sup>22</sup>、③権限逸脱及び④任務懈怠について責任を負う（第124条第1項）。株式会社は、取締役の①から④の行為について株主総会決議があった場合は、定款に従い、取締役に対する措置を講じなければならない（第125条第1項、第126条第1項）。株式会社がかかる措置を講じなかった場合、発行済株式総数の100分の4以上の株式を有する1名又は数名の株主は、当該株式会社に対し、当該行為に関与した取締役を罰金（バップマイ）<sup>23</sup>に処し又はその職務の停止を命ずる旨を通知することができ（同条第2項）、また、当該株式会社を代表して裁判所に対する訴えを提起し、当該取締役に対する罰金又は職務停止の判決を求めることができる（同条第3項）<sup>24</sup>。

#### （4）取締役会

株式会社は取締役会を設置することができる。500億キープ（約3億5000万円）以上の資産を有する株式会社においては設置が必要である（第132条第1項）。この点、改正前は、取締役が2名以上いる株式会社は取締役会を設置しなければならないと規定されていたが、この規定は削除され、柔軟な機関設計が可能となっている。取締役会は、株式会社の定款に基づきその業務を行うことができ、定款に規定がない場合において企業法の規定（第133条から第137条）に従うこと

<sup>21</sup> 第1号から第3号までは株主総会決議がある場合、第4号は定款に規定がある場合は、かかる制限は及ばない。

<sup>22</sup> 株主は、取締役の定款違反によって不正に金銭を授受した場合は、これを返還しなければならない（第124条第2項）。

<sup>23</sup> 罰金又は違約金として使われる用語であり、損害賠償に当たる用語は使われていない。

<sup>24</sup> なお、取締役の第三者に対する民事責任は法律に従うものとされる（第124条第4項）。

ととされている（第132条第2項）。

取締役会は、取締役の業務執行を規制するとともに（第133条第1号）、株式会社の事業計画を作成し、株主総会に提出して承認を得ること（同条第3号）を主たる権限としており、取締役に対する監督機能と会社方針の決定に関する権限が法定されている。

取締役の中から選任された取締役社長が株主総会及び取締役会の議長となり、これらを主導する（第135条）。

取締役は、誰でも取締役会を招集でき（第136条第1項）、自ら出席しなければならない（同条第2項）<sup>25</sup>。必要に応じて、オンライン等を通じて、非公式的な会を設置することもできる（同条第3項）。

取締役会の定足数は、取締役総数の半数であり、取締役2名の場合のみ2名となる（第134条第1項）。取締役に欠員が生じた場合も、定足数を満たす場合には開催できるが、定足数を満たさない場合（すなわち取締役2名の取締役会設置会社において1名の取締役に欠員が生じた場合）は、取締役会は、欠員補充以外の活動をすることができない（同条第2項第3項）。

取締役会は、取締役1人について1議決権が付与され、出席取締役の過半数により決議する（第137条第1項）。同数であった場合は、取締役社長が決定する（同条第2項）。当該決議について特別の利害関係又は関連する直接の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない（同条第3項）。取締役会は、記録又は報告を作成し、機密情報等を除き株主の閲覧に供するために本社に備え置かなければならない（同条第4項）。

#### （5）監査役

株式会社は監査役を設置することができる。500億キープ（約3億5000万円）以上の資産を有する株式会社においては設置が必要である（第132条第1項）。株主総会により、選任又は解任され（第152条第3号）、その報酬を決定される（同条5号）。

株式会社の監査とは、会計法（2023年第46号／国民議会）に規定された会計情報の正確性や会計の記録方法などを調査することであり（第156条第1項）、監査役の権限は、会計監査に限られ（第157条参照）、会計監査以外の業務監査には及ばないものと思われる。

## 4 資本金の増減

株式会社は、新株発行又は各株式の価値を増加させることにより、資本金を増加させることができる（第113条第1項）。株主総会の特別決議（第147条第3項第3号）を経ることにより既存株主への割当増資について可能である（第113条第2

<sup>25</sup> 他の取締役全員の同意を得た場合のみ例外的に代理人が出席できるが、代理人は意見を述べるのみで議決権を有しない（第136条）。

項)。株主割当ては、まず、指定された期日までに株式の提供に関する書面に対する返信をした株主に対して、その保有する株式の割合に応じて新株〔を購入する権利〕が提供され、つぎに、当該期日の後に新株の購入に関心を示した株主に対して提供され、残存する新株がある場合は、取締役に当該新株を購入する権利を有する(第114条第1項第1号から第3号)。なお、第三者への割当の方法及び手続は、定款の規定に従う(同第4号)。

また、株式会社は、各株式の価値を減少させ又は株式数を減少させることによって、以下の要件を満たす限り、資本金を減少することができる(第115条第1項)。

- ① 1株の価値が2000キープ(約14円)を下回らない(第99条第1項参照)
- ② 減少前の資本金及び当該事業部門が要求する最低資本金(第20条第3項)の半額を下回らない
- ③ 株主総会特別決議(第147条第3項第3号)を経る
- ④ 債権者が異議を唱えない:株式会社は、債権者による異議のための通知を全債権者に発出し、メディアにおいて公告を発する。資本金減少に対して異議がある債権者は、通知の受領から30日以内にその旨を回答する<sup>26</sup>。株式会社は、当該債権者の債務の弁済後でなければ、資本金を減少させることができない(第116条及び第117条)。

増資をした株式会社は、新株の払込期日から10営業日以内に、減資をした株式会社は、債権者の異議がないことが明らかになった日又は異議を述べた債権者に弁済をした日から10営業日以内に、変更登録を行わなければならない(第118条第1項)。その後、登録から10営業日以内に、株式会社は、メディアを通じて増資又は減資の事実を公表しなければならない(同条第2項)。

## 5 計算

株式会社は、株主総会決議により配当することができる。別段の合意がない限り<sup>27</sup>、拠出株式〔の数〕と同一の割合で行われる(第153条第1項)。前年度からの累積した損失がある場合、株式会社は配当をすることができない(同条第2項)。かかる規定に反する配当が行われた場合、債権者は、株主に対し、配当から1年以内に限り、配当金の返還を求める訴訟を提起することができる(同条第3項)。

株式会社は、資本金の半額に達するまで、毎年、純利益の10パーセントを準備金として強制的に計上しなければならない(強制準備金。第154条第2項)。この強制準備金は、経営による会社財産に対する変動に対するリスクを防止するためのものであり、法令に定めのある場合を除き、株式会社の損失填補のためにのみ使用される(第155条)。

<sup>26</sup> 期間以内に回答しなかった債権者や、通知の不達について過失がある債権者は、異議がなかったものとみなされる(第116条第1号、第117条第3項)。

<sup>27</sup> 優先株式保有者の優先的な配当収受権(第104条第1項第2号)などを指すと思われる。

株式会社は、強制準備金とは別に、株主総会決議により、その他の暫定的な準備金を置くこともでき、株主総会の承認があれば損失補填のために使用することもできる（第154条第3項、第155条）。

## 6 組織再編

### (1) 合併

株式会社は、1つ又は複数の会社と合併し、既存の会社となり又は新しい会社になることができる（第159条第1項）<sup>28</sup>。合併の要件として、①株主総会特別決議（第147条第3項第4号）、②債権者異議の手続がなされること（同条第3項、第57条第1項）、③新規の又は変更した企業登録を行うことが必要である（第159条第2項）。合併の効力として、〔消滅〕会社は、解散するものではなく、存続会社又は新設会社は、株主総会において合意した義務及び債務を負担する（同条第3項、第57条第3項）<sup>29</sup>。

### (2) 会社分割

改正企業法において会社分割の規定が1か条新設された。株式会社は、当該分割会社の資産、権利義務及び株主を分割することにより、2つ以上の会社に分割することができる（第160条第1項）<sup>30</sup>。会社分割の要件及び効力は、合併と同様である（同条第2項、第3項、第57条第3項）。

## 7 解散・清算

### (1) 解散

株式会社の解散には、法律による解散と裁判所の決定による解散の2種類がある（第161条第1項）。

法律の解散の事由として、①定款による解散、②株主総会特別決議による解散（第147条第3項第4号）、③破産による解散及び④無効の企業登録による解散（第23条）の4つが規定されている（第162条）。株式会社は、これらの解散の事由が生じた日から10営業日以内に解散の登録を行う（第161条第2項・第58条第2項）。

裁判所の決定による解散の事由として、①本法で定める設立に関する規定違反、②設立契約又は定款違反、③企業経営における継続的な損失、④不可抗力により事業継続が不可能である、⑤株式会社の株主が1名のみとなり又は30名を超えること<sup>31</sup>、の4つが規定されている（第163条）。裁判所の決定により、株式会社は、

<sup>28</sup> 日本の会社法でいう吸収合併と新設合併が可能である。

<sup>29</sup> 普通組合企業の規定を株式会社に準用する規定であるが、日本の会社法のように、消滅会社が解散するという形式をとっていない上、存続会社又は新設会社は消滅会社の権利義務を包括承継するものではなく、株主総会の決議を経た義務及び債務のみを承継する。

<sup>30</sup> 株主も分割すると規定している。本条からは定かではないが、吸収分割又は新設分割が可能であるように読める（第160条第3項、第157条第3項）。

<sup>31</sup> ただし、株主が30名を超える場合にも、株主総会特別決議を経ることにより、解散をせずに、株式会社の地位を維持できる（第90条、第147条第3項第8号）。

解散する。

株式会社が解散した場合、株主は、株主たる地位に基づく権利行使ができなくなり、株式会社は、事業活動を停止し、清算手続に入る（第164条・第62条）。

## （2）清算

破産、裁判所の決定、株式会社の株主が1名のみとなり又は30名を超えることを理由として株式会社が解散した場合、清算人の選任は裁判所が行い（第167条）、清算の方法を株式会社において任意に決定することはできない（第165条参照）。

一方、上記以外を理由として株式会社が解散した場合、株式会社は、定款又は株主総会決議（出席株主の3分の2以上の議決）により清算人を選任できるが、清算人は法人でなければならない（第165条、第166条）。

清算人は、労働債務、租税債務、担保付債務、無担保債務の順に弁済をし、その後に残余財産がある場合は、株主に分配する（第169条・第69条第1号から第4号）。清算手続の完了後、登録官に対してその旨を通知し、通知を受け取った登録官は、メディアにおいて当該株式会社の解散を発表する。この発表の時点において、株式会社の法人格は消滅する（第169条・第70条、第72条）。

## 第3 一人株式会社

一人株式会社とは、文字どおり、株主が1名の会社をいう（第3条第8号）。株主は、個人でも法人でも良い（第172条。個人企業との相違）。2名以上の株主を有する場合は、株式会社に企業登録を変更し、商号を変更しなければならない（第175条）。一人株式会社は、株式会社とは異なり、株主総会や取締役といった機関は設置されず（監査役は任意に設置できる〔第176条第3号〕）、株主自身又は外部から雇用した支配人が定款に規定された全ての活動を行い、支配人は株主の監督下に置かれる（第177条）。資本金の増減、計算、組織再編、解散、清算などの規定は、株式会社の規定が準用される（第179条）。

## 第4 公開会社

公開会社とは、3名以上の設立時株主を有し、証券取引法（2019年第79号／国民議会）及びその下位法令に規定される証券市場を通じて資金調達を目的とする会社をいう（第3条第9号）<sup>32</sup>。改正前企業法は、9名以上の設立時株主が要求されていたが、改正法において設立要件が大幅に緩和された。公開会社は、任意設置である株式会社と異なり（第156条第3項。なお、第132条第1項）、監査役を置かなければならぬ（第180条）。公開会社の1株は10万キープを超えてはならない（第184条）。公開会社は、株式会社と異なり、原則として株式譲渡が自由であり、株券を交付して行

<sup>32</sup> 証券取引法制及びその運用等については、入江「調査研究」前掲注1（54頁以下）参照。

う（第186条）。公開会社は、社債を発行することができる（第187条）。そのほか、株主総会、取締役、取締役会等の規定は、株式会社の規定が準用される（第188条）。

## ラオス企業法（2022年第33号／国民議会）目次

- 第1編 総則（第1条－第10条）
- 第2編 企業
  - 第1章 企業の種類（第11条－第14条）
  - 第2章 企業登録（第15条－第26条）
  - 第3章 商号（第27条－第30条）
- 第3編 個人企業（第31条－第36条）
- 第4編 組合企業
  - 第1章 組合企業の一般原則（第37条－第42条）
  - 第2章 普通組合企業
    - A. 普通組合企業の企業登録と内部関係（第43条－第51条）
    - B. 普通組合企業の対外関係（第52条－第54条）
    - C. 普通組合企業の合併と分割（第55条－第57条）
    - D. 普通組合企業の対外関係（第58条－第62条）
    - E. 普通組合企業の清算（第63条－第73条）
  - 第3章 有限責任組合企業
    - A. 一般原則と企業登録（第74条－第75条）
    - B. 有限責任企業組合員と有限責任組合企業及び外部者との関係（第76条－第82条）
- 第5編 会社
  - 第1章 会社の一般原則（第83条－第88条）
  - 第2章 株式会社
    - A. 一般原則と設立（第89条－第98条）
    - B. 株式会社の株式と株券（第99条－第112条）
    - C. 株式会社の資本金の増減（第113条－第118条）
    - D. 株式会社の取締役及び取締役会（第119条－第138条）
    - E. 株式会社の株主総会（第139条－第152条）
    - F. 株式会社の財務（第153条－第155条）
    - G. 株式会社の監査（第156条－第158条）
    - H. 株式会社の合併・分割・解散（第159条－第164条）
    - I. 株式会社の清算（第165条－第170条）
  - 第3章 一人株式会社（第171条－第179条）
  - 第4章 公開会社
    - A. 一般原則と設立（第180条－第183条）
    - B. 公開会社の株式と株券（第184条－第188条）
- 第6編 国有企業（第189条－第201条）
- 第7編 混合企業（第202条－第204条）
- 第8編 国立商工会議所（第205条－第206条）
- 第9編 禁止事項（第207条－第209条）
- 第10編 企業の管理と監査（第210条－第217条）
- 第11編 報償と制裁（第218条－第219条）
- 第12編 最終規定（第220条－第221条）

# ネパールの民法支援に関する現地の活動

国際協力部調査員・弁護士  
磯 井 美 葉

## 1 法整備支援アドバイザーの業務

本稿では、ネパールの法・司法・議会省（以下「法・司法省」）に対する独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）の法整備支援アドバイザーとして、カトマンズに赴任した2021年3月から2024年3月までの3年間の活動のうち、特にネパール2017年民法の普及、及び将来の民法改正に向けた議論の促進に関する活動を中心に、振り返る。

なお、当職の派遣は、JICAの技術協力のうち、アドバイザー型専門家と呼ばれるもので、技術協力プロジェクトではないため、先方政府との間でプロジェクトデザイン表（PDM）の合意は行われていないが、以下の業務内容が盛り込まれていた。すなわち、①民法の理解促進及び普及のための先方政府の活動の促進、②将来の民法改正に向けた運用上の課題に関する議論のサポートと情報収集、③調停制度の現状についての情報収集である。

③については本稿では詳述しないが、これが含まれていたのは以下の背景による。1つは、JICAがそれまでにもコミュニティ調停プロジェクトフェーズ1（2010－2014）及びフェーズ2（2015－2018）を通じて、住民レベルの日常的な紛争を司法外で解決する仕組みづくりを支援してきたこと、もう1つは、裁判所能力強化プロジェクト（2013－2018）では裁判所における調停の利用促進を1つの柱として、人材育成や調停室などの支援をしてきたことである。そして3つめとして、2015年の新憲法で連邦制が採用され、一番下のレベルの市・村において「司法委員会」（Judicial Committee）が導入されたことである。司法委員会は、副市長を中心とした3名の委員が、地方政府運営法47条にもとづき、住民間の紛争を調停または裁決によって解決するが、委員は基本的に政治家で、調停や法律の知見が十分とは言えず、加えてネパールでは、ヒマラヤ山脈と低地のジャングルを含む地理的条件から、地域格差が大きいため、制度の適切な運用が懸念されていた。任期中に、限られた範囲であるが司法委員会の訪問調査を行ったところ、地域差もあるが、市・村ごとの工夫もあり、少しづつ運用されつつある、とだけ記しておく。

## 2 民法の普及及び理解促進に関する支援

### (1) 背景

当職が現地で従事した民法の普及に関する支援は、2009年に開始した民法起草

支援に続くものである。ネパールでは、1853年<sup>1</sup>に制定された「ムルキAIN」(Muluki Ain、「国民法」と訳される)を、民法・刑法・訴訟法に分割・整理して近代化を図ることとなり、その中の民法については、ほかならぬ日本にアドバイスを受けたいという要望が出された。120年以上民法を運用し、経済発展を遂げた日本に、民事法の運用を学びたいということに加え、日本が大陸法、シビル・ローをベースにしつつ、英米の影響も受けていることが、同じくムルキAINという大きな成文法典を持ちつつ、インド・イギリスの法制度の影響を強く受けているネパールの状況に通じると考えられたからである。

この要望を受け、2009年、民事法起草改善タスクフォースのメンバーを主な対象としたJICAの国別研修が始まり、日本国内にも、対応するアドバイザリーグループ<sup>2</sup>が設置された。翌2010年から、現地に法整備支援アドバイザーとして長期専門家が派遣され<sup>3</sup>、当職は5代目にあたる。

民法を含む基本5法（民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑事犯罪の量刑及び執行に関する法律）は2017年に成立し、2018年から施行された。これを受け、前任者である石崎明人専門家<sup>4</sup>に続いて、成立した民法の普及を支援してきた。

## (2) 逐条解説（ネパール版「注釈民法」）

まず、主に法律家向けの民法普及・理解促進のための活動として、逐条解説の作成支援がある。ネパールで主に裁判官向けの研修を担う国家司法学院（NJA）と協働し、第一弾として、民法の家族法部分（第3編）のリソース・マテリアル（逐条解説）暫定版が、2024年4月にオンラインで公開された。

しかし、ここに至るまでには長年の糾余曲折があった。

### (i) 赴任前後の経緯

そもそも、JICAでは、2012年ごろにも民法の逐条解説書（Explanatory Note）の支援をしたことがあった。これは、2011年2月に制憲議会に民法草案が提出された後、議会向けの説明資料として条文ごとの解説が必要だということになり、起草支援に引き続いて、2012年から2013年にわたり支援したものである。支援を始めるにあたり、関係者の間では、法案が成立したあつきには完成したExplanatory Noteを改訂し、運用のための解説書を作成することが想定されていた。

しかし、民法が成立した2018年当時、法・司法省内では、法案が成立して法

<sup>1</sup> 1854年とする史料もある。なお、ネパールは独自のビクラム暦を採用しており、新年は西暦の4月中旬から始まるため、西暦2024年は2080年と2081年にまたがっている。

<sup>2</sup> JICAがネパール民法の支援のために2009年の起草開始時から委嘱し、名称などは若干変わりつつ、2024年3月まで継続した。委員は、松尾弘慶應義塾大学教授、南方曉新潟大学名誉教授、木原浩之亞細亞大学教授と、ICDのネパール担当教官等である。

<sup>3</sup> これまでに民法の制定と普及に関する支援を業務内容として派遣された長期専門家は、順に平井克宗（2010-2013）、杜本洋典（2013-2015）、長尾貴子（2015-2017）、石崎明人（2017-2019）（いずれも弁護士）である。

<sup>4</sup> 石崎専門家のものでは、法・司法省を支援して、民法の条文冊子および簡易な解説書を出版し、法・司法省のウェブサイトで公開されている民法の英訳を作成するとともに、弁護士会等の関係機関と協働して民法普及セミナーを実施した。

律となったものについて、行政府である省庁が解説書を作成・発行することに反対する意見が優勢で、前任者の任期中にはこの活動は進まなかった。加えて、当時、議会などで、立法や司法の分野で海外からの支援を受けることに対して批判が出ていたことも影響しているかもしれない。

他方、実務の現場では、民法解説書自体のニーズは非常に高まっており、そのことを示すような事件も起きていた。前述の Explanatory Note の原稿がほぼ未加工のまま、特定の個人名義で私的に出版され、有償販売されていたことが 2019 年に判明したのである。こちらは、法・司法省が発行元に抗議し、出版・頒布は取りやめとなった。

また、最高裁の事務部門の高官からは、過去の Explanatory Note が、現行法と異なる草案段階の解説であるにもかかわらず、内部用の参考資料として事实上使われている、という話も聞いた。2022 年前半、弁護士や大学教授など 10 名ほどのインタビューを行ったときも、解釈があいまいで人によって異なるため困っている、解説書が必要だ、という声が非常に多く聞かれ、中にはこちらが質問する前にそのニーズに言及する人もいた。

当職の赴任は、コロナ禍で 1 年ほど遅れ、2021 年 3 月末となったが、その後、あらためて前述のようなニーズを確認し、活動が可能か否か、進めるならどの機関を協力機関とするのが良いかを検討した。法・司法省、最高裁、国家司法学院などが候補であったが、結局、このときの法・司法省の担当局長 (Joint Secretary) が前向きであったことなどから、同省による出版を想定して、調整を進めた。ところが、具体的な活動を進める覚書の確認の段階になって、新しく着任した司法大臣が、法・司法省が民法の解説書を出すことに明確に反対し、結局同省との協働は難しくなってしまった。このようにまとめて書くと、「協働相手を再検討し、法・司法省と調整したが、結局不調に終わった」というだけのことだが、この間、詳細は省くものの、日本側との調整と現地ニーズの再確認が 2022 年 4 月ごろ、法・司法省との覚書の確認が翌 5 月、その直後に新大臣の反対があり、その後大臣の任期満了（この大臣は国会議員ではなかったため憲法上任期が 6 か月に限定されていた）や関係高官の交代も経て、国家司法学院と協議を始めたのが同年 12 月、同学院と正式に合意ができたのは 2023 年 7 月と、2 年 3 か月あまりかかったのである。

## (ii) 法令解説書の発行に関する事情

前述のとおり、法・司法省をはじめ関係者の間では、解説書の作成について賛成、反対のさまざまな意見があった。

反対論は、行政官庁である法・司法省は、司法権を担う裁判所を拘束するともとられかねない法律の解説書など出すべきではない、というものであった。一理あるといえる一方、積極的な賛成論もあり、法・司法省は、草案の起草を担当し、今後の運用も担う管轄省庁として、条文の内容と意図を説明すべきであり、そのことは

特段司法権を拘束することにはならない、というものである。

ところで、日本では、『注釈民法』もまさにそうだが、多種多様な法令の解説書が、個人や私的研究会その他の名義で、民間出版社から出版されている。信頼度や権威の度合いもさまざまだが、結局のところ、それら書籍の内容は執筆者の個人的な意見であると説明できる。しかし、JICAの援助案件では、直接支援・協力する相手は原則として政府やこれに準ずる公的機関であることが求められるため、民間の出版社を通じて解説書作成を支援することは容易ではない。一方、国家機関の出版物となれば、特に情報の限られた途上国では、誰がどのように執筆したとしても、発行機関の公式見解と受け取られる危険があり、そのような観点でも慎重論が出ることがある。内部的な業務資料なら問題は生じないが、広く一般市民にも活用され得る法令解説では、このようなジレンマがときどき起こり得る。

しかし同時に、途上国では、まとまった執筆ができる人材の不足、研究会などの枠組みもほとんど形成されていないこと、出版市場の規模の小ささなどから、充実した内容の書籍出版は難しい場合が多い。だからこそ法整備支援の活動でも、法令の解説書作成を支援した例はこれまでにも各国にあり、法令の適切な運用のために果たす意義は大きい。

ネパールの民法逐条解説書は、結局、法・司法省の了解も得たうえで、2022年末ごろから国家司法学院と協議を始め、同学院の発行する裁判官向けの研修機関の参考資料（リソースマテリアル）というかたちで作成することになった。同学院は、主に裁判官向けの研修や調査研究を業務内容としており、司法機関の一種と認識されているため、「行政が権限を越えて法令の解釈をしている」との批判も避けることができる。また、これまでにもさまざまな出版物を発行しており、出版物に執筆者名を明記しつつ、「書籍の内容は執筆者個人の見解であって、特定の組織の見解ではない」と注意書きを入れる慣行も定着していた。

参考までに、ネパールでは、法律書を出す民間出版社もそれなりに存在しており、弁護士の話によれば、訴訟活動で文献を参照・引用する習慣もある。新民法に関する出版物について、アシスタントのネパール人弁護士アマン・マハルジャン氏に調べてもらったところ、前述した「海賊版」はさておくとして、2022年当時、刑法と合わせておおまかな紹介をした書籍が2種類<sup>5</sup><sup>6</sup>見つかった。また、国家司法学院も、民法に関する論稿集を2種<sup>7</sup>出していた。ただし、条文内容の体系的な解説書と呼べるものは存在しなかった。

### (iii) 作成プロセス

諸々の調整を経て、執筆者の選定が行われたのは2023年7月であった。民法

<sup>5</sup> “Muluki dewani tatha faujdari sanghitaharu” (Muluki Civil and Criminal Codes with Commentary), Shyam Kumar Bhattarai 著、Sopan Mashik 社・Makalu Publication 社頒布、出版年不明。

<sup>6</sup> “Muluki Samhita: Ek tippatti” (National Codes: A commentary), Rabin Subedi 著、Rastriya Suchana Manch 社、2022年。なお、著者は元 JICA 法整備支援アドバイザーのアシスタントコンサルタントであった弁護士。

<sup>7</sup> “Special Issues on Contract and Tort law - Part1 and 2”及び”Resource Material on the Civil and Penal Code 2075 – Part1 and 2”, ネパール国家司法学院、2021年、いずれも原題及び本文はネパール語。

全6編721条のうち、家族法（第3編）の184条分について、かなり急いだ計画を立てて作成することとした。家族法編は11章に分かれるが、それらを①婚姻（第1章・第2章）、離婚（第3章）、②親子（第4章・第5章）、③後見（第6章）、保佐<sup>8</sup>（第7章）、④養子（第8章）、国際養子縁組（第9章）、⑤家族財産分割（第10章）、相続（第11章）の5部に分け、5名で分担して執筆してもらった。

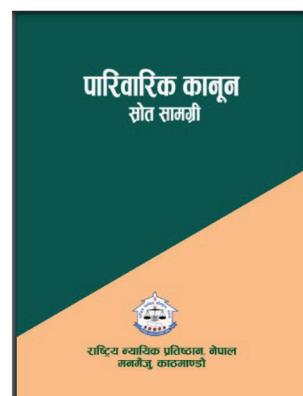
執筆者は、国家司法学院側で設置した諮問委員会（Advisory Board）<sup>9</sup>のメンバーが検討して選考し、現役および退職直後の裁判官から5名を任命した。諮問委員会では、個々の裁判官のそれまでの実績を踏まえたかなり突っ込んだ検討が行われた。

執筆者には通例に従い、時間外労働の謝金を支払うこととし、実際にはJICAが援助機関として各執筆者と契約してこれを負担した。

ドラフトは、できあがったところからどんどん英訳し、日本のアドバイザリーグループの先生方と当職及びアマン・マハルジャン弁護士で内容を検討した。特に、家族法ご担当の南方暁教授には、膨大なドラフトの全体について、さまざまな質問やコメントをして頂いた。2023年12月28日、29日には、5名の執筆者及び国家司法学院スタッフらとともに、ドラフト検討会議も開催し、松尾弘教授と南方暁教授、ICD及びJICA本部からも出張して頂いた。

2024年1月には、ドラフトの改訂と再英訳、再コメントを経て、ドラフトを仮確定させ、NJAの諮問委員会に諮った。執筆者によって書きぶりが異なるのを揃えるべきなど、さまざまな意見が出たが、まずは形式面を整えて、国家司法学院のウェブサイトで、暫定版として公開されることとなった<sup>10</sup>。内容は非常に有益だというのが一致した意見であった。

解説の内容は、執筆者によって濃淡もあるが、旧法（ムルキAIN）時代からの解釈や最高裁の判決、執筆者らの裁判官としての旧法及び新法施行後の経験を踏まえた実用的なものである。今後の民法の解釈運用に関する一定の基準点を明確にしたものとして、大きな意義があると思う。また、後述するとおり、民法については、



ネパール民法（家族法）逐条解説書の表紙

<sup>8</sup> 便宜上ここでは後見・保佐としているが、ネパールの guardianship と curatorship は、日本の後見・保佐とはかなり設計が異なるので、この語はあまり適切とは言えない。

<sup>9</sup> メンバーは最高裁の事務局次長、法・司法省の担当局長、司法評議会の次官、検察庁の筆頭次長検事、ネパール弁護士会の事務総長と、法曹各者の高官に加え、国家司法学院の学院長と副学院長である。

<sup>10</sup> ネパール国家司法学院のサイトでは以下に掲載されている。

[https://www.njanepal.org.np/public/reports/2405061333-%E0%A4%AA%E0%A4%BE%E0%A4%B0%E0%A4%BF%E0%A4%BE%0%A4%BF%0%A4%BE%0%A4%BF%0%A4%95%20%E0%A4%95%E0%A4%BE%0%A4%A8%0%A5%82%0%A4%A8\\_merged\\_.pdf](https://www.njanepal.org.np/public/reports/2405061333-%E0%A4%AA%E0%A4%BE%E0%A4%B0%E0%A4%BF%E0%A4%BE%0%A4%BF%0%A4%BE%0%A4%BF%0%A4%95%20%E0%A4%95%E0%A4%BE%0%A4%A8%0%A5%82%0%A4%A8_merged_.pdf) (<https://www.njanepal.org.np/reports/resource-materials> のページから、タイトル“पारिवारिक कानून संस्कृत सामग्री”で開くことができる。)

ネパール語だが、JICAのウェブサイトにも掲載されている。

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/\\_icsFiles/afieldfile/2024/07/03/familylawofcivilcodeofnepal.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/_icsFiles/afieldfile/2024/07/03/familylawofcivilcodeofnepal.pdf) 「JICA法整備支援ポータルサイト」で検索し、「ネパール」のページの中ほどにある。

将来さらに改正を加えるべき点の議論もあるが、その議論のベースラインとしても、このような共通のよりどころの存在は重要である。

当職の任期満了後、ネパールに対する法整備支援は一時停止の状態となっているが、ネパール側から、民法の残りの部分の逐条解説も作成したいので支援してほしいという声が出ており、いずれ民法全体をカバーした逐条解説書ができるのを期待している。

### (3) 民法リーフレットの作成

もう一つの普及活動として、特に、一般市民や、行政の現場の業務に従事する公務員等に向けた民法リーフレットの作成支援がある。できあがったリーフレットは、A4両面を2つ折りにしたもののが合計8種類と、それ自体は大きなものではないが、こちらもまた、発案から形になるまで、前任者の時代から足かけ5年がかかった。

#### (i) 作成プロセス

民法を普及させるリーフレット作成のアイデアは、2017年10月の民法成立直後からあり、前任の石崎専門家も、法・司法省内の Law Books Management Board という部署とさまざまな調整をされていた。アドバイザリーグループの先生方にサンプル案を作って頂いて、現地側に提案したり、現地でワーキンググループを作って進めて頂いたりしたが、法・司法省側の作業が遅々として進まないまま、2019年8月、前任の石崎専門家の任期が満了してしまった。

そこで、大学の法学部に協力してもらい、インターンシップのような形で、学生のチームにリーフレットの案をドラフトしてもらうこととした。当職は、現地の長期専門家が不在であった2019年12月に、JICA国際協力専門員として現地に出張する機会があったが、その際、トリブバン大学 (Nepal Law Campus)、プルバンチャル大学 (Kathmandu School of Law)、ナショナル・ロー・カレッジの3つの大学に協力を依頼し、手を挙げてくれた学生のチームに、不法行為、財産法（生活に密着したものとして、ハウスレントを選んだ<sup>11)</sup>）、家族法の3つのテーマを割り当て、内容をドラフトしてもらった。法・司法省の職員よりも市民に近い感覚で活動を前進させることができ、学生にとっても良い勉強の機会になると考えた。

具体的な活動を進めようとしていた矢先、新型コロナの流行があり、当初2020年5月を想定していた当職の赴任も延期となり、現地との行き来もできなくなってしまったが、学生チームはそれぞれ、構成やデザインも考えて、熱心にドラフトを作ってくれた。

当初、第一弾として作成するリーフレットの数は3点と想定していたが、家族法を担当したチームが3つのドラフトを用意してくれたため、全部採用した。内容が

<sup>11</sup> ネパール民法の章立ての中では、ハウスレントは契約法（第5編）ではなく、財産法（第4編）に含まれている。家屋賃借権の制度で、第5編にあるリース契約との区別が理論的には不明確だが、ネパールの実務では、居住用の賃貸借がハウスレント、事業用の賃貸借がリース契約と区別されているようである。

広範・複雑で説明文の長いものを分割し、第一弾のリーフレットは7種類となつた。①婚姻・離婚、②親子・養子、③後見・保佐<sup>12</sup>、④家族財産分割・相続、⑤ハウスレント（その1）、⑥ハウスレント（その2）、⑦不法行為である。これに、民法そのものを紹介したリーフレットを加えて8種類とした。

学生チームとイラストレーターへの依頼にあたっては、ジェンダーと民族の平等にも配慮をお願いし、各段階で日本のアドバイザリーグループの先生方のコメントも頂いた。また、当然ながら、解説文及びイラストには、法・司法省の担当局長を含め、複数の職員のチェックを経た。しかし、これ自体もなかなか時間のかかるプロセスであった。特に、最終段階で、解説文にネパール語の専門家の校閲を入れるべきとの意見が出てその通りにしたが、その時点で多くの修正が入ったのには驚いた。ネパール語の正しい表記法は、大学の法学部生のドラフトをベースに、中央省庁しかも法・司法省の職員がチェックしても難しいものようである。

説明の内容は、英訳を見たかぎりでは、やはり条文の内容紹介が中心で、市民の生活上の疑問に答えるようなこなれたものとはいひ難いが、そもそも条文の解釈が明確でない部分もあり、条文の表現をあまり離れることも難しかったため、第一弾はまず出してみることとした。

イラストレーターは、3名の候補者から、サンプルイラストと価格などで、審査員4名の点数方式で決定し、親しみやすく明るい雰囲気のイラストをつけてくれた。

7種2万2千枚の印刷が終わったのは、2023年3月である<sup>13</sup>。



ネパール民法リーフレット

<sup>12</sup> 注8参照。

<sup>13</sup> 民法そのものを紹介する8番目のリーフレットは、少し遅れて作成を始めたため、21000部を2023年7月に印刷した。

## (ii) 全国への郵送配布

リーフレットは、法・司法省のウェブサイト<sup>14</sup>にデータを掲載するとともに、全国の市・村（Municipality）レベルと、その下部にある区（Ward）レベルに2部ずつ、ウェブサイトの案内とともに配布することとした。

市・村は、新憲法で導入された連邦制の3階層の一番下のレベルであり、全国に753ある。各市や村の下にある区の数を合計すると全国で6743ある。高い山々も多く、交通や通信のインフラが整備されていないネパールで、全国に届けることは容易ではないが、一応郵便制度があるので、市・村レベルにまとめて郵送し、そこから先は、管轄下の区の数のリーフレットを同梱して、市・村から配布してもらうこととした<sup>15</sup>。郵便は配達の通知をもらえる書留のような形で発送し、市・村レベルまでは概ね届けられたようである。

このとき、法・司法省から連邦省に依頼状を出し、連邦省から全国の市・村に対する案内状を出してもらって、そのコピーを753通に同封したが、この過程にも数か月がかかり、リーフレットの発送は2023年10月となった。

## (iii) その他の場面での配布と反響

リーフレットは、関係機関の訪問や地方の調査出張のときなどに持参して配布し、また、オフィスに来訪する人にも渡した。このようなイラスト入りの法律解説がこれまであまりなかったせいか、各所で好意的に受け取ってもらった。特に印象的だったのは、当職の現地オフィスの貸主<sup>16</sup>のスタッフが、賃料の回収に来たときに見て気に入ってくれ、自分の故郷を持って帰りたいと言って、まだ若い女性ながら、重たい光沢紙のリーフレット50部7種の合計350部を、遠い村<sup>17</sup>まで持つていってくれたことである。

また、法・司法省のウェブサイトに載ったデータは、当職らの全く知らないところで、Facebookの複数のグループでシェアされた。それを見て事務所にリーフレットを取りに来てくれた地方の弁護士も何人かいた。

カトマンズ郊外のハイスクール<sup>18</sup>でも、9年生・10年生（日本の中学3年生と高校1年生に相当）約70名に向けて、「Know Your Law」というプログラムを行い、アマン・マハルジャン弁護士のネパール語の講義とともに、リーフレットを配布した。

<sup>14</sup> ネパール法・司法省ウェブサイト

<https://www.moljpa.gov.np/category/%e0%a4%aa%e0%a5%8d%e0%a4%b0%e0%a4%95%e0%a4%be%e0%a4%b6%e0%a4%a8/>  
なお、JICAの法整備支援ポータルサイトにも各リーフレットのデータと英訳が掲載されている。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/leaflet/index.html>

<sup>15</sup> 政府の郵便物でも割引もなく、JICAの予算から支援して発送したが、梱包と郵便代で60万ルピー以上（60万円以上）かかった。

<sup>16</sup> ネパールの法整備支援オフィスは、2015年の震災までは最高裁の中に一室をもらっていたが、震災後は政府機関内に場所をもらえず、民間の賃貸ビルに入居していた。

<sup>17</sup> ネパール東部、コシ州テラトゥム（Tehrathum）郡ミヤンルン（Myanglung）村。バスを乗り継いで3日ほどかけて行く。  
なお、この人はリンプレー族の女性である。

<sup>18</sup> ミラン・ダルマスタリ（Milan Dharmasthali）学校。この学校には、設備や奨学金など、日本の支援も入っていたご縁でご紹介があった。

本来は、法・司法省でも、地方で法普及プログラムなどを実施するときに配布する予定だったが、2023年はネパール政府の財政難により、地方出張を伴う政府イベントは中止されており、任期中に配布してもらうことはできなかった。また、法・司法省内では、総論では皆「必要だ、ぜひやろう」と前向きで、担当のJoint Secretaryも会うたびに「重要なタスクだ」と言ってくれたが、部下に指示を出した後の具体的な作業はなかなか進まず、活用についてもほとんどオーナーシップを感じられないのは懸念点である。まだ省内には5000部近いストックが残っているはずなので、今後活用してもらうため、引き続き法・司法省担当者に働きかけている。

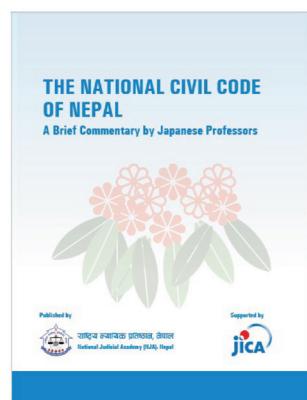
(4) 日本のアドバイザリーグループの先生方による民法概説（英文）

民法が成立したところで、2009年からネパール民法に助言して頂いているアドバイザリーグループの先生方から、同グループとしてのネパール民法の解説書を作成する案を頂いた。法整備支援によって、日本の学者との密な議論を経てできたものであり、それを日本の学者の先生方が解説することは、通常の法の内容の紹介以上の意義があるうえに、日本の法整備支援のアピールにもなる。松尾弘教授、南方暁教授、木原浩之亜細亜大学教授に、森永太郎UNAFEI所長（当時）を加えた4名の執筆による『The National Civil Code of Nepal—A Brief Commentary by Japanese Professors』が完成し、こちらも、国家司法学院の参考書として、2024年3月に書籍として出版された。

年度末（任期満了）と印刷スケジュールのにらみ合いでハラハラさせられたが、民事法起草改善タスクフォースの座長であり、元最高裁長官、元暫定政府首相のキル・ラジ・レグミ閣下にも前文を寄せて頂き、3月19日には、いささか強引ながら出版記念セミナーを行って、現地では約80名の出席を得て、執筆者の先生方全員にオンラインでスピーチを頂いた。

本来、もう少し原稿を丁寧にチェックして、図表の形式なども揃えるべきだったが、結局時間が足りず、見切り発車となったことは申し訳ないことであった。

英文書籍でもあり、ネパール人移住者の増えている日本国内でも、実務的に参考にして頂けるものと思う。電子版は、現在、JICAのウェブサイト<sup>19</sup>に掲載されており、追ってネパールの国家司法学院のウェブサイトにも掲載される予定である。



日本のアドバイザーによる  
ネパール民法の英文解説書

<sup>19</sup> 「JICA法整備支援ポータルサイト」「ネパール」ページの中ほどにファイルへのリンクがある。  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/\\_icsFiles/afielddfile/2024/07/03/originalEnglishText.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/nepal/_icsFiles/afielddfile/2024/07/03/originalEnglishText.pdf)

### 3 将来の民法改正に向けた議論のサポート

この活動は、ネパールの法・司法省からの「民法成立後、批判や疑問、法案審議の過程で十分盛り込めなかった規定もあるため、改正の議論を引き続き日本の先生方にサポートしてほしい」という要望に基づいて行われたもので、JICAの案件枠組みとしては、法整備支援アドバイザーの派遣とは別の、国別研修（本邦研修）として採択されているが、具体的な内容の策定や、ネパール法・司法省及び日本側の受入れ機関となる法務省との調整は、法整備支援アドバイザーの業務とされていた。

任期中、2021年度から2023年度まで、各年度1回実施した。

2021年度は、コロナ禍のため、日本に渡航することができなかつたので、2022年1月31日から3月7日までの間、断続的に5回のオンラインセッションを行つた。

2022年度からは日本での実施が可能となり、2022年度は2023年3月9日から18日、2023年度は2023年12月1日から13日で、いずれもICDに受け入れて頂いた。詳細はICDニュース96号及び98号にも記事がある。当職及びアマン・マハルジャン弁護士も同行して、各種訪問見学や、主にアドバイザリーグループの先生方からの講義と質疑応答を行い、後述の論点を議論した。

### 4 ネパール民法の今後の課題

前述の各種成果品の作成過程や、3回の国別研修などを通じて、現在のネパールの民法にはいくつか今後検討すべき問題点があることが判明している。

以下に、これまで、国別研修や逐条解説書のドラフターとの会合で検討された問題点、及びネパールの法律家のインタビューで指摘された問題などから、主なものを挙げておく。本来は各先生方の講義資料や解説書へのコメントなどの記載の方が正確かつ詳細であり、網羅的なものでもないが、参考にはして頂けると思う。

#### (1) 家族法（民法第3編）

##### ① 婚姻の成立時期

67条は、男女が互いに相手を夫婦と認めることで婚姻が成立するとし、特に届け出も要求されていない。宗教的な儀式を盛大に行う例が多いようだが、法的にいつ婚姻が成立したとするのか不明である。

また、74条は、子が出生したときは、父母となる男女に婚姻が成立すると規定するが、具体的に婚姻が成立するのがいつか不明確である。

76条は地方裁判所での婚姻手続きを規定するが、この婚姻が効力を生ずるのは申立ての日か、80条3項によれば、証明書発行の日か。申立ての日に当事者は夫婦になることを合意しており、67条で婚姻が成立するともいえるのではないか。

##### ② 婚姻年齢

婚姻できる年齢が70条1項(d)号で20歳とされたことについて、ネパール側で社会の実情に合わないと批判が強い。特に、成年年齢は18歳であり、身分証の取

得が16歳であること、多くの国民の最終学歴が16歳のハイスクール卒業であることとのバランスが悪いという指摘がある。

### ③ 重婚禁止

重婚は禁止されており、70条で独身であることが婚姻の要件とされ、72条でもすでに婚姻関係にある者の新たな婚姻は無効とされるが、すでに婚姻関係にある者が別の相手との間で子をなした場合、74条で新たな婚姻が成立するとされていることとの関係が不明である。

見合い婚において錯誤があった場合、71条、73条はその婚姻を無効にできる（取り消せる）とする。錯誤の事由について、71条2項(e)号に「すでに婚姻しているとき」があるが、70条、72条によればそもそもこの婚姻は成立せず、違反した婚姻は無効となる。この部分は、過去の婚姻歴（離婚歴）と考えるべきか。

さらに、82条(c)号は、女性について「離婚する前に新たな婚姻関係を形成したときは、前の婚姻は解消される」と規定するが、そもそもこの場合、70条、72条により後の婚姻は成立しないと考えられる。

同じく、95条(d)号は、妻からの離婚事由として、夫が別の婚姻をした場合を定めるが、70条、72条によれば別の婚姻は成立しないのではないか。

また、209条3項は、家族財産の分割に関し、「男性に別の妻がいるとき」の2人目の妻の財産請求権について規定する。旧法時代の婚姻関係と女性の権利に配慮したものとしても、規定の仕方には検討を要する。

### ④ 夫婦の氏

81条は、妻は自分の親の氏、夫の氏、またはその併記を選べるとするが、夫にはこのような規定がなく、妻の氏を選ぶ権利がない。（女性が氏を変更することが前提とされている。）

### ⑤ 家事債務

88条は、一般的な家事に関して、夫婦は互いを代理するものとする、と定めるが、代理とする場合に法律効果が誰に発生するかが明確でない。

### ⑥ 後見、保佐

後見（guardian）と保佐（curator）について、制度に大きな違いがなく、153条及び154条は「後見人がいないときは保佐人をつける」とするが、それぞれどのような場面で用いられる制度なのかがわかりにくく。

また、135条及び136条によれば、後見人は、本人が行為無能力者または制限行為能力者である場合に、本人に近い順番に親族が自動的に就任する制度になっているが、行為無能力を明確に認定する制度がなく、33条は本人の精神が健全でない場合に行行為無能力者とする、とするのみである。

誰がいつから後見人または保佐人に就任するかが不明確で、対外的にも示されないため、本人や第三者の権利保護が十分でない。

## ⑦ 家族共同財産制度

ネパールには相続とは別に、家族がいつでも家族の共同財産を分割できる制度があり、205条はその請求権者を「夫婦および父母、息子と娘」とするが、誰がどの財産に対して権利を持っているか明確でない。

伝統的には、女性は、婚姻後は自分の実家の共同財産に対して請求権がなかったところ、現在の民法では、既婚女性も未婚女性も自分の親の共同財産に対する請求権があるとされているが、そのことが周知されていない。

他方、妻は夫の家の共同財産に対して持分請求権がある一方、夫には妻の家の共同財産に対する持分請求権はないとされているが、それでよいか。

家族共同財産の分割時期に特段の制限がないこともあり、特定の財産がすでに分割済みか否かが対外的にわかりにくく、取引安全の確保が不十分である。

206条は、家族構成員は平等に共同財産を分けるとするが、特別に財産形成に貢献した人や、別途受益のあった人について、その事情を考慮しなくてよいか。

家族共同財産の範囲が明確でない。256条(a)号は、個人の知識、技術、努力で獲得した財産は個人財産であるとする一方、257条1項(c)号は、家族共同財産を用いた農業その他の事業で得られた財産は家族共同財産になるとする。家族共同財産を用いつつ、個人の特別な知識、技術、努力で獲得した財産はどちらになるか。

257条2項は、夫婦の得た財産は夫婦の家族共同財産であるとするが、これは誰の間で分配されるのか不明確。

99条3項は、離婚における夫婦間の家族共同財産の分割について規定するようだが、実際の離婚の場合には、夫の家の家族共同財産が妻に分割されるのみで、夫婦間の家族共同財産が明確に認識されておらず、適切に分割されていないようである。

## (2) 財産法（民法第4編財産法、民法第5編債務法）

### ① 各種の財産権の定義と取引の安全

主に前述(1)⑥の家族共同財産制度と共通する。

### ② 土地利用権

352条以下の土地利用権（usufruct）は新しく導入されたが、実際のところどのような場面の利用を想定しているのか不明確である。

### ③ ハウスレントとリース契約

第4編第9章（383条以下）はハウスレントの制度について、第5編第12章（610条以下）はリース契約について定めるが、建物賃貸借についてどちらの規定が適用されるのか不明。なお、実務では居住用と事業用で分けられていると聞いている。

### ④ 時効

財産法に限らず、家族法についても、各章に訴訟提起期間の制限に関する規定があり、6ヶ月と定められているものが多いが、短すぎないか。

なお、ネパール民事訴訟法50条には、当事者が詐欺などの方法で期間内に提訴できなかったり、行為が密かに行われたため状況を知り得なかった場合は、知つてから90日以内の訴訟提起を認めるとの規定がある。

##### (5) 不法行為

不法行為法は、民法で新しくまとまって第5編第17章に整備されたが、今後解釈の整理が大いに必要とされる分野である。

###### (i) 刑事責任との関係

683条は、加害行為が刑事犯罪とされる場合には不法行為責任は成立しないとする一方、14条は、刑事手続きが開始したことをもって民事責任を免れないとしており、これらの整合的な解釈が問題となる。また、刑法でも各種犯罪行為に対する損害賠償責任が規定され、伝統的に損害賠償の問題が刑事訴訟で扱われてきたことから、現在でも、不法行為の問題は刑事责任の問題として考えられる傾向がある。

###### (ii) 契約責任との関係

672条2項は当事者に契約的な関係がない場合に不法行為責任が成立すると規定するが、他方、537条では、契約関係から生じた損害の賠償は、当事者が契約締結時に予測できたものの責任対象とされ、561条などにも拡大損害が生じた場合の規定は存在しないため、予測不可能な拡大損害を誰がどのように賠償するか問題となる。

###### (iii) 使用者責任

675条は使用者責任について規定するが、1項では、被用者が善意で行動したことによって第三者に損害を与えた場合に使用者が責任を負うとし、2項では、被用者が悪意または過失によって生じさせた損害は被用者が責任を負うとしており、被害者の救済という観点では十分といえない。

###### (iv) 共同不法行為

681条は、複数の者の加害行為について、責任の割合に基づき、jointly and severallyに責任が生じると規定するが、実務における損害賠償は、複数の加害者がそれぞれ分割された額の責任を負うにとどまり、被害者の救済という観点から十分でない。

使用者責任や他の連帯責任とも関連するが、対外的には自己の責任割合を超えた賠償責任を負い、内部的に求償するという発想があまり定着していない。

###### (v) 不法行為の適用範囲

ネパールでは、例えば交通事故は道路交通管理法、医療過誤などは消費者保護法によって従前処理されており、民法の不法行為法規定をどのように活用すべきかわからないという声がある。

また、公務員の行為や公的設備の管理による損害について、別途国家賠償法のようなものを制定するか、民法の規定に何らかの追加をするかが議論されてい

る。

### (3) 国際私法（第6編）

ネパールの民法には国際私法規定が含まれており、これも新しく整備されたものだが、まだ国際私法についての理解が十分でない人が多いのではないかという印象を受ける。

なお、条文上の問題点としては、離婚の準拠法に関する規定が欠缺している点がある。

一方、706条は、外国の方式で行われた離婚がネパール国内で承認されることを規定する。

## 5 ネパール民法の今後

ネパール民法には、全体的に、一定の要件を満たすことにより特定の時点から法的効果が生じる、という視点に乏しい、総論と各論の適用関係についての認識が明確でない、手続法と実体法の区別が明確でないなどの傾向があるように見受けられる。また、特に家族法については、伝統的に女性は結婚して夫の婚家に入るものという認識から、男女平等の観点で不十分、あるいは社会が変わっていく過渡期で、整理が追いついていない規定がみられる。もちろん、社会慣習を知らない外部者として、しかも英訳条文を見ての検討による限界もあるが、ネパール側にも、自国の法制度を、国民及びネパールと関係を持つ外国人にわかりやすい法制度にしていく必要はあるだろう。また、上記4に挙げた点には、日本側が外部者だからこそ指摘できた点も多い。

インドでは、1949年に成立した憲法44条で将来の民法制定がうたわれているとされるが、いまだ実現していない。ネパール民法は、南アジア圏で最初にできた民法とされる。数年前、カンボジアで実務をしているインド人弁護士の友人に、「カンボジア民法を初めて見たとき、経済活動や市民の権利に関する規定が一つの法律にまとまっていて、非常にわかりやすいと感じた」と言われたことも思い出される。

今後、さらに民法の条文と解釈を洗練させ、国民の正当な権利を十分守れる制度を作ってもらいたいし、それに対して日本もさまざまな形で関わり、学ぶことができたら良いと願っている。

# ケニア「コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト」<sup>1</sup>の開始について

JICA長期派遣専門家

枝川 充志

JICA長期派遣専門家

橋場 美奈<sup>2</sup>

## 第1 はじめに<sup>3</sup>

1 2024年4月から、標記プロジェクトが開始されました。本稿では、同プロジェクトの概要についてご紹介させていただきます。

本協力は、ケニア国内外における脱施設化・社会内処遇の流れを受けて<sup>4</sup>、非行児童・若年犯罪者を対象とする更生保護のプロジェクトとなっています。ケニアに対するJICAの協力は児童保護(Child Protection)を中心に1990年代にはじまり、一定の歴史的背景があります。しかし今回は、児童保護という言葉を広義にとらえた場合、その中でも、その取り組みが必ずしも十分といえない非行児童及び若年犯罪者(Children and Young Persons in conflict with the law)の改善更生(Rehabilitation)・社会復帰(Reintegration)、さらには児童・若年者の犯罪防止(Crime Prevention)に焦点を当てた内容となっています。

2 このような非行児童や若年犯罪者の更生保護を正面に据えた技術協力プロジェクトは、アフリカでは初の試みとなります。以下では、なぜこのような協力をを行うに至ったか、どのようなことを行うのかについて、概要を述べさせていただきます。

JICAの技術協力プロジェクトの枠組みは、相手方の要請や政策枠組みを踏まえながらも、限られた人的・資金的リソースをもとに一定期間における成果達成を念頭に置きます。そのため、プロジェクトの枠組みは、誤解を恐れずにいえば、開始前時点における両当事者の仮説的性格を含んでいるといいうふと考えます。今後のベースラインサーベイやカウンターパートとの協議により、より実態にあった取り組みが求められると思われる所以です。

その意味で、開始時点にこのような内容を記載させていただくことで、今後のプロジェクトの進捗を図る定点観測の一助になればと考えています。

<sup>1</sup> 英語の正式名称は「The Project for Community-Based Crime Prevention, Supervision, Rehabilitation and Reintegration of Children and Young Persons in Conflict with Law in Kenya」です。現地では周知及び定着の観点から、保護観察ボランティアの英語名称であるCommunity Probation Volunteerの頭文字をとって「CPV Project」と呼称しています。

<sup>2</sup> 枝川はJICA国際協力専門員(法整備)／弁護士、橋場については注12を参照願います。

<sup>3</sup> 本稿は脱稿時点である2024年5月23日現在のものであり、また本稿の意見や評価に該当する部分は、両専門家の所属する団体・組織の意見や評価を代表するものではありません。

<sup>4</sup> 「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)」、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言(京都宣言)」、ケニア憲法53条、Children Act(2022年改正)223条等

## 第2 なぜケニアで非行児童及び若年犯罪者の更生保護か？

1 ケニアでは、劣悪な生活環境に置かれ、社会・経済的な理由によりギャンググループ等に所属して犯罪にかかる児童や若年者<sup>5</sup>の保護と更生が、コミュニティのみならず地域の安定において重要な課題となっています。またケニア政府は、国家開発計画「Vision2030」<sup>6</sup>において、児童（18歳未満）<sup>7</sup>の保護、若年犯罪者（18歳以上～24歳以下）<sup>8</sup>の更生及び脱施設化を注力すべき柱の一つとして位置づけています。

このような中、適切な支援を受けられない非行児童・若年犯罪者が改善更生・社会復帰を果たせず、生き延びる術として再び非行・犯罪に及ぶケースが多いとされています<sup>9</sup>。

2 ところで非行児童・若年犯罪者の更生保護、すなわちコミュニティに戻る非行児童及び若年犯罪者への対応及びアフターケアについては、内務・国家行政省保護観察局（以下「保護観察局」）<sup>10</sup>が所掌する保護観察官が担当することとなっています。

しかし保護観察官はその業務の一環として裁判所への「判決前調査報告書（pre-sentence inquiry reports）」作成業務も担っており（犯罪者保護観察法2条、日本の家庭裁判所調査官に類似。）、これに時間を割かれ、非行児童や若年犯罪者のアフターケアに費やす実質的時間的余裕がないと指摘されています。そのため、保護観察対象者の個別処遇計画の作成・実践を通じたコミュニティレベルでの改善更生・社会復帰活動に十分取り組めていないとされています。

このような実態がある中、ケニアでは、保護観察官を補佐する「保護観察ボランティア（以下単に「ボランティア」という。）」の制度が2005年にいち早く導入されました<sup>11</sup>。しかしボランティアの選定や育成、またボランティア業務内容やその報告・相談・監督等の仕組みが整備されていないのみならず、選定後のトレーニングの不足などの課題が指摘されています。さらに、保護観察官側においてもボランティアの位置づけや協働に対する認識についてばらつきがあることも指摘されています。

<sup>5</sup> Kenya National Bureau of Statistics, Economic Survey 2022, Table 17.15によれば、児童については2020年時点で計3,471件（少年：2,082件、少女：1,389件）の非行事案が報告されています。また、児童の受刑者数は2020年の347名から2021年の406名（少年：389名、少女：17名）へ、若年者（18歳以上～24歳以下）の受刑者数は2020年の12,487名から2021年の28,956名（男性：25,973名、女性：2,983名）へと増加しているとの実態があります。

<sup>6</sup> Kenya Vision 2030では、経済、社会、政治の3本柱のもとに戦略が掲げられており、児童の保護は「社会」、若年犯罪者の更生及び脱施設化は「政治」の柱にて言及されています。

<sup>7</sup> ケニア憲法では18歳未満がChildと定義づけられ（260条）、The Children Act（2022年改正）に基づき12歳以上～18歳未満の者について刑事責任が問われます（同Act 2条、221条）。ゆえに本プロジェクトでは、刑事訴訟法の適用対象となる行為を行った12歳以上～18歳未満の者を「非行児童（Children in conflict with the law）」と定義しています。

<sup>8</sup> ケニア憲法では18歳以上～35歳以下がYouthと定義づけられています（260条）。本プロジェクトでは、UNのレポート“Youth 2030 Working with and for Young People”（2018年）及びケニア側との協議を踏まえ、刑事訴訟法の適用対象となる行為を行った18歳以上～24歳以下の者を「若年犯罪者（Young Persons in conflict with the law）」と定義しています。

<sup>9</sup> 保護観察局「Child and Youth Justice Strategy 2021-2025」P. 6によれば、若年犯罪者の犯罪（2018年）として、多い順に、窃盗、違法な酒類所持、傷害、住居侵入窃盗、薬物の密売・密輸、レイプ、家畜泥棒、強盗、殺人があげられています。

<sup>10</sup> 「内務・国家行政省 保護観察局」は本プロジェクトのカウンターパートです。英語表記は「Probation and Aftercare Service, State Department for Correctional Services, the Ministry of Interior & National Administration」であり、日本語表記では簡略化しています。保護観察局（Probation and Aftercare Service）は通常「PACS」と呼称されています。

<sup>11</sup> 保護観察ボランティアは、日本の保護司（Volunteer Probation Officer）をモデルとしたものである。

3 このような中、特定非営利活動法人ケニアの未来（以下「ケニアの未来」という。）が実施した草の根技術協力「マチャコス地方の地域社会における非行少年及び青年の更生保護活性化事業」（2018年～2020年）は、マチャコス・カウンティをパイロット地域とし、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の促進に加え、児童・若年者の犯罪防止のため、コミュニティでのボランティアの選定・育成モデルを導入し、ボランティア制度の活性化に取り組みました。この結果、改善更生や社会復帰に係る地域住民の理解促進やボランティアの増加といった一定の成果が得られました。<sup>12</sup>

4 顧みれば、冒頭で触れたように、ケニアの児童の保護・改善更生に対するJICAの協力は1990年代からUNAFEIの協力を得て実施されてきました。これは、労働・社会福祉省児童局（Department of Children Services）を主な協力相手とし、児童保護を中心とした国別研修・短期専門家派遣、海外協力隊の派遣<sup>13</sup>の他、少年保護関連機関の人材育成を目的とした技術協力プロジェクト（2009年から2013年）<sup>14</sup>で構成されてきました。しかし、上述した実態がある中、更生保護を真正面に据えた協力は実施してこなかったという経緯があります。

5 こうした背景を受けて、コミュニティレベルの児童・若年者の犯罪防止、非行児童及び若年犯罪者の改善更生及び社会復帰促進のため、ケニア政府から日本政府に対し技術協力プロジェクトの要請がなされました。本プロジェクトは、「ケニアの未来」の成果を踏まえ、これを他カウンティにも展開して定着を図るべく、保護観察局（PACS）を初の協力相手とする技術協力プロジェクトとして形成されました。

<sup>12</sup> —JICA草の根技術協力事業の好事例（2022年度版）。なお新型コロナウイルスの感染拡大により、計画されていた活動の一部が実施できませんでした。 [https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/ku57pq00001yv155-att/successful\\_case\\_2022.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/ku57pq00001yv155-att/successful_case_2022.pdf)

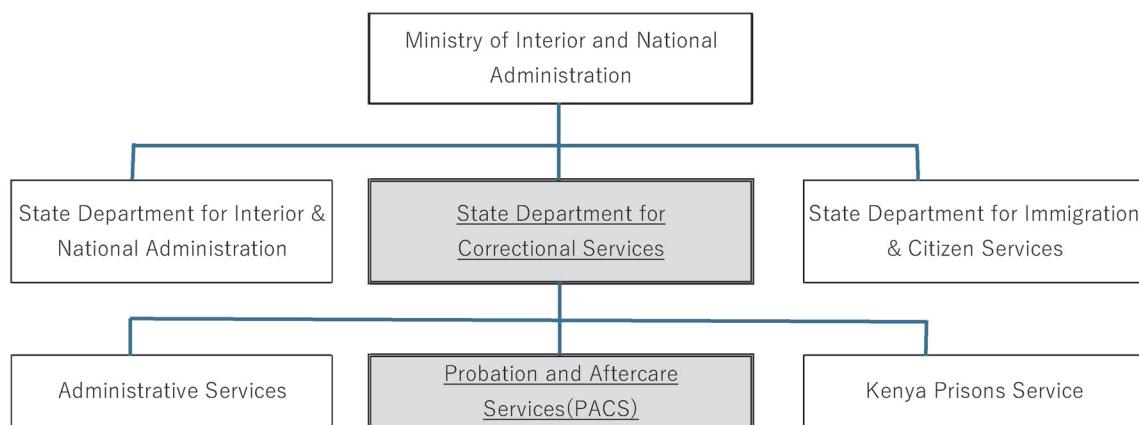
—ケニアの未来 特定非営利活動法人ケニアの未来 ケニアの子どもの更生、そして 非行と子どもへの虐待防止を目指します。（kenyanomirai.org） 橋場専門家は、同法人の創設者、現代表理事であり、上記事業及び下記13の案件に従事されていました。

<sup>13</sup> 青少年保護分野における海外協力隊の派遣が1999年に開始されてから2024年4月現在までに、児童局管轄部門に76名、保護観察局管轄部門に17名が派遣されています。

<sup>14</sup> 少年保護関連職員能力向上プロジェクト | ODA見える化サイト (jica.go.jp) <<https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Foda%2Fproject%2F0900955%2Findex.html&data=05%7C02%7CEdagawa.Mitsushi%40jica.go.jp%7Cf766505c0d654e0ada9108dc8b5af7da%7Ceaba9fc4255884d318a4e6e1bf79d31c0%7C0%7C0%7C638538470036298688%7CUnknown%7CTWfpbGZsb3d8eyJWIjoiMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzliLCJBTiI6Ik1haW-wiLCJXVCI6Mn0%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=THfJLfnzuP23geesw%2F8qUbcP7WMccy%2FUWo6y0WvhY60%3D&reserved=0>>

### 第3 ケニアの中の誰を相手にどのぐらいの期間で何をするのか？

1 本プロジェクトは、2024年1月31日に締結された内務・国家行政省とJICAの間の枠組みに基づき、保護観察業務を担う内務・国家行政省保護観察局をカウンターパートとして開始されました。同局の所掌業務は、「社会調査及び犯罪者アセスメント」(Social Inquiries and Offender Assessment)、「保護観察」(Probation Programme)、「社会奉仕命令」(Community Service Orders Programme)、「アフターケア」(Aftercare Programme)となっていますが、これらの概要はあらためてご報告させていただきます。



2 本プロジェクトは、具体的には、次のような枠組みとなっています。

#### (1) 期間

2024年1月31日～2027年1月30日（3年間）

※ケニア政府との協議により、さしあたりR D署名日がプロジェクト開始日となっていますが、専門家の着任は4月20日であるため、実際は同日より現地での活動が始まっています。

#### (2) ターゲットカウンティ（カウンティについて後述）

キアンブ、マチャコス、キスム、シアヤの4カウンティ（本稿最後の地図参照）

#### (3) プロジェクト目標

パイロット地域において、コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰のモデルが、地域住民及び国家司法行政協議会（NCAJ）とともに構築される。

#### (4) 期待される成果及び活動例

今後、ベースラインサーベイを実施した上で、以下の活動を行います。

①パイロット地域において、保護観察所の役割・機能、児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰に対する地域住民・行政機関の理解が深まる。

—ターゲットカウンティ内のパイロット地域の選定

## 一パイロット地域住民への理解促進活動

②パイロット地域の実情に即した数のボランティアが地域住民主体で選出され、保護観察局により正式に承認される。

### 一ボランティアの選出、承認

③保護観察官及びボランティアからなるパイロット地域の保護観察所の能力が向上する。

### 一保護観察官、ボランティアへのトレーニング

④パイロット地域の保護観察所（保護観察官及びボランティア）による非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の実施体制が形成される。

### 一個別処遇計画の作成、更生保護活動の実施

⑤パイロット地域の保護観察所（保護観察官及びボランティア）による児童・若年者の犯罪防止の実施体制が形成される。

### 一活動計画の作成、地域住民への犯罪防止活動等



（「ケニアの未来」提供、コミュニティでの活動の様子）

3 以上を通じた協力の直接の対象は、保護観察官及びボランティアとなります（本稿作成時点（2024年5月）で全国に1,955人の保護観察官、約3,500人のボランティアがいるとされています。）。その上で直接受益者は非行児童や若年犯罪者であり、間接受益者はコミュニティとなります。

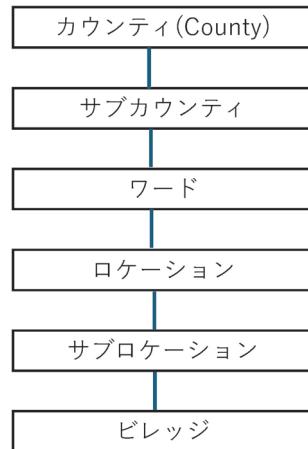
そのため中央にあるP A C Sを直接のカウンターパートとするものの、実際には、受益者たる非行児童や若年犯罪者がいるパイロット地域を含む各カウンティにおける取り組みと、中央との関係をどう構築するかも課題となっていくと推測されます。

4 ここで、ターゲットカウンティ及びパイロット地域について説明させていただくと、ケニアの行政区分は、2010年の改正憲法に基づき、全国が47のカウンティ（日本でいう都道府県の単位）に分けられ、下図のような構造になっています。

この中で、全国47の各カウンティに保護観察カウンティ事務所があり、いくつかのカウンティを束ねる8つの地域事務所、カウンティの下の行政区画となるサブカウンティには142の保護観察所があります。

本プロジェクトでは、選定された4つのターゲットカウンティの中でも、プロジェクト期間や日本・ケニア側のリソース、現場のニーズ・課題、「ケニアの未来」の経

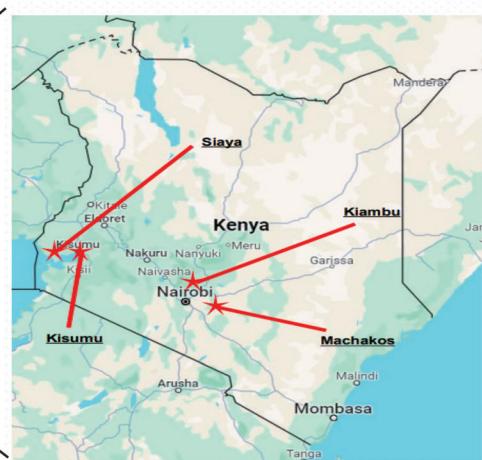
験・教訓、実現可能性を考慮し、ロケーションやサブロケーションなどコミュニティにより近い行政区分をパイロット地域（現時点で未定）として選定し、上記成果を得るべく活動を組み立てていくこととなります。



5 以上の取り組みを通じて、所定の成果及びプロジェクト目標を達成することが期待されています。今後の具体的な取り組みや、関係するアクターの存在については、適宜、ご報告させていただきたいと思います。



(アフリカ全図)



(ケニア国内の4つのターゲットカウンティ)

<sup>15</sup> いずれの地図もグーグルマップをもとに作成しました。

## 活動報告

### 【会合】

#### ベトナム・ハイレベルフォーラムの開催

JICAベトナム長期派遣専門家

茅根航一

#### 1はじめに

2024年4月26日、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）ハノイにおいて、独立行政法人国際協力機構（JICA）「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」という。）のハイレベルフォーラムが開催された。

ハイレベルフォーラムは、2021年1月に開始された現行プロジェクトにおいて初めて設けられた枠組であり、約30年間に及ぶベトナムのJICA法整備支援プロジェクトの歴史において初の開催となった。

本稿では、ハイレベルフォーラムの位置付け、その概要、現行プロジェクトの今後への示唆等について述べることとした。本稿中、意見にわたる部分は、当職個人としての見解であり、法務省、JICA等いかなる組織の見解とも無関係である。

#### 2ハイレベルフォーラムの位置付け

ハイレベルフォーラムは、現行プロジェクトのPDM（「Project Design Matrix」の略。プロジェクトの計画概要をまとめた表を指す。）に定められた活動の一つである。具体的には、活動（2-6）として、「カウンターパート機関は、日本側専門家及びその他日本側関係機関・関係者の協力の下、各ワーキンググループにより研究・討議される最優先課題またはその関連課題のうち、容易に解決できない課題についてハイレベルで協議することを目的とし、プロジェクト運営規則・要領に従ってハイレベルフォーラムを開催する。ハイレベルフォーラムでは、参加者は各ワーキンググループから活動の結果報告もしくは進捗状況中間報告を受けた検討を行う。」と記載されている<sup>1</sup>。

このように、ハイレベルフォーラムは、PDM上、プロジェクトの活動の一つとして位置付けられていながら、2021年1月の現行プロジェクト開始以降、開催されるることはなかった。今回、プロジェクトの開始から3年間強が経過したタイミングでハイレベルフォーラムの開催に至った理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大により開催が物理的に困難な時期があったという事情をひとまず措くならば、私見では以下のとおりである。現行プロジェクトは、2025年末に終了が予定されており、折り返し地点を過ぎた今、プロジェクトの終了に向け、これまでの課題を整理し、今後の活動を進めて

<sup>1</sup> 横幕孝介「ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況」ICD NEWS第91号（2022.6）p.19

いく段階に入っている。これは、プロジェクト全体に関わる課題であり、各カウンターパート機関のみならず日本側支援機関のハイレベルも参加して問題意識を共有することが適切である。そこで、これまでのプロジェクト活動を振り返るとともに、残された課題及び解決策をカウンターパート機関、法務省、JICA、プロジェクトオフィス等の関係機関で共有するべく、ハイレベルフォーラムの開催に至ったものである。

### 3 ハイレベルフォーラムの概要

#### (1) 開催日時

2024年4月26日（金）午前8時から午前11時30分（ベトナム時間）

#### (2) 参加者<sup>2</sup>

日本側の参加者の筆頭として、中野英幸法務大臣政務官の対面出席をいただいた<sup>3</sup>。また、法務総合研究所瀬戸毅所長、同国際協力部建元亮太部長らからなる法務省出張団、JICA宮崎桂理事を中心とするJICA本部の皆様にも御出席いただいた。さらに、現地から、山田滝雄駐ベトナム日本国特命全権大使、菅野祐一JICAベトナム事務所長の御出席をいただいた。

ベトナム側においても、レー・タイン・ロン司法大臣、グエン・カイン・ゴック司法省副大臣、グエン・タイン・ハイ共産党中央内政委員会副委員長、カオ・フイ首相府副長官、グエン・コック・フン最高人民裁判所副長官、グエン・クアン・ズン最高人民検察院副長官、ルー・ティエン・ズンベトナム弁護士連合会副会長といった各機関の副長官（副委員長）級が対面出席するなど、ハイレベルフォーラムの名に相応しい顔ぶれがそろった<sup>4</sup>。

会場となったメリア・ハノイ・ホテルにおける対面出席者は合計約114名に上った。また、ハイレベルフォーラムの様子はオンラインで日本に中継しており、森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を中心とするアドバイザリーグループの各委員にはオンラインで御参加いただいた。後記のとおり、会議の途中で森嶌名誉教授からオンラインでの御発言をいただいた。

#### (3) 全体の進行

開会挨拶

各カウンターパート機関及びプロジェクトオフィスの発表

議論

閉会挨拶

<sup>2</sup> 参加者の肩書は全て2024年4月26日当時のものである。

<sup>3</sup> 法務省フォトニュース ([https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_01042.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_01042.html))

<sup>4</sup> ベトナムでは以下のウェブサイト等でハイレベルフォーラムの様子が紹介されている。

(<https://baochinhphu.vn/dien-dan-cap-cao-viet-nam-nhat-ban-ve-thuc-day-hop-tac-phap-luat-va-tu-phap-102240426214401047.htm>)

(<https://baovephapluat.vn/kiem-sat-24h/van-de-su-kien/dien-dan-cap-cao-viet-nam-nhat-ban-lan-thu-nhat-trong-khuon-kho-du-an-jica-156974.html>)

#### (4) 開会挨拶

ロン大臣、中野政務官、宮崎理事、山田大使からいただいた（ロン大臣は開会挨拶終了後の集合写真の撮影をもって退出。）。

#### (5) 各カウンターパート機関の発表

各カウンターパート機関の代表者から、過去3年間の活動の振り返り、課題及び解決策の指摘があった。この中では、司法省（MOJ）が、ベトナム側カウンターパート機関を代表して包括的に過去3年間の活動を振り返った。司法省は、決議27号<sup>5</sup>が発出された後は、その精神に基づき、効果的な法執行メカニズムに関連する法整備の完備を促進するための活動が進められ、過去3年間で合計99の活動が実施されたと述べるとともに、各カウンターパート機関のこれまでの活動の概要を紹介した。また、司法省は、JICAプロジェクトの活動の課題として、プロジェクトの規模が大きく、カウンターパート機関が6つもあることを挙げ、今後、プロジェクトの窓口機関である司法省、JICAプロジェクトオフィス、カウンターパート機関との関係性をより強化していく必要があるなどと述べた。

#### (6) プロジェクトオフィスの発表

ア チーフアドバイザーである当職にはプロジェクトオフィスを代表しての発表の機会があった。当職は、本フォーラムの準備をするに当たり、通常のプロジェクト活動には必ずしも参加しない各機関の高官が集まるハイレベルフォーラムという場であるからこそ、この機会を捉え、日ごろ、プロジェクトオフィスとして、円滑にプロジェクト活動を進め、所期の成果を上げるために必要と考えていることを可能な限り率直に伝えるべきと考えていた。そのため、当職からは、JICAプロジェクトオフィスの視点から活動を振り返った上で、残された課題として、2025年末のプロジェクト終了に向けての計画的な活動の実施及び解決策の取りまとめ、本邦研修実施に当たっての日越間の十分な問題意識の共有、カウンターパート機関との日常的な連絡調整の必要性等を挙げた。当職の発言を受けて本フォーラム中にカウンターパート機関の代表者の反応も見られたことから、以下、やや長くなるが、当職の発言の要旨を引用したい。

イ これまでの活動の成果について

##### (a) 現地活動

現行プロジェクトが開始された1年目は、各カウンターパート機関において最優先課題を選定し、2年目から、選定された最優先課題に沿った具体的なワーキンググループ活動が開始された。今年は、ワーキンググループ活動の開始から3年目となる。ここでは、活動の全体像のみを振り返りたい。

2022年度は、6つのカウンターパート機関により合計33のワーキンググループ活動が実施された。2023年度は、6つのカウンターパート機関により

<sup>5</sup> 2022年11月9日付共産党中央執行委員会決議27号（いわゆる新方針）。その詳細については、河野龍三・塚原正典「ベトナム共産党の法・司法改革「新方針」について」ICD NEWS第95号（2023.6）p.37参照。

合計34のワーキンググループ活動が実施された。特に昨年度については、ほぼ毎月何らかのワーキンググループ活動が実施され、精力的に活動が行われていたものと承知している。

これらの日ごろの活動がプロジェクト活動の基礎であり、その準備、実施、その後の交流を通じて、各カウンターパート機関と日本人専門家の間の相互理解が深まり、ひいては日越の司法分野での協力関係も一段と強固になっているものと思料する。

#### (b) 本邦研修

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、約2年間にわたって本邦研修の実施が叶わなかったが、2023年度にこれが再開され、6つのカウンターパート機関全てについて本邦研修を実施した。

具体的には、2023年6月から同年7月にかけてベトナム弁護士連合会（VBF）、同年9月に司法省、同年10月に共産党中央内政委員会（C I A C）、同年11月に首相府（OOG）、2024年1月に最高人民裁判所（S P C）、最高人民検察院（S P P）の研修団がそれぞれ訪日した。

これらの本邦研修の参加者の多くから、研修内容は満足の行くものであり、母国での執務の参考になったなどの肯定的な評価が寄せられているものと承知している。

また、ベトナムのカウンターパート機関の方々が日本を訪れ、研修の講師や受入先機関の職員を始めとする日本人と対面で接することで、日越の関係者との間に友好・信頼関係が醸成されていることも、本邦研修の大きな意義ではないかと思料する。

#### ウ プロジェクトオフィスから見た今後の課題及び解決策等

プロジェクト活動については、毎年、合同調整委員会（JCC）において、各カウンターパート機関の活動計画が承認され、これに基づくワーキンググループ活動が実施されることになる。2023年度は、おおむね活動計画に従ってワーキンググループ活動が行われたものと承知しているが、本プロジェクトの会計年度末である3月にワーキンググループ活動が集中する傾向が見られた。各部局が大変多忙であることは十分に承知しているものの、プロジェクトオフィスにおいては一人の専門家が複数のカウンターパート機関を担当していることから、短期間に複数のワーキンググループ活動の予定が集中した場合には、ワーキンググループ活動を実施することが困難となる場合も想定される。そのため、一時期に集中しないような形で、計画的にワーキンググループ活動が行われることが望ましいと思われる。また、今後は、プロジェクト終了に向けて成果をもたらすため、最優先課題に関し、これまで議論してきた課題、解決策等を取りまとめるためのワーキンググループ活動を実施する必要があると思料する。

本邦研修に関しても、その意義は大きいと思われる一方で、これをより意義のあ

るものにするためには、次のようなことに留意する必要があるのではないか。本邦研修の計画段階から、プロジェクト活動と関連する範囲で現にどのような具体的な問題がベトナム側カウンターパート機関内部にあり、それを解決するために日本においてどのような知見が必要であるかということが、日本側とベトナム側との間で十分に整理され、問題意識が共有されている必要があると考える。そうすることにより、何のために日本に行くか、獲得すべき知見が何で、それが将来どのようにベトナムで生かされるかが明確になる。日本におけるプログラムの調整を担当する日本側の部署にとっても、研修団が日本に来て何をしたいかのイメージを明確に持つことができ、ベトナム側の要望に沿った効果的かつ効率的なプログラムを組むことが可能になると思われる。ここにお集まりの皆様におかれでは既に十分御承知のことと思うが、本邦研修の企画、実施に当たり、プロジェクトオフィスとのより一層の緊密な連携、調整をお願いしたい。

プロジェクト活動全体に関わる話であるが、プロジェクト活動を円滑に進めるためには、活動計画の策定段階はむろん、具体的なワーキンググループ活動の決定やその進め方について、プロジェクトオフィスとカウンターパート機関が密に連絡を取り合って協議することが必要であると考える。各カウンターパート機関が多忙であることはもちろん承知しているが、プロジェクト活動を円滑に進めるためにこの点についての積極的な協力をお願いしたい。

#### エ 当職の発言に対するベトナム側の反応

ゴック司法省副大臣からは、当職が、プロジェクト活動が年度末に集中していると指摘したことを受け、「我々は、この意見を参考にして、年度を通して活動を均等に分散すべきではないかと考える」旨の発言があった。

また、ズン最高人民検察院副長官からは、当職が、本邦研修の準備に当たり、日本側とベトナム側との間で、カウンターパート機関における具体的な課題とそれを解決するために本邦研修で必要とされる知見が何であるかが十分に共有されている必要があると指摘したことを受け、「本邦研修においては、ベトナムが目指すニーズと研修内容を正確に把握し、効果を上げなければならず、そのためにプロジェクトオフィス及び（本邦研修の受入機関である）UNAFEIと研修プログラムについて話し合う予定である」旨の発言があった。

このように、複数のカウンターパート機関の代表者から、当職が問題提起した内容（の一部）に同意するという趣旨で言及があったことに照らせば、当職の発言の機会にプロジェクトオフィスの問題意識を伝えたことに一定の意味はあったのではないかと思われる。

#### (7) 議論

ア 森嶌名誉教授にオンラインで日本から御発言いただいた。その内容は、要旨、日越双方の関係者に対し、現行プロジェクトが、2020年までに解決できなかった課題を解決することを目的としていることを再認識するように求めるものであつ

た。森嶌名誉教授がベトナム側の高官を前に公の席で発言するのは、おそらく、2022年7月の訪越時に各カウンターパート機関の幹部と対談して以来のことであったと思われる<sup>6</sup>。その意味で、今回のハイレベルフォーラムにおける森嶌名誉教授の御発言は貴重なものと考えられることから、以下、その要旨を御紹介したい。

#### イ 森嶌名誉教授の発言の要旨

(本ハイレベルフォーラムは) このプロジェクトの最初のフォーラムである。皆様が本日のフォーラムの意味と重要性を理解してくれることを願っている。

ベトナムの競争力を向上させるため、これまでのプロジェクトがやり残した活動を引き続き実行することは、現行プロジェクトの重要な目標である。このプロジェクトは、ベトナムが国家競争力を更に向上させ、法制度の整備を完璧にするための方法論とアプローチを考え出す必要があると思う。私がプロジェクトを設計した最初の段階は、カウンターパート機関は司法省だけであった。我々は、司法省の多くの基本的な法律の見直し、改正、整備を支援した。この時期、ベトナムのやり方は、トップダウンであった。つまり、上司は指示を出し、部下は一方的に聞いて従っていた。しかし、ベトナムが競争力を高めるためには、そのようなやり方は良くない。若手職員が上司の言うことをただ受け身で聞くだけでは成長は難しい。したがって、各機関内では、上級職員と若手職員の間の平等を構築するメカニズムを構築する必要がある。

ベトナムは、前段階で達成できなかった課題を次の段階の課題として選択し続ける必要がある。そこで、私もこの時期に若手職員を育成するという目標を立てた。2030年までに若手職員が成熟し、勇敢で、重要な任務を遂行できる経験豊富な職員になれるよう、私たちは若手職員の育成に注力しなければならない。若手職員も上級職員も対等にコミュニケーションをとることができるように頑張る必要がある。若手職員の育成は、ベトナムの国際舞台での競争力向上に貢献できると思う。

1992年に初めてベトナムに来たとき、私は、非常に少人数でプロジェクトの設計プロセスに参加した。プロジェクトの活動に参加しなくなった人もたくさんいるが、私は、まだプロジェクトから離れることができない。私は、今後ベトナムから若手職員が世界に行く機会を多く持ち、ベトナム職員の能力を世界にアピールすることを願っている。その時点で、ベトナムの法整備を支援するプロジェクトはもう必要ない。今日のフォーラムに参加する皆様が、私たちが今日行っていることが将来結果をもたらすと信じていただければ幸いである。為せば成る、為さねば成らぬ、何事も。

<sup>6</sup> 司法省訪問時の様子 (<https://moj.gov.vn/UserControls/News/pFormPrint.aspx?UrlListProcess=/qt/tintuc/Lists/HoatDongCuaLanhDaoBo&ListId=893be1dc-01e7-43b1-bafc-cb20bf88e43&SiteId=b11f9e79-d495-439f-98e6-4bd81e36adc9&ItemID=5314&SiteRootID=b71e67e4-9250-47a7-96d6-64e9cb69ccf3>)

最高人民検察院訪問時の様子 (<https://baovaphapluat.vn/kiem-sat-24h/van-de-su-kien/vien-truong-le-minh-tri-tiep-giao-su-morishima-akio-va-doan-cong-tac-du-an-jica-125693.html>)

#### (8) 閉会挨拶

しめくくりに、中野政務官、ゴック副大臣の閉会挨拶があり、いずれも、2025年末に終了する現行プロジェクトが所期の成果を上げることへの期待を示された。

### 4 ハイレベルフォーラム開催の意義及び現行プロジェクトの今後への示唆

今回のハイレベルフォーラム開催の意義については、2020年12月に行われた現行プロジェクトのローティングセレモニー<sup>7</sup>以来の日越高官が一堂に会しての会議となつたことを始めとして様々挙げられると思われる。

私見では、今回開催の意義は、前記のとおり日ごろプロジェクトオフィスとして抱いていた問題意識を各カウンターパート機関に伝達する機会となつたことに加え、現行プロジェクト終了まで既に2年を切っており、今後は、プロジェクトの終結に向けて活動を進めていく必要があることについて、各カウンターパート機関及び日本側関係機関の間で改めて認識を共有した点にあるのではないかと思われる。すなわち、現行プロジェクトは、最優先課題の選定後にワーキンググループ活動が開始されてから3年目を迎えており、最優先課題とこれの解決に向けての取組が求められていることはベトナム側においても広く認識されていると思われるものの、プロジェクトの終了が迫りつつあることや、最終的には各カウンターパート機関において解決策の取りまとめをしなければならない<sup>8</sup>ことはともすれば忘れられがちであり、これらの点の注意喚起となったことを期待したい。

なお、ハイレベルフォーラムと同日の午後に、現行プロジェクト下で第5回目となるJCCが開催され、その場で今年度の活動計画を承認した。現在、同活動計画に基づいて各カウンターパート機関のワーキンググループ活動が順次進められている。今後の解決策の取りまとめの必要性については、今後も折に触れて注意喚起し、現行プロジェクトの最終年となる来年度の活動に結び付けていく必要があると考える。

<sup>7</sup> [https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00204.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00204.html)

<sup>8</sup> PDMに活動（2-3）として次のとおり記載されている。「各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、（2-1）で策定した各ワーキンググループの活動計画に基づき活動を行い、最優先課題について研究・討議し、解決策についての具体的な提案を書面にまとめる。」（前掲注1横幕 p. 19）



【会場全体の様子】



【森嶽名誉教授の御発言の様子】



【集合写真】

# 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官  
大 谷 洋 史

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（ＩＣＤ）では、例年、大学生、法科大学院生、若手法曹等を主な対象として、「法整備支援へのいざない」というシンポジウムを開催しています。これは、公益財団法人国際民商事法センター（ＩＣＣＬＣ）、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所（ＫＥＩＧＬＡＤ）、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（ＣＡＬＥ）との共催で開催している「法整備支援連携企画」<sup>1</sup>の一環として行われているものです。本シンポジウムは、若い世代の方々に法整備支援活動の内容を御紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスの参考となることを目指しています。

本稿では、2024年5月25日（土）に実施した今年度の本シンポジウムの内容を御紹介します。なお、本シンポジウムにおける詳細な発言については、ＩＣＣＬＣ ＮＥＷＳに掲載されますので、更に詳しい内容を知りたい方は是非ＩＣＣＬＣ ＮＥＷＳ（<https://www.icclc.or.jp/>）を御覧ください。また、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

## 第2 本シンポジウムのプログラム

今年度のプログラムは以下のとおりです（以下敬称略）。

- 1 開会挨拶 瀬戸毅 法務総合研究所長
- 2 導入講義「法整備支援ってなんだ？」 山下拓郎（当部教官）
- 3 パネルディスカッション①「長期派遣専門家の仕事」

＜パネリスト＞

- 西木陽子 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム  
大西宏道 JICA長期派遣専門家（ベトナム）  
國井陽平 JICA長期派遣専門家（インドネシア）

＜モダレーター＞ 建元亮太（当部部長）

- 4 パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ネパールの活動～」

＜パネリスト＞

- 松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

<sup>1</sup> この連携企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけに始まり、2012年以降、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となる「法整備支援へのいざない」（法務総合研究所主催）、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、現在まで続いている。

大久保晶光 JICAネパール事務所長  
磯井美葉 元JICA長期派遣専門家（ネパール）、弁護士、当部調査員  
原彰一 当部教官  
＜モダレーター＞ 野瀬憲範（当部副部長）

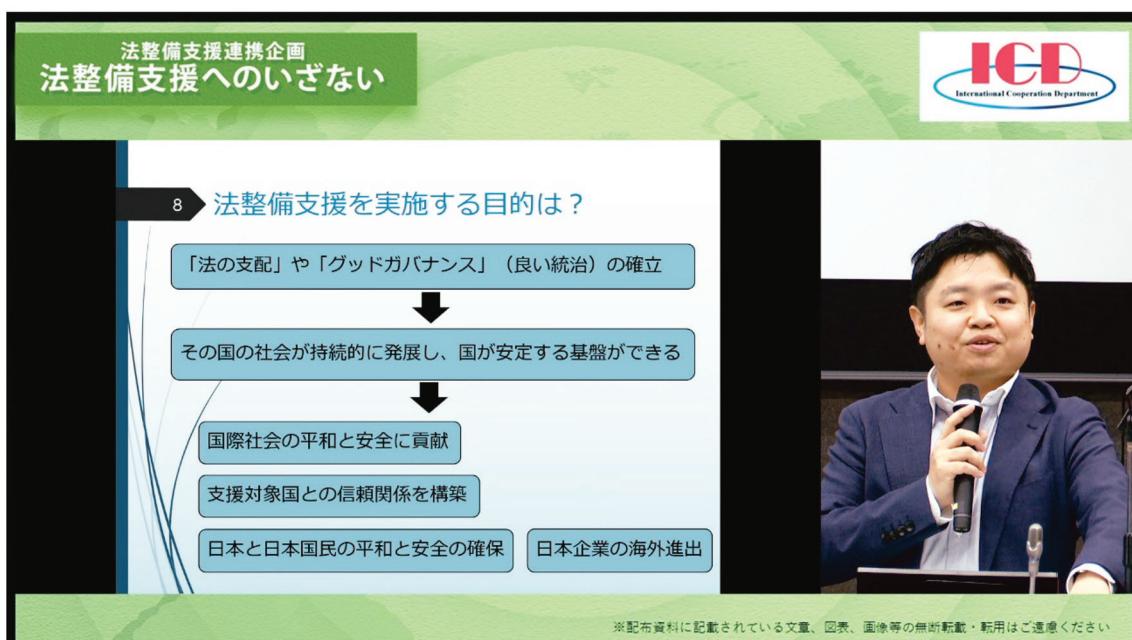
- 5 総括質疑
- 6 連携企画告知
- 7 閉会挨拶 武田涼子 ICCLC評議員、弁護士

なお、以上のプログラム終了後、会場参加者のうち希望者のみで、当部教官らとの座談会も実施しました。

### 第3 本シンポジウムの概要

- 1 導入講義「法整備支援ってなんだ？」

本シンポジウムでは、瀬戸法務総合研究所長の開会挨拶に引き続き、当部教官から法整備支援の概要等をお話しする導入講義を実施しました。



【導入講義の様子】(写真は当部の山下拓郎教官)

当部山下教官から、「そもそも法整備支援ってなに?」、「法整備支援はどのように行っているの?」、「法整備支援に関わるにはどうすればいいの?」の3つを柱に、ベトナムにおける法律を作る支援、バングラディッシュにおける法律が適正に運用・執行されるための支援、カンボジアにおける法律家などの人材育成支援などを具体例として挙げながら、法整備支援や当部について説明しました。

## 2 パネルディスカッション①「長期派遣専門家の仕事」

次に、現地で長期派遣専門家として活動している方と日本国内で長期派遣専門家を支えるJICA本部職員をお招きして、長期派遣専門家の仕事などについてパネルディスカッションを実施しました。



【パネルディスカッション①の登壇者らの様子】（上段：左からJICAベトナム長期派遣専門家の大西宏道さん、JICAインドネシア長期派遣専門家の國井陽平さん 下段：左からモダレーターである当部の建元亮太部長、JICA本部の西木陽子さん）

このパネルディスカッションでは、JICA本部の西木さん、JICA長期派遣専門家の大西さんと國井さんをパネリストとしてお招きし、法整備支援に関するJICAの取組、長期派遣専門家のこれまでのキャリア、各パネリストが関わった法整備支援活動の概要、どうすれば法整備支援に携わることができるのか、長期派遣専門家の仕事のやりがいや、それぞれの国において活動をする上で困難だったこと、JICA本部から長期派遣専門家を支えることの魅力と難しさ、法整備支援活動に携わる上で心がけていることや求められる能力・資質など、多彩な内容について活発な議論が行われました。

パネリストの方々からは、法整備支援活動を通じて、それぞれの国から学ぶことが多かったというお話が具体的なエピソードとともに語られました。法整備支援というと、日本側が相手国に法律に関する知識や経験を伝えて支援をしてあげるというニュアンスが感じられるかもしれません、日本の法整備支援は、相手国と信頼関係を築き相手国のニーズを十分に踏まえて行う寄り添い型の支援を行っているため、その過程の中で相手国からも学ぶ姿勢が大切であることが参加者に伝わったのではないでしょうか。

### 3 パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ネパールの活動～」

続いて、ネパールの法整備支援活動に関わってきた方々をお招きしての同国に対して行ってきた具体的な法整備支援活動を題材として、法整備支援の魅力や難しさについて、様々な立場から関わっているパネリストの方々からお話をうかがいました。



【パネルディスカッション②の登壇者らの様子】（上段：左から JICA ネパール事務所長の大久保晶光さん、当部の原彰一教官 下段：左からモデレーターである当部の野瀬憲範副部長、慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授、元 JICA ネパール長期派遣専門家・弁護士・当部調査員の磯井美葉さん）

このパネルディスカッションには、研究者でありネパールの民法整備などにも深く関与された松尾教授、JICA ネパール事務所長の大久保さんをパネリストとしてお招きし、本年 3 月まで長期派遣専門家としてネパールに派遣され、本年 4 月から当部調査員となっている弁護士の磯井さんと当部の原教官もパネリストに加わるという多彩な顔触れで、ネパールの法整備支援の経緯、当部と JICA の活動紹介、それぞれの立場から感じる法整備支援の魅力や難しさ、必要なスキルについて活発な議論がなされました。

最後には、各パネリストから、法整備支援に興味をお持ちの若い世代の方へのメッセージが語られました。法整備支援にも、様々な立場からの携わり方があり、それぞれの魅力や難しさがあることは参加者の皆様に伝わったものと思われます。若い世代の参加者の皆様には、将来のキャリアを考える一助になったのではないでしょうか。

#### 第4 おわりに

今年度は、会場参加及びオンライン形式のハイブリッド方式で実施したところ、26名の方に御来場いただき、オンラインでは約80名の方に御参加いただきました。また、会場参加者の方の多くは、プログラム終了後の当部教官らとの座談会にも御参加いただきました。週末の午後という時間にもかかわらず、多くの方々に御参加いただいたことは、法整備支援に対する関心の高さをうかがわせるものであり、当部教官の一人として大変心強く受け止めています。

参加者の皆様からは、「法整備支援についての総論的考え方から実際、やりがい等について興味深いお話を拝聴できた」「実際に関わる方々からの経験とその法整備支援の問題点を勉強できた」「すごく有意義なセミナーだと思います。短時間で法整備支援制度の全体的な知識を学べることのみならず、実際に支援をおこなっている長期専門家の経験とネパールの実際例などを聞きでき、大変勉強になりました。」「法整備に関わる様々な立場の方のお話が聞けたことが大変興味深かったです。特に磯井先生のネパールにおける実体験に基づくお話などで、具体的に法整備支援の内容ややりがいを想像でき、面白かったです。座談会では先生方が気さくにお話ししてください、今後につながる大変貴重な機会となりました。ありがとうございました。」などの感想をいただき、本シンポジウムの目的を十分に達成できたのではないかと思われます。

最後になりましたが、お忙しい中、御登壇を御快諾いただいた登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨を御理解いただき、共催・後援いただくとともに、広報活動にも御協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

## 【国際研修・共同研究】

### 2023年度ベトナム（最高人民裁判所）現地セミナー及び本邦研修

国際協力部教官

原 彰一

#### 第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2024年1月21日（日）から同月30日（火）までの日程（移動日を含む。）で、ファム・クオック・フン最高人民裁判所（以下「S P C」という。）副長官ら10名を対象に、独立行政法人国際協力機構（以下「J I C A」という。）東京センター等において、第70回ベトナム（S P C）本邦研修を実施した。詳細な研修日程等については、別添（別添1は研修日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

また、本邦研修に先立って、当職は、当部の坂本達也教官（当時）と共に、2023年7月23日（木）から同年8月3日（木）までの日程（移動日を含む。）で、ベトナムに出張して、本邦研修のテーマに関する要望を調査するとともに、S P CとJ I C Aが共催する裁判官養成と判例制度に関する現地セミナーに出席した。

本稿では、2023年度におけるS P Cに対する支援の一環として、上記現地セミナー及び本邦研修の概要を紹介したい。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

#### 第2 ベトナム（S P C）への支援の背景

1 ベトナムに対する現行のプロジェクト（法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト）では、S P Cを含む6つの機関をカウンターパートとし、①各カウンターパートにおいて「最優先課題」を特定して、その解決策を討議するために「ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置し、②各WGにおいて活動計画を策定して、それに基づくWG活動において最優先課題について研究・討議し、その解決策を提案するという方式をとっており、2023年度のS P Cの最優先課題として、判例制度、調停制度及び裁判官養成の3つが選定されていた。判例及び調停制度については、昨年度からの継続課題である。

2 このうち、判例制度<sup>1</sup>については、2015年12月に「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」が発出され、ベトナム独自の判例制度が開始されるに至っているところ、同議決によれば、確定判決・決定の中から標準性を有するなどの基準を満たすものを選定し、これらをベトナム最高人民裁判所長

<sup>1</sup> ベトナムの判例制度の導入経緯や概要につき、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」I C D N EWS第73号（2017年12月号）29頁以下、枝川充志・黒木宏太「ベトナムの判例についての覚書（1）－判例制度の現状と今後の課題－」I C D N EWS第88号（2021年9月号）9頁以下を参照されたい。

官が「判例」として「公布」することとされ、同議決（2017年7月15日施行）第8条第2項によれば、「審理の際、裁判官・人民参審員は判例を研究し、同様の法的状況を有する諸事件は同様に解決されるよう保証しなければならない。同様の法的状況を有する事件について裁判所が判例を適用しない場合、その理由を裁判所の判決及び決定に明確に掲示しなければならない」とされている。もっとも、下級審においては、裁判官が判例と同様の法的状況を有するか否か適切に判断できず、実務に混乱が生じ、また、判例をどのように引用すべきかについて意見がまとまっている状況にあるなどの課題があり、判例制度の適切な運用に向けて日本側の知見を学びたい旨の求めがあったものである。

また、調停制度については、2021年1月1日に「裁判所における調停・対話法」（以下「調停・対話法」という。）が施行され、裁判所への訴状提出後受理前に当事者双方が同意した場合、裁判所内で民事・婚姻家庭・経営・商事・労働事件につき調停、行政事件につき対話（民事事件等における調停に相当するもの）の手続を開始し、調停・対話が成立した場合、裁判所（裁判官）がそれを承認する手続が導入されたことから、調停・対話法の下で調停・対話の適正な運用を図ることが喫緊の課題となっており、調停に関するスキル（当事者への説得の技法や調停調書の作成、承認の検討方法等）の向上、調停人へのトレーニングの方法や倫理などの規律の在り方等につき、調停実務に関する日本の知見を学びたい旨の求めがあったものである。

裁判官養成については、SPCの設置する教育機関である裁判所学院が、裁判官を含む裁判所職員を養成する役割と法学士を養成する役割（法学士を得た学生の多くが裁判所に就職する。）を担う組織であり、ベトナムの裁判官は裁判所職員の中から登用され、裁判所職員が裁判所学院の裁判官養成コースを卒業することによって裁判官として任命される資格を得る仕組みであるところ、裁判所学院での教育・研修の参考とするために日本の法曹養成制度等に関する知見を学びたい旨の求めがあったものである。

3 上記優先課題を踏まえ、当部において、JICA長期派遣専門家の塚原正典弁護士と連携しながら、現地セミナーに参加し、本邦研修を実施した。

### 第3 現地セミナーの実施

#### 1 裁判官養成に関するセミナー

2023年7月28日、カントー市において、SPC及びJICAの共催により、裁判所学院における裁判官養成プログラム及び教授法の向上を目的とするセミナーが開催された。ベトナム側の参加者は、ファム・ミン・トゥエン裁判所学院長を筆頭とする現行プロジェクトの裁判官養成WGのメンバーのほか、裁判所学院所属（裁判官と兼任である者も含む。）の教官ら約40名であった。

同セミナーでは、トゥエン裁判所学院長による裁判所学院の能力強化に関するプレゼンテーション、グエン・AIN・トゥ裁判官養成部長による裁判官養成のカリキュ

ラムに関するプレゼンテーション、グエン・ヴァン・ナム高等教育部長による法学士養成コースにおける教授法の改善に関するプレゼンテーションが行われたほか、日本側から坂本教官が「日本の裁判官養成」というタイトルでプレゼンテーションを行い、日本の法曹養成制度の概要・沿革、大学及び法科大学院における法学教育、司法試験、司法修習、裁判官任官後の継続教育について概説した。

その後の討論のパートでは、トゥエン裁判所学院長から、ベトナムでの裁判官養成との差異を指摘しながら、日本の法学教育や法曹養成が理論教育から実務教育へと段階的に行われており見習うべき点が多い、日本の司法研修所の教官は専任教官であり、裁判所学院の能力強化のためには優秀な専任教官の確保が求められるなどのコメントがあり、また、フランスへの留学経験がある教官からは、フランスの制度と比較しながら日本の法曹養成制度に関する質問がなされるなど、充実した意見交換を実施することができた。

## 2 判例制度に関するセミナー

2023年8月1日、ラムドン省ダラットにおいて、同じくSPC及びJICAの共催により、判例の適用と引用に関するセミナーが開催された。ベトナム側の参加者は、ダオ・ミン・トゥイ最高裁判事を筆頭とする現行プロジェクトの判例WGのメンバーのほか、ダラット及び同所近郊の人民裁判所所属の裁判官約40名であった。

同セミナーでは、ホーチミン市人民裁判所副長官であるフン・ヴァン・ハイ判事による刑事事件判決における判例の適用と引用に関するプレゼンテーション、ホーチミン市法科大学教授であるドゥ・ヴァン・ダイ教授による民事、商事、婚姻及び家事事件における判例の適用と引用に関するプレゼンテーション、ハノイ市人民経済裁判所長官であるホアン・ゴック・タイン判事による行政事件における判例の適用と引用に関するプレゼンテーション、SPC法制科学部長であるグエン・ベット・ザン部長による判例の適用と引用の実情に関するプレゼンテーションが行われたほか、日本側から当職が「判例制度の多様性と判例適用の考え方」というタイトルでプレゼンテーションを行い、大陸法（主に日本）、英米法における判例制度及び判例の射程の考え方を概説した後、ベトナムの実際の判例を基に判例の射程の考え方について説明した。

その後の討論のパートでは、当職が説明した解釈判例、場合判例、事例判例という判例の一般的な分類に関し、分類する目的はどういう点にあるのかといった質問や、類似性が何%あれば判例を適用してよいのかといった質問がなされた。後者の質問に対し、当職において、事実が一見すると異なっているが本質的には共通であるということが類似しているということの意味合いであり数量的に考えることは難しい、本質的に同じ状況であるのであれば同じように法律が適用されるべきというのが判例の基本的な考え方である旨回答するなど、充実した意見交換を実施することができた。

### 3 所感

現地セミナーに関して若干の所感を述べるに、判例制度の発展及び円滑な運用は、S P Cにおける重要な組織的課題の一つであり、精力的な取組みがなされているが、判例に関するセミナーにおいて、現場の裁判官からは何%の事実が類似していれば判例を適用してもよいのかといった質問が出たことが印象的であり、判例の射程に関する議論は依然として錯綜している状況にあることがうかがわれた。

一見すると異なる事案が本質的には共通であると判断するためには、関連法規や類似事案に関する正確な理解が必要なことはいうまでもなく、ベトナムにおいて判例制度が根付いていく過程においては法律家全体のレベルアップが必要であると感じた。裁判官養成に関するセミナーにおいても検討されたように、教育機関において理論と実務を融合した教育、例えば判例を踏まえたケースメソッドなどが積極的に活用されることが望ましいのではないかと思われる。

【現地セミナーの様子】





## 第4 本邦研修の実施

### 1 研修の背景及びテーマ

第70回ベトナム（S P C）本邦研修では、S P C側の要望を踏まえ、研修のテーマを、上記最優先課題である判例制度及び調停制度に加えて、少年司法とした。少年司法については、ベトナムでは、日本の少年法に相当する法令がなく、刑事法令に違反した未成年者に対する訴訟手続が刑事訴訟法に規定されているのみであったが、現在少年法を制定する検討が進められており、少年司法に関する日本の知見を学びたい旨の求めがあったものである。なお、ベトナム研修参加者10名のうち5名は、裁判所学院に所属する裁判官等であったことから、裁判官養成との関連もあったものと推測される。

ベトナムに対しては、2020年2月を最後に新型コロナウイルス感染症拡大のために本邦研修の実施が途絶えていたが、今年度からこれが再開されることとなり、法務総合研究所がこれまで継続的にS P Cに協力してきた経緯に鑑みれば、上記課題の解決に向けて協力することが相当であり、日本の研究者、実務家及び当部教官による講義・意見交換のほか、裁判所訪問を通じてベトナム側が求める知見を提供するため、本研修の実施に至った。

### 2 研修の内容

- (1) 本研修のテーマは、上記のとおり、判例制度、調停実務及び少年司法に関する調査・研究であるところ、各講義の要旨は以下のとおりである（以下、講義の実施順に記載）。

ア 坂本達也国際協力部教官（当時）及び当職による日越の刑事・民事の判例を題材にした「判例の適用に関する具体的な検討」の講義

坂本教官において刑事判例を、当職において民事判例を担当し、それぞれ具体的な事例を題材にして、判例の射程や適用に関する考え方を説明した。講義では、裁判所学院所属の研修参加者が多かったことから、双方向的になるよう研修参加者との間で議論をしながら進めた。

イ 稲葉一人弁護士による「調停トレーニング」の講義

稲葉弁護士は、様々な国の法整備支援で調停トレーニングを実施した経験、日本の調停制度の特徴、調停と裁判との比較、裁判所調停と民間調停との比較等を説明した後、メディエーションのタイプ（モデル）と事件類型の相性、メディエーションの流れ、調停人に必要なスキル、倫理等について説明いただいた。講義では、研修参加者が参加するロールプレイが取り入れられ、調停トレーニングを体験することができた。

ウ 草野芳郎弁護士による「日本の和解、調停と和解技術論」の講義

草野弁護士は、日本の紛争解決制度の概要、和解の基本的な考え方や方法を説明した後、裁判官として事件を担当した経験に基づいて執筆された著書である「和解技術論」をベースに、和解技術論の考え方や具体例について講義していただいた。和解技術論の具体例として、日本の実務に広く浸透した一部完済後免除型の条項などがあり、また、当事者双方の希望する和解金額に差がある場合にその平均を算出する方法として、足して2で割るという相加平均とかけてルートをとる相乗平均（ルート理論）の二つがあるといった興味深い考え方などを紹介いただいた。

エ 東京地方裁判所中島崇判事による「判例の調査等について」の講義

中島判事は、日本の民事裁判制度や判例制度を概説した後、下級審裁判所における判例の調査・検討や判決の引用等について講義していただいた。特にベトナムの判例には事例判例が多いことから、退職後の競業避止義務違反に関する日本の判例を具体例として紹介し、下級審判決において事例判例がどのように参照されているかわかりやすく説明いただいた。

オ 当職による「少年事件に関する日本の実情」の講義

当職において、少年審判の目的、機能、基本原理等を概説した上で、家庭裁判所の調査、少年審判の運用や保護処分に特有の要件である要保護性等を説明した。

(2) 裁判所訪問、概要説明等

本研修では、最高裁判所を訪問して、最高裁判所事務総局家庭局において少年法に関する概要説明を受けるとともに、研修参加者が戸倉三郎最高裁判所長官に表敬訪問する機会を得た。

また、本研修のテーマである調停との関係では、東京家庭裁判所を訪問して、裁判官及び家庭裁判所調査官より家事調停等の実務に関する概要説明を受けるとともに、調停室・児童室等の施設を見学した。東京地裁では、上記の中島判事の講義に加えて、民事事件の尋問を傍聴するなどした。

さらに、本研修では、元最高裁長官である寺田逸郎法務省特別顧問を表敬訪問する機会を得ることができ、日越相互の判例制度や法曹養成等に関する意見交換を行うなど、研修参加者にとって大変に印象深いものとなった。

(3) 以上のような講義及び裁判所訪問等を通じて、日本の判例制度、調停実務及び少年司法に対するベトナム側の理解が深まるとともに、意見交換等を通じて、日越の相互理解も深化したといえる。研修参加者は、各講義に真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取り、講義及び見学時に積極的に質問し、日本側に関連資料の提供を求めるなど、日本の制度及び実務を熱心に調査・研究しようとしていた。総じて、研修参加への意欲は旺盛であり、受講態度も真摯なものであった。

### 3 総括

本研修では、ＳＰＣ側の要望を踏まえて、判例制度、調停実務及び少年司法と幅広いテーマを扱ったところ、研修参加者のアンケートには、本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であった旨の意見が多数見られるなど、講義を始めプログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができた。具体的には、判例制度及び調停実務が、ベトナムに導入されたのは比較的最近のことではあるが、既に相応の実施実績があり、日本の制度・実務との共通点も多く、日本の知見はこれらの制度を運用していく上で参考になる部分が多かったように思われる。他方で、少年司法については、ベトナムではまだ立法化が検討されている段階であり、その内容も長い歴史を有する日本の少年司法の制度・実務と異なる点が多いようであった。もっとも、ベトナム側は日本の少年司法に高い関心を示し、少年の非行を予防して改善・更生につなげる仕組みとして高く評価しており、帰国後に幹部に伝える旨を述べていた。今後はベトナム側のニーズに応じて更なる知見の提供が検討されるべきである。

このように、本研修の内容は研修参加者の関心に十分に応えており、その目的を達成したといえる。今後、本研修の結果を踏まえ、ＳＰＣのニーズを的確に把握した上で、関心の高い分野を中心に、プロジェクト活動や本邦研修において日本側の知見の提供を継続していくことが相当である。

最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、御多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた裁判所関係者等の皆さまに対し、この場を借りて改めて御礼を申し上げる。

【法務省赤れんが棟前での集合写真】



The 70th Study Tour for SPC of Viet Nam(21st -30th January, 2024)

【講義の様子】





## 第70回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)

|    |                                                                                                                                      |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <b>ファム・クオック・フン</b>                                                                                                                   |
|    | <b>Mr. Pham Quoc Hung</b>                                                                                                            |
|    | 最高人民裁判所副長官                                                                                                                           |
|    | Deputy Chief Justice of the Supreme People's Court                                                                                   |
| 2  | <b>グエン・ビエン・トゥイ</b>                                                                                                                   |
|    | <b>Mr. Nguyen Bien Thuy</b>                                                                                                          |
|    | 最高人民裁判所判事                                                                                                                            |
|    | Justice of the Supreme People's Court                                                                                                |
| 3  | <b>ファム・コン・ベイ</b>                                                                                                                     |
|    | <b>Mr. Pham Cong Bay</b>                                                                                                             |
|    | 最高人民裁判所労働・家庭・少年監督審査部部長                                                                                                               |
|    | Director of the Department for Cassation Review and Examination of Labor, Family and Juvenile Judgement – the Supreme People's Court |
| 4  | <b>ファム・ヌー・フン</b>                                                                                                                     |
|    | <b>Mr. Pham Nhu Hung</b>                                                                                                             |
|    | 裁判所学院副院長                                                                                                                             |
|    | Deputy Director of the Court Academy                                                                                                 |
| 5  | <b>ヴ・ミン・ザム</b>                                                                                                                       |
|    | <b>Mr. Vu Minh Giam</b>                                                                                                              |
|    | 裁判所学院訓練審査部部長                                                                                                                         |
|    | Head of Training & Testing Department – the Court Academy                                                                            |
| 6  | <b>グエン・ティ・ミン</b>                                                                                                                     |
|    | <b>Ms. Nguyen Thi Minh</b>                                                                                                           |
|    | 裁判所学院大学院訓練部副部長                                                                                                                       |
|    | Deputy Head of Postgraduate training – the Court Academy                                                                             |
| 7  | <b>ド・ニヤット・アイン</b>                                                                                                                    |
|    | <b>Ms. Do Nhat Anh</b>                                                                                                               |
|    | 裁判所学院刑事法課課長                                                                                                                          |
|    | Head of the subject of Criminal Law – the Court Academy                                                                              |
| 8  | <b>ド・ビン・ミン</b>                                                                                                                       |
|    | <b>Ms. Do Binh Minh</b>                                                                                                              |
|    | 裁判所学院講師                                                                                                                              |
|    | Lecturer of the Court Academy                                                                                                        |
| 9  | <b>チャン・ホン・ニュン</b>                                                                                                                    |
|    | <b>Ms. Tran Hong Nhung</b>                                                                                                           |
|    | 最高人民裁判所法制科学管理局調査官                                                                                                                    |
|    | Legal Examiner of the Department of Legal Affairs and Scientific Management – the Supreme People's Court                             |
| 10 | <b>ファム・トゥ・ハン</b>                                                                                                                     |
|    | <b>Ms. Pham Thu Hang</b>                                                                                                             |
|    | 最高人民裁判所国際協力局書記官                                                                                                                      |
|    | Court Clerk of the International Cooperation Department – the Supreme People's Court                                                 |

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)

教官 / Professor 坂本 達也 (SAKAMOTO Tatsuya)

国際専門官 / Administrative Staff 矢口 昌宏 (YAGUCHI Masahiro)

別添2

第70回ベトナム法整備支援研修（最高人民裁判所）日程表

【令和6年1月21日（日）～30日（火）（移動日を含む。）】

[担当：原教官、坂本教官、矢口国際専門官、飯澤国際専門官]

| 月            | 曜<br>日 | 午前                                                                           | 休憩等                                        | 午後                                                                  | 備考                                                                  |                |
|--------------|--------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>／<br>21 | 日      |                                                                              |                                            |                                                                     | JICA東京センター(TIC)泊                                                    |                |
| 1<br>／<br>22 | 月      | 9:30<br>JICAオリエンテーション<br>JICA東京センター(TIC)                                     | 12:30                                      | 14:00<br>国際協力部オリエンテーション<br>「刑事判例の適用に関する具体的検討」<br>JICA東京センター(TIC)    | 15:00<br>【講義と意見交換】<br>坂本教官<br>「民事判例の適用に関する具体的検討」<br>JICA東京センター(TIC) | 17:00          |
| 1<br>／<br>23 | 火      | 10:00<br>【講義・意見交換】<br>原教官<br>「民事判例の適用に関する具体的検討」<br>JICA東京センター(TIC)           | 12:00                                      | 14:00<br>【講義・意見交換】<br>稻葉一人弁護士<br>「調停人に対するトレーニング」<br>JICA東京センター(TIC) | 17:00                                                               |                |
| 1<br>／<br>24 | 水      | 10:00<br>【ベトナム側発表・意見交換】<br>「調停対話法に関する諸問題と日本の調停制度に関する実情紹介」<br>JICA東京センター(TIC) | 12:00                                      | 14:00<br>【講義・意見交換】<br>草野芳郎弁護士<br>「調停における説得の技法」<br>JICA東京センター(TIC)   | 17:00                                                               |                |
| 1<br>／<br>25 | 木      | 10:00<br>最高裁判所訪問<br>(表敬・施設見学、少年事件に関する概要説明)<br>最高裁判所                          | 12:00                                      | 14:00<br>東京地方裁判所訪問<br>(民事裁判傍聴、判例制度に関する講義・意見交換、施設見学)<br>東京地方裁判所      | 17:00                                                               |                |
| 1<br>／<br>26 | 金      | 10:00<br>東京家庭裁判所訪問<br>(家事調停に関する概要説明・意見交換、施設見学)<br>東京家庭裁判所                    | 12:00                                      | 12:30<br>【意見交換会・写真撮影】<br>瀬戸所長、内藤部長<br>法曹会館・赤れんが                     | 14:30<br>寺田法務省特別顧問<br>表敬訪問<br>赤れんが                                  | 15:00<br>16:00 |
| 1<br>／<br>27 | 土      |                                                                              |                                            |                                                                     |                                                                     |                |
| 1<br>／<br>28 | 日      |                                                                              |                                            |                                                                     |                                                                     |                |
| 1<br>／<br>29 | 月      | 10:00<br>【講義・意見交換】<br>原教官<br>『少年事件に関する日本の実情』<br>JICA東京センター(TIC)              | 11:20<br>【総括質疑】<br>塚原専門家<br>『プロジェクトの今後の展望』 | 12:30<br>14:00<br>評価会・修了式<br>JICA東京センター(TIC)                        | 16:00                                                               |                |
| 1<br>／<br>30 | 火      |                                                                              |                                            | 【出国】                                                                |                                                                     |                |

## 【海外出張】

### ネパール出張の報告 ～現地ワークショップの実施と今後の支援の方向性～

国際協力部教官  
原 彰一

#### 第1 はじめに

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の長期専門家として派遣されていた磯井美葉弁護士（当時。以下「磯井専門家」という。）は、後述のとおり、ネパールの国家司法学院（以下「NJA」という。）をカウンターパート機関として、民法の家族法分野に関する逐条解説（NJAの研修用教材として発行されるため、リソース・マテリアルと呼称されており、以下「RM」という。）を作成する支援を実施していた。

当職は、2023年12月25日（月）から同月31日（日）までの日程（移動日を含む。）で、JICA調査団に同行し、家族法分野のRMの完成に向けてドラフターとJICAアドバイザリーグループ（以下「AG」という。）委員との間でワークショップを実施するとともに、個別専門家派遣スキームでの磯井専門家の任期が2024年3月までであることから、その後のネパール支援の方向性等を調査する目的で、ネパールに出張した。

本稿では、上記出張について報告し、RMの作成支援や現地ワークショップの実施、今後のネパール支援の方向性等の概要を紹介したい。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

#### 第2 家族法分野のRMの作成支援について

##### 1 これまでのネパール支援の概要

ネパールについて、王政廃止と連邦民主制への移行をきっかけに19世紀に制定された「ムルキアイン」法典（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する基本法典）を分割した上で内容を現代化する必要が生じた。そこで、ネパール政府の要請を受け、法・司法・議会担当省（以下「司法省」という。）をカウンターパート機関として、AGを中心に2009年より民法の起草支援が開始され、2017年に民法を含む新5法（民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法）が成立し、翌年8月に施行された（南アジアで最初に制定された民法典とされる。）<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> ネパール支援の経緯や成立した民法典の概要については、石崎明人「ネパール新民法、遂に成立！」ICD NEWS第73号（2017年12月号）80頁以下、同「ネパール新民法の概要」ICD NEWS第77号（2018年12月号）156頁以下を参照されたい。

民法の成立後も、法令の解釈・適用が統一されておらず、裁判官毎に判断がまちまちであったり、不法行為や国際私法など民法で新たに導入された規定の理解が進まず、適切に運用できていないといった課題があったことから、JICA個別専門家及び国別研修の支援スキームや法務省（当部）独自の支援等により、長期派遣専門家による現地活動や本邦研修・現地セミナー等の実施を通じて、ネパールに対し、民法の普及・運用改善や将来の改正に向けた支援が継続されてきた<sup>2</sup>。

## 2 家族法分野のRM作成支援

上記のとおり、民法の普及・運用改善等に向けた支援が継続されてきたが、ネパールでは、民法に関して信頼できる解説書が存在しておらず、多くの司法関係者が参照することのできる民法の逐条解説を作成することが法令の解釈・適用の統一などの課題を解決する上で非常に効果的と考えられたことから、これまで磯井専門家において逐条解説を作成する支援が模索されてきた。紆余曲折あり、カウンターパート機関を司法省からNJAに変更することで、ようやくRMの作成支援を開始することができるようになったが、その時点では、任期中に民法全体のRMを作成することが不可能であったため、トライアルとして家族法分野のRMに限って作成に着手することとなつた。

こうして2023年7月より、NJAとの間で、家族法分野のRMの作成支援が開始され、具体的には、現役又はOBの裁判官5名にドラフトの作成を依頼して、AG委員がドラフトの内容を検討しその意見を反映させた上で、磯井専門家の任期中の完成を目指した。

### 第3 出張の概要

#### 1 現地ワークショップの実施

現地ワークショップは、2023年12月28日及び翌29日の2日間にわたって開催された。

本出張では、AG委員である慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授と新潟大学の南方暁名誉教授に御参加いただき、特に家族法を御専門とする南方名誉教授においてドラフトへ多くのコメントをいただくとともに、ワークショップでの議論をリードしていただいた。ネパール側のドラフターも、総じて能力が高く、NJAにおいて適切な人物が選定されていることがうかがわれた。

家族法分野のRMは全部で11章<sup>3</sup>あり、ワークショップでは、ドラフターごとに

<sup>2</sup> 民法成立後の支援の概要については、下道良太「国際協力部のネパール法整備支援活動を振り返って」ICD NEWS第87号（2021年6月号）88頁以下、茅根航一「ネパール出張～現地セミナー（日本の民事訴訟実務、専門訴訟の実務、財産法）」ICD NEWS第96号（2023年9月号）165頁などを参照されたい。

<sup>3</sup> 1章「婚姻」、2章「婚姻の効果」及び3章「離婚」をKeshab Prasad Bastola地裁判事が、4章「親子関係」及び5章「親権」をKailash Prasad Subedi地裁判事が、6章「後見」及び7章「保佐」をNarishwor Bhandari高裁判事が、8章「養子縁組」及び9章「国際養子縁組」をBaburam Regmi元高裁判事が、10章「家族財産の分割」及び11章「相続」をMahesh Pudasaini元高裁判事がそれぞれ担当した。

担当箇所に関するいくつかのトピックを取り上げて集中的な議論が行われた。細部への指摘は直接ドラフトに記載する方法で事前に行われており、時間的な制約もあったことから、各ドラフトの基本的な理解に影響するような民法の条文中で必ずしも明確になっていなかった部分を日本側とネパール側で確認することが中心であった。例えば、ネパール民法での後見と保佐との区別、婚姻の効力発生時期、家族財産の分割制度（Partition）の理解・相続との区別等があり、その中には条文上明確ではないが、ネパール側には共通の理解がある事項もあれば、先例がなく、ドラフター間でも意見が割れる事項もあった。このように、ドラフターとAG委員との間で活発な議論がされ、議論の結果を踏まえてドラフトに説明を加えることになるなど、中身の濃い議論をすることができた。今回のワークショップを通じて、単なる資金協力とは異なり、内容面の支援を行うという日本の法整備支援の意義をNJAに実感してもらえたことが大きな収穫であったと思われる。

【ワークショップの様子】





## 2 他の機関の訪問

本出張では、NJAでのワークショップの実施に加えて、以下のとおり、司法省及び最高裁判所を訪問することができた。

### (1) 司法省

司法省では、2023年度の本邦研修<sup>4</sup>に参加した、ウダヤ・ラジ・サプコタ次官と面談することができ、同次官からは、引き継ぎ法・司法分野での支援の求めがあり、特に、司法省は、民法や刑法といった司法省が所管する法令以外に他省が所

<sup>4</sup> 2023年度の本邦研修は、「民法改正及び運用改善」をテーマに2023年12月2日から同月13日の日程で実施された。詳細については、拙稿「2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）」ICD NEWS第98号（2024年3月号）121頁以下を参照されたい。

管する法令に係る法案の起草及び議会への提出等も担当しているため、法案起草スキルの向上に向けた支援への関心が高かった。また、司法省もRMの作成支援については好意的であり、RMやそこでの議論は法改正でも参照されるべきものであるから、RMの作成支援でも司法省を巻き込んでいくことが重要と思われた。

## (2) ネパール最高裁判所

最高裁では、同じく本邦研修に参加した、プラカシュ・マン・シン・ラウト最高裁判事（次期最高裁長官と目されている。）と面談することができ、最高裁が直面している課題について意見交換を行った。課題の中には、デジタル化やインフラの整備、人材育成のほか、本邦研修でも高い関心が示されていた家事部や家庭裁判所の設置があり、現在、カトマンズ地方裁判所において家事部を設置するトライアルが実施されているとのことであり、日本側の知見・経験の更なる提供が求められた。

現時点では、最高裁の課題にどのような形で対応できるのか不透明であるが、ラウト判事らが本邦研修に参加したことを契機として日本の支援に対する高い信頼を得ることができたように思われ、今後、最高裁との間でも何らかの形で協力関係の構築が検討されることが望ましい。

## 第4 今後の支援の方向性について

今回の出張結果を踏まえて、今後の支援の方向性に関する所感を若干述べたい。

### 1 ワークショップの実施及び家族法分野のRMについて

ワークショップでは、ドラフターとの間で家族法に関する重要な問題点について中身のある議論ができたが、二日間にわたってこれだけ集中的な議論ができたのは、まずもって、ご多忙の中、AG委員の先生方に大部のドラフトを事前にご検討いただき、ネパール側の法令や考え方を踏まえた上で議論していただいたことが大きい。加えて、ワークショップを対面で実施できたということも充実した議論を実現できた要因の1つであると指摘できる。

その後、ワークショップでの議論を踏まえてドラフトが修正され、原稿が概ね整えられたが、正式な出版に当たっては更に全体の調整等を要することから、磯井専門家の任期終了までに正式な完成には至らず（もっとも、暫定版としてではあるが、NJAのウェブサイドで原稿が公開されており、誰でも閲覧可能になっている。）、JICAによるネパールに対する法整備支援がいったん終了した。短期間で実務の使用に耐える質の高い文献を作成する必要があったことから、当初の予定通りに完成しなかったことはやむを得ないというべきであり、将来的にJICAの新規案件が開始されることがあれば、その際に改めて完成を目指すことが検討されるべきである。

### 2 民法の他の分野のRM作成支援について

#### (1) これまで、ネパールに対し、民法典の起草を支援した我が国の強みを生かしながら

ら、民法の普及・運用改善等を支援してきたところであるが、RMの作成支援は、民法に関する信頼できる解説書が存在しない中で、裁判官を含む司法関係者が広くこれを活用することができる点で非常に意義のある活動と考えられる。NJAでもRMの作成は一様に有益であるとの意見であり、主に裁判官向けの研修での教材として使用することが想定されているが、RMの市販が検討されており、それにより弁護士や学者、学生、ビジネス関係者等が幅広く参照することができ、さらには将来の法改正でも参照されることが見込まれるなど、幅広い活用が想定されている。このようにネパールにおいてRMに対するニーズは確実に存在すると考えられる。

そこで、家族法分野のRM作成のトライアルの成果を踏まえ、今後、財産法や契約法などの民法の他の分野でもRMの作成支援を実施することが適当であると思われる。民法全体のRMが作成されることで、より広い分野で民法の普及・運用改善につなげることができ、また、NJAでは、民法のRM完成後も法改正や新たな判例を踏まえた改訂が検討されており、将来的には完成したRMを自立して運用していくことが期待される。なお、本出張では、JICA本部から山下契ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム課長が同行しておりも出張者があり、家族法分野のRMの成果を踏まえて、今後の支援の可能性が検討されるものと思われる。

## (2) 当部による支援への関与について

ネパールに対するJICAの法整備支援はいったん終了することになったが、上記のとおり、RMの作成支援は非常に意義のある活動であり、ネパールとの間でRMの作成支援に向けた技術協力が新たに開始された際には、当部としてもこれに協力することが相当である。また、RMを作成する機運が高まっていることから、これを維持して新規案件の実施にスムーズにつなげるために、RMの作成支援に向けて対面での議論を定期的に継続していく必要性が高いと思われ、当部において、NJAとの間で現地セミナーを実施することなどが検討されるべきである。現地セミナーでは、家族法分野のRMの振り返りや活用に向けた取組を協議するとともに、他の分野のRMの作成に向けて民法の重要なテーマについて議論することなどが考えられる。

## 3 他の機関との連携について

RMの作成支援では、支援の重点が司法省からNJAに移ることになるが、従前から民法改正及び運用改善に関与する機関を多く巻き込むために、最高裁や法律委員会、大学、弁護士会などと連携してきたところであり、引き続き長期的な視点で民法典を改正・運用していくよう多くの機関と連携していくことが重要と思われる。また、司法省や最高裁への支援の可能性についても今後検討されるべきである。

# モンゴル出張報告 ～現地ワークショップの開催と今後の支援の方向性～

国際協力部教官  
後 藤 圭 介

## 第1 はじめに

2024年1月15日（月）から同月20日（土）までの間、内藤晋太郎国際協力部（以下「ICD」という。）部長（当時）、飯澤聖愛国際専門官（当時）及び当職は、サランゲレル・バトバヤル九州大学法学府・モンゴル国弁護士（以下「バトバヤル氏」と呼ぶ。）と共に、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）に出張した。

本出張の主な目的は、モンゴル国立法律研究所（National Legal Institute、以下「NLI」という。）における児童に対する犯罪に関するワークショップの開催、ICDによるモンゴル商法典起草支援に関する関係諸機関との協議等であった。

本稿では、これらの概要を紹介する。

## 第2 NLIにおける児童に対する犯罪に関するワークショップの開催について

### 1 NLIとのワークショップ開催に至る経緯等<sup>1</sup>

NLIは、モンゴル法務・内務省の一機関として、法律実務家等に対する研修や国民に対する法情報の提供のほか、犯罪白書の編纂等を行っている。

法務省法務総合研究所は、2021年8月、NLIとの間で、協力覚書（Memorandum of Cooperation、以下「MOC」という。）を締結し、「意見交換、情報提供、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成のための協力関係を推進する」ことが合意され、以後、2021年10月、2022年2月、2023年10月にオンライン又は対面でのワークショップを開催してきた。

そして、本出張では、NLIの会議室において、NLI職員等約30名が出席する中で、第4回のワークショップを開催した。

### 2 第4回ワークショップの概要

今回のワークショップのテーマは、「児童に対する犯罪」であり、冒頭エルデン・オンドラフ・フレルバータルNLI所長及び内藤晋太郎ICD部長による挨拶が行われ、引き続いて、日本・モンゴルにおける児童犯罪に関する発表を行うとともに、質疑応答を行った。

<sup>1</sup> NLIの業務内容、NLIとのMOC締結に至る経緯や過去のワークショップの概要等については、河野龍三「モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ（～MOCに基づく活動の一環として～）」ICD NEWS第89号（2021年12月号）113頁以下、庄地美菜子「モンゴルにおける現地セミナーの開催について」ICD NEWS第94号（2023年3月号）95頁以下を参照されたい。

日本側からは、当職において、児童犯罪のうち、主に性犯罪に絞って、2017年改正前の刑法、2017年改正後の刑法、2023年改正後の刑法の内容等について発表したが、2023年改正後の刑法については、改正の経緯のほか、同改正と同時に行われた刑事訴訟法の改正にも言及した。

発表後の質疑応答では、様々な質問が出たが、中でも、いわゆる性交同意年齢を16歳未満に引き上げた上で、13歳以上16歳未満の者に対する性的行為の場合に相手方が5歳以上年長の場合を処罰対象とした点についての質問があり、2023年改正に関する説明を行ったところ、モンゴルにおいても、いわゆる性交同意年齢に関する検討が行われていたことから、非常に参考になった旨の発言がなされた。

また、モンゴル側からは、オンドラフNLI所長から、モンゴルにおける児童に対する犯罪に関する法改正について発表がなされた後、ブヤンバットNLI主任研究員及びエンクフスレンNLI主任研究員から、モンゴルにおける児童犯罪の現状と予防についての発表、モンゴル警察庁捜査部児童犯罪係アマルザヤ上級将校から、児童犯罪に対する捜査についての発表がなされた。

オンドラフ所長からは、モンゴル刑法が2023年12月7日に改正され、未成年者に対する強姦罪の有期懲役刑の上限の引上げ（20年から25年に引上げ）に関する改正、性的虐待等の被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日まで公訴時効が停止する旨の改正や、児童に対する殺人、性的虐待、誘拐等の罪を犯した受刑者については、原則として仮釈放を認めない旨の改正等のほか、児童に対する犯罪を審理する特別裁判所の設置を検討していること、刑罰を重くするだけでなく、犯罪予防にも力を入れていく必要があることなどについても発表がなされた。

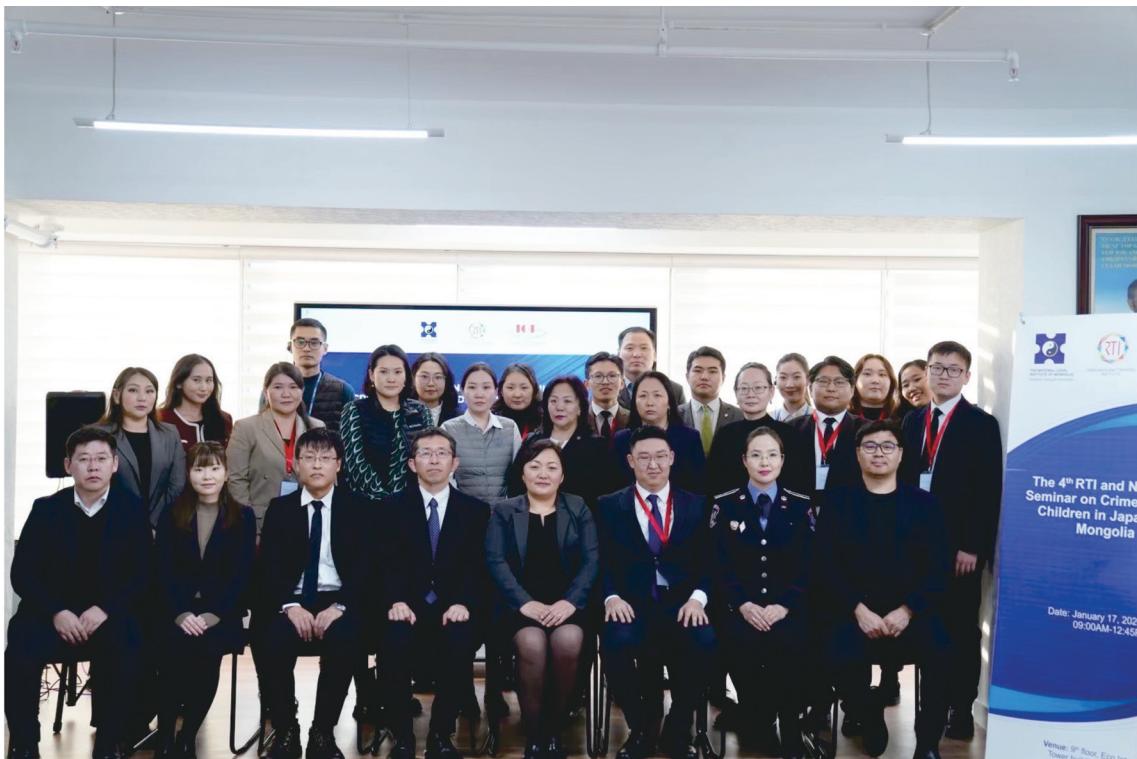
続いて、ブヤンバット主任研究員及びエンクフスレン主任研究員から、モンゴルにおいて近時社会的耳目を集めた児童に対する犯罪のほか、ドイツ等の他の国との法制度の比較検討結果の発表、児童保護法を含む児童に対する犯罪の防止に関する各種法律に関する発表等がなされた。

最後に、アマルザヤ上級将校から、児童に対する犯罪の捜査の実情として、例えばモンゴルは人口が少ないため、被害者の特定が比較的容易であり、被害者保護の観点から、秘密保持を特に重視している旨の発表がなされた。

その後の全体の質疑応答において、モンゴル労働福祉省から出席した参加者から、児童保護法の改正に関する情報提供がなされたほか、いわゆる性交同意年齢に関連して、被害者が15歳であった場合に、性交に同意した際の処罰の有無等についての質問がなされるなど、参加者は一様にそれぞれの発表について高い関心を示していた。



【ワークショップの様子】



【ワークショップ参加者による集合写真】

### 第3 ICDによるモンゴル商法典起草支援に関する関係諸機関との協議等

#### 1 ICDによる商法典起草支援の経緯やこれまでの状況

モンゴルでは、民法典の中に商取引分野の規定があるだけで、独立した商法典が制定されていないが、投資家等関係者の予見可能性を高めるとともに取引の円滑化や安全性を確保することを目的として、商法典を制定する予定であり、ICDは、2018年から、モンゴル法務・内務省職員、モンゴル最高裁判所裁判官、モンゴル国立大学教授及びモンゴル弁護士を招へいし、モンゴルにおける商法典起草のための共同研究を実施しており<sup>2</sup>、コロナ禍による中断期間があったものの、2023年9月に第3回共同研究を実施した。

本出張では、法務・内務省等の商法典起草に関する関係諸機関を訪問し、今後の商法典を含む各種法案の起草改正支援の方向性等を協議した。

#### 2 第3回共同研究の概要

(1) 上記のとおり、モンゴルでは、商法典の制定を予定しているところであるが、商法典の制定に加え、消費者保護に関する法整備を検討している。

すなわち、モンゴルでは、現在、民法典に規定されている定型約款に関する規定により消費者保護を図る制度となっているものの、同規定は消費者保護に特化した規定ではなく、消費者保護の規定が十分に整備されているとは言い難い状況にあるとのことである。

これに関し、モンゴルでは、将来的に、商人間、商人（事業者）と消費者間、消費者間のそれぞれの関係について、商法、消費者保護法、民法でそれぞれ規律することを想定しており、モンゴル側としては、商法に関する知見の共有に加えて、日本における消費者保護に関する知見を深めることを希望していた。

そこで、第3回共同研究では、これらの背景事情を踏まえ、商法だけでなく、消費者保護もテーマとした。

(2) 第3回共同研究では、上記テーマを踏まえ、最初にモンゴルにおいて起草中の商法草案に関する概要の発表が行われ、その後、日本の商法に関する講義及び日本の消費者保護に関する講義を実施し、さらに消費者庁を訪問するなどしたが、ここでは商法及び消費者保護に関する講義の概要について紹介する。

ア 商法に関する講義は、徳本穰九州大学大学院法学研究院教授による「商取引の安全等」の講義を実施した。

徳本教授は、日本における商法の地位や日本における企業法論と企業について説明した後、禁反言則と権利外觀法理、商業使用人、名板貸し、商業登記等の商取引の安全等に関する分野について講義していただいた。商業使用人について

<sup>2</sup> 当部における商法典起草支援の経緯やこれまでの共同研究については、廣田桂「商法シンポジウム参加及び現地調査（商法制定、家庭裁判所）」ICD NEWS第73号（2017年12月号）147頁以下、小島麻友子「平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）」ICD NEWS第77号（2018年12月号）208頁以下、同「令和元年度モンゴル国共同研究（商取引法関連第2回）」（ICD NEWS第81号（2019年12月号）163頁以下、河野隆三「モンゴル・商法に関するオンラインセミナー（～商法起草支援の一環として～）」（ICD NEWS第88号（2021年9月号）175頁以下を参照されたい。

は、仮設事例に沿って分かりやすく説明していただいた。講義の後の質疑応答では、モンゴル側からだけでなく、日本側からも、モンゴルにおいて起草中の商法典の上記各分野に関する各条項に関する質問が多く寄せられた。

イ 消費者保護に関する講義では、松本恒雄一橋大学名誉教授による「日本における消費者法の概要」の講義を実施した。

松本教授は、消費者問題と政府の対応、消費者法の構造、民法・商法と消費者法の関係等について講義していただいた。講義の質疑応答では、様々な質問が出たが、消費者庁設立の経緯や日本における消費者団体訴訟制度に関する質問が複数なされるなど、我が国における消費者保護制度に関する強い関心が見られた。

### 3 本出張時のモンゴル商法典起草支援に関する関係諸機関との協議等

(1) 本出張では、法務・内務省、最高裁判所、モンゴル国立大学等の関係諸機関を訪問し、商法典起草に関する協議を行ったが、ここでは、法務・内務省における協議の内容について紹介する。

法務内務省では、午前はバヤルサイロン・ソロンゴー副大臣、午後は商法典起草WGメンバー等と面会し、商法典起草を含む私法分野の起草改正に関する協議を行った。

ア 法務内務省副大臣表敬訪問

ソロンゴー副大臣からは、1990年代に計画経済から市場経済に体制移行したモンゴルにおける、法司法分野を含む我が国の多大な協力に謝意が示された。その後、商法典の制定の必要性が生じ、これまでICDの協力を受けながら商法典の草案を作成していたが、草案が完成したことから、閣僚会議での議論を経て承認を得て、国会に提出して制定を目指すとの今後の見通しが示された。

その他、ソロンゴー副大臣から、日本による法整備支援の一環として、教育分野への支援があり、モンゴル国立大学の教授等、数多くの人材が日本に留学して日本法の教育を受けたことがモンゴルの法整備に役立っており、今後も日本で教育を受けた人材が、モンゴルの法整備に貢献してくれることを期待しているとの見解が示された。

イ 商法典起草WGメンバーとの打合せ

第3回共同研究に参加したWGメンバーと打合せを行い、第3回共同研究を踏まえて作成した商法典の草案について、次の通常国会での制定を目指していることなどの見通しが示された。



【ソロンゴー法務・内務副大臣表敬訪問】



【最高裁判所表敬訪問】



【モンゴル国立大学訪問】

#### 第4 今後のワークショップや商法典起草支援の方向性について

##### 1 N L Iとのワークショップについて

実際に講義を実施した印象として、モンゴルでは、児童に対する犯罪の厳罰化や、被害者保護に取り組んでいる一方で、犯罪予防にも力を入れており、これらを達成するためには他国の法制度との比較研究を重ねていることが感じ取れた。また、オンドラフ所長から、日本の少年院等の少年矯正施設訪問の希望が示されるなど、加害者の更生にも高い関心を示された。この点に関し、これまで I C Dでは、第3回ワークショップにおいて少年犯罪をテーマに講義を行ったほか、2022年2月には、モンゴルとウズベキスタンの司法関係者を招へいして司法統計に関する共同研究を実施してきたが、今後も、N L I側のニーズを十分に確認しながら、これらの分野に関する共同研究やワークショップ等を実施していくほか、N L I関係者による日本の少年院等の視察等も検討したい。

##### 2 商法典起草支援について

ソロンゴー副大臣を含む今回訪問した法務内務省の関係者によると、早ければ今春の国会で制定されることであり、今後の活動については、商法典の制定・施行を見据えた実務での運用等が課題となると思われるものの、法務内務省からは、今後会社法や民事訴訟法等の改正に対する支援の希望もあり、当方のリソースを踏まえ、どの分野に対する協力を行っていくのが適切であるのかについて慎重に判断する必要がある。

あるものと思料する。そこで、今後は、法務内務省やモンゴル国立大学と協議をしながら、モンゴル側のニーズを踏まえ対応していく必要がある<sup>3</sup>。

## 第5 おわりに

本主張では、N L I のオンドラフ所長やモンゴル国立大学のアマルサナー・バトボルド法学部長等のモンゴルの方々には非常にお世話になった。特にバトバヤル氏には、各訪問先に同行して通訳を含め、全面的にサポートしていただいた。

今後のモンゴルに対する法整備支援には、バトバヤル氏を始め、モンゴル側の関係諸機関の関係者の協力が必要不可欠であることから、今後も関係諸機関とは密に連絡を取り合いながらワークショップの開催や各種支援を続けていきたい。

---

<sup>3</sup> なお、2024年7月時点では、商法典が制定されたとの情報はなく、次回の国会での制定が見込まれる。

# ラオス：現行プロジェクトに関する現地セミナー及び 民事訴訟法改正セミナーの実施

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

坂 本 達 也

## 第1 はじめに

1 JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス法整備支援プロジェクトに関し、令和6年2月6日（火）から8日（木）までの間、ヴィエンチャンにおいて、現地セミナーが実施された。

本セミナーは、同プロジェクトで組成された3つのワーキンググループ（民法典ワーキンググループ、教育民事ワーキンググループ、刑法典ワーキンググループ）により合同で実施されたものであり、日本から松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、井田良中央大学法学部教授を講師として迎えて実施された。ラオス側参加者は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等に所属する上記各ワーキンググループのメンバーであり、約60名程度であった。

本セミナーは、令和5年7月に開始された現行プロジェクトにおいて実施された最初の現地セミナーであり、今後のワーキンググループ活動を進める上で不可欠な知識のインプットを目的とするものである。初日は、法律の解釈・適用をテーマとして民事系・刑事系合同で実施され、7日及び8日は、民事系・刑事系の各活動に分かれて実施された。

2 また、令和6年2月9日（金）、ヴィエンチャンにおいて、民事訴訟法改正に関するセミナーが実施された。

本セミナーは、ラオス最高人民裁判所からJICAプロジェクトに対して民事訴訟法改正に関する支援の要請があったことを契機とするものであり、令和6年1月17日に実施された第1回目のセミナーに引き続いて実施されたものである。ラオス側参加者は最高人民裁判所副長官を筆頭とする裁判官であり、約30名程度であった。

3 当職は、上記1のセミナーのうち民事系の活動（刑事系との合同で実施された部分を含む。）、上記2のセミナーにいざれも現地で参加した。本稿では、これらの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 現行プロジェクトに関する現地セミナーについて

### 1 セミナーの実施に至る経緯

現行プロジェクトは、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成を目的とし、その活動として、基本法令の理解を促進する論点集の作成、基本法令の理解に基づく実践を促進する効果的な研修実施及びそ

の教材となる指導書の作成を行っている<sup>1</sup>。このうち民事系の活動については、論点集の作成を民法典ワーキンググループ、効果的な研修実施及びその教材となる指導書の作成を教育研修（民事）ワーキンググループが担当している。

論点集は、実務上よく問題となる事件類型を題材とした具体的な事例を基に、基本的な法解釈を含む適切な法適用過程を示す参考書とすることを想定している。前プロジェクトでは民法典全条文の逐条解説書の作成を通じて、民法典起草支援の過程で実施した理論研究の成果を整理し、その理解を深化させた。現行プロジェクトにおける論点集作成の活動は、これまでの理論研究の成果を法適用過程の中で実際に活用する具体的な手法を身につけることを目的としており、具体的には、事案の解決のために必要な法適用過程（基本的な法解釈を含む。）を具体的に叙述する能力を向上させ、これまでの理論研究の成果を実務に還元させることを目標としている。

指導書は、これまでのラオス法整備支援活動において作成された成果物を教育や研修の現場において活用するための道標になる成果物とすることを想定している。前プロジェクトでは「判決書マニュアル」の改訂作業の中で判決書の様式に争点を導入するとともに、争点特定に至る分析的な思考方法（請求→請求権→主要事実→認否→争点）を簡単な事例で示した「事実認定問題集（民事）」を作成した。現行プロジェクトは、上記思考方法を習得するための基礎となる「事実認定問題集（民事）」をより平易に理解するための指導書を作成することを第1の目標とし、さらに上記思考方法を実際の事案に近い形で実践する教材として以前のプロジェクトが作成した「模擬事件記録教材（民事）」（いわゆる白表紙）の利活用を促進するための指導書を作成することを第2の目標としている。

第1記載のとおり、現行プロジェクトは令和5年7月から開始されているが、ラオス側がワーキンググループのメンバー選定に期間を要したことなどもあり、新しくJICAによるプロジェクト活動に参加することとなったメンバーに対し、これらの活動の前提となる知識を集中的にインプットする機会を設けることができていなかった。そこで、本セミナーの民事系の活動では、国内支援委員である松尾教授から、法律の適用と解釈、民法上の権利と請求権等の基本的な民事法の考え方について講義及び意見交換を実施していただくこととした。

## 2 スケジュール（ラオス時間）

### （1）2月6日（民事・刑事合同実施）

8：30 – 8：40 オープニングリマークス

8：40 – 10：00 法律の適用と解釈～民法典を題材として～【松尾弘教授】

10：15 – 11：35 刑法が実現されるプロセスとその3つの要素～刑法の

<sup>1</sup> 現行プロジェクトは、5年間の活動期間を第1期、第2期に区分しており、本文の記載は第1期における活動を念頭に置いている。第2期における活動では、第1期における活動に加え、法律実務家が実務において参照できる判決書及び意見書のサンプル集の作成を予定しており、第1期で作成した成果物を活用した研修等を受けた実務家が作成した判決書や意見書を資料として利活用することが期待されている。

|              |                            |                       |
|--------------|----------------------------|-----------------------|
|              |                            | 解釈、事実の認定、当てはめ～【井田良教授】 |
| 11：35－12：00  | 質疑応答                       |                       |
| 13：15－14：35  | 法律の適用と解釈～民法典を題材として～【松尾弘教授】 |                       |
| 14：50－16：10  | 刑法の解釈～必要性、その種類と方法～【井田良教授】  |                       |
| 16：10－16：50  | 質疑応答                       |                       |
| 16：50－17：00  | クロージングリマークス                |                       |
| (2) 2月7日（民事） |                            |                       |
| 8：30－ 8：40   | オープニングリマークス                |                       |
| 8：40－10：00   | 民法上の権利と請求権【松尾弘教授】          |                       |
| 10：20－12：00  | 質疑応答                       |                       |
| 13：15－15：00  | 民法上の権利と請求権【松尾弘教授】          |                       |
| 15：15－16：20  | 質疑応答                       |                       |
| 16：20－16：30  | クロージングリマークス                |                       |
| (3) 2月8日（民事） |                            |                       |
| 8：30－ 8：40   | オープニングリマークス                |                       |
| 8：40－10：00   | 民法の一般原則と民法の解釈【松尾弘教授】       |                       |
| 10：20－12：00  | 質疑応答                       |                       |
| 13：15－14：45  | 民法の一般原則と民法の解釈【松尾弘教授】       |                       |
| 15：00－15：30  | 質疑応答                       |                       |
| 15：30－16：00  | クロージングリマークス                |                       |

### 3 民事系の講義と質疑応答の概要

#### (1) 法律の適用と解釈（2月6日）

初日の民刑合同セッションでは松尾教授から法律の適用と解釈に関する講義がされた。

まず民法の中心的な法規が法律要件と法律効果から構成されており、事実を法律要件に適用することによって法律効果が生じるという法適用の基本的な部分をご説明いただいた。複数の法律要件と複数の法律効果が一つの条文に混在しているラオス民法66条2項（人格権侵害に関する当事者の権利）を例に挙げ、これを法律要件と法律効果に整理する過程を分かりやすく示していただいたことにより、参加者は具体的なイメージを持つことができたと思われる。その上で、もう一つのテーマである法規の意味内容を明確化する方法、すなわち解釈について、文理解釈、体系的解釈、立法者意思解釈、目的論的解釈を具体的な条文を挙げてそれぞれ説明していただいた。具体的な条文の解釈については参加者も様々な意見を述べていたが、文理解釈と体系的解釈に親和的な意見が多かった。

質疑応答では、ラオス憲法上、法解釈は国会（常務委員会）の専権である一方、裁判官が法適用の前提として必要な限度で法解釈を行っている実情もあり、これら

の整合性をどのように図るかという点が問題提起された。様々な意見が交換されたが、裁判官が法適用の前提として必要な限度の法解釈を行うことは、立法者意思の具体化であると理解し、国会（常務委員会）の専権であるとされる憲法上の「解釈」とは区別する余地があるのではないかといった見解もあった。

## (2) 民法上の権利と請求権（2月7日）

二日目のセッションでは、松尾教授から民法上の権利と請求権に関する講義がされた。

前提知識として、実体法と手続法の違い、民法上の権利と請求権の関係について講義がされた後、民法が定める権利類型ごとに請求権の具体例が説明された。参加者の中には、請求権を裁判所に訴えることができる権利（訴権）と混同している者もいたが、請求権概念をその成り立ち、すなわち、かつては実体法と手続法は未分離であり、國家が裁判所での救済を認めるものとして訴権を付与した利益のみが保護されていたこと、訴権の種類が次第に増加し、法律学が発展したことにより権利概念が普及すると実体法が手続法から分離したこと、請求権は民法上の権利を実現するための実体法上の権利であり、実体法と手続法を架橋するものであるが、あくまで手続法上の概念である訴権とは異なることなども含めて分かりやすく説明していただいた。

質疑応答では、ラオスにおいて議論が分かれている契約上の履行請求権の発生時期に関する質問があった。松尾教授からは、請求権が実現しようとする民法上の権利の性質から考えることが重要であるとして、物権と債権の異同に着目した説明がされた。すなわち、物権は、物を支配することによって自ら権利を実現することが可能であるから、権利侵害を契機として請求権が付与されれば足りる一方、契約上の履行請求権は、その実現のために債務者による義務の履行が不可欠であるから、請求権も契約の成立と同時に付与されると考えることが自然であるという説明がなされ、参加者も納得した様子であった。

## (3) 民法の一般原則と民法の解釈（2月8日）

三日目のセッションでは、松尾教授から民法の一般原則と民法の解釈に関する講義がされた。

具体的には民法の一般原則が民法の規定を解釈する上でどのような意味を持つかをご説明していただき、特に体系的解釈や目的論的解釈を念頭に置いて、複数の事例を用いて条文解釈を実践していただいた。

この講義は参加者と双方向のやり取りをしながら進められ、契約の要式性や他人物売買が問題となる事例について、多くの参加者から様々な意見が述べられた。個別の議論については紹介を省略するが、参加者の中には重要な論点については最高人民裁判所から統一的な見解が示される必要があると発言する者もいるなど、初日に問題提起された裁判官の法解釈の限界については個々の参加者によるスタンスの違いがあることも感じられた。



【現地セミナーの様子】

### 第3 民事訴訟法改正に関するセミナーについて

#### 1 セミナーの実施に至る経緯

第1記載のとおり、本セミナーは、ラオス最高人民裁判所からJICAプロジェクトに対して民事訴訟法の改正に関する支援の要請があったことを契機とするものであり、令和6年1月17日に実施された第1回のセミナーに引き続いて実施されたものである。

第1回のセミナーでは、日本の民事訴訟法及び民事訴訟実務に関する質問が多く寄せられたものの、いずれも個別性の高いものばかりであり、今次の民事訴訟法改正にかかる趣旨・目的は判然としなかった。その後、ラオスの調査手続の活性化が改正のテーマの一つである旨の情報が事前に得られたことから、第2回のセミナーでは、当職からラオスの調査手続に対応する日本の争点及び証拠の整理手続の概要を紹介することとし、併せて、ラオスの最高人民裁判所内の組織された民事訴訟法改正ワーキンググループから検討の進捗に関する報告をしてもらう時間を設けて今後の支援の方向性を見定めるための情報を得ることとした。

#### 2 スケジュール（ラオス時間）

9：00 – 9：20 オープニングリマークス

9：20 – 11：10 日本の争点及び証拠の整理手続の紹介

【法務総合研究所国際協力部教官 坂本達也】

11：10 – 11：30 質疑応答

11：30 – 12：00 最高人民裁判所副長官のコメント

13：30 – 14：30 民事訴訟法改正ワーキンググループによる報告

14：30 – 15：45 質疑応答・意見交換

15：45 – 16：00 JICA長期専門家のコメント

16：00 – 16：30 クロージングリマークス

### 3 各プレゼンテーションと質疑応答及び意見交換の概要

まず当職のプレゼンテーションでは、日本の争点及び証拠の整理手続を紹介した。ラオスの調査手続は、法廷における審理の前に事件に関する前提事実、争点、これらに関する証拠を明らかにする目的で実施されるものであるが、実際には裁判官が職権により事件の基礎資料を収集する手續となっており、争点整理の場として機能しているとは言い難い。一方、ラオスにおいては不意打ち判決の存在が問題となっており、調査手続を活用した争点整理の必要性があると思われたことから、日本の争点及び証拠の整理手続を用いた争点整理の具体的な手法を紹介し、特に同手続が双方当事者対席による口頭議論の実施を通じて、裁判官と当事者が争点に関する共通の認識を形成する場になっており、不意打ち判決を防止する役割を担っていることを強調して説明した。

ラオス側ワーキンググループの発表では、国会から改正案の提出を求められている条文が41条あること、改正のコンセプトが当事者主義的な訴訟追行の強化であることなどが説明されたほか、条文ごとに担当を割り当てられた小グループからそれぞれの検討状況の発表がされた。

質疑応答及び意見交換では、証拠の提出時期を制限する規律について議論がされた。ラオスでは、人証調べにおいて予想外の争点が判明し、当事者が終結間際や控訴審に至って証拠を提出することが審理の長期化を招いており、これに対する対策として、人証調べ後や控訴審における証拠提出を制限する規律の導入が検討されていることから、この点に関する日本の条文や運用に関する質問があった。当職から、時機に後れた攻撃防御方法の提出に関する規定のほか、日本においても五月雨式審理への対策として争点及び証拠の整理手続が導入された経緯があること、争点が当事者に事前に共有されていることが上記規律を導入する前提であると考えられていることなどを説明した。このほか、ラオス側参加者から、それが改正を担当する個別の条文について、日本の条文や運用に関する質問を数多く受けた。



【民事訴訟法に関するセミナーの様子】

#### 第4 終わりに

現行プロジェクトに関する現地セミナーは、松尾教授のご尽力により、同プロジェクトの活動を実施する上で重要なインプットを行う機会となった。本セミナーで扱った内容は基礎的である一方、極めて重要な内容であるため、今後も継続的にその内容に立ち返りながら現地活動を進めていく必要がある。

また、ラオス最高人民裁判所において検討されている民事訴訟法改正は、令和6年11月の国会における法案成立を目的としており、今後急ピッチで検討が進められることが予想される。

いずれの活動についても、今後もその動向を注視し、当部としても可能な限りの協力をしたい。

# 東ティモール出張報告 ～現地セミナー（戸籍法、商業登記法）と関係機関訪問～

前国際協力部教官（現法務省人権擁護局調査救済課補佐官）

荒川 豊

## 1 はじめに

2024年2月17日（土）から24日（土）まで、須田大国際協力部副部長、原彰一国際協力部教官、矢口昌宏国際専門官及び当職は、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に出張した。

今回の出張では、司法省及び土地財産委員会において今後の法制度整備支援の活動に関する意見交換をしたほか、法律司法研修所においてセミナーを実施した。

本稿では、これらの意見交換及びセミナーの概要について紹介し、今後の東ティモールに対する法制度整備支援の方向性について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

## 2 司法省

### （1）司法大臣表敬

東ティモールでは、2023年7月1日に政権交代があり、シャナナ・グスマン元首相率いる東ティモール再建国民会議（C N R T）を中心とした新政権が発足した。新政権における司法大臣は、検事出身のアマンディオ・ヴェネビィデス氏であったが、2024年1月20日に急逝され、同年2月15日、セルジオ・ホルナイ氏が司法大臣に就任した。

ホルナイ司法大臣への表敬は、就任4日後の2月19日に、J I C A 東ティモール事務所の伊藤民平所長と共に、外国からの訪問団による最初の表敬として行うことができたところ、同大臣からは日本の長年にわたる協力に関して深い感謝が述べられた。また、同大臣は、2016年3月に当部で実施した「東ティモール共同法制研究」に公設弁護人事務所長として参加した経験があり<sup>1</sup>、当部が東ティモールにおいて途切れることなく活動を続いていることについても深く理解され、この協力関係をより強固なものにしていきたいとの意向が示された。特に、土地関連法の運用や地籍関連の支援については、これまでの協力関係も踏まえ、大きな期待を寄せられていた。

### （2）法律諮問立法局との協議（今後の活動について）

司法省の法律諮問立法局では、ヴィタル局長及び同局職員と今後の活動について意見交換を行ったところ、ホルナイ司法大臣からも話があったとおり、土地関連法令について継続的に支援していくことを求められた。具体的には、国有の私的不動産、国

<sup>1</sup> 2016年3月の東ティモール共同法制研究の概要については、渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」本誌第67号（2016年6月号）136頁以下を参照されたい。

有の公的不動産及びコミュニティによる共用不動産の管理について問題が生じており、それぞれの取扱いを定める3つの法案を起草しているところ、その原案に基づき詳細な協議を行いたいとのことであった。

国有の私的不動産は、ポルトガルやインドネシアが統治していた時代に政府が所有していた建物などで、国有の公的不動産は、港、空港、道路、河川、海岸などを意味している。これらは国有財産であるが、例えば、現在使用していない政府所有の建物に勝手に居住したり、港や河川の敷地の一部に建物を建築したりするなど、何らの許可も得ないまま私的に使用されている状態となっているものがあり、不法占有者が勝手に売却や賃貸をできないようにするとともに、政府が適切に管理や処分をすることができるよう、法令を整備したいとの意向が示された。コミュニティによる共用不動産は、人々が宗教的な行事を行う共同の祠などで、その管理や登録方法について整備する必要があるということであった。

このほか、宗教の自由に関する法律や個人情報保護に関する法律についても整備を進めているとのことであったが、これまで当部が土地関連法令の整備を長きにわたって支援してきたことから、上述のとおり、特に土地関連法令への支援を強く求められた。



【司法省職員との集合写真】

### 3 土地財産委員会

#### (1) 土地紛争の解決手続について

2020年に制定された土地財産委員会法によれば、土地に関する紛争があった場合、本来は調停を経た上で、土地財産委員会の委員が決定をすることになっているが、司法大臣の権限で行うこととされている調停人の募集がいまだに行われておらず、調停を実施することができないため、調停を実施せずに同委員会による決定をしている現状にあるということであった。

同委員会で決定が下されるまでの間、当事者は和解により解決を図ることもできるが、同委員会では、和解による解決はこれまで数件しかなく、ほとんどの解決が決定

によるということであった。決定書には、現地調査や尋問の結果など、当該結論に至った理由等を記載することであり、同委員会の決定に不服がある場合は、裁判所に訴えることができる制度となっている。

同委員会に対しては、地籍調査の実施過程において所有者からの申告に基づき係争のある案件が多数送付されている状況にあることから、同委員会では数多くの係争を円滑に処理するため、日本における土地紛争の処理方法等に関心が寄せられており、当部の現地出張や本邦研修等の機会を利用して多くのことを学びたい旨の要望があった。



【委員との集合写真】

## (2) 現地調査等

土地財産委員会の現地調査に同行し、ディリ中心部から車で45分程度の場所にあるメティナロ郡の係争地に赴いた。

係争地は、陸軍の駐屯地の近くで、現在は陸軍の給油所が建設されているが、申立人である個人は同土地を適法に買い受けており、自己に所有権があると主張している。その一方で申立人は、当該土地を自己に売り渡した者を明らかにすることを拒んでいるという状況とのことであった。

現地調査は、通常、案件を担当する委員3名（法務担当2名、技術（測量）担当1名）で行うということであった。今回は、現地で関係者から情報を聞き出し、先行する測量の結果の正確性も確認するという予定であったが、同委員会の事務職員の確認不足で、陸軍の関係者から聴取を行うために必要な許可が下りていなかったことが現地で判明し、陸軍の関係者に聴取を行うことはできなかった。

申立人側の様子は、聴取に当たって自らの見解を強く主張する場面があったものの、相手方が軍関係者ということもあったのか、現場の雰囲気が険悪になるようなことはなかった。しかしながら、委員の話によると、現地調査では申立人が凶器を持ち出すこともあるということで、今回も安全確保のために警察官が臨場していた。

## 4 法律司法研修所

### (1) 公証人・登記官候補生に対するセミナー

冒頭、JICA東ティモール事務所の伊藤所長、当部の須田副部長、法律司法研修所のマルセリーナ所長からの挨拶の後、公証人・登記官候補生に対するセミナーが開会された。

本セミナーでは、公証人・登記官候補生36名に対して、当職から、日本の戸籍制度と商業登記制度について講義を行った。午前は戸籍制度、午後は商業登記制度というスケジュールで、それぞれの制度の仕組みと基本的な考え方を理解してもらえるよう、簡単な事例を交えながら制度概要の説明を行った。

丸一日の長時間のセミナーであったが、参加者の受講態度は積極的かつ真摯であり、多数の質問が出され、活発なセミナーとなった。また、参加者からの質問の内容も事前に資料をしっかりと読み込んだ上で受講していることが感じられるものであった。



【法律司法研修所におけるセミナーの様子】

### (2) 法律司法研修所との意見交換

法律司法研修所のマルセリーナ所長らと今後のセミナー実施について意見交換をするとともに、同研修所で実施されている研修の概要について情報収集を行った。

今回のセミナーは公証人・登記官候補生向けコースのプログラムの一部（特別授業）として実施したものであるが、2024年8月に全課程が修了となり、次の開講時期は未定とのことであった。裁判官・検察官・公設弁護人候補生向けのコースは、2025年1月の修了に向けて実地研修の段階に入っており、当面はセミナーを実施する機会がないとのことであった。

また、新たに一般弁護人候補生向けのコースが設けられ、2024年3月から15か月（このうち、インターンによる実地研修が9か月）で開講される予定ということであった。このほか、新しい立法や重要な法改正が行われた場合には、現役の裁判官や検察官に対しても研修を実施しているとのことであった。

マルセリーナ所長からは、当部が実施するセミナーについては、受講生の関心が非常に高く、1日では足りないとの声も多かったので、今後も特別授業の枠を利用し

て、公証人・登記官候補生向けのコースと一般弁護人候補生向けのコースにおいて、それぞれ1～2日程度のセミナーを現地で実施してほしいとの発言があった。

## 5 今後の支援の方向性

司法省からは、支援対象として、土地関連の3つの法案（国有の私的不動産に関する法案、国有の公的不動産に関する法案、コミュニティによる共用不動産の管理に関する法案）が具体的に提示されており、当該支援要請に基づき、引き続き現地出張又はオンラインにより必要な支援を実施していくことが望ましいと考える。司法省からは、時間を掛けても良いものを作りたいとの意向が示されており、従前実施していた共同法制研究のような形など、来日型の研修も活用した上でじっくりと取り組むことも有効であると考える。

土地財産委員会が実施する土地の所有者及び境界の決定手続を円滑に運用していくためには、同委員会の委員が関連法令の知識を深めるとともに、土地紛争の処理に精通する必要がある。同委員会の委員からは、日本における土地紛争の処理方法について興味が示されていたので、調停等に関する一般的な知識の情報提供を行うほか、これらをテーマとしたセミナーを実施することも考えられる。

法律司法研修所から要望された、公証人・登記官候補生向けのコースと一般弁護人候補生向けのコースにおけるセミナーの現地開催についても、引き続き必要な支援を実施していくことが望ましいと考える。

東ティモールでは、2022年に不動産登記法及び地籍情報法が施行されたとはいえ、依然として土地に関する法令の整備や円滑な運用が優先的に取り組むべき課題となっており、司法省、土地財産委員会及び法律司法研修所に対しては、引き続き日本の不動産登記制度や土地紛争解決に関する情報提供が不可欠であると認識した。今後も、現地出張又はオンラインによるセミナー等を効果的に組み合わせることにより、途切れることなく必要な支援を続けていくことが望ましいと考える。

## 6 おわりに

今回の出張では、相手方機関から当部の今後の活動に対して多くの期待が寄せられ、これまでの我が国からの支援に対する信頼の高さを感じることができた。

現在、東ティモールでは、早期のASEAN正式加盟を目指して様々な取組が進められているところ、今後の経済活動の発展を見据えて、土地問題の根底にある法制度や運用の課題を解決していくことが望まれており、土地関連の法分野における我が国の支援を継続していくべきである。

特に、現在のホルナイ司法大臣は、当部で実施した共同法制研究の参加者であり、司法省と非常に良好な関係が続くことが想定され、当部にとって強みがある分野で必要な支援を継続していくことにより、東ティモールとの緊密な関係が今後もより一層深まっていくのではないかと期待している。

## 【講義・講演】

2024年2月から同年5月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 大阪大学における講義

(1) 日 時：4月26日（金）

場 所：大阪大学

対象者：学生

テーマ：「法と開発」公開授業 「法務省による法整備支援」

講 師：教官 原 彰一

(2) 日 時：5月17日（金）

場 所：大阪大学

対象者：学生

テーマ：「法と開発」公開授業 「法務省による法整備支援」

講 師：教官 須田 大

#### 2 仙台地方検察庁における講義

日 時：5月30日（木）

場 所：仙台地方検察庁

対象者：司法修習生

テーマ：法務省における法制度整備支援

講 師：教官 村上 愛子

#### 3 東京地方検察庁における講義

日 時：5月7日（火）

場 所：東京地方検察庁

対 象：司法修習生及び修習担当職員

テーマ：法務省における法制度整備支援

講 師：教官 廣田 桂

## 【研修等実施履歴】

2024年2月から2024年5月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

### 1 研修

#### (1) 第1回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修

日 時 2月18日（日）から3月2日（土）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ カンボジア裁判実務上及び裁判官検察官養成校の教育上の課題解決

担 当 教官 後藤圭介、坂本達也、内藤裕二郎

国際専門官 辻のぞみ

#### (2) 第5回スリランカ本邦研修

日 時 3月3日（日）から同月13日（水）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 公判前手続の効果的な実施及び刑事訴訟の迅速化

担 当 教官 後藤圭介、原彰一、内藤裕二郎

国際専門官 中嶋勇葵

#### (3) 第1回ラオス刑事法本邦研修

日 時 5月27日（月）から6月6日（木）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 刑事法WGにおける法の適用能力強化のための成果物作成

担 当 教官 後藤圭介、高橋一章

国際専門官 宮本登子、島尻玲衣

### 2 シンポジウム

#### 法整備支援へのいざない

日 時 5月25日（土）

場 所 国際法務総合センター国際棟 国際会議場A

形 式 ハイブリッド方式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 教官 大谷洋史

国際専門官 神谷哲夫、矢口昌宏、行部黎

## 【活動予定】

2024年7月から同年9月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。  
なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

### 1 研修

インドネシア本邦研修（法務人権省法規総局）

日 時 令和6年9月16日（月）から同月27日（金）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 日本における整合性確保の仕組みと法改正の実務

日本における法人倒産法制の知見の共有

### 2 共同研究

モンゴル共同研究

日 時 令和6年9月25日（水）から同年10月2日（水）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 商取引の安全等

### 3 セミナー

東ティモール現地セミナー

日 時 令和6年7月29日（月）から8月2日（金）まで

場 所 東ティモール

テーマ 日本の戸籍制度－出生届・戸籍訂正を中心に－

民事裁判の判決と和解

モンゴル現地セミナー

日 時 令和6年9月4日（水）から同月11日（水）まで

場 所 モンゴル

テーマ 商取引の安全及び刑事司法等

ラオス現地セミナー（民事法）

日 時 令和6年9月5日（木）から同月6日（金）まで

場 所 ラオス

テーマ 民法上の権利と請求権等

スリランカ現地セミナー

日 時 令和6年7月15日（月）から同月17日（水）まで

場 所 スリランカ

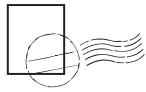
テーマ 刑事手続の迅速化

#### 4 その他

霞が関インターンシップ・法務省インターンシップ

日 時 令和6年8月5日（月）から同月9日（金）まで

場 所 法務本省



## 各国の法制度整備支援の現場から



本年3月20日、ベトナム社会主義共和国に、ベトナム法整備支援プロジェクト長期派遣専門家として赴任し、同年4月1日から同プロジェクトのチーフアドバイザーを務めている茅根と申します。着任までは、2年間にわたり、法務総合研究所国際協力部の教官として法制度整備支援に携わっていました。よろしくお願ひいたします。

海外で仕事をすると、程度の差はある、言葉の壁に必ずぶつかることがあります。当プロジェクトオフィスでは、重要な活動に際して日越通訳を依頼していますし、オフィスのスタッフと日本語又は英語でやり取りできるので、現時点で、私の業務上、ベトナム語を話すことが必須とまではいえません。それでも、着任以降、挨拶文等を読み上げる機会には、自分のレベルを弁えた上で可能な限りベトナム語を話すように努めています。

ベトナム語が習得の難しい言語であるというのは良く言われることであり、数か月間勉強しただけで言うのも恐縮ですが、日常会話をできるようになるにも相当に時間がかかるであろうという印象です。その難しさの一つは、発音にあります。日本語には存在しない声調（ベトナム語は6種類あり、4種類の中国語よりも多い。）に加え、発音の似通った母音・子音の使い分けに苦労します。ベトナム語の単語には、同じつづりでありながら、発音が少し変わるだけで意味が大きく異なるものがたくさんあります。例えば、chuyên（専門とする）と chuyền（移す）という単語の違いは声調だけです。

現在の私では、発音の似た単語は聞き分けられず、話すときも区別することは容易ではありません。発音が多少怪しげでも、カウンターパートやプロジェクトオフィスの面々は広い心で理解しようしてくれていますが、これに甘えることなく、ベトナム語の勉強を進めていきたいと思います。

（JICAベトナム長期派遣専門家 茅根 航一）



カンボジアは一年で最も暑さの厳しい季節を越え、雨季に入りました。激しい雷雨はときには被害をもたらしますが、雨の後は暑さが和らぎ、空気が澄んで、水の恵みで豊かな美しい季節となります。カンボジアでも、こうした季節の変わり目に体調を崩す方が多いようです。私としては、雨季になっても毎日暑く、大きな変化はないようにも感じられるのですが、今回はめずらしく小さな風邪を引きました。赴任から約1年、ある意味で体が当地に慣れてきたのかもしれません。

プロジェクトのTWG活動は、開始から約1年が経ちました。毎週熱心に会議に参加しているメンバーは、活動のリズムに慣れてきた一方、疲れも始める頃であってもおかしくありません。誰も息切れすることのないよう、改めて皆様にご助言をいただきながら、改善を重ね、よい変化を加えながら前進してまいりたいです。

（JICAカンボジア長期派遣専門家 戸部 友希）



ビエンチャンでは最近とみに道路が綺麗になってきました。というのも私が赴任した当初は、首都の街中と言えども穴が開いている道路がそこかしこにあり、そのせいで車が通行する際かなり減速しなければならず渋滞が発生する、あるいは穴の開いていない反対車線を急いで走り抜けようとする車がいるので危ない、ということがよくあったのですが、昨年の後半頃からアスファルトを舗装し直す工事が見られるようになりました。

今年に入ってそれが加速したようで、いつの間にかここも綺麗になっている！、という場所が増え、現地に住む者としてはありがたい限りです。

ただ、今年がアセアンの議長国という立場なので特に力を入れて道路を綺麗にしているのかなと推測され、来年以降もこうした綺麗な状態が継続できるのか、道路が整備され続けるのかと考えると正直心配な部分もあります。

法制度も、作ったのはいいけれど10年後見直されるまでほったらかしになってはいけないし、いかに整備され続けるという状態を保つかが大事だな、と無理やりこじつけつつ、綺麗になった道路で今日も家路に着こうと思います。

(JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼)



2024年3月末にインドネシアの長期派遣専門家として着任しました菊地英理子と申します。着任から3ヶ月が経過し、ようやくインドネシアの気候や生活に慣れてきました。カウンターパートやプロジェクトのスタッフに色々と助けてもらいながら、日々インドネシアの文化や生活様式等を学んでいます。

インドネシアでは2015年12月から2期にわたり、同国の法令ドラフターや裁判官の能力向上を目的とするプロジェクトが行われています。昨年度は、ICDの教官として本プロジェクトに関わらせていただきましたが、本プロジェクトを現地で進める立場となり、身の引き締まる思いです。引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願

い申し上げます。

(JICAインドネシア長期派遣専門家 菊地 英理子)



2024年4月22日付けで、バングラデシュに長期派遣専門家として赴任した藤岡拓郎と申します。2022年10月から2024年4月の赴任前まで、JICA本部ガバナンス部法司法チームにて法整備支援の案件を担当し、それ以前は留学を挟んで、弁護士として一般民事、刑事、家事、労働など、涉外や企業法務以外のいわゆる町弁の仕事を広くこなしていました。

新たに始まったバングラデシュの案件は、司法アクセスをテーマに、400万件とも言われる訴訟事件の滞留解消への貢献と、地方の女性や子どもなど、費用、時間、場所、社会的な境遇を含めあらゆる面で紛争解決へのアクセスに困難が伴う人々を念頭に、調停の充実化

や訴訟実務改善をもって、バングラデシュにおける、いわゆるユニバーサルな社会と正義の拡大を目指すものとなっています。プロジェクトの中身は後日ご報告するとして、以下、バングラ初心者の私なりのバングラの印象を少しお伝えします。

バングラデシュのダッカ空港に到着した4月下旬は、熱波が到来しており、気温連日40度を超える猛暑日の中でした（6月以降雨期に入り、冬になってくると大気汚染がひどくなっています）。首都であるダッカは、慢性的な交通渋滞に悩まされていて、滞在しているホテルから政府機関までは30分のときもあれば、2時間のときもあります。信号がほとんどなく、大きな交差点では警察官が手で合図しながら交通整理をしていますが、結構無視されています。これでもかというくらいそれぞれの車が自己主張しあい、四六時中クラクションが町中に鳴り響き、直前の割り込みは当たり前で（むしろ大胆に割り込まないと入る余地がない）、広い道路は毎回カーレースのようではらはらしますが、なぜかぎりぎりのところでぶつからないので不思議です。市民の足となる公共交通はクーラーがなく常に窓全開、車体はもれなくボコボコに凹んでいます。町中にリキシャといわれる自転車の後ろに座席がついた乗り物が所狭しと動き回り、近所を歩いているとニイハオとしつこく声をかけてきます。学生時代に沢木耕太郎の「深夜特急」にはまり、貧乏旅行の真似事のようなことをしていましたが、バングラデシュの風景をみていると、昨今の発展は著しいですが、深夜特急で描いていた1980年代のインドやパキスタンの雰囲気がそのまま残っていて少し感動します。日本の4割のほどの国土に1億7000人の人口、どこを歩いても人が湧き出でます。この熱気にどこまで飽きずに付き合えるのか不安ですが、またどこかでバングラの情景をお伝えしたいと思います。

(JICAバングラデシュ長期派遣専門家 藤岡 拓郎)

## －編 集 後 記－

ICD NEWS 第99号を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、当部建元部長からかつて ICD 教官として法整備支援の実務に従事し、その後14年の時を経て再び法整備支援の仕事に戻ってきた際の所感につき執筆いただきました。脈々と続く法整備支援を行う ICD の業務の魅力を再確認することのできる記事となっております。

「外国法制・実務」では、ラオス、カンボジア、インドネシア、ネパール及びケニアにおける法制度・実務等について御紹介しています。

ラオスについては、同国の阿讚坊明孝 JICA 長期派遣専門家から、ラオスの判決執行手続の概要、問題点・改善可能性について御紹介いただきました。

また、元 JICA ラオス法整備支援長期派遣専門家であり、現在は JICA 法制度整備支援アドバイザーである入江克典弁護士から、「ラオス改正企業法（2022年）の概要」と題して、約10年ぶりに改正されたラオス企業法につき、企業法を所管する商工省企業登録管理局からの聴取内容にも触れながら、株式会社の箇所を中心に、改正企業法の概要について御紹介いただきました。

カンボジアについては、当部内藤裕二郎調査員から、「不動産登記法令起草支援の現状（概要）」と題して、権利に関する不動産登記の根拠法令が省令から法律へ格上げされるに至る経緯及び今後の見通しについて御紹介いただきました。

インドネシアについては、同国の國井陽平 JICA 長期派遣専門家から、「インドネシアにおける知的財産法に関する研修の実施状況について」と題して、インドネシアにおける裁判官に対する知的財産法の研修状況について御紹介いただきました。

また、同国の及川裕美前 JICA 長期派遣専門家から、「インドネシアと日本の法令案起草・審査手続の比較から考えられるインドネシアの法令の不整合の原因及びその改善策」と題し、日本とインドネシアの双方の視点から、法令の起草・審査の問題点を分析して法令の不整合の原因の特定、改善点を提示について御紹介いただきました。

ネパールについては、当部磯井美葉調査員から、「ネパールの民法支援に関する現地の活動」と題して、ネパール2017年民法の普及、将来の民法改正に向けた議論の促進に関する活動を中心に御紹介いただきました。

ケニアについては、同国の枝川充志 JICA 長期派遣専門家及び橋場美奈 JICA 長期派遣専門家から、「ケニア「コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト」の開始について」と題して、本年4月から開始されたケニアにおける本プロジェクトの概要について御紹介いただきました。

「活動報告（会合）」では、2つのイベントを御紹介しています。

1つ目は、本年4月に開催されたベトナム・ハイレベルフォーラムについてです。同国の茅根航一JICA長期派遣専門家から、「ベトナム・ハイレベルフォーラムの開催」と題して、本フォーラムの概要及び今後の現行プロジェクトの展望について御紹介いただきました

2つ目は、同年5月に開催されたシンポジウム「法整備支援へのいざない」についてです。こちらは当部大谷洋史教官から、「法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」」と題して、本シンポジウムにおいて実施されたプログラム内容を振り返る形で御紹介いただいております。

「活動報告（国際研修・共同研究）」では国際研修及び4つの海外出張を御紹介しております。

国際研修については、「ベトナム（最高人民裁判所）現地セミナー及び本邦研修」を取り上げております。当部原彰一教官から、同国の最高人民裁判所判事及び職員を対象とした同研修及び、2023年7月に実施された裁判官養成プログラム及び教授法の向上を目的とするセミナーについて御紹介いただきました。

海外出張の1つ目は、ネパール出張です。当部原教官から、家族法分野のRMの完成に向けてのワークショップの実施、同国への支援の方向性の調査について御紹介いただきました。

2つ目は、モンゴル出張です。当部後藤教官から、本年1月に実施したモンゴル国立法律研究所における児童に対する犯罪に関するワークショップの開催等について御紹介いただきました。

3つ目は、ラオス出張です。坂本達也前国際協力部教官から、本年2月に実施されたラオス法整備支援に関する現地セミナーについて御紹介いただきました。

4つ目は、東ティモール出張です。荒川豊前国際協力部教官から、本年2月に実施された司法省及び土地財産委員会における今後の法整備支援の活動に関する意見交換、法律司法研修所におけるセミナーについて御紹介いただきました。本出張は小職も参加させていただき、非常に感慨深いものでした。

「専門官の眼」では、糀谷昌昭統括国際専門官から、ICD予算の推移について、御自身がアジ研主任専門官として勤務されていた当時のアジ研予算と対比する形で御紹介いただきました。

「各国プロジェクトオフィスから」では、各国のJICA長期派遣専門家から、現地での出来事等についてそれぞれ御紹介いただきました。

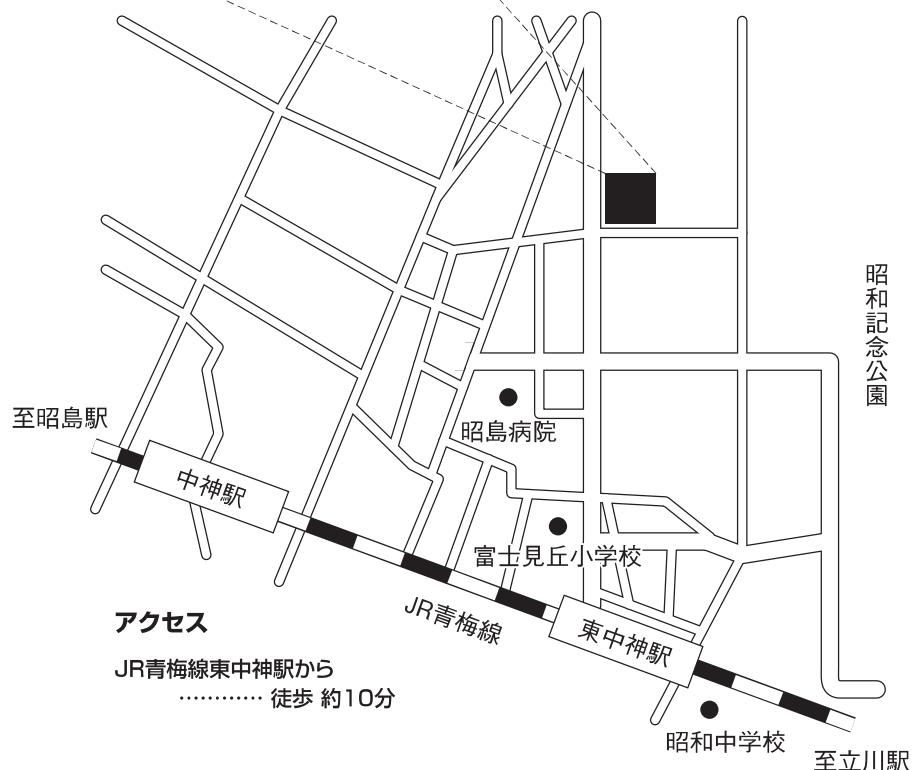
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門国際専門官  
矢 口 昌 宏



法務総合研究所国際協力部  
(国際法務総合センター 国際棟)



## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

---

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号  
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : [https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)  
メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2024年7月



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。